

# 平成27年知立市議会 3月定例会予算・決算委員会記録目次

|                                      | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| 3月10日(火)                             |     |
| 予算・決算委員会 付託……………                     | 1   |
| 企画文教分科会 所管分                          |     |
| 議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)        |     |
| 議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算               |     |
| 議案第26号 平成27年度知立市土地取得特別会計予算           |     |
| 議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)        |     |
| 議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)        |     |
| 市民福祉分科会 所管分                          |     |
| 議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)        |     |
| 議案第19号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  |     |
| 議案第21号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)    |     |
| 議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算               |     |
| 議案第24号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計予算         |     |
| 議案第27号 平成27年度知立市介護保険特別会計予算           |     |
| 議案第28号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計予算        |     |
| 議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)        |     |
| 議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)        |     |
| 建設水道分科会 所管分                          |     |
| 議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)        |     |
| 議案第20号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |     |
| 議案第22号 平成26年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)      |     |
| 議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算               |     |
| 議案第25号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計予算        |     |
| 議案第29号 平成27年度知立市水道事業会計予算             |     |
| 議案第31号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) |     |
| 議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)        |     |
| 議案第33号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |     |
| 3月12日(木)                             |     |
| 予算・決算委員会 建設水道分科会……………                | 3   |
| 3月13日(金)                             |     |
| 予算・決算委員会 企画文教分科会……………                | 45  |
| 3月16日(月)                             |     |
| 予算・決算委員会 市民福祉分科会……………                | 87  |
| 3月17日(火)                             |     |
| 予算・決算委員会 企画文教分科会……………                | 113 |
| 予算・決算委員会 市民福祉分科会……………                | 135 |
| 3月19日(木)                             |     |
| 予算・決算委員会 分科会委員長報告、質疑、討論、採決……………      | 157 |

## 平成27年知立市議会 3月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成27年3月10日(火) 本会議終了後

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員(20名)

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 杉山 千春 | 明石 博門 | 水野 浩  | 中野 智基 |
| 小林 昭弼 | 三宅 守人 | 田中 健  | 神谷 文明 |
| 高木千恵子 | 久田 義章 | 池田 福子 | 池田 滋彦 |
| 川合 正彦 | 永田 起也 | 稲垣 達雄 | 村上 直規 |
| 風間 勝治 | 佐藤 修  | 中島 牧子 | 石川 信生 |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|         |       |             |       |
|---------|-------|-------------|-------|
| 市 長     | 林 郁夫  | 副 市 長       | 清水 雅美 |
| 企 画 部 長 | 加古 和市 | 総 務 部 長     | 岩瀬 博史 |
| 福祉子ども部長 | 成瀬 達美 | 保 険 健 康 部 長 | 加藤 初  |
| 市 民 部 長 | 山口 義勝 | 建 設 部 長     | 塚本 昭夫 |
| 都市整備部長  | 加藤 達  | 会 計 管 理 者   | 鈴木 健一 |
| 上下水道部長  | 鈴木 克人 | 教 育 長       | 川合 基弘 |
| 教 育 部 長 | 石川 典枝 | 監査委員事務局長    | 平野 康夫 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|             |       |         |       |
|-------------|-------|---------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 島津 博史 | 議 事 課 長 | 横井 宏和 |
|-------------|-------|---------|-------|

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

### 事 件 名

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)  
議案第19号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第20号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
議案第21号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第22号 平成26年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)  
議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算  
議案第24号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計予算  
議案第25号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計予算  
議案第26号 平成27年度知立市土地取得特別会計予算  
議案第27号 平成27年度知立市介護保険特別会計予算  
議案第28号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第29号 平成27年度知立市水道事業会計予算  
議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)  
議案第31号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)  
議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)  
議案第33号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

---

午後5時00分開会

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は16件、すなわち議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号です。

16案件については、お手元に配付してあります議案付託一覧表第1号及び第2号のとおり、企画文教、市民福祉、建設水道の3分科会において、所管分をそれぞれ審査していただくこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次の予算・決算委員会は、3月19日木曜日午前10時より、本日に引き続き行いますので、本会議場に御参集ください。

なお、各分科会の審査の日時については、会期日程によりそれぞれお願いします。

本日はこれで散会します。

午後5時01分散会

---

## 平成27年知立市議会 3月定例会予算・決算委員会 建設水道分科会

1. 招集年月日 平成27年3月12日(木) 建設水道委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

|       |       |      |       |
|-------|-------|------|-------|
| 水野 浩  | 小林 昭弑 | 田中 健 | 池田 福子 |
| 村上 直規 | 風間 勝治 |      |       |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長      | 林 郁夫  | 副市長    | 清水 雅美 |
| 建設部長    | 塚本 昭夫 | 土木課長   | 岩瀬 祐司 |
| 建築課長    | 野々山 浩 | 都市整備部長 | 加藤 達  |
| 都市整備部次長 | 伊藤 俊司 | 都市計画課長 | 太田 知見 |
| まちづくり課長 | 尾崎 雅宏 | 都市開発課長 | 柘植 茂博 |
| 上下水道部長  | 鈴木 克人 | 水道課長   | 國分 政道 |
| 下水道課長   | 近藤 修司 |        |       |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 島津 博史 | 議事課長 | 横井 宏和 |
| 議事係    | 野々山英里 |      |       |

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

### 事 件 名

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)  
議案第20号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
議案第22号 平成26年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)  
議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算  
議案第25号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計予算  
議案第29号 平成27年度知立市水道事業会計予算  
議案第31号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)  
議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)  
議案第33号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

午前10時19分開会

○池田福子委員長

ただいまより予算・決算委員会建設水道分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は9件です。すなわち議案第18号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第25号、議案第29号、議案第31号、議案第32号、議案第33号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○風間委員

1点だけお願いします。

67ページ、才兼池整備事業138万6,000円実施設計委託料が減額されております。この説明をまずお願いいたします。

○都市計画課長

今の才兼池整備事業の実施設計委託の減額については、請負差金でございます。

○風間委員

そういうことですね。それで、どのような概要の実施設計が完成しておりますかね。

○都市計画課長

今、才兼池については、水辺の自然を感じながら散策できる空間ということで、工事のほうを平成27年度から3年間整備するというので、概要をまとめております。

○風間委員

平成27年から3年間で、どれぐらいの事業費がかかりますか。

○都市計画課長

今、概算でございますが、3年合わせまして、おおよそ5,300万円ほどでございます。

○風間委員

5,300万円です。今までもお聞きする範囲によりますと、親水してぐるっと一周できるようなね、そういう形にすると。そのほか特にPRできるような特徴とかその辺を教えてください。

○都市計画課長

基本計画で今、沿路の散策できるような形はつくっておりましたが、これをこの池が水の循環ということで、ここにかきつばた園のかきつばたが生息できる池をちょっと設けたいというふうには考えております。

○風間委員

これが平成24年にできた基本設計概要ですね。大変、才兼池の現状から入っておりまして、それで親水、天然資源、こういうものの重要性ですね、こういう保全すべき池、地区だという形の中で、上位に位置づけられた、そういう形の中で今回のこの流れがあるわけですよ。

それで、先にお話を聞くのは、かきつばたが生息できるような池、これは全体にそういうものを配置するということですか、この基本概要にはそういう部分は載ってないですね。新たに考え、検討されて、実施しようとしている、そういう部分ですね、今の特筆すべきところは。

○都市計画課長

そうですね。基本計画の時点ではなかったものでございまして、今考えておるのは、西北のほうにあずま屋を配しまして、そこに沿ったあたりに池の水面を上げてまして浅くしまして、ここにかきつばたが生息できる場所を設けるという形でございます。

○風間委員

大変地域性から考えた創意工夫のそういうスポットを入れていただけるというのは、大変地元としてもありがたいというふうに思いますので、ここは、ほんとに唯一の天然池、新林にもあります。か、1つね、ただ、ほんとに天然池としては非常に唯一の貴重な天然資源と、こういう流れの中で、ここは地域に愛されて親水的潤いのある公園化、こういう部分では大変、私は評価してるんですね。

これ、途中段階では共産党の皆さんから、今鉄道高架で大変お金がかかる時期に、こんなところにお金を使って何事だという批判もいただいたんです。私も途中どうなっちゃうかなという心配もあったんですね、これね。

ところが、私の強い要請や地元の強い期待感、こういうものに沿って、市もここは珍しくぶれずに初志貫徹でこのような事業化をしていただいて、もう3年計画で具体化されるというのは、大変私は感謝とお礼を改めて申し上げたいなと思っているんですね。

だからこそ、いろいろな意見がある中で、こういう形で経過してきている、そういう経過というのは、やはり投資効果ですね、きちっといいものをつくってやっぱりよかったじゃないかと、こう皆さんに各議員にも、地域の皆さんにも、知立市全体から見てもよりよいものができたなど。一遍行ってみるか。これに合わせて散歩みちも今までは才兼池まで逢妻男川から行って帰るというような散歩みちのルートをちょっと左のほうに行くと、イチゴ観光農園ができましたね。あっちのほうにも伸ばして、すぐそういう対応もしていただいて、もう点から線へ連携した流れの中で、こういう整備が図られているというのは、大変縦割り行政が得意な行政の皆さんにとっては、もうほんとに迅速な対応でね、きっちりと連携よろしくやってくれてるなということで、地元の皆さんにも、私そういう部分からもPRしているんですよ。

だから、今後もっともっとうこういうのを事業化して、今からそういう環境をつくっていくんだというPRのほうをちょっと強めていただければな。私も当然やっていきますけど、その辺のお考えをお聞かせいただければなと思うんです。

#### ○都市計画課長

もちろん、この設計内容をまずまとめまして、地元初め、議会関係者の方に一度案を提示しましてアドバイスをいただきながら進めていきたいと思っております。

それから、今おっしゃられるように、散歩みち、皆様がほんとに憩える場所ということで整備を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○風間委員

説明会を改めて開催はしていただけますかね。そこまでは考えていないですか。

#### ○都市計画課長

説明会のほうは、まだ考えておりませんが、まず区長初め、地元のほうへまず説明したいというふうに考えております。

#### ○風間委員

また新年度が始まって表敬訪問等もありますので、私もそういう流れを新しい区長にも説明させていただきながら、ちょっと寄らせていただくかもしれないですし、いろんな機会ですというPRを図っていただければと思います。

最後に、これはやはり八橋町、市長の地元のことです。一遍市長の見解をお聞かせいただいて質問を終わります。

#### ○林市長

この才兼池の公園につきましては、20年前から過去を見ますと御提案、議会の中でも出てたというふうに記録が出ております。

そのときにはボート場をつくったりとか、非常に大きな計画というふうに私、見聞きしておるわけですけれども、なかなかそうした大きなことはできないわけですけれども、これは地域の方、また、市全体にとっても非常に大切な池、景観整備、そして、しっかりと散歩みちを整備をしていくという大事なことかなというふうに考えております。

もう一つ、先ほどおっしゃられましたように、イチゴ農園ができた、そして、駒場牛田線の開通というのが大きなきっかけになります。駒場牛田線の開通させていただいたことによって、非常に周りの景観が変わってまいりました。散歩みちにとって、よりふさわしい形になっております。

あわせて、かきつばたであります。これから私も市一丸となって、かきつばたは知立市というよりも日本の宝だというふうに私、認識をいたしております。そうした中で、知立市に来ると、まずはかきつばただな、季節になると知立市に一歩足を踏み出した途端に、かきつばたの家とか道路そこかしこにかきつばたが見られる、そんな光景を描いておるわけでありまして、そうしたことの1つとしてもこの才兼池、まずは考えてまいりたいと考えております。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

続きまして、議案第20号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

続きまして、議案第22号 平成26年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中委員

当初予算について、何点か質問させていただきたいと思います。

まず一点目、これはほんとに市民も大変関心が強い予算の概要112ページ、上重原北部地区土地利用計画調査事業、今年度374万8,000円計上されておりますけれども、この内容について、再度お聞かせください。

○まちづくり課長

上重原北部地区でございます。その現状を少し整理させてお話をさせていただきます。

本年度の中で、地元の数名の方と率直な御意見を伺う、あるいは希望等を伺う勉強会を数回にわたって開催をしてきました。直近ですと先週の土曜日に全体説明会を開催させていただきまして、権利者の皆さん、地権者の皆さんの感覚というか、思い等を伺ってまいりました。

そんな中で、まだ今の時点ですぐに区画整理事業、あるいは市街化編入についても手を挙げて御賛成という状況ではございませんでしたが、以前の本会議の中でお話したように、少し固定資産税、都市計画税についての減免、あるいは補助等ということを議案として、あるいは提案としてお話をした中で、少し前向きな方もふえてきたのかな、そんなふうには感じております。

ただ、まだ時間等かかる中で、平成27年度につきましては、以前つくりました概要的な設計、区画整理設計をつくっております。ですので、それを少し今の時代というか、今の皆さんの希望を少し反映するような形の区画整理設計の見直しも少し考えております。

それから、まだ複数回にわたって説明会、勉強会、そういったものの開催も必要でございますので、皆さん方心配な部分についての御説明、あるいは土地利用についての希望をかなえた、そういった設計をつくっていく、そういったことに当委託費を使用していこうと、そんなふうを考えております。

以上です。

○田中委員

まず、予算の概要の中から、今の地域の肌感、伺おうと思っておりましたが、今、まちづくり課長のほうから、勉強会は何度か開いて、先週末にも説明会を開かれたということなんです、ここは大変多くの地権者の方がおみえになって、今、若干言葉の中で数名という言葉が触れられたものですから、そこら辺の部分が、もちろん大きな地主と小さな地主とばらばらがあるものですから、今そのお話しされてるのは、比較的大きな地主とお話されてるというような感じなんでしょうか。

○まちづくり課長

所有という概念ではなくて、例えば、地区にお住まいの方、あるいは以前少し後ろ向きな方、あるいは地元の区会等に出てみえる方、そういった方、土地の持ち方というより、人としていろいろなタイプの方を選ばさせていただいております。

以上です。

○田中委員

地権者ということではなくて地域のリーダーと言われるような方たちなのかな、そういう方たちをこちらのほうから人選してということで、特に前回後ろ向きだった方にもそういう税制の措置を検討しているという部分では、少し雰囲気が変わってきているということだと思います。

もちろん、ここは区画整理をすることとか、市街化編入することが目的ではなくて、その後の土地利用をどうしていくとか、それがどう知立市の活性化につながっていくかという部分が非常に重要。その前段階として、やはりこの見通しが立たないことには次の話がなかなかできないという部分もあるんですけども、やはりここに関しましては、もう既に市内だけではなくて市外、下手すると県外にも、ここはほんとに重要な、いわゆる国道が交差する交通の要衝でありますし、そんな中で、すぐ隣がトヨタ系の一大企業のすぐ会社の敷地になっている。非常に交通の通りも多い、人も多い、まだまだ地域的には発展する地域という部分の中で、土地利用の部分に対しては、ものすごく問い合わせが多いというか、今あそこどうなっているの、あそこいつごろ開発できるの、い

つになったらあそこに入れるのみたいなことはすごく要望としてはあります。

そんな中で、もちろん私もまちづくり課長にもお話しさせていただいたこともあるんですが、やはり見通しが立たないことには、なかなか前向きな話ができないという部分もあるんですけども、前回の委員会のときも少し伺ったんですが、今後の、まちづくり課長の肌感でも結構なんです、どういうシナリオで進んでいくかというような部分、もしお話し聞けたらお聞かせください。

○まちづくり課長

この場で工程的なものについて、ちょっと触れるには少し早いかと思いますので、少しラフな工程ということでお願いをいたします。

まず、一番最初にやるべきこと、地元の調整以外で考えますと、この地区多くが農振地区になっておりますので、まず農振除外についての感触等が一番まず最初のハードルになるかなと思ってます。これについては、近々で国等、あるいは県等との協議を始めようと思っております。

その次に、市街化編入ということになります、愛知県のほうでは10年に一度の一斉見直しがございます。これが前回は平成22年、次は平成32年を予定しておりますが、これについては変更があるようなことを、少し前倒しがあるようなことも若干聞いておりますので、その市街化編入のタイミングというのをまだしっかりわかっておりませんが、それに乗りおけると非常にまたブランクの期間が出てしまいますので、今から2年程度の間で市街化編入についてのめど、あるいは申請等をしていくということを逆算してまいりますと、平成27年度というのは非常に地元の同意をとる中で重要なタイミングかなと思っておりますので、その後は組合設立に向けたまたハードルというのが出てきます。

このハードルというのは、地元の御同意をいただく、そういったハードルございますので、ちょっと余り具体的な工程については申し上げられませんが、そういった2つ、3つのハードルを越えていくための工程を今後考えていく、あるいは

整備していくように考えております。

以上です。

○田中委員

今、3つのハードルお話しいただきました。1番目、2番目については当局のほうに常にアンテナを高くして頑張っていたとある部分があると思いますし、この部分について、3番、御当地にお住まいの議員の方も、きょう委員会に出席されておりますけれども、そういった方ともしっかり連携とりながら、ぜひ地域を一つにまとめて、ほんとに知立市に残された最後のユートピアとも言われておりますけれども、ものすごい可能性を秘めた、もちろんこれから知立市は駅周辺の開発もしなければいけません、一般の民間の方たちにとって、1つの非常に大きなビジネスチャンスとも言われておりますので、ここは、ぜひ市長もトップダウンでぐっとねじを巻いて頑張っていたきたいなと思っておりますが、市長、御所見いかがでしょう。

○林市長

今、田中委員おっしゃられましたように、しっかりとこれやってまいりたいと考えております。

1つ、田中委員の中で、26ヘクタールの恩田地区、確かに唯一の、そこらあたりが私は知立市はどこをとってもいいところでありますので、時間軸で考えて何年スパン、先ほど10年、20年という、例えば10年ですと恩田地区、また、その次ですとどこというですね、そこらじゅうがいいところですので、そういった視点でもこれからも考えて、いずれにしても、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○田中委員

ただいま市長から、ここだけではなくほかにもまだいい土地があるから、どんどん開発していくというような趣旨の発言だとちょっと拡大解釈なのかもしれませんが、ほんとに知立市は、地域的に非常にコンパクトなまちでありますけれども、近隣に非常に豊かな自治体を持っておりまして、そこにはもちろん豊かな自治体ですが、豊かな企業もありまして、発展するチャンスというの、ほ

んとたくさんあります。そういった部分でも、この間、総合計画のときにも少しお話をさせていただきましたけれども、この部分については、先ほど、まちづくり課長が、まさに今、力を入れて10年に一度の市街化編入について前倒しのここを逃したらなかなか次のチャンス難しいかなという部分もありますし、そこはぜひしっかり国・県とも連携をとってやっていただきたいなと思っております。

このことについて、少し触れ過ぎるとまた問題があるかもしれませんが、この土地利用について、1つ大きなお話が出てくるかと思っております。商工会長のほうからもコメントが出てたり、新聞にも載ってたりしてましたので、多くの皆さん御存じかと思っておりますけれども、コンベンションセンターをあそこの地域に持ってきてはどうだというような動きも出てきています。動きというか、話が出てきてるんですけども、そんな話については、もちろん当局の方も耳にされていると思いますが、どういう情報をつかんでいच्छやるか、ちょっとお聞かせください。

○まちづくり課長

たしか昨年の10月ごろに、知事のコメントというか、意見ということで愛知県内に日本一のコンベンションセンターを誘致したいということの記事として見ました。

その後いろいろな会等で商工会長のほうが、ぜひ知立市にという、そういったお話も伺っております。そんな中で、県等にも伺って、そういったお願いをしているということ、私どもも承知をしております。

ただ、まだ愛知県の方は、場所ですとか規模等、そういった整理を平成27年度の予算にて行うと伺っておりますので、ちょっと知立市にとってどうなのかというのは、まだ私どもとしては判断できる状況ではないと考えております。

以上です。

○田中委員

もちろん、まだ市が動くような段階ではないかと思うんですけども、これも1つこの土地利用に

ついで動きであるということは確かですし、情報としてのキャッチーな部分でいくと、いわゆる日本最大の国際展示場を知立市につくろうというのは、多分非常にキャッチーな情報、私自身も最初、こんな小さなまちに日本一の大きな施設なんてって逆に思ったぐらいなんですけども、見方を返せば、非常にインパクトのある発想だと思いますし、もし実現できたとしたときの経済効果であったりとか、これからの交流人口であったりとか、その知立市という名前が、国際展示場ですから日本だけでなく世界中にまで。実際そういうところで何やるのって話をよく聞かれるんですけども、今、東京ビッグサイトでやっているような、幕張メッセとかああいうところやっているようなイベントを全てこれから経済の中心地である愛知県に持ってくる、例えば東京モーターショーであったりとか、コミケのイベントであったりとか、最近皆さん御存じだと思いますけど、ネット系のああいうイベントであったりとか、ああいうものも持ってこれるなんて話になったときに、それのもたらす今回の10万平方メートルですか、国際展示場の経済効果でいくと、もう何千億円という金額を出している研究所もあります。

そういった部分では、全く夢物語みたいな話ではなくて、知事自身はやってみようという思いがあって、これから候補地の選定に入っていこうという話に今段階としてなっているようですので、例えば、最終的に、こんなネガティブなことを言っただけなんですけど、選ばれる選ばれないは別にしても、幾つかの候補地の中の1つの俎上にあがるだけでも、私はその土地の付加価値がさらにぐっと上がるわけですし、ぜひそういうことについてはアクションとしては起こすべきではないかなと思いますけども、これはまちづくり課長では多分大変だと思いますので、副市長、市長、ちょっと御意見をお聞かせください。

○清水副市長

上重原北部地区、これは今のお話があるように、非常に交通の便も含めて、知立市の愛知県の中の位置、日本の地図の中での位置づけからいって

も非常にポテンシャルの高い、そういうお話が出るということはそういうことだというふうに思っております。

そういうことでありますけども、今、まちづくり課長が申し上げましたように、愛知県知事としても、そういった構想を今掲げられましたけれども、まだまだ今後どのような工程でそういう作業が進むのかということも、私たちも全くまだ承知している段階ではございません。そういったことがございますので、そういった情報収集はしっかりしていきたいなど。1つの北部地域の活用として、いろんな考え方がある中の1つだろうというふうには認識をしております。

それと、もう一つは、先ほどまちづくり課長が申し上げましたけれども、この地域のいろんな方たちとのいろんな勉強会、いろんなことも今やっておるわけですけども、何にしても地権者の皆さんの御理解がないと、これは全く進まない話だというふうにも思いますので、その辺の勉強会の中でも、そういった具体的な情報があれば、そういったものも話題にしながらコンセンサスが得られるものであればそういったこともあるのかなという認識でございます。

○林市長

いま、副市長が申し上げましたとおりであります。あそこの地域は、御案内のように総合計画でも位置づけさせていただいて、3つの目的ですね、経済効果、税収効果、そして、雇用確保というそれらの効果を目指す、そうした意味でどうした施設がいいかな、民間施設がいいかなと、そういうことを考えていくわけでありまして。その選択の1つとして、今、ビッグサイトのなそういうようなもの、それを県がもし選択してくれるとなれば、非常に県が進めていただくとありがたいなど、私は個人的には考えるわけでありまして。

いずれにしても、100人前後の地権者の方がいらっしゃるわけでありまして。それぞれ思いがあるわけございまして、そうしたことのやはり御理解を踏まえながら丁寧に進めていくということも大事な事かなと考えております。

○田中委員

比較的前向きな答弁だったと。どっちかという、最初そういう話が出たときには、私自身も含めてですけど、まさかねというような思いがあった部分の中で、市としてもしほんとにそういう話があるのであれば、それは1つの課題として検討するという部分においては一步前進かなという部分に思います。

実は、やっぱりこの情報というのも、知立市ということではなくて、国際展示場というものについては各自治体やっぱり色めき立っております。刈谷市のほうからもそういう声も出てきておりますし、そういった意味では、これからどんどんライバルが出てくる中で、環境としては私は知立市のあの地域というのは、やはり車の便とか、あと、近隣の企業の状況なんか見ても、非常にいい場所だと思いますので、チャンスとしてはあるんじゃないかなと。あとは、今言われた地権者の問題であったりだとか、市の取り組みの部分であったりとかという部分がありますので、ぜひそのことについても常に頭の片隅にしっかり置いていただいで計画を進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

この北部地区については、現時点では余りこれ以上詳しく聞いてもなかなか難しい部分があるのかなという部分があるんですが、やはり将来的に10年後、例えば20年後あの地域がどうなってるかなということを想像したときに、ほんとに知立市の隅で刈谷市との市境の部分になるんですけども、商業的にも非常に活発な地域になるのかなという想像しておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひします。

続きまして、予算書の199ページ、少しちょっと飛びますけれども、確認です。道路維持補修事業の部分についてなんですけれども、これにつきましては、当初の説明のところでも区長からの要望の中でやる事業も含めてとありますけれども、確認という部分で、この道路維持補修事業の内容について、再度御説明をお願いいたします。

○土木課長

いま、田中委員の御質問ですけれども、道路維持補修事業ということで、その中には修繕料、設計委託料、道路維持修繕工事費ということと補修用材料費が全て含まれております。

修繕料につきましては、緊急修繕、危険等発生しておる状況の報告がありましたところについて緊急的に修繕するというもので50万円以下の修繕について対応していく費用でございます。

設計委託料につきましては、区から要望がありました要望工事について、その設計を年に100本以上あるんですけど、その部分のうちの20本程度を業者に設計委託しまして工事設計を行うという費用でございます。

道路維持修繕工事につきましては、土木工事申請対応工事費ということで、年間100本程度の認定工事についての工事費を計上させていただいております。

補修用材料費につきましては、要は、緊急に道路パト等で穴ぼこを見つけると補修するためのレミファルトとか、そういった材料を購入する費用を計上させていただいております。

以上です。

○田中委員

この中には緊急用のものも含まれてると。比較的知立市16平方キロメートル、コンパクトな部分はあるかと思うんですけども、危険な箇所であったりだとか、そういうことについてお願ひすると比較的早く反応していただけるなという部分では、非常にありがたいなと思っております。

ところが、市内にある道路というのは、全て市道ではないわけですから、国道、県道もあつたりします。ところが、市民から見ると、あの道路は市道だよ、あの道路は県道だよと。国道はさすがに知ってる方は国道という認識あるかもしれないですけども、あそこの壊れたの、いつまでたっても直してくれないねっていう話があるんですね。このことについて、以前少しお願ひはさせていただいて、実は建設部長のほうからも、年度内には修繕何とかできると。これ実は県道の話です。皆さんも御存じだと思いますけど、安城市の篠目か

ら安城八ツ田知立線のところの県道のちょうど八ツ田と篠目の境のところにある交差点、信号のある交差点なんですけれども、あそこが2年ぐらい前に交通事故があって、歩行者が田んぼに落ちるのを防ぐガードパイプが壊れたのが、もう2年ぐらいずっと放置されてて、私も気づくのが遅かったということもあるんですけども、お願いして、あそこは県道だから県の対応ですよということで確認をしていただいたら、すぐやっていただけということで、工事をやっていただく前の日に一度多分、検査にみえて、翌々日に工事をさせていただくその間の日にまた事故があって、今度は反対側のガードレールを落としてきました。

実は、その反対側のガードレールが落ちてる状態のまま、こちら側のやつだけ直して帰って行ったものですから、これまた市民の側からすると、目の前に落ちたガードレールがあるのに直さないで帰ったってどういうことだっていう話になるんですけども、実はあれは県の管理で、ちょっと手続があって、一応説明はするんですけども、今回の件も、もちろんこれは皆さんがということではなくて県の話ですのであるんですけども、例えば、前の工事についてもそうだったんですけども、何で直さなかったという部分の確認をしたときでもちょっとその説明の経緯、もしよろしかったら。なぜあれが直すのがあんなにおくれたのか、県道のあちら側の前のほうのやつですけど、それ御説明いただけますか。

○土木課長

今、田中委員の御質問のありました防護柵につきましては、田中委員から以前問い合わせがあって、県のほうに確認させていただいて、早急に直していただきたいという要望をさせていただいた中で、県としまして、基本的には損傷を与えた原因者負担で直すのが原則ということの中から、やはり事故を県のほうから警察のほうに照会をかけて原因者の特定をするまで、やはり手はつけないというのが基本方針です。

そんな中でも、通行に支障があるとか、事故を誘発するような状態のままというような場所につ

きましては、やはりそういったのを並行に進めまして、修繕はかけていくということはお伺いしていますけれど、先ほど田中委員が言われた当該箇所については、基本的には防護柵があげさ言えば寝ておるといぐらいの状況で、特に通行に支障を与えると、事故を誘発するということのないということ中で、県としても、県道管理区域にそういった箇所が何カ所もあって原因者が特定できないというふうになると、やっぱりある程度箇所を集めて業者発注していかないと、業者にその都度その都度発注すると、基本的に工事費も膨らむということがあるものですから、そういった箇所については、ある程度の期間を置いてためて修繕を順番にやっていくということで、その箇所については1年近くかかってしまったということで報告をいただいております。

以上です。

○田中委員

要するに、事故した相手がなかなか特定できない場合というのは、直すまでにちょっと時間がかかってしまう。ある程度固まってきたらまとめてやるよということだったので、少しかかってしまうと。逆に言えば、動いていただいて、大変ありがとうございました。

これ、例えば県道の場合というのはそうなんですけど、同じようなことが市道であった場合、あれが例えば市道で、市道の防護柵が落ちてましたよと、これも手続的に同じなんですけど、壊した人を特定するまでは、とりあえず放置しておいて、特定できたら直す。特定できない場合は、ある程度同じ地域のって、それは同じなんですか。そのルールという部分でどうなのでしょう。

○土木課長

基本的には県と同じ考えで進めております。

○田中委員

であれば、やはり特定できないとちょっと直すまでに時間がかかってしまうよということがあるということなんです。わかりました。

今回のことについて、やはりこれは別に市道、県道、住む人にとってはどちらも同じ道路という

部分なので、我々気づけばもっと早くお伝えすべきだったことすし、逆に、お伝えすればすぐ動いていただけるので、ちなみに、今回の第2波のほうなんです、あちらのほうの修繕について何かお話というのはありますでしょうか。

○土木課長

この議会の前に田中委員のほうからお問い合わせあったものですから、再度県のほうに確認させていただいたところ、そういった中で、今回残っている部分については、前回と同じような対応をしているということで、県のほうは動いておるということでございます。

○田中委員

もうしばらくお待ちくださいということだと思いますけれども、できるだけ早く。ただ、多分突っつけばやっていただけるような感じも感触としてはありますので、私も事あるごとに話したいなと思うんですけども、これは県のほうは、そっちは関係ないんですよ。わかりました。そういう部分では、しっかりやっていただきたいなと思います。

この道路の部分なんです、道路パトロールでなかったでしたっけ。その道路の安全パトロールみたいなことしてなかったでしたっけ。

○土木課長

道路パトロールについては、公園パトロールと同じく、緊急雇用で臨時職員を雇ってパトロールをしております。

○田中委員

当初予算でどこか入ってますよね。そういう方たちというのは、そういうのは発見してお伝えするとかということ、そういう仕組みというのはどういうふうになっているんですかね。

○土木課長

道路パトロールについては、基本的に午前中、公園パトロール、午後から道路パトロールということで、2人で1班動いております。週に毎日行っております。その報告につきましては、帰ってきてからその担当の部局に報告をして内部決裁をいただいております。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時08分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

先ほど発言させていただいたのを訂正させていただきますと思います。

道路パトロールは午前中で、公園パトロールは午後ということをお願いしたいと思います。パトロールの職員につきましては、当初は緊急雇用で始めましたけど、現在は臨時職員ということで行っております。申しわけありませんでした。

○田中委員

予算書の193ページのところでですね、8款土木費1項土木管理費の1土木総務費の005、3列目の臨時職員賃金、これが今のパトロールの部分になると思うんですけども、この道路パトロールの対象というのは市道のみなんですか、お聞かせください。

○土木課長

基本的には市道を重点的に回っております。

以上です。

○田中委員

例えば、今回の部分というのは県道に当たると思うんですけども、でも事故があったり道路に損傷がある、道路だけのパトロールなのか、道路に布設する、さっき言ったガードパイプとかそういうものもパトロールの対象になるのか、そこをお聞かせいただけますか。

○土木課長

道路パトロールという名目でございますが、パトロール自体、市道のほか排水路とか放置自転車とか全てを見回って実施しております。

なおかつ、県道とかでそういった放置自転車とかそういったものがあるとか、大きな損傷がある場合は、報告を受けて、うちのほうからその県のほうに報告させていただいて対応をお願いしてお

る状況でございます。

○田中委員

であれば、今回のやつも私が言う事前から、もう既に情報は入っておったわけですね。わかりました。であれば、今後もしっかり地域、区長からもたまにお話があって、区長もそういう市道・県道のなかなか区別がつかない部分がありますので、またしっかり連携組んでお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、連続立体交差事業のことを少し伺いたいなと思います。

この件については、一般質問、本会議質疑等でもたくさんの議員からお話がありました。やはり市長申し上げるとおり、100年に一度のまちづくりという部分の中で、これから莫大な事業費を投資してやっていくわけですが、さまざまな課題について話があると思います。委員会ですので、ちょっと詳細になるかもしれませんが、確認をさせていただきたいと思っております。

まず一点目、事業費削減についての取り組みについてでございます。中では130億円から23億円削減して107億円になったよという、知立市の負担分という部分についてお話がありましたが、その23億円の中で、11億円と12億円に中身としては分けることができると思います。

1つは、いわゆる国のほうの負担割合の見方の変更による削減、これはどっちかという知立市の努力という部分、全くないわけじゃないと思っておりますけれども、仕組みが変わったことによって削減できた。それをひっくるめて同時だったので23億円頑張ったよというPRするのは結構だと思うんですけども、1つ、乗り入れ線のもう片方の部分ですね、その中3階か中2階の部分の費用については県のほうで負担してもらうよ。そこはほんとに純粋な努力の部分かなと思うんですが、今後さらに事業費削減について、今どのような取り組みをしている、もしくはどのような取り組みを今後検討しているか、あったらお聞かせください。

○都市開発課長

連立事業費の削減でございます。今、田中委員

が申されましたとおり、23億円県のほうから特別な御配慮をいただきまして、削減をしていただいております。その内訳といたしましては、11億円がやはり国費、社会資本総合交付金の補助率の変更がございました。

そして、残りの12億円に関しましては、中3階の相互乗り入れの回数と、それと、直通機能の部分を広域性があるということから削減をさせていただいております。

それと、今後の事業費の削減でございます。今回、三河知立駅移設に関しまして、既存の位置よりも平面におろしたほうが事業費が削減できるという、それも1つの削減という形の中で進めさせていただいております。この三河知立駅の移設に関しましては、削減だけではございませんで、北部のまちづくりについてということでも説明させていただいておりますけれども、この連立事業費の1つの削減の効果が出るものということで進めさせていただいております。

また、今後この事業を進めていく中で、当然そういったコスト削減については検討はさせていただくこととなりますけれども、まだ今現在のところ、まだこれといった形の削減についての案というのはございません。今後進めていく中で、いかにコストが削減できるかということを検討していくというものでございます。

○田中委員

今お話しいただいた三河知立駅の移設については、今の時点で2,000万円ですかね、効果額として。大きな削減が見込める、比較的大きな事業かなと思ったんですが、ふたを開けてみると、最初4,000万円とあって、そのあと2,000万円という形で、もちろん一円たりとも下がる部分に関しては削減効果はあるということなんですけれども、思いのほか大きな効果にはならなかったという部分の中で、今お話しいただいた現時点では、事前の策はないということであった場合、やはりもともとの金額については、大変市にとっては大きな負担をかける部分の中で、億単位の事業費削減ができるようなことをやはり考えるべきではないか

などといった部分の中で、これまでも再三、議員のほうからもお話があって、当局のほうにも強く要望している、いわゆる県・市負担割合2対1の実現ということについては、これは市のほうは今それを組上にあげると県のほうが予算がつかなくなると事業が進まなくなるというような話もあるんですけども、それはそちらの都合というか、実際にそういうことは言われたのであれば、またそれはそれで大問題の話だと思うんですが、言ったらそうなるんじゃないかなということ、ちょっと及び腰になってしまってるという部分かと思いますが、これは、やはり我々知立市の、特に我々議会というのは市民の代表としてこの場に立たせていただいている中で、事業費削減に対して、2対1というのが全く法律的に根拠がない話であればむちゃくちゃな話なのかもしれませんが、そうではないという部分の中で、市民の耳にももちろん入ってる話ですから、なぜそれが実現できないんだということをやはり強く言われます。

それについて、我々が皆さんの代弁じゃないですけど、皆さんの話を聞いた中で、市はこう言ってるんですよという話をしても、なかなか市民は納得しない部分があるんですよ。この2対1の部分、もう一度、なぜこれが実現しないという部分もそうなんです、その2対1に対しての働きかけがいま一つ腰が入らない部分というのをもう一度、理由をお聞かせください。

○都市開発課長

連立の負担割合についてでございます。この負担割合につきましては、議会でいろいろ御審議いただいております、御意見もいただいております。そういった中で、平成24年の1月23日ですね、愛知県知事のほうへ市長、正副議長を初めとした形で要望書を提出しております。

そのときの知事の回答といたしましては、やはりこの連立事業、県がこれまで実施してきた連立事業の経緯から考えると、今、直ちにその負担割合を見直すということではできないという回答をいただいております。

ただし、それはある程度、今後国の制度改正を

考えて、そういった国の制度の改正の動きを捉えながら社会情勢の変化を見てさらに検討していただけという回答をいただいております。

したがいまして、現在のところ、その知事からいただいた回答が現在はそれが愛知県からの回答というふうに解釈をしております。

○田中委員

今お話あった、県の立場としてはそうだとすることで、もちろんそうです。これは県事業なわけですから、知立市で行っているものであっても県事業という部分の中で、県としての当然県の財産を守る宿命があるわけですから、そういうお話をするのはもちろんわかると思うんですが、それに対して、いやいや、困ると。知立市はこうだよという立場をどの程度主張されているのか、その部分をお聞かせください。

○都市開発課長

市としての立場ということでよろしいでしょうか。やはりこの負担割合に関しましては、当然、市民の方、議会からの要望としてもございますし、2対1については要望を重ねていきたいというふうに考えておりますが、むやみに先ほども言いましたように、なかなか県との調整のこともございますし、この連立事業、非常に複雑に官民一体となった3者共同で進めている事業でございます。

そういった中で、事業の進捗がおくれるような言動については注意を払いながら、そういったことについては要望に対しては要望という形で進めさせていただきましても、そういった状況を踏まえた形の中で、今後、進めていきたいというふうに考えております。

○田中委員

ぜひ続けてください。もちろんこれは県の事業であっても知立市と、市と県が協働で進めるもの、もちろん民間も関与しているという部分の中で、しっかり同じ方向を向いて足並みそろえてやっていくことは重要ではあるんですが、そうはいっても、やはり市民の大事な税金を守る、有効に活用して事業を進めていく、少しでも有利な環境、条件を整えていくということは大切な務めだと思

ますので頑張ってくださいなのですが、ちょっと言葉の揚げ足を取るようで申しわけないのですが、先ほどの話の中で、今直ちにということと国の制度改革という2つのキーワードが頭の中に乗ったんですけども、具体的に国の制度がどの制度がどう変わるとかという何か具体的な事例はあるんですか。

○都市開発課長

申しわけございません。余り私たち、そこら辺のところを認識はございませんけども、たしか、国の直轄の事業というふうな流れが起きた時点ではこういった制度も見直されるというふうに私、認識しております。

○田中委員

またちょっと私も勉強不足で、ただ単に質問してるだけなので、ちょっと私も勉強させていただきたいのですが、要は、常に皆さんもちろんされていると思うんですけども、ちょっと残念だったのが、事前の策がないということが非常に残念だったんですね。事前の策として事業費削減について次の矢はこれだと、その次の矢はこれだと、その次の矢はこれだということが常に頭に中にある、もちろん事業を進めていくこともすごく大事なんですけども、我々からすれば事業費を削減することも同じぐらい大事という部分の中で、やはり頭の中にいつもそのことを考えてアンテナを張ってということも私は大事じゃないかと。もちろん我々議員もそういう職責あるわけですから、常にアンテナを張ってまたこれはどうだという話はしていくべきだと思うんですけども、ぜひその部分。

もう一点。これも先輩議員からもずっと話があった事業費削減の部分については、透明性の確保、それをすることによっての事業費全体の削減、これも非常に重要な部分で取り組むべきアクションだと思います。このことについても、現在確認を含めて今の現状をお聞かせください。

○都市開発課長

先ほどの事業費削減についての具体案というものでございますけども、確かにこれといった形で

のこういった形に変える事業の変更してのという形のものはありません。

ただ、今、工事を進めていく中で、その工法、そういったものの検討も毎月名鉄、愛知県、私どもと三者でそういった会議の調整会議みたいなものを行っております。そういった中で、いろいろな事業の手法等を検討して行って、そういった中で、ある程度削減ができるものを削減していくという形で検討はさせていただいております。

まだちょっと正式な決定ではございませんけども、名古屋本線の取り付け部分の工法を一部変更するとか、そういったことで事業費の削減が図れるものという形のことも今、検討をさせていただいております。

それと、透明性の確保についてでございます。透明性の確保につきましては、これは毎回議会のほうで報告させていただいておりますけども、同じような答弁になってしまうかもしれませんが、やはりこれは国のほうで鉄道事業者と国で定めました鉄道委託工事の透明性確保に関する申し合わせ、この申し合わせの中で実際、今の名鉄鉄道事業者は実際にその申し合わせ事項に基づいた形の中で動いていただいております。

そういった意味で、それ以上の透明性を求めるということになりますと、やはりこれは国に対しての要望、今のこの申し合わせ事項に対してのそういった形のさらなる透明性を要望すると、そういったことで今後も国へ働きかけていくことがこの透明性確保につながるものではないかというふうに考えます。

○田中委員

確認させていただきました。もちろん今、そういったいろいろな事業費の削減について検討しているという部分、鉄道事業者のほうでも検討しているという部分。

もう一点が、透明性の確保の部分については、もちろん民間の企業という部分はあるはあるんですけども、それを民間の企業である以上、利益を確保する企業である以上は、非常に重要なことではあるんですけども、公共事業、これも一般市

民のイメージなんですけれども、特にそういった公共事業については無駄があるんじゃないかという部分に対して、そうではないではないですよということをお示しすることも事業そのものですよね。その見積もりの透明性という部分よりも、そういった部分にもつながっていく部分ではないかなと思います。見えてくる部分がやはりないと、逆になぜそんなに隠そうとするんだというふうに市民から反感買ってしまう部分もありますので、今後もその努力は続けていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

重要な部分で、連続立体交差事業の話はそれぐらいで、駅北地区の市街地再開発事業、予算の概要の86ページのところです。これも一般質問、質疑等でも話が出ました。今年度の1億4,600万円ですね、予算額。この内容について、もう一度お聞かせください。

○まちづくり課長

平成27年度の駅北地区再開発事業についてでございますが、まず大きなものとして、3つございます。まず、実施計画、詳細な施行するための設計の費用、2点目としまして、権利返還、これは関係者の皆様がお持ちの土地の権利を新しいビルの商業、あるいは住宅の床にかえるという、こういった返還をします。これの登記等の作業。

それと、今の関係者の皆さんへの補償、例えば仮住まい、あるいは家賃収入が減収することによる補償、こういったものを合わせまして、それに対する行政側からの補助金になります。

以上です。

○田中委員

これも今回の駅周辺の部分の中では、1つ大きなランドマークとしてイメージ図もできて、組合もできてと、いよいよという部分だと思うんですけども、まずこれ1点なんですけど、これは再開発ビルの建設に伴って、現在32店舗という数字を多分合ってると思うんですけど、一時撤退ということになるんですけど、この32店舗の今後の動きについて、何か情報を持ってたらお聞かせください。

○まちづくり課長

田中委員言われるように、再開発区域内に今32の店舗、事業所があります。実際に建物と事業者がイコールというのは3事業者、あるいは4事業者程度です。あとはにつきましては、たな子というか、賃貸をされて事業を進めておる方になります。

まず、その建物所有者イコール事業者につきましては、确实なのが1つの事業者が再開発ビルの中に営業継続をされる、そういったことを聞いています。あとのお二人の方につきましては、多分やめるんじゃないのかなという、これも先ほど話しました権利返還という中で答えとして出てくるかと思っておりますので、権利者イコール事業者については、そういった動きでございます。

それと、あとのたな子と言われる賃貸をされて経営されてみえる方のことなんですけど、多くの方は地区外に出られる、あるいはももとの家主が地区外に出られる方もございますので、そういった方については外に出られることになります。1店舗、2店舗ぐらいについては、この中、あるいは付近でという経営を継続、そういった希望を持たれております。

以上です。

○田中委員

今回のこのビル建設に伴う一度取り壊し、よくまちづくりをする過程の中で、まち壊しをするというお話なんかよくされるんですけども、比較的知立駅周辺の中で週末、金曜日の夜、土曜日の夜のにぎわいづくりに大変貢献していただいている地域だと思います。その中で、32店舗中、約3店舗か4事業者がイコール地主で、残りがたな子で、ほとんどの方が地区外に出ていってしまうという部分でいくと、やはり駅周辺の経済効果としては非常に大きなダメージがあるんじゃないかなと思うんですけど、例えば、我々はもちろん経済下の中において、そういう不安の声を聞く中で、その期間これが完成が平成30年度完成という部分でいったときに約2年半から3年ぐらいの期間そこに商業施設がなくなるといったときの知立市にとっての経済効果としてのマイナスって、何か試算

されていますか。

○まちづくり課長

商業上の損失については計算等しておりません。

○田中委員

もちろんつくる上では、クラッシュ・アンド・ビルドとよく先輩議員もおっしゃいますけども必要なことなので、やっていかなきゃいけない部分はあるんですけども、経済的な損失は間違いなくあるんですよ。そういう不安感がその地域から声として出てきて我々のもとに、その期間の間どこか近くで営業できるようなものを何か行政のほうでできないのかということなんですね。

これは結果的に市税にもはね返ってくる部分の話ですし、その周辺地域の経済、いわゆる人が来なければその地域に人が来ないわけですから、ついで買いもなくなるし、ついで飲みもなくなるし、ついで食いもなくなるしという部分では、地域としては大きな経済的なマイナスが出てしまうところなんですね。

先ほど特に、たな子の部分でいったときに、1店舗は同じ地域で近隣で、ほかは出ていってしまうよという部分で、出ていくのはもちろんそのたな子の自由なんですけれども、これは、たればの話になってしまうんですが、前、特別委員会的时候に太田川の駅周辺の視察に行かせていただいたときに、あのときには周辺の駐車場にプレハブ小屋を建てて、そこにたな子にその期間は営業してもらって、新しくまたまちができて上がったらそこへ移ってもらうという、いわゆるプロセス、計画の中でつくってやってたんですけども、そういうことというのは計画されたんでしょうか。

○まちづくり課長

まず、今のその32店舗の方、出られるという方なんですけど、多分再開発ビルと同じ商売の形としてまた戻ってくるということ、非常に難しいのかなと思います。どうしても家賃の問題もございませぬ。あるいは上層階のほうに住居になりますので、少し複合ビル混同をしてみたいと思いますので、商売については少しお住まいの方の利便施設、あるいはルール等で決めて入っていただく方も選別する必

要があるかなと思いますよ、今の形の方が同じように戻られる方というのは、非常に難しいかなと思います。

なので、仮設という概念は非常に難しいのかなということですので、例えば駅の東側のほうに、かなり少なくなってきたんですが空き店舗、例えば2階にお住まいをしながら店を閉められている方、そういった方の建物がございませぬので、ついでに住みかとか、ついでの営業場所を探すことではないと2度の移転が出てしまいますので、そういったことを私どもとしては考えております。

以上です。

○田中委員

新しい再開発ビルに関しては、上が住居になるので余り下がにぎやか過ぎても問題があるというふうなお話もあって、今、ほんとににぎやかな店舗がそこに集中しておりますので、なかなか入りにくいという部分もあるかなと思うんですけども、なので何か策がないか、今おっしゃったような、結局、東地区の空き店舗を有効活用してというところで、何人かはそういう話も検討されてるみたいなお話も伺ってはいるんですけども、やったことがないからただただ不安というだけの部分なのかもしれないです。

ほんとにあそこに今のにぎわいがなくなっちゃって、週末、知立駅どうなっちゃうんだろうという部分の中で、こういう手が打ってありますよと、にぎわいをなくさないためにこういう策もありますよというものがあつて、ある意味安心する部分もあるんですけど、今回については、何もないというような印象を持ってしまっているんで、その部分はやはり一緒に地域住民の方、事業者の方と、いわゆる行政が一体となって開発を進めていくという部分の中で、もう少し心配りとか、そういう部分があつてもよかったのかなという部分はするので、ここの部分については、今後も今の話でいくと、結局そういうものがあれば残った、ないから出ていくという意見ももちろんあるんですけど、そういうのが用意してあればやったんですけど、ないので、ちょっとほか行きますわという

ようなお話もありますので、そういった意味ではチャンスロスをしたのかなという部分があります。

今後この再開発ビルができていく中で、この87ページの右側に白黒ですがイメージ図があって概要があるんですけども、これも市民の方の意見ですので率直なそういう意見があるんだと聞いていただければいいんですが、何で19階なのという話をよく聞かれます。中途半端だねという話が聞かれるんですね。どうせやるなら20階にすればいいじゃないのという話を聞かれるんですけども、これは容積率の話だったり、いろんな予算上の話があったり、事業費の話があったりするのかもしれないんですけど、そういう意見があるので、率直にまちづくり課長の感想をお聞かせください。

○まちづくり課長

確かに私も、切りのいい20階というのもいいのかなというのは私自身の感想、あるいは意見でございます。

今、再開発組合のほうが先ほど言ったように実施設計を詳細設計をしております。その中で、建築基準法等の変更によりまして容積率に対象となる面積の考え方が変わってまいりました。その中で、少し容積に余裕が出てくるんじゃないかということ設計事務所のほうからの情報でありますので、例えば住宅の戸数、現在100戸で考えております。商業床につきましては1,800平方メートルぐらいで今考えておるんですが、少し大きな変更、例えば3階層も4階層も上がるということはないかと思うんですが、もしかしたら切りのいい数字、あるいは商業床としての変更というのが現行の法律の中で対応できる可能性もあるというふうに聞いていますが、ちょっとまだ整理ができておりませんので、また今後、御報告になるかと思えます。

以上です。

○田中委員

そういう要望というか、御意見もありましたし、確かに我々としても話しするときに19階立て、20階建てって、20階のほうが高いようなイメージがしますけれども、ぜひ切りがいいところで。

最近いろんな視察なんかで行かせてもらったと

きに、駅前にビルが建つてると階数数えて、これが30階、20階だとあそこら辺かなとかやるようになってるんですが、市民の中にも、だんだんこの情報も伝わってきて、特に住宅については3階から19階と今100戸という話になってるんですが、もちろんこれから具体的な実施計画ということでその詳細は決まってないと思うんですけども、広さはどれぐらいなのか、間取りはどんな感じなのか、そういう問い合わせも聞いたりします。今の時点で何か例えば当然いろんなパターンがあるかと思うんですけども、一世帯当たりの広さ、平均的にどういうものがあるか、間取りとしてこんなものがありますよという、もし情報としてあればお聞かせください。

○まちづくり課長

例えば、上層階にペントハウス的な30坪を超えるようなものとか、そういったお話もあるんですが、ただ、これは市場性とのバランスがありまして、当然広くなれば、あるいは上層階というのはどうしても人気が高くて、高く設定されると思いますので、あとは市場とのバランスの中で、多分単価掛ける平方メートルでこれぐらいの金額で買われる階層があるのかな、買われる方があるのかなという、これはある意味、プロの方の住宅ディベロッパーの御判断と設計との調整だと思います。

あと、一般的な階の部分でございますと、やっぱり90平方メートルを超える部分、あるいは70平方メートル台、そういったものがメインで、構成としては4LDK、あるいは3LDK、そういったものがメインになると考えております。

以上です。

○田中委員

中心になるものが70平方メートルで約3LDK、90平方メートルで4LDKぐらいが主力の間取りで、上のほうには、まさにペントハウスの話、情報として入ってらっしゃるみたいですが、私のところにも、やはりランドマークなんだから上層部にはそんなのあってもいいんじゃないのという話もあります。具体的なあれはあれですけど、そんなのあつたら、みんな取り合いになっちゃうん

じゃないというぐらい非常に場所的にすごくいい場所ですし、そういうものも1つ計画としてあるといいかなと思っております。

先ほどの部分の中で、ここの部分については、でき上がるものもそうですし、今あるところもそうですけども、バランスの部分がすごく大事かなと思いますので、ぜひ先ほどの階層についてもこれからということですが、実施計画、具体的に楽しみにさせていただきたいなと思っております。

あと、もう一点だけ、この再開発関連の部分なんですけれども、これは全体を通じて駅周辺の再開発部分に関して、ハードについては具体的にかなりいろんな部分が見えてきて計画も出てきて、図面も出てきてとわかるんですけれども、ソフト事業の部分についてお話がよく出てきます。

要は、具体的にそれをして、例えばどういうまちづくりをしていくのか、その言葉としてではなくて、もうちょっと具体的な部分でのソフトのまちづくり、こういう文化を持ったまちにするよとか、こういう色のまちにするよとか、この間たまたま、皆さんも御参加されたかと思えますけど、定住自立圏の講演会の中で、大学の先生が、まちづくりのデザインの部分についていろいろ話聞かせていただきました。すばらしいなと思ったんです。やっぱり道路に色を塗るだけでこんなにまちが変わりますというような具体的な事例で見せていただいたときに、なるほどというのをすごく感じました。

市長も最前列でメモをとりながら熱心に聞かれてたと思いますので、すごく印象として持ったと思うんですが、具体的に我々の要望としては、ソフト事業の部分について、事業者もそうですし、行政もそうです。議会がというのは別にいいんですけど、事業者、行政、市民が具体的に意見交換をする公式の場所、今回の一般質問、質疑の中で少しお話があったかと思えますけども、視察で行かせた部分の中で、周南市の駅周辺のデザイン会議というのを開いていて、それが公式の場所で駅の再開発、駅の開発を絡めて、どういうまちづくりをしていくのかというのを有識者と行政と事業

者と市民の代表とが公式の場で意見交換をして、よりよいものをつくり上げていくという会議を設置して、非常に私はすばらしい取り組みで、行政も最初は担当者の方が、最初は市民の方が出てきているんな言いたいことを言うけどもちょっと大変でしたという話も最初あったんですが、最終的にどういうところに落ちついたかというところ、でき上がったものについて、でも市民の声も反映しますということが堂々と言えるわけですね、行政に関する。市民の皆さんの声もいただいてこれができ上がりましたと。

だから、これは決して我々が単独でつくったものではなくて、市民と一緒につくったものです。どうぞとやるわけですから、なかなか市民としても受け入れやすくなっていくという部分では、言われるのは嫌だという部分もあるかもしれませんが、それを受け入れて実現させたときには、今度はそれをほんとに市民と一緒に二人三脚でつくったものと堂々と提示できるわけですから、ぜひ公式のその協議の場、話し合いの場というのをぜひつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○都市開発課長

ただいまの委員からの御質問の件でございます。駅周辺のまちづくり、あるいは駅前広場、そういった形の中でのデザイン、コンセプト、そういったものに関しては、私どもも今から駅前広場、知立南北線、これは知立市のシンボルロードとして整備していくべきものでございます。

それと、この駅前広場と対角線上に駅前公園というものも新たに区画整理事業の中で計画させていただいております。そういった公共性の強い広場、そういったものをやはり一体的な整備が必要というふうに私どもも考えております。その中では、やはり市民の方の御意見を聞き、なおかつその30メートル道路、シンボルロードですけれども、広幅員になります。広幅員の歩道がつかます。そういった広幅員の歩道の利用の仕方も含めた形で、そのデザインを含めて市民の方の意見を聞く場を今後設けていきたいというふうに考えております。

○田中委員

ほんとに今だったら道路のお話があったんですが、道路の活用、公園の活用もそうですが、最近だったらマルシェとかね、そういうものもすごく出てきてます。

この間、びっくりしたんですけど、セントラルタワーでしたっけ、大きい、名古屋の駅前にある名前忘れちゃいましたけど、一番高いビルありますね、あそこの前でマルシェを始めたというような話もあって、非常に人が大勢集まってくる、にぎわいが出てくるという部分でいったときに、今回これだけ広い道路ができて、歩道も十分完備されて、しかも新しくて印象がいいという話になると、そんなのも非常ににぎわいがあるいいじゃないかなという部分もありますし、ぜひ協議の場をつくってください。

協議の場をつくっていただいて、そこでいろんな意見を集約した中でつくっていくと。どうしても皆さんも自覚あると思いますけど、行政がつくると行政なりにつくったものになる、コンサルがつくるとコンサルなりにつくったものになる。でもやっぱり地元を愛して、地元を知ってっていう人からすると、やっぱりそういうものがそこに反映されていくわけですから、ぜひその協議の場をしっかりと設定していただいて、すばらしいまちづくりしていただきたいと思いますが、市長もこの間、定住自立圏の講演会聞かれて、すごく熱心に聞いていらっちゃって、いろいろ感じる部分があったと思います。その点について、ぜひお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

○林市長

今、駅周辺整備事業全般について御質問いただきました。今までハードをやってきた、これからソフトが足りない、ソフトが今まで足りなかった、そういう御意見、御批判いただくわけであります。

ちょっと申し上げますと、ようやくハードについても、例えば三河知立駅の移設がようやく確定をいたしました。あと、西新地再開発の方向性がようやく出てきている。そして、ようやく30メートル道路の南行くほうはどういうふうにするか、

ようやく固まってきた。ハードについても、実を言うと、なかなか確定は非常にデリケートな問題がございました。三河知立駅の移設もそうでした。西新地もそうです。なかなかデリケートな問題があったということで、ハードがしっかり確定しないと、当然ながらソフトも大概なものになってきますので、ようやくハードが固まってきて、まさしく市民の皆様方でも目に見えるような形になってきた。ここで私ども、しっかりとしたこれからソフトをつくっていくわけであります。

やるときに、市民の皆様方どうぞ。今でも御案内のように、まちづくり会議というのがあるんですね。やっていただいているわけでありませうけれども、私どものいろいろな形を、やはりたたき台というのをまず1つつらせていただいて、それから市民の皆様方をしっかりと巻き込んで、やはり100年に一度でありますから後悔をしないように、今の世代でしかない、今の世代というか、今生きてらっしゃる方でしか限定できないんですけども、ほんとに将来を見据えて、また、過去の方々の魂も受け継ぎながら、やはり最大一番いいものをつくってまいりたいというふうに考えております。

そして、もう一つ申し上げますと、先ほど連立の負担割合とか、経費節減の話されました。当然ながら、やらないかんという考えております。

ちょっと私、ほんとに恐縮というか、あれだったなと思うのは、今、まちづくり課長が答弁させていただいたんですけども、まちづくり課長は自分のやってるものがこれから県と一体となって、どういうふうなまちづくりをしよう。当然、県の力もお借りして、ノウハウをお借りして、ここ市道だけど県道にしてよとか、いろいろな事務レベルで経費節減とか、長期的に見て、今は短期的には経費は削減されないんですけども、中・長期で見ると知立市の収入がふえてくる、そういうことも行政は信頼関係を得ながら進めると私、実感をしております。

先ほど私、田中委員でちょっと気になったのは、23億円の中の12億円はですよ、これは認めますよ

とおっしゃられた。これは、私どもじゃないんですね。やはり議会のみinnで一緒に進めたということでありまして、私どもの努力じゃないんですね。皆様方一緒になってやらさせていただいて、知事が動いていただいたということですので、当事者意識をもっとしっかりと持っていて、みんなで負担軽減をやっていく。行政任せと言うんじゃないで、我々この2対1というのは、まさしく政治課題なんですね。行政レベルじゃなかなか難しい。やはり時には私も議会の皆さん一緒にお願ひしますよということをおし上げますけども、議会のほうからも、市長、ついて来いよという、そういう形で、ぜひお互いに一緒になって負担軽減はやらさせて、透明化もそうです。やっぱり非常に重要な課題ですので、それはやはり二人三脚と申しますか、一体感を持ってやっていきたいなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田中委員

終わりですが、せっかく前向きな御答弁いただいたので、まさにほんとにそうなんですね。政治課題の部分です。

もちろん行政の方にお手伝ひしていただかなきゃいけない部分、特に情報が我々ないですから、情報をいただきながらやっていくんですけれども、今、市長のほうから、政治課題として全力で取り組んでいくというお話をいただきましたので、もちろん我々議会もそういった部分では非常に重要な役割を果たしていると思います。

ただ、やはり最後は市長の決断の部分でやっていきたいと思ひます。ぜひこれからも知事のほう、それから国のほうもそうですし、どんどんありとあらゆるパイプを使って、ちょっとでも光があれば、そこを切り開いていくような動きをこれから我々もしていきますし、ぜひ市長も一緒にやっていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありますか。

○村上委員

ただいま田中委員のほうからありましたので、ここから入っていかうかなというふうにお思ひます。

まず、先ほど言われました県と市の割合が2対1という部分につきましては、私、連立の委員もやってるものですから、そっちのかなというふうにお思ひましたが、今、そういった話の中で、やはり2対1をどういうふうにお今後進めていくかという部分について、先ほど平成24年に市長、正副議長、私も行ったと思ひますが、そのときに知事のほうにお要望したということでおごひます。確かに、そのときには国の動向を見てということなんです、そのときにちょうど国と地方の負担割合が55対45ということで、その後に全体を含めて23億円の削減がされたというふうにお記憶しております。

それで、先ほどの答弁の中にも、国・県の直轄事業の見直しがあったときにおということなんです、この辺のところってね、実際にそれを待っておるとおことじゃなくて、やはりどういうふうにお国のほうにおお願ひに行っておるのか、このめどというのはほんとにおあるのかないのか。これ、どちらかという、大阪元知事の橋下さんのときじゃなかったかどうかなというふうにお思ひますが、そのときに国の直轄事業については地方にお求めないと。ここから大きな動きが出たと思ひんですが、この辺のところについて直轄事業、例えば国が直轄事業は地方にお求めない。県の直轄事業は市にお求めないと、こういうことになるのかなというふうにお思ひんですが、この辺のめどというのはどうお感じでお捉えておるのか、ちょっと述べていただきたいなというふうにお。

○都市開発課長

直轄事業の見直しについてでおごひますけども、申しわけおごひません。まだ私ども、そこまでの認識はおごひません。まだちょっとどうおいった動向におあるかというものを捉えてはおりません。

○村上委員

ということだと思ひます。この直轄事業の見直しということ、やはり2対1ということをお

と知立市として今後言っていくということであれば、それがかなわないと。直轄事業を国のほうに対してどういった働きかけを担当部長並びに市長として、知事のほうにどういうふうに申し上げていったのかなというところについては、今までの現在の状況というのはどんな感じなんですかね。

○林市長

これは先ほどの話へ戻りますと、事務的には進めておりません。政治的にも私としても直轄事業をターゲットにして見直しをお願いする、してほしいと、そういった提言もしていないということは反省しておるわけでありまして、そうした視点からもこれからボールを投げていく、そんなことも大事だなと今、確認をさせていただいております。

○村上委員

ということなんです。先ほどから聞いておってね、直轄事業ということで、やってもいないことをそれを待つとということは、いささか歯がゆいなというふうに思います。

やはりこういうことについては、できるできないは別として、東京のほうへ出向くとか、地元の国会議員にしっかり言っていくとか、そういう活動をしてから直轄事業ということ言うならいいんですが、何もやってないのに直轄事業待ってますよと。待つとったって何も来ないというふうに思います。ここのところについては、強く申し上げておきたいなと。

これと一緒に、透明性も一緒なんです。逆に透明性の確保ということで事業の全体のことと透明性の確保をきちっとすることによって事業を引き下げたいというふうには言っておるんですが、私、これ自体は透明性を確保してから引き下げになるとは思いません。どっちに転ぶかわかりませんが、これも今の状況ってどういう感じで動かれておるのかなというふうに思います。

○林市長

これも本会議で申し上げましたけれども、愛知県県のそうした団体、今私、長でさせていただいております。その文書の中で、透明化お願いをした

い、そうした一言を入れさせていただいておるといってございまして、今、御指摘いただいたように、もうちょっと強い要望をしていくということが大事な事かなと改めて感じております。

○村上委員

ということで、やはりこの辺のところも、かけ声だけで待ちの体制だなというふうに思います。やはりこの辺のところについては、先ほども政治の力でということであれば、市長のほうから議員のほうに持ちかけていただいて、あるいは期成同盟会も一緒になってこういってところについてはいきましょうよという声かけはきちっとしていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点、この辺の関係で、先ほど平成24年に知事、副知事、市長、正副といった話がありました。先ほど市長の答弁の中で、市道を県道に移管していただいたというふうに言っておられましたけど、この辺のところについては、市道で単独事業を県のほうの県道に格上げをしていただいたと。この辺のところ費用のある程度のバランスで逆に全体費用の引き下げになってくるのかなというふうに思いますが、この辺のところについて、どのような影響があったのかどうかということをお答えできる範囲で結構でございます。一度お答え願いたいなというふうに思います。

○林市長

私が先ほど市道が県道になったりとか、市道を県道にさせていただくことによって知立市の維持管理費等が助かる等々、これは私は駅周辺整備について申し上げたのではなくて、いろんな知立市の事業においてそういう効果も出てくる、こういうことも事務担当は考えながらお仕事をしてくることを踏まえて例として出させていただいたということございまして、駅周辺においては、私は今具体的には存じておりませんが、これについては今から担当が申し上げますので、よろしくお願いたします。

○都市開発課長

市道を県道へということでございますけども、

現在、知立南北線、これを今、県道に読みかえるということで県と同意をいただいております。

この知立南北線、現在は県道の知立東浦線、これが155号を通して元国道に入って慈眼寺のほうへ抜けていくと、そういった路線になっております。それを知立南北線に乗せかえるということで、155号から秋田病院の前のところを南陽通りに入りまして、知立南北線を通して元国道に出て、また慈眼寺のほうに向かうと、そういった形で県道を読みかえていただくということになっております。

これに伴いまして、区画整理のほうで施工する南北線の費用に関しまして、愛知県の方から4分の1負担金という形で負担金をいただいて実施しているものでございます。

○池田福子委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時59分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○村上委員

先ほど御答弁で、市道南北線ですかね、4分の1ということで県に繰り上げることによって補助金がつくと。このことについては、一番最初に議会としても、最初、西村副知事だったかな、その次に片桐さんでしたかね、副知事がいたと。このお二人のときに、2回議会として申し入れをしてというか要望書を出していったというこのときに、東海市と春日井市、これ何遍も言うんですが、今の負担割合で見ると市民1人当たりの負担が幾らになるんだという単純計算、今、部長が課長のときかな、そのお話をしたと思うんですが、何で知立市の市民だけが1人当たり18万円で春日井市、東海市が1万8,000円だと。この差というのは非常に大きいねという話をしたときに、県としても連続立体交差事業の中では、なかなか2対1というのもすぐ出ないねと。だけど、そういうことを

考えると、そういう観点が全くなかったと。パーセントで割合できたということで、そのときに副知事からは、一度総務のほうと相談してみてくださいよと、財政担当のほうと相談してみてくださいよということで、こういった案が出てきたと思うんですね。

やはりこういうことについては、出向いて行って、そこでその市の置かれた状況をしっかり話すことによって、本体そのものは変わらなくても、ほかのほうで手当をしてもらえるとということもあるものですから、この辺のところをしっかりと肝に銘じて今後も取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど田中委員が、駅周辺のほうの話についてもいろいろおっしゃっていただきました。それを深く追及するというではありませんが、例えば、これ86ページなんですけど、知立駅の北地区の再開発事業ということで、これも新聞発表で63メートルの高さの高層ビルができますよということなんですけど、1つだけ教えてほしいのは、例えばこの63メートルという、これってある程度規定があるわけですかね。

○まちづくり課長

この地区、商業地域でございまして、日陰規制等が発生はしません。ですので、高さの制限ということは特には考えの中にはありません。

以上です。

○村上委員

高さの制限はないけど、この商業地区の中で容積率という部分で、この辺ではどうなんですか。

○まちづくり課長

今、この地区、都市計画として容積率の上限が400%に決めてありまして、それに基づいての設計を進めております。

以上です。

○村上委員

今、容積率400%ということなんですけど、これって隣接する道路幅の関係というのはあるんですかね。全く関係ない。

これ、ちょっと私もしっかり調べたわけじゃな

いんですが、そこに隣接する道路の幅によって容積率が変わるよというのを聞いたことあるんですが、その辺のところってどうなんですかね。

○まちづくり課長

実は、道路幅員も全面道路という表現をされるんですが、12メートル以下ですと容積率が下がる可能性があります。

ただし、今回については、全面道路30メートルと考えれば、そういった規制は当たりませんので、もしか10メートル道路以下ですと、そちらのほうの両方比較して低いほうを採用するということになりますので、今回については、都市計画での容積率400%になっております。

○村上委員

この辺のところについては、やはり駅前のランドマークタワーということで63メートルなんですが、道路の幅員によってそれがもっと高層化できるということであれば、当然知立市の市域の狭いところであって、そういった容積率で稼げれば容積率がふえることによって、そこに住まわれる方、店舗、そういったところもまだまだ拡大ができるなというふうに思いますので、やはりそういうことも今後、検討・研究をしていただいて、容積率をいかに4キロ四方、16平方キロメートルの中を広げるかということも方策の1つじゃないのかなというふうに思います。

今後は、ほかのところについてもそういう部分では開発をいろいろしていくかと思いますが、そういった取り組みについて、市長、どんな感じか、その辺のところを述べていただければありがたいなというふうに思います。

○林市長

知立市は4キロ四方でコンパクトなまちで、先ほどの田中委員のとき申し上げたんですけれども、私は思うんですけども、全ての地域が資産価値の高いと申しますか、いいところでありまして、そういうところを私どもはしっかりと有効活用をさせていただくということが知立市のためでもありますし、この日本のためでもあるというふうに私は認識をいたしております。そうした意味でも、

村上委員がおっしゃったように、有効活用をしていくという視点は決して忘れないようにこれからもやってまいりたいと思っております。

○村上委員

それで、この辺の連続立体交差事業、駅周辺整備事業に関して最後の質問にするんですが、この辺のところ今、ハード的なものはどんどん進んでおります。この駅前開発と今の駅舎を使ってソフト面の取り組みという部分について、例えばどんなことをやっていくのかねと。高架下だとか、まちづくりのプランニングだとか、それから、先ほど言った30メートル道路、さっき田中委員が難しいことを言ったね、マルシェ、市場だね。マルシェだとかカフェテラス。僕だったら喫茶店と市場と言うかもわかりませんが、この辺のところを30メートルの幅員を活用して公園とその辺を一体としてどういうふうに使っていくんだとか、駅西の公園それも含めて、こういったプランニングを今後考えていかれるのかということ、できればここは決意を示して、都市整備部長のほうに、どんなプランニングを市民に提案していくんだというのを教えていただければありがたいなと。

○都市整備部長

まだまだ実際の計画というのはできておりませんが、やはり人が集まったときに、ほんとに楽しめる空間、また、生活している人の利便性が出てくる空間、そういったものを目指してやっていきたいと思っております。

高架下も含めてですが、知立市にとってどんな施設が必要かということは、今後、公共施設のあり方等もございますので、そういったことも連動しながら、さらに西新地、駅南地区も含めてトータル的な計画もつくっていきたいというふうに考えております。

○村上委員

その件については、ぜひともよろしくお願ひしたいし、また、早目にしかけていただいて、市民の皆さん方、この知立駅周辺を使う方の意見をしっかりと取り入れていただきたいなというふうに思います。

次に、予算説明書の185ページ、これは建水に入るのかな、農業費の中の農地費というところなんです、005番なんです、去年は環境保全向上対策事業ということで農地・水保全管理委託ということで取り組まれて、今回は少し余ったねというところがあるんですが、ことしについては多面的機能に対して委託料として25万6,000円、そして、支援金として420万円ということで、多面的という物のあり方がいろんな方面にわたっていますよということで、農地としての多面的にいろんなことをやっていくよというふうに理解できるんですね。そのための試案に対して多面的に検討していきますよ。これは具体的にどんな内容をやっていかれるのかということで、教えていただきたいなというふうに思います。

○土木課長

村上委員の御質問のありました多面的機能の関係ですけど、こちらにつきましては、昨年度まで農地・水保全管理支払交付金という事業がありました。それが平成27年度より法制化されまして、名称を多面的機能支払交付金という事業名、直接支払いという名称に変わってきました。

活動内容については、基本的には農地・水保全管理支払交付金と全く同等な活動をやっていただくということになっております。

以上です。

○村上委員

それで、今回については420万円ということが予算がついておるんですが、具体的に、その水保全環境ということで多面的にやっていかれるということなんです、具体的な場所というのはどの辺になるんですかね。

○土木課長

場所については、農地・水保全管理支払交付金で活動されていた箇所と全く同等でありまして、西中地区における自然を守る会、西中町ですね、あと、八ツ田町美化向上隊ということで八ツ田町で2カ所を活動をしていただいております。

○村上委員

この辺のところは私自身、余り勉強してないものですから、この題材に対してどんなことかなというふうに思いましたが、具体的に今、西中ともう一点あると思うんですが、八ツ田ね、具体的にどういことをやるんですか。

○土木課長

具体的には、農業施設等の維持管理を行っていただく。要は、草刈りとか用水路の補修とか、あとは地域住民とのコミュニケーションというか、農業に対しての住民参加の意識づけということで、子供会とかPTAを巻き込んで、その活動することによって農業に親しんでいただく。後継者を育成するという意味でもそういった活動をして、農業のあり方をわかっていただく活動をしていただくという活動でございます。

○村上委員

ちょっとよくわかりませんが、必要なということで理解させていただきます。

やはりこういったことも議員ですらなかなか見えてこないなという活動で、確かに今後も農業というのは必要かと思いますが、そうはいうものの、今の御答弁の中で、ほんとに生産活動に対してどうなのかなという感じをします。これがいいとか悪いとかじゃなくて、きょうはとりあえずこの項目に対して何をやるかということで、もう少し私のほうも勉強する必要があったのかなというふうに思います。

最後の質問に入りますが、この概要のほうの146ページ、新規事業ということでやられるわけなんです、これが今、プロムナード事業ということで野外の彫刻ということなんです、この場所についてはここに書いてあるんですけど、とりあえず教えていただきたいなと。

○都市計画課長

まず、こちらの野外彫刻プロムナード展でございますが、これは平成12年から文化会館のエントランスロード、そちらの前に台座を6基設置しております、そちらに毎年彫刻のほうを設置しているという事業でございます。

○村上委員

それで、ことし平成27年度ということは15周年事業ということですよ。ここに松並木に彫刻6体ということでやられると思うんですが、これ15周年の記念事業だよ。松並木のところにやっていくということなんです、どういう彫刻というのかね、どんなものをイメージして、松並木ですよ。強調させていただきたいんですけど、知立市の歴史だとかそういうものがある松並木に対して、パティオのエントランスにあるようなものをあそこへ置いていくのか、それとも知立市の伝統文化ということにちなんだものを置いていくのか、その辺のところは非常に危惧されるんですね。その辺、どんなようなものを今考えておられるのかということをお示し願えればありがたい。

#### ○都市計画課長

今、15周年記念事業ということで、今おっしゃられたように、東海道松並木、こちらのほうに彫刻の設置を今、考えております。

そちらのほうに松並木ということでございますので、知立市の歴史だとか、民話だとか、そういった歴史にちょっとかかわるような題材を作者の先生に御依頼して、この3月の末にイラストがあがってきました、それを松並木保存会というのがございます。そちらのほうにも諮って、それで決定させていただいた上で設置していきたいというふうに考えております。

#### ○村上委員

ほかのところね、近代的なところにこういったものを設置するというのであれば、それは芸術的なことで物でも前から見て、横から見て、こうやって見て、何だかわけがわからんなどというふうなのでもこれは芸術なんですよ。だけど、この松並木ということで、今の歴史だとかそういうことを考えたときに、ほんとにそれが感じられるのかということところが非常に難しくなるのかな。

今回思ったのが、こういう部分については、芸術家がそういうものをかたどって、これはこういうふうに見るんだよという、岡本太郎じゃないけどね、あれも何だかわからんですね、僕らみたいな凡人が見ると。でもそれをずっと眺めていって

題材を見ると、子供の笑顔とか何か言うと、その子供の笑顔が浮かんでくる。やっぱりここにそういうものがあつたときにどうなのかなという感じはするんですね。ここがやっぱり15周年事業ということで、このことについては、しっかり知立市のいろんな歴史を知っておる方だとか、松並木だけじゃなくて、いろんな方にそういう作品のデザインを見せてもらって、ここにふさわしい6体をとということで、これは今お答えが多分出せないと思うんですね。

その考え方について、やはりここはトップダウンということでトップがそういう決断もせないかなだろうし、それはそこに非常に松並木ということについては重いと。日ごろからこの松並木のところについては、市長のほうは松並木の思い入れが深いなど。過去にあそこに馬でパカパカと走るような観光名所をつくりたいなどというふうな、そんな思い入れも市長から聞いたことがあるんですが、ここは最後の質問にしますけど、市長の思いだけ今のところ聞いておきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

#### ○林市長

今、村上委員おっしゃった危惧というのは、私もやはり感じるわけでございます。パティオエントランスロード、プロムナードロードに置いてあるような抽象的なものというのは、なかなか松並木にはちょっと私もそぐわんのかな。ほんとに子供が見ても、どなたが見ても、こういうものかと。それで安らぐ、和むというか、そうしたものが私はいいいのかな。あわせて、やはり知立市のゆかりのあるもの、物語ができるもの、語れるもの、そんなものをやはり考えていかなければいけないと思っております。

今、デザインができて、そして、松並木保存会の方々に見ていただく、そんなことも今、手続的にやっていくわけでありましてけれども、わかりやすい、どなたでも納得ができるようなものを据えておきたいと考えております。

#### ○村上委員

最後になりますが、この松並木の彫刻、これ

を見ることによって知立市の歴史が感じられるようなものを、ぜひとも選んでいただきますようお願い申し上げます、私、質問を閉じさせていただきます。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○風間委員

まず、今いろいろ議論されました鉄道高架事業に関してです。概要の92、93ページですね。当然、市当局もいろいろな大きな課題がある中で、俗に言う3点セットで進められてきていると思うんです。すなわち、負担割合を含む事業費の軽減、単年度予算の事業費確保、そして、透明性の確保ですね。議会も当然そういう形で同一歩調で情報を共有しながら進んできておりまして、議会で決議書、意見書等も県とか名鉄に出させていただけると、こういう経緯もあるわけですね。ですから、一丸となって取り組んできたという流れの中で、知事交渉とか、あるいは我々議会としても先ほど市長が政治の側がリードしていかなければならない、そういう状況も加味して時の正副、私、当時副議長でしたが、平成24年ですか、県議会議長交渉、これは市長、副市長も同席していただいて駅周辺の正副特別委員長にも同席して、初めてのそういう交渉、議会側の交渉も行って、そういう集約の中で23億円が軽減できたと、こういうことが言えると思うんですね。だから、さらに積極的に政治の側の政治課題を実現するためにしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っておるんです。

それで、なかなかそのときの所管として、いまだに覚えているのは、地元の県会議員とか担当の委員長、総務委員長とか建設委員長ですね、県議会における。なかなか厳しい意向があったのは事実なんですよ。知立市さん、最初からそんなんわかっておって、今になって苦しいと言っても、なかなかそれは通らんねとリアルに言われた思い出もいまだにあります。

ただ、そういうところでもそれはそれとして、今、現実論としてなかなか大変厳しい状況ではあ

りますから、ひとつよろしくというお願いをして回った、そういう印象を持っておるんですが、当局も一緒だと思うんですよ。当局だって同じことを言われてると思うんですよ、県の側に。知立市さん、今ごろそんなことを言われたって、最初から知立市がたつての思いでこの鉄道高架事業を提案してきて、それで県も決断して、今ごろになって事業費軽減と、こういうことなんですよ。だから、そこに余り重きを置いちゃうとね、腰がひけるんですよ。それはそれとして過去のプロセス、経緯はあるとしても、今現状はこう。そして将来に向けての状況はこうなんだから、とにかくお願いしたいと、こういうことでまずいかなければ、なかなか強い交渉というのはできないと思うんですが、そういうところに交渉がなかなかうまくいかない、腰がひけてるという議会側、市民の側の印象を強く持たれるというのは、そういうところに問題があるのかどうなのかというのを改めてちょっとお伺いしておきたいと思うんですが。

○林市長

これは政治課題ですから、私が答弁をさせていただきますことにはさせていただきます。

そういう風間委員がおっしゃられた前提条件はあるんですけども、それだから腰がひけてるということは決してございません。それはそれとして、今の現状をしっかりと訴えていく、お願いをしていく、それに尽きるわけでありまして、決して腰がひけてないということだけは御理解いただきたいと思えます。

○風間委員

そのような決意で今後も臨んでほしいと思えますよ。そういうふうになかなか見えてこないということで、もういろいろな議員が本会議も含めて、毎議会こういう話が出るというのがね、その辺の不退転の決意がいまいち感じられないと、こういうところからこういう声が上がるといえるのは、よくよく肝に銘じて認識し直していただいて、そして、また我々議会側も、先ほど市長が我々に振ってききましたがね、我々もまた次の策を考えておりますよ。だから、しっかりとそういうときは一緒

に行こうやという話でいきますから、とにかく一丸となってこれは進んでいくということでございます。

それで、先ほど村上委員も言われましたが、負担割合、まずはここをトライせんといかんと思うんですよね。そもそも23億円は、県が実質負担軽減していただいたのは結節点の8億円と中3階の3億円と事務費の1億円をまけてくれたもので12億円なんです。そこからスタートせんとかんです。45対55になったのは、これは国の制度ですから、それを合わせて23億円と言われて、その土台でこだけ軽減したからいいじゃないの、知立市さんと言われる県の姿勢というのは、私は非常にこれはそもそもの議論の出発点が違つとるやないかと。県も国のほうの渡りに船のような部分を前面に出しちゃってね、知立市に、これでよしなという、そういう姿勢というのが少々ただけんなという思いがあるんですが、12億円でしょう、間違いないでしょう、これ。

○都市開発課長

12億円で結構です。

○風間委員

そういうことなんです。だから、そこからね、今これで負担割合が図れますとね、まだ二十四、五億円ですか、減っていくんですが、これはいつも議会でも言われるように、年々事業は進んでいくものですから、だんだん目減りしていきんですよ、この負担率が。だから早くこれはやらないといかんということで、そういう部分では、その先ほどの制度論の話ですね、これは直轄負担金、要は、おつき合いですよ、実際にもメリットがあるから国の事業だったら県に2分の1とかね、県の事業だったら2分の1負担せいということなんです。

だから、国会でも議論がありましたよね、三、四年前に。たしか、大西議員がやられたと思いますよね。それで担当の事務官は、大臣でしたかね、あの当時は。それを見直しの時期も国としては検討していかなきやならないと、こういう答弁も出て報道もされてるんですよ、中経新聞あたりに。

ただそれから後の前進が見られてないと。やっぱり国は重いなという印象を持ってますね。一国会議員の話で答弁は前向きな答弁が出たんですけど、具体化はされてないというのが現状ですよ。

だから、そこをどう揺り動かすか、そういう引き出した答弁に対して、さらなる前進に向けた、地元の国会議員とにかくお願いして、国会の場でさらなる意見提言をしていただく、まずこういう環境をつくらんといかんと思うんですが、いかがでしょうかね。

○林市長

まさしくそういうふうな感覚というか、考えを持っております。

○風間委員

我々も各政党のパイプを使って、それでそういうのを揺り動かすために、国会議員というのはこういう時しかないんですよ。ほとんど仕事なんてね、ほとんどが市会議員にね。県会議員なんか何やとるかかわからへんというようなね、そういうやゆもされてる状況もあるし、私自身もそういう部分は持っておるんですね。

だから我々がしっかりとお願いをするという、こういう政治的な見地に立って、強くそういう環境づくりに向けてやっていきましょうということですね。事務レベルでは事務レベルでしっかりと精査できる部分は精査してやっていただく、こういう二本立てでやっていくというのが今からの知立市の残された9年間、完成までの。

とにかく平成35年に延伸になりますと、再開発ビルでもそうなんですけど、当初の予定から比べると資材の高騰で、えらい苦慮されておるといふ情報が入ってきているじゃないですか、資材の高騰でね。それから今年度予算追加補正にも反映されておる、人件費の値上げね。ですから、平成35年超えたら、さらなる再々見直しとかそういう懸念、状況にも心配の状況もあるわけですし、そうならないように死守するという形で、まずはこの事業費の負担軽減、そういうのを目指していく必要があると思うんですが、そこでちょっと1点聞きたいのは、平成25年に駅周辺整備計画の見直し

ありましたよね。これはそういうものを含めて1年かけてやられたと私も記憶してるんですが、素案がまとまると、平成25年ね。都市計画変更がいつでしたかね、今年度、来年度やられるのかな。その中で、それは負担軽減には結果的には結びつかなかったですよ。

○都市計画課長

この見直しで、もちろん市道が県に変わった。

○都市整備部長

確かに見直し検討をしまいいりまして、都市計画決定に向けて今、手続を進めているところですが、関係機関の協議も含めて。

事業費の削減ということですが、やはり大きな幅員が多少狭まっても影響する範囲はそれほど変わらないことから、物件の数からするとそれほど変化もありません。

ただ、廃止する路線もございまして、そのあたりでは若干の軽減が見られるのかなというふうには感じております。

○風間委員

この見直しは、事業費も負担軽減できれば理想でしたけど、なかなかそうはいかないという部分で、ただ、認識度が深まって地域に対する、駅周辺に対するその計画の内容が充実したというのは、私、認めてるんですよ、これはね。やっぱりこういうことも常に検証して、長いスパンの計画ですからね、やってよしかつたじゃないかという形で、非常に私も評価してるんですね。だから、そういうこともやってきた。

それから、駅移設ですね、三河知立駅の移設、これも存外、実質は1億5,000万円程度下がるんですけど、こっちの北部の整備が要るということで差し引き勘定2,000万円が終わってしまった。しかし、これも大きな効果ですよ、ある意味。あわせてまちづくり効果も出ますし、こういうものはうまく機能アップさせていかなければならないわけですし、そういう部分では、今後この駅移設の駅周辺に関する地区の充実、こういうものもしっかりとやっていっていただければというふうに思うんですが、ですから、そういう部分で事業

費の削減というのかね、先ほどの県道に移管した形での負担軽減とか、事務的にやれることはまた再度検証し直していただいて、それでしっかりと事業費軽減に向けてやっていただくということで、我々そんな細部的な部分は政治の部分ではわからないですからね、それは当局の皆さんの一丸となった努力に期待するしかありませんので、エールを送っておきますので、ひとつよろしく願いをしておきたいと思っております。

それで、それに関連して、当然もう一つの重要事項であります国・県の事業費の確保ですよ。前も都市整備部長の議論の中で、今、国の予算の配分がなかなか公共事業から防災とか安心・安全のそういうほうにシフトしてるという大変心配な情報を私も聞いておるんですね。それは大分前に聞いた話で、今もやっぱりそういうほうが顕著化してるのかどうなのか、まずちょっと確認をさせていただければと思うんですが。

○都市整備部長

まさに今年度は配分が少なく、駅周辺区画整理事業では、まさに工事がおくれ、用地買収がおくれた箇所がございます。この傾向は多分まだ続くでしょうけれども、交付金の計画自体は平成27年度で一旦区切りはつくものの、継続して計画をしまいいりますので、後の計画の中で何とかスケジュールを間に合わせるようなそういった対応もとっていきたいというふうに考えております。

○風間委員

だから、まずは予算の確保で、いつも当初予算ベースで、ここ三、四年ですか、もう半分にも満たないというね、そういうほんとに厳しい状況がありまして、やっぱりその辺の単年度予算の事業費確保をしっかりと確保していくと、こういうところで力を注いでいく必要があるなという部分がありますので、そういう国・県の方針の情報等もしっかりとキャッチして、それで的確に事業推進できるような体制で進んでいただければというふうに思っております。

それから、最後は3点目、透明性の確保ですね、これはなかなか難しい話があります。ただ、やは

り透明性の確保をして公共事業費が住民の前に明らかにして、それで入札効果なりいろいろな競争性を高めていくということになれば、当然事業費は必然的に軽減する可能性というのが出ますから、やっぱりこういう部分ではしっかりと声を上げていく必要があるだろうというふうに思いますが、今後この透明性の確保に向けた対応策として、今現状考えている部分をちょっとお示してください。

#### ○林市長

透明性の確保については、今申しあげましたように、年に1回、愛知県の中で鉄道高架に関係事業をやる関連団体と一緒に国の方に要望書を出していく、これは毎年やっていくわけでありまして。そこには私どもの要望で、透明化の要望を入れさせていただいております。

これは出していただくわけでありまして、あわせて先ほど村上委員の御質問いただいたように、しっかりとさらに踏み込んで、それこそ地元の国会議員にこれとは別の機会にも議員の皆様方と一緒に申上げていく、そんなこともこれからやってまいりたいと考えておりますので、またよろしくお願いたします。

#### ○風間委員

透明性やなんかも県議会議長交渉やったときに、あわせてお願いをしていたんですがね、なかなかやっぱり大きい自治体になると小回りがきかないという、我々そういう印象を持ったんですね。動かないんですよ。

最大会派過半数持ってる自民党会派も対応はまちまちで、非常に積極的に知立市の実情をわかっただけで事業費削減とか、こういう透明性もしっかりと議会内で位置づけていくと言ってくれる方もおれば、それはなかなか難しいなというようですね、そういう厳しい御意見もいただいたのも事実あったんですね。しかし、総体的には御理解いただいておりますという流れの中です。たまたま県議会交渉をやりましたが、もう一つ、前よりもこういう3点セットの推進に向けて重要なことは、やっぱり広域的な各近隣市町と一緒に連携した形でのこの鉄道高架の重要性を県や国に

しっかりとお願いをしていくと、こういうことが重要だと思うんですね。

そういう部分で今追い風になっておるのがリニアですよ。平成39年完成予定のリニア。もう完全に報道して、豊田市もこの前、西三河の市議会議長会ありまして、副議長がたまたま隣の席でありましたので、いろいろ情報交換させてもらったんですが、豊田市は本気で名鉄、県、もう複線化、そして、名古屋駅から豊田駅までリニアが40分ですから40分以内構想で特急もすると。今はその前段として若林地区の複線高架化、ここまで視野に入るとという話でございました。

ただ、具体的に表明はまだされてない、まだ新聞報道の段階であります。内々ではそういう方向で進んでいると。そうすると、本腰入れて、いざ完全な表明がした場合は、もう一気に豊田市は進みますからね、それだけのパワーと財力持っておりますので、そのときに、うちがいつものこの件に関してもちょっと弱腰と感ずる印象を持てるんですが、何もしないでは知立市の部分だけではないとするのということで、大変厳しい状況に追いやられてしまうなという思いがあるんですね。

たまたま鉄道高架事業で竜北中学のそのの新駅までは複線化できますので、そこまでは安泰ですけど、そこから今の三河知立駅の、あそこはもう複線の高架対応になってますからね、そこまでの間の複線化をどうするかというのは今からやっぱりちょっと考慮してね、答弁としては、先に声を上げると負担金云々という話をされますけど、どのみちそれは大きな流れの中でそれが動き出せば、当然今の制度の中では、おつき合い負担金は強いられるのは当たり前話ですから、それはもう覚悟してやるべきところはやっていくと。どう捻出していくかを今から考えていくというこういう方向性に立たないと、やっぱり取り残されてしまう。大きな政策の中から取り残されてしまうのではないかと私は懸念を持っているんですが、その辺はいかがでしょうかね。

#### ○林市長

この透明化ではなくて複線化の話だと思うんで

すけれども、リニアの平成39年開通という点では、先ほどの事業費確保、これは非常に追い風ですね、知事表明してますように、平成35年と言って必ず私は知事はやり切る、これは決まってる、もう名鉄も絶対おくらせるわけにはいかないわけですから、平成35年間違いなく私はもっと早まってくるようなぐらいの勢いでやられるんじゃないかなというふうに考えて、事業費確保はそういう視点かなど、私は、想像なんですけれども思います。

もう一点でありますけれども、豊田・知立の特急化ですね、特急化は、これも今、名鉄のほうはハード的にはこれでも私は予想なんですけれども、名鉄複線化は可能になってるんじゃないかなど。可能じゃない部分については、豊田市、県がお金を払ってくれる。私どもは一切お金を払わない、そんな構えでいなければいけないというふうに考えております。

#### ○風間委員

ほんとにこれでいいの。今の流れから見るとね、それじゃあ、3者協議とかそれが成り立つのかなという思いしますよ。確かにこれは名鉄の喫緊の事業化で、自治体とは切り離して考える、側面に立てばそういう市長の今、答弁も正解でしょうが、そうはならないでしょう、公共交通の重要性とかいろいろ考えた場合ね。豊田市だって幾らかの対等負担をやる気合を持ってこれは進んでくるはずですからね、そのときに知立市はなしで県、名鉄、豊田市がやってくださるからと。じゃあ、うちのそこの1.5キロメートルの新駅からのそこをやってくれるの、それじゃあ。やってくれるんですか、事務的に見て。やってくれるんだったらいいよ、一銭も出さなくて。

#### ○清水副市長

今、林市長がそういうお話をさせていただいたというのは、知立市はあくまでも知立連続立体交差事業に対しての負担金、これは現在1対1で県の事業に対して負担をして、その事業を進めさせていただいている中身でございますので、これはきっちりやり切るということだと思います。

それから、その今のくだんの豊田・名古屋間の

直通運転にかかわるその複線化という話については、これは知立市が直接そこにどういうふうにかかわってくるかということは全然未知数です。私が想像するには、これは鉄道事業者が複線化をするということであれば、これは県内のいろんな道路事情、そういったものを幅広く勘案する中で応分の負担というのがあるのかもしれませんが、そのことで直接知立市に対して負担を求められるのかどうかというところは、全く未知数な話ですし、私の感覚で言えば、これは鉄道事業者のそういう事業の進め方に愛知県がどのように対応されるかということ、今後の行方を見ないと何とも言えないことだろうというふうに理解しております。

#### ○風間委員

そういうことなんです。鉄道高架とはちょっと切り離れた話をちょっと先の心配を私はしてるんですからね、お間違いのないようにしてくださいね。鉄道高架はさっきの話でいいんです。その後の話、大きな政策の流れの中で、そういう話が現実のものとなっていく前に、どうなるかわからんのは事実ですよ、名鉄の直近の事業ですからね。

しかし、やはりそういう環境も考慮して、ある程度の準備は整えていく必要があるではないかと、そういうことを申し上げているんですね。それはやっぱり必要なことじゃないですか、準備をしていくというのはね。大きな知立市にとっても地域性とか利便性、交流のまちとして発展していく、今後もそういうのをメインに1つ発展していくというまちにとって公共交通の充実、基幹鉄道の充実というものは、やっぱり避けては通れない道だと思いますし、それは当然公共交通の充実の部分では、一私鉄だけで責任をそしらぬ姿勢でね、我々がしとっていいのかということも心配してるんですよ。やっぱりある程度の地元自治体としての責任を果たしていかなければならないのではないのかという部分なんです。それが直近になってからそれがたがた協議し出しても遅いから、今からこういう大きな流れの中で、そういう将来方向性も模索するというのが重要な大切なことじゃないのかということも申し上げておるんですね。

だから、それはいいですわ。今、たればの話も多いものですからね、それは今後の検討課題ということで十分に研究して、県とか名鉄とか豊田市の動向も協議して情報をしっかりとキャッチしていただければと思います。豊田市となんかそういう話しておりますか。

○都市開発課長

まだ正式なお話はきておりません。ちょっとした事務的な話の中で、そういった会話はございましたけども、まだ正式なものとしては何もきておりません。

○林市長

先ほどのまずは一切というそういう言い方が、ちょっと誤解を招く。ちょっと訂正をさせていただきます。連立の鉄道高架事業を着実に私どもは進めていくという、今はそういう視点でございますので、ちょっと申しわけございませんでした。

もう一つでありますけれども、豊田市長からこの複線化に関してでありますけれども、話はございません。

○風間委員

そうですね。一切というのはね、私はそこにひっかかりがあったもので、ちょっと強く反発しておったんですけども、いいですわ、それはね。当然の話ですよ。改めるというのは。

あわせて、県、名鉄、この辺で正式な話というのはありますかね、参考までに。

○都市開発課長

申しわけございません。そちらの情報についても確認しておりません。

○風間委員

確かにこれは名鉄の主導なのかどうか分かりませんが、マスコミが主導してこういう世論を形成しているという状況はあると思うんですね。

しかし、間違いなく進むのは明らかであると容易に想定できますので、そういう形でしっかりと今後も知立市もその辺の情報のキャッチをして検討材料にしていただければというふうに思います。

以上で鉄道高架は終わりました、再開発でほと

んど先ほど、あるいは本会議の議論でほぼ出ておりますのでいいんですが、知立市としては当分の間、支援をしていかんといかんですよね、完成までに。当然補助金も約3分の1も補助していくわけですけどね、国・県との折半分もあるんですが。

それで、組合側の意向として、市の再開発事業でありますから補助もたくさん、約3分の1もする中で、そういう公共施設に見合うようなハードづくりの適切な指導も必要だと思うんですけど、そういう組合との市との関係ですね、そういう部分は今どんな状況になっているのか、ちょっと教えていただければ。組合だけでやれるものではないですよ、これはね。

○まちづくり課長

もちろん施主としては組合になりますが、半公共的な施設、あるいは知立市のランドマーク的なものになりますので、今、行政側はまちづくり課としても、例えば理事会、あるいは総会、あるいは設計協議の中、積極的に参加をさせていただいておりますので、もちろん行政側の意見を無理やり押しつけるというわけではないんですが、公共的な、あるいは盛んに出ております、まちのにぎわいに寄与するような、そういった施設もぜひお願いしたい、そういったかわり方をしております。

以上です。

○風間委員

それで今、心配なのは、商業後退の話なんです。これは何としても今の活性化ある駅前、これを維持するというのは到底難しい話になってきますけど仕方ないですよ、これはね。そういう再開発手法を選んで、今推進を図っているさなかのその今年度中にあの一帯を更地化すると。新たなビルができ、そこに見合うテナ子の選定をしていくということですが、今の飲食店系はほとんど資格に見合わんという、平たく言えば入れないと、戻ってこれないと。だから、それはそれでそのときは新たな再構築をしていただければ結構なんですけど、その間の対策ですね、こういう部分はしっかりと市の直接的な業務ではないとは思いますが

ど、やっぱり商業振興とか駅周辺の活性化の部分から見て考えますと、全く無策では少々まずいんじゃないかという思いしておりますので、そういう部分では経済界ともしっかりと情報を交換しながら、何がしかの活性化に向けた対策を打ってほしいと思うんですが、改めてその辺の状況をお聞かせいただければと思うんですが。

○都市開発課長

駅周辺のまちづくり、まちのにぎわいに関してでございますけども、再開発事業でテナントを移転するという形でございますけども、実際、区画整理事業でたな子を今出ていっていただくという形の方法になっております。これは、一応区画整備事業によってテナントに対して大家が建物補償をする関係上、どうしても出ていっていただくという形の内容でございます。

そういった中で、私どものほうで移転補償、移転に際して移転交渉をやる中で、そのたな子の御意見をお聞きしながら、なるべく駅周辺で残りたいという方に関しては、やはりそういったあき店舗、あるいは区画整理事業で新たに換地を受けて商業ビルを建てられる方もございます。そういった方へのテナントとしての御紹介、そういった口きき等もさせていただいております、なるべくならそういった形で今のにぎわいが何とか維持ができる、そのまま維持できるというのは非常に難しい部分がございますけれども、やれる範囲のことは対応させていただきたいと思っております。

○風間委員

ひとつ、直接的な市の仕事ではないですが、やれる範囲でしっかりとやっていただければというように思います。これは以上で、また今後、変遷があったら情報提供等いただければ結構でございます。

それから、もう一つ、鉄道高架が的確に進捗するために、道路事業との関係で、知立環状線ですね、78ページ、79ページ、ここの進捗も無視できない重要な要素になりますよね、これ。それで、平成22年度から平成30年度、総事業費10億7,700万円、この事業費を使って事業が開始されてるわ

けなんです、今年度が1億9,500万円余りですね。それで平成27年度の予算概要が8,000万円の用地取得費と物件移転補償費が1億1,200万円、委託費が365万2,000円と、こういう計上がされておるんですが、これ順調にいけますか、平成30年までに。今後の計画は、どういうふうになっておるのか、ちょっとその辺を教えてください。

○都市計画課長

知立環状線においては、平成30年までに完了させるということで動いております。

用地買収のほうでございますが、平成25年から入りまして平成26年、平成27年、今平成26年度においても4件の実際移転も終了しまして順調にしております、平成27年度も5件を予定させていただいております、当然、物件調査のほうをしております、それで事前に地権者の方に御説明申し上げながら進んでおる状況でございますので、順調であるというふうに考えています。

○風間委員

見通しとしては難航が予想される部分とかね、私もここに関して相談を一、二受けておるのも実情ですが、見通して難航が予想されるような状況はありますか。

○都市計画課長

今のところ交渉に入っておる中では、大体の計画はお伝えしております、いつごろという御希望、そちらの御要望も聞きながらやっております、特に今のところそういったのはございません。

○風間委員

あわせて県道八ツ田線のほうのつけかえですね、そっちのほうは、今どういう状況なんですか。

○都市計画課長

こちら本郷知立線ですね。県道の本郷知立線になります。こちらのほうも用地交渉のほうをさせていただいておりますけど、こちらは20名中、今のところ5件が買収が終わっておるという状況でございます。

○風間委員

後の予定はどうなりますか、これは。

○都市計画課長

こちらも物件調査をことし5件発注しておると  
いうことを聞いてまして、おおむねそういった予  
定で進んでおります。

○風間委員

道路整備関連事業でありますし、やはりここが  
支障を来しますと鉄道高架自体にも影響があると、  
当然のことです。ここも的確な推進を。  
それから、やっぱり私見にかかわることござい  
ますので、丁寧に親切に、そういう十分には御理  
解いただくように御対応をひとつお願いしたいな  
という部分であります。

次に、道路関係で、ついでに花園八橋線、80ペ  
ージ、81ページですね、あわせて道路整備のほう  
を。花園八橋線事業、これは北部の幹線道路の待  
望の都市計画道路の1つであります。以前、私も  
東部のまちづくりの道路整備ということで、過去  
より駒場牛田線、八橋里線、花園八橋線、大きく  
は東海環状から名古屋市、岡崎市から全て連携す  
る北東部の大変重要な幹線道路網、こういう部分  
の充実整備をということで、ようやくこの花園八  
橋線が平成25年から具体化されてきて、私も地元  
の説明会何度もさせていただいておりますので、  
概要等は把握させていただいておるわけですし、  
順調にこれも事業の進展を見るように努力をして  
いっていただければというふうに思います。

おおむね地元としては待望論のほうが多くて、  
それは一部には通過交通がふえるから、いい迷惑  
だというようなお声も頂戴しておりますが、やは  
り大きな大局な道路網の流れからしますと、大変  
当然の整備しなければならぬ推移だと思います  
ので、これは的確な推進をお願いしたいと思っ  
ています。

それで、平成29年に逢妻男川に橋梁の予定で今  
進められていますよね。これ、2,700万円、45%  
と言っていますが、当初半々だと言っていました  
が、その辺、ちょっと御解説をお願いします。

○都市計画課長

こちらは通常ですと、これは豊田市と知立市に  
またがる逢妻男川にまたがる橋梁ですので、折半  
というのが通常でございますが、担当のほうで、

道路の幅員が豊田市のほうが18メートル、知立市  
が16メートル。橋が台形な形になりまして、それ  
でその割合で知立市が少ないほうの47%というこ  
とで交渉をしましてまいりました。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後1時59分

---

再開 午後2時08分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○風間委員

わかりましたが、台形の橋なんて余り聞いたこ  
とがないんですけど、これは可能なんですかね、  
構造基準上とかね、かえって高くつく、そんな規  
定外のような気が。私、素人なものでね、率直に  
素人印象としては、通常のものをつくって道幅は  
ちょっと狭めると、こういう取りつけ、内に入っ  
た、そっちのほうで安上がりのような気がせん  
でもないんですけど、その辺はちょっとお聞かせ  
ください。

○都市計画課長

豊田市のちょうどこの橋がありまして、豊田市  
のほうで18メートル、知立市のほうで16メー  
トルということで、構造的には特に通常のもの  
と変わらないわけです。

ただ、ここで言うてるのは、負担割合がそう  
いうことで決着したということで、構造的な問題  
は特にありません。

○風間委員

構造的はそれはいいんでしょうけど、いびつな  
形になるわけでしょう。台形だから向こうは太  
く細くなるわけでしょう。通常は長方形じゃ  
ないですか、橋というものは。そこの疑問  
だけの話なんです。それ大丈夫なの。交通  
安全上どうなのかという、それから歩道は  
どうなっているんですか。歩道の設置とい  
うのもあるのか、ちょっとその辺、教  
えてください。

○都市計画課長

歩道は当然まずつきます。ちょっとこの知立市

から豊田市にかけてアールが若干入っております、そういった関係でそういうことになる。

○風間委員

大体イメージしておきます。わかりました。

とにかくね、我々も住民の人から、よう問い合わせがあるので説明せんといかんもんでね、説明責任があるんですよ。だから、それわかんないんじゃないやっぱね。おまえ、何期もやっておって何やとるだと言われちゃうからね、だからちょっと聞かさせてもらいました。非常に地元では注目を集めていますから、この路線はね。

それから、もう一つが、市民農園ありますよね、あそこを分断しちゃいますけど、市民農園はどういう方向になるの。ちょっとよその課の話ですけど、協議はされておると思いますけど。

○都市計画課長

当然、経済課のほうとも協議はさせてもらってまして、ただ、まだ工事の時期にはそちらの今の市民農園のところが、どちらかといいますと第1期工事は川に近いほうからの調整池から入りますので、市民農園は真ん中辺にありまして、いつごろ工事やるという情報は密にとっておりまして、そちらでそういうことで、急にやめるとかそういうことじゃなくて事前に準備を、やめるならやめる、やるならやるということで調整はさせていただいております。

○風間委員

将来的には三、四年後には、いざ工事がかかる段になると。3年後ぐらいですね。取りやめということですか、市民農園は。方針としてはですよ、今現状の。

○都市計画課長

完全になくなるというわけじゃなくて、若干ちょっと用地かかるところだとか、それから、もうちょっとそれをまたどうしていくかという話も含めて、市としては考えておるわけでございます。

○風間委員

両サイドを残すということもあるということですね。そのときはまた教えてください、方針が固まったらですね。

それから、当然八橋里線とのもう一つ大きな東西に縦断することの連携になるわけですよ。ここは当初の予定を都市計画変更しまして、この前も議論ありましたが、横断を2カ所ではなくて1カ所に集約したということなんです。これ、私も以前からくどいように申し上げてはいますが、もともと八橋は地元の要望はそうだったんですよ。それがおたくらの考えで、決めたことを無理に通していったわけですよ。結果的にはもとに戻ったわけですよ、住民要望のためね。だから、もうちょっと弾力的にならんとね、これは行政のそういうところが、やっぱり親方日の丸という、われらは一遍決めたことはずっと貫き通すと。結果的には今回はいい形に戻ったんですけど、住民の意向どおりにね。それは1つ言うておきますけど、この変遷に対しては何か所見ありますか。

○都市計画課長

こちらについては、安城市とも協議させてもらってる中で、やっぱり明治用水緑道の絡みも含めまして、私はいい形になったかなというふうに思います。

○風間委員

都市計画課長が課長になれる前の古い話を申しわけないですけど、過去の経緯はそういう攻防があったと、地元の要望等々のね。しかし、いいものに変遷していけば、私ももうほんとにこれはPRのしがいがありますので、そういう形で的確に事業推進をしていただければと思います。

それで最後に、地下道の話ですよ。佐藤議員が振ったあの話、遊歩道を地下道タッチ、歩道橋ですか、地下道ですよ、当初は。それを佐藤議員は交通量が少ないとかね、そういう部分で、あれは幾らかかるでしたかね、地下道設置概算。

○都市計画課長

幾らということですが、私、試算はわからないんですけども、4,000万円とかそこら辺がかかるような格好になりますが、実は、これは今、警察と協議を進めておまして、まだこれは警察がどういう所見で、この図面を見せてどうい

うふうにしなさいという、まだちょっと行く前の段階でございしますが、それによってできれば市としては平面でいきたいと思うわけですけども、ちょっとそこら辺は警察との話だとか、いろんな処理、課題がありますので、今何とも言えませんけども、そういうふうを考えております。

#### ○風間委員

私もその都市計画道路のタッチのところは、ちょっと誤解をしていたんですが、この前の本会議の佐藤議員の議論ですとね、もともと地下道ですか、そういうことで当初は進んでおったということに恥ずかしながら初めて知ったもんですからね、再確認させてもらってるんですよ。

それで問題は、確かに在のこなもんでね、それは人数も少ないし、空間も多いし、農地も多いと。だからどうしても予算が今厳しい知立市の段階では、そういう方針をそんな無理してそういうところにお金かけんで、ほかに回せよという話になっていくんですよ。

しかし、私は郊外に住んでおる以上は、やはり全体的に見てほしいんですよ、そういうのは、強く反論するつもりは毛頭ありません。やっぱりその交通量調査とか、ほんとにどれだけの方が利便性よろしく使って、それで投資効果が発揮できるか、そういうのを総合的に検証して最終的には方針決めていただければ結構だと思いますけど、ただ、地元の意向として一言だけ申し上げたいのは、やっぱり明治用水の上部遊歩道は、全体を連携性をよろしく、知立市区間を皆さんが憩いのために遊歩道的に整備するという方針があったじゃないですか。だから当然1号線と名鉄のところは歩道橋、それから、牛田の料金所のところも歩道橋とかね、重原のほうも歩道橋設置してるんですね、連携性よろしくと。今、課題は、あそこの例のハヤシスポーツとこの旧23号線ですか、あそこの部分ですよ。あそこに信号設置の要望が過去よりいろんな議員が言っても、やはり南側からの急カーブのところの問題があって設置がなかなか難しいと、こういうことでできてるんですね。

だから、八橋で言えば八橋駒場線のあの道路で

すよ、あそこがなかなか渡れない、通行量が多いものですからね。あそこの代替機能として、バイパス機能として花園八橋線ができてくるんですよ、今後はね。そうすると交通量も必然的にふえてくなどという想定はできるんですね。ただ、市内ほど交通量があるかどうかは、今後交通量調査もやっていただいて十二分にそれは検証を図っていただくのが前提でしょうが、そういう全体的な部分から最後はやっぱりこうなりましたと。そうしないと地元で説明できないですよ。暗にただ予算的な部分だけ、在だからそれはと、そういう趣旨で佐藤議員はおっしゃってるのではないんですね。やっぱり知立市の全体的は話を検証してやられておるとは思います。だから私もそういう部分はしっかりとね、やっぱり地域間格差のないように、そういうふうにとられないような根拠と説明責任を果たしながらやっていっていただければなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

#### ○都市計画課長

今おっしゃられたように、そういったことも全部全て考慮して、警察協議だけじゃなくて、そこら辺の地域の関係だとか前後の明治用水緑道の絡みだとか、そこら辺、考慮して検討したいと思えます。

#### ○風間委員

とにかく東部の開発というのは、おくれにおくられてきてね、駒場牛田線が都計決定したのが、ほんとに地元としては喜ばしい状況があったんですね。それから立て続けに都市計画道路決まってきた、今回ようやくこの連携機能の図れそうな都市計画道路が段階的に整備されるということでありますから、期待感大きいわけでもんで、そういう細かなところにもちょっと気を使って、それで地域の皆さんにほんとに喜ばれる、そういう道路整備に向けて尽力していただければというふうに思います。

もう一つ、ちょっと細かいのが、先ほどもありましたプロムナードです。146ページですね、概要書の。これも平成12年から早いもので、15回を迎えているという部分ですね。私、これ正直言っ

て、この事業があること自体、余り認識してなかったんですね、途中までは。それで、私がここをこれとかかわりを持ったのが、ここの予算書の概要説明にありますように、彫刻のある風景づくり推進計画、この計画策定委員、商店街連合会の代表として出させてもらって、そこからかかわりがあるんですね。2年間かけて立派とは言えないまでも一定の計画策定ができたと自負しとるんですね。

それで、まず最初に申し上げておきたいのは、PRが少ないじゃないかなと。特に議会の皆さんで、こういうのを確かに毎年チラシは入れていただいておりますよ。それでもせっかく事業予算化してね、市民の方も一丸となって、特に経済界の方が多いですね。推進のために継続的に取り組んでこられておると。それから、包括協定を結ばれて、今、愛教大との機能が発揮してる事業の唯一無二の1つの事業ではないですかね、これね。だから、そういう部分はひとつ大切にさせていただいて、それでこの計画を引き続き充実したものに進めていただければと思うんですが、よろしゅうございますか。

○都市計画課長

今、風間委員おっしゃられるように、15周年ということで進めております。今回、先ほども申しましたように、松並木のほうに彫刻6点、彫刻のある風景づくりに基づきまして設置するわけでございます。それが皆さん市民の方の気持ちに心に彩りを与えられるようなことでずっと継続していきたいなというふうには考えております。

○風間委員

確かに、これは余裕と言えば余裕の事業でしてね、さりとて文化の振興とか潤いと安らぎのそういう優しいまちづくりには不可欠な事業だと思うんですよ。

それで、今年度は15周年ということで146万3,000円予算いただいて、新たなエリアも松並木というところに彫刻6体設置して実施をしていたと、こういうことで私も大いに賛同はするわけですが、市が予算化したのは最初60万円ぐらい

から始まってますよね、三、四年前に。違いましかね。それで今年度15周年だから164万3,000円と。

それで、私が申し上げておきたいのは、今年度終わって来年度、再来年度、平成28年度、平成29年度ですね、また10万円台に落ちちゃいますか、予算は。そこを聞いておきたいんですわ。もともと60万円つけたときも、私は、せっかくなら、そんなちまちました金額ではなく、一気に、愛教大の皆さんとか宇納先生の御尽力から見れば、一気にその評価した予算編成が重要ではないかということをお願いして、そういう部分では、今後の展開というのは非常に気にかかるところであります。

それで、実施計画見ますと130万円と、こういう方向性が出ておりますので、安心はしておりますが、この際、一度正確な御答弁をお願いします。

○都市計画課長

この15周年記念ということで、彫刻作品の設置負担金ということで、平成27年度については120万円を計上しております。

先ほど風間委員がおっしゃられましたように、実施計画のほうで彫刻の設置費ということで、来年平成28年度、平成29年度についても見込んでおりまして、今回とは若干落ちる格好でありますけれども、そういった格好で実計のほうでは認めていただいております。

○風間委員

これを死守していただければ結構です。よろしくをお願いします。

それからあと、PRです。PRも充実をもう少しさせていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長

今、PRといいますと、広報とチラシ、そちらしかやっておりませんもんですから、もうちょっと商工とかそちらの関係、経済界のほうも広げていきたいなというふうには考えております。

○風間委員

よろしくをお願いします。

最後に、先ほども議論ありました上重原北部土地利用計画調査事業、概要の112ページ、113ページですね。いろいろ議論ありましたので、そんなにはありません。

それで、なかなか私権が絡む状況もありまして、難しい部分ありますよね。それで、先ほどの関連ですが、県のほうが大村知事が国際展示場、ここをぶち上げましたね。知立市も経済界を中心にそういう方向で一遍積極的にアタックかけよということで、この前、知事のほうにも私も副議長の立場で伺ってまいりました。

それで、まだ県の段階は調査費を計上しただけで全く白紙と、こういう回答で、当然ですよ、それはね。刈谷市も依佐美の鉄塔の付近に具体的に提言をされておりますし、今後はそういうところがふえてくると思うんですね。

それで、名古屋市は名古屋市で、あおなみ線のところに独自でやる新聞報道もつい最近されましたよね。あれは名古屋市のエリアですから、名古屋市がどういう方向でやっていただいても結構だと思うんです。要は、西三河地区にそういうものがあればね、それは地域のまちづくりの起爆剤にはなるかと思えますね。そういう部分で、この前、知事のところをお願いを伺ったという状況をお聞きされて、担当部局としてはどのような見解を持たれておるのかというのを、さわりの部分でどのような所見を持たれているかというのをお聞かせいただければと。

#### ○まちづくり課長

今お尋ねの件ですが、今いうコンベンションセンターだけを誘致する、それだけで上重原北部地区の産業誘致というか、市のためというそういったものだけでいくと、それがだめになったときの危険性は非常に大きいと思います。

ですので、もう少しハイブリッドな計画、例えば産業と地域利便施設、あるいは製造業とミックスしたようなもの、そういったいろいろな方向の中の1つとしてコンベンションセンターについては位置づけをしていくべきではないか、そんなふうに考えております。

以上です。

#### ○風間委員

当然ですよ。住民の皆さんは、いけいけどんで思い立ったそういうテーマを表明すれば、あとは成功しろ失敗しろ、成功すれば理想ですけど、失敗したって別に責任はないので、それは住民世論というものですよ。

ただ、執行側の皆さんは執行権という中に責任あるまちづくりしていかなくちゃならない、また我々は、その提案を議決していかなくちゃならないという法的責任のこの世界では、そんな軽々とパフォーマンスばかりに偏ったね、そういう意見提言というのは慎重にならざるを得ないなというのは同感なんですよ、当然。

ただ、そういう世論をやっばり尊重してね、とりあえずはアタックして、そのアタックする過程において新たなまちづくりの光明が生まれるかもしれないし、そういう部分ではやっばりまずは行動して、それで結果的にだめならまた次の策とかね、そういうことでいいと思うんですよ。それで、その交渉の中の知事の発言の中で、確かに厳しい御意見もありましたよね。そんな80何%の同意率しかないでしょうと、よう知っておられましたよ。それじゃあ、到底ちょっと厳しい面があるじゃないかと。

それから、コンベンションホールのことはさておいても、県のほうは企業団地がもう完売されて、新たな候補を募っておるという状況もあるようで、そういう部分にもひとつ情報をしっかりとね、県との連携を密にして、どういう形でそういうものは成就するか、そういうバックボーンがおると、ああいう地区もそういう県のお墨つきがあれば地権者の方の理解と合意というのものも若干変わってくるのではないのかなと。今は全くの精神論だけ、それからアンケートで土地利用の件だけ、こういう形で並行してやられていくというような流れの中で、なかなかそれが、そうですね、いいなというふうには言いにくいと。それから、税の軽減策とかもまだファジーな段階であるでしょう。だからなかなか合意が高まらないという、そういう問

題もあるわけですから、まずは地権者のためにいろいろな策を講じて理解と合意を得る努力をしつつ、そのバックボーンたる政策はどういう方向がいいのかというのを検証していくと、あわせてね、いろいろなパターンをキャッチしながらですね、そういうふうにやっていかないとなかなかこういうものは難しいなという部分はあるんですが、利用率でも厳しいでしょう、どうですかね、改めて、アンケートの結果の同意率。

○まちづくり課長

まず、最後に言われた皆さん同意率というか、アンケート結果から申し上げます。やはりどちらかという、反対という方3分の1程度、反対じゃないんだけど今どうなのという、少しファジーな迷った方が3分の1ぐらい、今でしょうとか、今やりたいなという方が3分の1ぐらい、そういった中の状況。もちろんこれは今、風間委員が言われた税制的な優遇だとか、あるいは事業としてのバックボーンとしての確実性、企業の進出の状況とのそういったものをお示しせずに決めずでの状況ですので、今後そういったお話を先週させていただきましたので、税等について、ですので、今後全体の中でお話すると両極端なお話も出てしまいますので、少し個別なお話を伺いながら個別でのヒアリング、お話を伺って、その中庸な部分というか、市が示すべき方向性というのを出したいと思っています。

それとあと、企業庁というか、企業団地なんです、あの場所で企業団地というのが、なかなか皆さんが考えられる売却単価、あるいは賃貸価格という貸し出すお金とのバランスが非常に厳しいというか、皆さんの感覚との差異、そごが大きいものですから、単なる企業団地というのは難しいかなというのが私の感想です。

以上です。

○風間委員

ちなみに、企業団地誘致する場合は、用途地区で工業地区に指定しないと誘致はできないという原則論ありますか。

○まちづくり課長

多分、開発手法等を使ってもできますので、その市街化編入が必須事項ではないと、あと、利点としては、少し先ほどもお話したハードルの1つとなる農振除外が企業庁の場合は不要という、そういったことを伺ってますので、いい面もあるし悪い面がある、そんなふうを考えております。

以上です。

○風間委員

いずれにしても、その辺を明確化しますとね、まずその土地利用で反対が出てしまいますから、今は法的根拠のない産業ゾーンという形で都市計画決定して総合計画にも位置づけられているという。だから、どうにでもいけるような体制、これは正解のやり方だと思うんですよ。それしかないでしょう。

そういう中で、しかし、そういう環境であり続ければ続けるほど、なかなかこの将来性というのが見えてこないのではないのかと、私はそういうふうに思っておりますので、あるタイミングと地権者の理解度、そういうのが高まったときには一気に取りまとめといいますかね、推進に向けた思い切った提言がくる時期があると思うんですけど、まだまだ時間かかりそうですので、最後にその辺の状況を確認させていただいて、私の質問は終わります。

○まちづくり課長

ちょっと肌感というか、感覚一言で言いにくいんですが、以前、平成21年のときに市街化編入を断念、中断した時期があります。そのときのアウェイ感というか、それよりは少しよくなったかなという感想は持っておりますが、これも個別の意見の相違というのは大きさは余り変わってないかと思っておりますので、その辺のすり合わせと、あと、市が主導することがいいと言われる方、あるいはもっと寄り添って我々の話を聞いてくれよという、そういった方の違いも大きいものですから一概には言えませんが、時間は余りないと思っておりますので、その中で強引にならずに御理解、説得、あるいは納得をいただく、そういった形で進めたいと思っています。時期がずれたら少し言いにく

いと思ってますので、控えさせていただきます。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○水野委員

先ほど村上委員、そして、風間委員から質問出ました予算概要の146ページですね、野外彫刻プロムナード事業ですね、これについてお聞きしたいなと思います。

私、この予算書と言うんですかね、予算概要配られたときに、たまたま都市整備部の方と市教委の方が一緒だったので、この事業は、どちらかというとも市教委のほうがいいんじゃないかという話をさせてもらったんですね。やはり違和感に感じるところが多々ありまして、平成12年からこのようなことをやってると。私、昼休みのときも市役所から自宅に帰るときにちょうど通ってきまして、しょっちゅう見るんですね。村上委員や風間委員からいろいろ質問出たので、ある程度理解はできましたけど、この記念事業につきまして、この作品ですね、マッチする、愛教大の学生、あるいは卒業生、卒業生もいるんですよ。作品が出るということなんですけど、向こう側からこっちへ持ってくるんですか、作品を。それとも市のほうからこういうのをくださいと言うんですかね、その点はどうなんですか。

○都市計画課長

宇納先生がおられますので、そこにまず相談させていただいて、そういった今年希望される生徒の作品ありますかということ、まずはお聞きします。そこで6体を設置するという、そういう形でございます。

○水野委員

先ほど村上委員のほうから話があったように、松並木とマッチしなければ、これは意味がないというようなことも言われてたと思うんですね。

いつもどおりの形でやられるということになれば、宇納先生の意向でという、一番危険なパターンだと思うんですね。宇納先生が言われて、合いませんって言えないんじゃないんですか。言えます、どうですか。

○都市計画課長

今、松並木のほうの15周年のそちらの関係でございますが、そちらについては彫刻のある風景づくり、そちらのほうの重点地区ということで東海道松並木を選定させていただきまして15周年やるわけですけど、そちらについては生徒のこれは作品ということではございません。文化協会会長であります宇納先生のほうの紹介によります芸術家の先生の作品をこちらは設置いたします。

○水野委員

それがやっぱり問題なんですね。私、宇納先生をどうのこうのと言うつもりはないんですけど、宇納先生の感覚と市民の皆さんの感覚が合えばいいですよ。なかなか芸術家って難しいですよ、感覚がね。先ほど村上委員が言われたとおり、とんちんかんなものを持ってこられてね、これは芸術かってなっちゃう可能性もあるかもわからないんですね。だから、市当局含めて、やっぱりこういうのがいいということは言ってもいいんじゃないですか。それすら言えないんですか、これ。

○都市計画課長

ちょっと説明不足でございまして、今回の15周年のほうは、ある程度、先ほどの風景づくりのところ、うちのほうで知立市の昔ながらの物語だとか、そういった題材のほうは設定させていただいております、松並木にそぐうようなですね。それにおいて芸術家の先生と、うちのほうのコンセプトをお話ししまして、先ほどちょっと言いましたけども、今、そちらの案のデザインを一度見せていただいた上で、松並木の協会のほうにも諮りながら決めていくという手順でございます。

○水野委員

ということは、確認ですけど、こちら側が選べるというふうを考えていいわけですね。

作品を1個持ってこられて、これですと言われて、いくら私たちが説明してもね、やっぱり芸術家というのは、それ持ってますよ。プロですからね、すごく。私たちにはわからないような感覚あります。私も身内に絵を描く人がいたり、私の友達でも絵を描いている人がいるんですけど、全く

私、理解できないですね、その絵が。私がすごく心が貧しいと思うんですけど、なかなかそこまで達することができないんですよ。

だから、私このプロムナード見てるんですけど、きょうもね。これがすばらしいというのは、私には余りよくわからないですね。心を打つかどうかという。あの寒空の中にあってね、これ必要なかなと思っちゃうんです。大体ね、この松並木に合うのかどうかということもすごく疑問に思うんですよ。例えば境港の水木しげるさんの故郷、そこなんかは妖怪のあれでずっとあって、全国各地から来ていると。あるいは、サザエさんなんかもね、すごく彫刻でにぎわっているなんていうことも聞きます。

もう一度確認ですけど、そういった意向をお伝えするのはいいんですけど、それ1点だけ持ってこられて設置という形になると、何かまずいなという感じがするんですね。だから、いろいろ見せていただいてね、決定権はこっちにあるかどうかということをお聞きしたいんです。

#### ○都市計画課長

先ほど言いましたように、題材にこちらの要望する題材を言いまして、絵を先生方に描いていただきまして、こういうのをやりますということと、そのコンセプト、題とそういったものを提出していただきまして、それで決定させていただくということで。

#### ○水野委員

都市整備部長が答えていただけますかね。要は、こっちが選べるのかどうかですよ。話だけしてね、こういうものと言ったら向こうがそれで考えてつくってこられてね、これをお願いしますと。大先生の宇納先生に、これがいいですよって言われて、宇納先生、これはうちに合いませんからなんて、なかなか断れないじゃないですか、もうつくったのも持ってこられたら。

だから、事前にこちらのほうに、こういった3つか4つかある中で、どうですかということを選べるかどうかということ、決定権は市のほうにあるのかということをお聞きしたいんです。

#### ○都市整備部長

おっしゃるとおりだと思います。もうこれで100%お任せしたというわけではございません。出していただいた絵を我々が拝見をして、その辺で評価をさせていただきたいと思っています。

#### ○水野委員

わかりました。今の都市整備部長の答弁で、こちらが選べるということで、その点ではね、そんなに飛んだような、私たちが理解できないような作品がつくということは、並べられるとか設置されるということはないということだと思うんですね。

この事業ですけど、このあと平成25年から平成38年までであるわけですね。毎年6体、そして15年ということですから90体という形で、この事業です、これはすごく芸術的に知立市にとって、先ほど風間委員のほうからも話がありましたけど、私としては、この芸術や文化を大切にする、私はこの芸術というのは知立市には文楽とかね、そういうのもあって、そういうほうの感覚なのかなと思って、これはプロムナードというのは知立市にマッチしたものなのかどうかということですよ、そこがちょっと疑問に思うんですね、これ、私だけじゃないと思うんですね、そう思われるのは。

これ、ただではないので、お金がかかっているわけですから、例えば学生や卒業生の人たちの育てるという意味ではいいかもわかりませんが、むしろこちらがお金をいただいてやるぐらいのほうがいいと思うんですよ。ほんとの話ね、なかなかこの人たちが個展を開くといっても個展なんか開けないと思うんですね。人も来ないと思うし。だから知立市がお願いしていた教育大との関係もあると思うんですけど、このままずっとこれで15年間続けるということなんですかね。ちょっと確認したいんです。

#### ○都市計画課長

今現在、さっき彫刻のほうですけども、実際展示しておりますけども、これを今後はもうちょっと広げてといいますか、知立駅のほうにも、さっ

き言いました駅前だとかね、そちらにも広げていきたいなということもありまして、続けていきたいなというふうには考えております。

○水野委員

中央公民館1階にも永井さんがつくられたものがありますよね。あれを見ても、私は大変心が貧しいかなと思うんですけど、わからないんですね、ほんとに。だから、彫刻のやつをやるという上において、やっぱりテーマを決めてやっていったほうがいいんじゃないかなと。記念事業だけにかかわらず、こういうテーマでお願いしたいと。市主導でね、市がお金出すわけですから、市主導でこういうことで、こういった感じでお願ひしますということは言ってるんですかね。ちょっと確認です。

○都市計画課長

ちょっと繰り返しになりますけども、先ほど彫刻のある風景づくりですね、こちらのほうに基づいてそういったものを出していただくということをお願いしてますし、それを市で判断させてもらった上でやりますので。

○水野委員

都市整備部長ね、毎年やっぱりテーマを決めてね、知立市に合った、こういう作品をお願いしますということ言うことぐらいは、宇納先生初め作者者に対して失礼じゃないと思うんですよ。こういうことをお願いしたいということぐらいは私は申し上げてもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○都市整備部長

そういった進め方もあるかもしれません。ただ、今まで続けてきたのは、お金を市が出してるということなんですけれども、それはもう材料代だけでございまして、製作費等は全くかかってません。もし市がお願いした場合には、そういった要求もあることが考えられます。

そこまでしてやるかどうかということなんですけど、現在進めているのは、いい悪いは私もよくわかりません。街角にそういったものがあって、そこを通る人がどういうふうに見るのかということ

で、多分誰かはすばらしいものだという、そういったものを感じるだろうということを期待してやるわけです。

ということで、やはり市民の感性を何がしかで訴えたいと、そんなことを思いながら続けているところでございます。

○水野委員

大変苦しいですね、おっしゃるのは。花とかそういう木々というものであれば、かきつばた含め、しょうぶ、こういったものは毎年咲きが悪かった、よかったということで心とむところもあるんですけど、なかなかこの彫刻で和むというのは、私は難しいような気がします。

先ほども言ったとおり、材料費等々もかかるんですけど、ここは学生や卒業生たちの発表の場でもあるということで、そういったことを踏まえて申し上げても私はいいと思うんですね。彼らは、なかなか発表する場所、そんなになんとも思いません。絵とかそういうのはまだありますけど、彫刻というのはそんなにはね、聞いたことがないですよ、個展とか発表する場所。人も集まらないと思うんですね。あんな重いものを持ち運びなんて、そう簡単にできるものじゃありませんし、だから私は、そのぐらいのことを言ってみてもいいかなという気がします。

そして、これは副市長にお願いしたいんですけど、都市計画課だけじゃなくて市教委のほうの芸術や文化ということもありますのでね、意見を聞いても僕はいいんじゃないかなと思うんですけど、この点はどうでしょうか。

○清水副市長

教育委員会も確かに文化振興、文化祭のそういったことでの所管は教育委員会でしょうけども、文化そのものは教育委員会の専売特許ではございませんので、これは行政全体が文化について考える必要があるものだというふうに思ってます。

そういったことでは、先ほども出ておりましたけども、この前の定住自立圏の講師の先生が、まちのデザインというようなことをおっしゃっていただきましたけども、そういった視点もこれからのま

ちづくりというのは非常に大事だと私は思っております。そういった意味では、その街角に芸術をどういうふうに理解していただくかどうかというのは、それは見た方の感性の問題ですから、それはその方の一人一人にお任せをするということだというふうに思います。

もちろん、これ以前にありましたけども、プロムナードの文化会館の前ところに学生が作品をつくっていただいたんですけども、これがちょっと一般的に少しひわいというか、そういう感覚の部分が実はあったんですね。でもそれは指導されていたその当時の先生にお話をして、この通りにこういった作品は、もちろん製作者の意図は私たち十分理解はできませんけども、素人が見ても、少しこれはこういった場所にはふさわしくないんじゃないでしょうかというようなことをお話をして、作品を入れかえていただいたというような経緯もございます。そういったことで、作者の方が持ち込まれたものがこれが全てだというふうに私たちも考えておりませんし、その場所をわきまえたそういったものが必要だというふうにも理解をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、御質問者おっしゃいますように、今の若い人から高齢な方まで全ての方に御理解をいただき、直感的に理解をしていただくというようなものが全てというのは、これはなかなか芸術の世界では難しいのかなというふうに私、素人ですからわかりませんが、そういうふうにも思いますので、やはりそれは作者の方のいろんな思いを私たちがお聞きをするなりして、そういう作品を理解するという、そういった姿勢も芸術を鑑賞する上で必要なのかなということも思うわけです。

○水野委員

これで最後にさせていただきますけど、今、副市長からお言葉をいただいて、入れかえもあったと。私もその話は聞いたことがあります。

くれぐれも作品をつくられた方、あるいは大学の宇納先生初め、その意見に一方向的に屈することなく、いけないものはいけない、マッチしてない

ものはマッチしてないということは、やっぱりぜひ言ってください。そうじゃないと何のためのプロムナード事業かわかりませんので、これだけは、特に15周年のときには、先ほども出たように、とんちんかんなものになってしまっただけは意味ありませんので、私たちとちょっと考え方が違う部分はつくられた方はあると思うんですね。超えた先の先を見据えられた。だけど私たちは、それは理解できない部分もあるもので、やっぱりこちら側から必ずそうやってマッチしないものについては意見を言っていただくということをお願いしておきます。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時03分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

次に、議案第29号 平成27年度知立市水道事業会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第31号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第33号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題と

します。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会建設水道分科会を閉会します。

午後3時06分閉会

## 平成27年知立市議会 3月定例会予算・決算委員会 企画文教分科会

1. 招集年月日 平成27年3月13日(金) 企画文教委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 明石 博門 | 中野 智基 | 神谷 文明 | 久田 義章 |
| 池田 滋彦 | 川合 正彦 | 中島 牧子 |       |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|             |       |                 |       |
|-------------|-------|-----------------|-------|
| 市 長         | 林 郁夫  | 副 市 長           | 清水 雅美 |
| 企 画 部 長     | 加古 和市 | 協 働 推 進 課 長     | 野村 裕之 |
| 企 画 政 策 課 長 | 堀木田純一 | 総 務 部 長         | 岩瀬 博史 |
| 総 務 課 長     | 水谷 弘喜 | 安 心 安 全 課 長     | 高瀬 季治 |
| 会 計 管 理 者   | 鈴木 健一 | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 平野 康夫 |
| 教 育 長       | 川合 基弘 | 教 育 部 長         | 石川 典枝 |
| 教 育 庶 務 課 長 | 池田 立志 | 学 校 教 育 課 長     | 伊藤 武男 |
| 生涯学習スポーツ課長  | 佐藤 豊  | 文 化 課 長         | 鶴田 常智 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|             |       |         |       |
|-------------|-------|---------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 島津 博史 | 議 事 課 長 | 横井 宏和 |
| 議 事 係 長     | 近藤 克好 |         |       |

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

### 事 件 名

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)

議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算

議案第26号 平成27年度知立市土地取得特別会計予算

議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)

議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)

午後1時06分開会

○川合委員長

ただいまから予算・決算委員会企画文教分科会を開会いたします。

本分科会の所管とされました審査案件は5件、すなわち議案第18号、議案第23号、議案第26号、議案第30号、議案第32号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

一般会計の補正予算ということで聞かせていただきます。

今度の一般会計でありますけれども、財調が7億999万6,000円取り崩す予定を全部戻すということ、そして、新たに2億5,888万8,000円を積むということという財調としては、こういう補正となっております。使うものは一切使わずに新たに積んだと、こういうことであります。

改めて現在高と、これはまだ出納閉鎖ではありませんけれども、最後までの見通しというのを持ってみえるのか、その辺を伺います。

○企画政策課長

財政調整基金の平成26年度末の残高予定としましては、23億5,653万9,000円ほど予定しております。

今年度につきましては、今、中島委員の言われましたように、当初予算では財調を繰り入れるという形で予定をしておったんですけども、最終的には積み立てができると、こういった状況になっております。

以上です。

○中島委員

今、平成26年度予定ということで言われて、今回の補正予算の数字そのものの結果が今の23億円云々かんぬんという数字でいいですね。

出納閉鎖までのまた少し余裕がプラスになる可能性はありますけれども、一応それは端的なも

のになるのかなとは思いますがね、一応そういうことですね。

財政計画全体を今までもこの財調がどんどん減っていくという流れを心配したようなものになっているわけですけども、改めてこの財政計画、大型事業の駅西とか駅南とかというものも含めた形で財政計画というのは、今後どのような検討をして、どのように発表していただけるのかということについて伺っておきます。

○企画政策課長

財政調整基金につきましては、現実、今年度につきまして積み立てができるという状況になっておりますけれども、現実、当初予算案を見ていただきますように、予算編成上に財政調整基金がなければ、今現状としては予算組みはできないと、こういった状況になっております。

それから、今後の財政計画につきましては、当市におきましては大型事業を抱えているということで、先日の本会議の中でも公債比率、負担比率につきまして御質問がありましたように、今後、こういった市債等も大型事業を抱えていくということで、平成38年にその比率もピークを迎えるという状況になっております。よりまして、ここしばらくはやはり財政的には厳しい状況が続くというふうに見込んでおります。

○中島委員

だから、それ本会議でも言ってみて、そういったものを最終的な財政計画の見通しのものについてはつくって発表していただけますかということなんですね。

まだ駅南も駅西の関係も入ってない、関係していないような財政計画になっておりますので、現在のものが、そういったものについてはどうですかということを知りたいんですけども、その上で、ピークという問題も多少また変わってくるというようなこともね、ピークそのものを変わるというよりも金額が変わって来たりしますので、それは、ですから、その財政計画の見直しということはやられませんかということを知りたいんです。

○企画政策課長

この財政計画というのは、毎年今後の見通しということでやっていくんですけども、その実績ごとに先々の予定が変わりますので、毎回変わっております。以前まで公債費負担比率についても平成40年がピークということで13.9%ということで御報告させていただいておるんですけども、今回平成38年がピークというのも平成26年の見込みと、あと、平成27年度につきまして当初予算ベースで入れかえをさせていただいた中身で平成38年がピークということをお知らせをさせていただいた次第なんですけども、計画については毎年変わっていくという状況になっております。

議員の皆様には11月に毎年財政計画ということで、その時点での計画のほうはおしをさせていただいているかというふうに思っております。

○中島委員

今回、当初予算で出てくるものですから大きなものがね、だから、そういうものを見込んだものはセットでほんとは見えないと、11月の段階ではそれが入っていないということで、新しいものとしての議論ができないということで、その当初予算に見合ったような見通しをつけた計画が本当ならなければならないんじゃないかということを私は今、思ってるんですけど、新しい事業も特になく、ただ継続的にやってるだけのときは毎年11月ねということでいいと思うんですけども、今回当初予算でこれからの方向性が出されてくると、ほんとに大丈夫ということの検討もその財政計画の中で見ていかないと心配ですよ。

そういった意味では、タイムリーなものがないとだめということを私は思っているんです。その点で、いつそういう新しいタイムリーなものを作成されるのか、一番早い段階でつくったものはやっぱりお示しいただきたいということをお願いをしております。今の段階ではないよということで11月のままということですのでね、中身も変わっていったらということから、その辺も予算の審議に活かせるような資料じゃないとだめじゃないかなと、こんなふうに思うんですけどね。言うことは理解していただけますか。

○企画政策課長

中島委員の言われるとおりだと思っております。今言われますように、11月の時点と現時点では変わってるということになりますので、また一度内部のほうで今後のことについては検討をしていきたいと思っております。

○中島委員

そういうふうにしていかないと、これは来年度の計画、その後の計画ということでね、今補正予算でどうこうということじゃないかもしれませんが、やはりそういう財調こうなるよとか、今後どうなるよとか継続的な話なんて聞かせていただきましたけども、それはまたほんとにタイムリーに出していただきたいということをこれはお願いをしております。

それから、今回減額多いねという話ではあるんですけども、中学校の仮設校舎借上料、これは南中学校ですよ、2,132万4,000円の減額というふうになっております。これについて、ちょっと御説明いただけますか。

○教育庶務課長

仮設校舎の借上料2,132万4,000円の減額の件でございます。

こちら、当初の予算には1年間のリースとして計上のほうをさせていただきました。12カ月分ということで計上いたしたんですけども、実際の使用が9月からということで、それが7カ月の使用になりました。それを建築行為からそういったリースが発生するものというふうな当初の考えから、そういった使用期間を考えたんですけども、実際の使用が7カ月で済んだということでございます。それと入札差益も含まれて、今回その2,132万4,000円という額になりましたので、よろしく申し上げます。

○中島委員

9月から使うということで1年じゃないよということなんですが、9月の段階でそれはもうわかってた、そしてまた、入札もその前にやっているということですよ。

そうすると、この減額補正というのが今の段階

でなければならないものだったのかということが疑問がありますよね。大きいだけに、もう少し早い段階では、これ見通せないかということです。

○教育庶務課長

確かに中島委員のおっしゃるとおりの点もございます。また、借り上げ後に何か必要なものも生じるというようなことも考えられたのでございますけれども、できるだけ早い時期に補正をやるという御意見には、そのような感じを受けます。

○中島委員

12月議会でもよかったのではないかというふうにも思いますね。これだけ大きいのでね。

今回いろんな差益ですとか、ちょっと不用額ですとかって本会議でも三角補正のことを全般について一括して述べられておりましたけれども、これはそういう意味で言うと、差益ではあるんですけども、金額も大きいということからすると、もっと早く出すべきだというふうに私は思いました。

それから、これは大きくないんですが、夜間パトロール、41ページですが、これは235万1,000円、もともと大きい事業ではないんですが、この減額というのはどういうことでしょうか。

○安心安全課長

平成26年度当初、防犯対策費830万円をいただきまして、4月1日に入札をした結果、企業努力というか、入札の結果で594万8,100円で受けていただきまして、その残額となっております。

○中島委員

そうすると、これももっと早く出せるということですね。

○安心安全課長

おっしゃることも一理ありますけれども、その段階で、また新たなパトロールの増があった場合も考えまして、この時期になったと思います。

○中島委員

そうすると、契約をもう一回し直すということになりますよね。また違う契約になりますよね、それはね。

それはそれでやればいんじゃないかと思うん

ですよ。こういうさっきの校舎、パトロール、こういうのも、やはりもう少しシビアに減額補正を早くやるべきだなというふうに思います。

それから、これは家具転倒防止は100万円のところを使ったのが30万円弱と。70万7,000円の減額ということ、これは最後までももっとPRしたくて、その思いで最後まで残しておたというようなことだし、多分これ全部切ってはいない、残してあるのかなというふうに思いますけれども、その辺どうなんでしょうか。

○安心安全課長

御指摘のとおり、なかなか広報したり、いろんな場所で御提案をさせていただいても、ちょっと余りそれを希望されないこともありまして、防災訓練とかいろんなところでお示しをしたんですが、結果的にこれだけ残ってしまったということで、今回切らせていただきました。

○中島委員

この補正が今回になっているということは絶対だめというふうには思わないんですけど、でも現物はもう買ってあるんですか。皆さんには無料でお渡ししてますよね。だから、この使った分については現物はもう買ってあって、キープしてあるのを残ってればこれからもPRだけど、今は在庫はどうなってるんですか。

この30万円未満ですけども、使ったのが。何個買ったのかということですね。慌てなくてもいいんですが、そういうことを、お金の出し入れの、これは先に多分買っておいて現物をお渡しする形だろうというふうに思うので、その辺が減額の理由ですね。

○安心安全課長

転倒防止金具ですけども、御指摘のとおり在庫はパッケージで売ってますので、1ケース幾らという形で買ってあります。

しかしながら、今年度、家具転倒防止を希望された方が7世帯となっております、宣伝をしてもなかなかしていただけないので、これ以上在庫を抱えてもということで、それ以上の追加は買っていない状況です。

○中島委員

そうすると、まとめて買ってるわけじゃないですか。ある程度まとめてるけども、第1段階はこのぐらい買った。注文があってから買うんですか。どのように買ってるんですか。この29万3,000円ですけども、使ったのが。これは一度に買ったお金なんですか。

○安心安全課長

購入につきまして、ちょっと今、手元に資料がないので、すぐ調べてお知らせします。

ただ、必要に応じて申し込みをされて、L型金具みたいなものは安価ですし、ケース売りでないで売っていただけないこともあります。突っ張り棒とかベルトについては高価なこともあります。大体の数を確保してから買ってますので、なるべく効率的なお金の使い方をしようというふうで、今のところ1回しか購入してないと考えてます。

○中島委員

じゃあ、まとめ買いをするんじゃないかと、申し込みがあってから買うようなイメージですね。ちょっと早目に見通しながらということなので、そうかなと思うんですけど、何にしろこれは少ないということですね。

市長が一生懸命持って歩いてポケットから出てきた。今はちりゅっぴが出てきますけど、金具が。一生懸命やって宣伝していただいてやっていますけど、皆さん知ってはいるけども、もうという話になってるかもしれません。

それと、やっぱり設置しにくいというのも1つにはあるのかなと。一定のものはやっぱり設置しにくい。設置補助を受けていらっしゃる方もいますよね、高齢のひとり暮らしの方とか障がい者世帯の方とか、そういう方はあれですけども、設置しにくいという課題もあって、いよいよ愛知県が林市長みたいに、大村知事が家具転倒防止の金具と言い始めて新年度予算が県のほうで出てきたんですよ。知立市に補助がくるのかなって思ったんですけど、家具固定推進に関する検討会議をまづもったと。それから、家具転倒防止対策推進フェ

アを開催すると。そして、転倒防止対策の啓発の中で、また家具の固定推進員を派遣すると。これ、ありがたいと思うんですね。県がそういうことで、市で申し込めばその推進員が来てやってくれるのかなという、取り付けの支援を行いますというふうに書いてあるんですね。民間業者等とのタイアップした転倒防止対策をやっていくというふうなことで書いてあって、全体で1,048万2,000円という、そんな大きな金額ではもちろんない。どうやって支援してもらえるのかなということですが、絵の中ではこうやってL字型金具を男性がはめてるような絵がついております、木ねじを持ってね。

ですから、そういう家具固定推進員を派遣すると、こういうのが新しい予算のほうで県のほうが出しているということなので、この事業も県の事業を活用できればタイアップしてやっていただいたらいいんじゃないかなと。せっかく県がつくった予算ですのでね。そういうのは御存じですか。ぜひその辺、前向きに。

○安心安全課長

残念ながら、ちょっと今そこまでは知っていませんでした。

ただ、今お聞きして、いい話なら、ぜひどんどん紹介して、県の事業だけで市で紹介しないということはありませんので、その担当の部署にお伺いして、もうちょっと細かく多分聞かなきゃいけないので、それを聞いて広報活動できればと考えております。

○中島委員

多分、県は1軒1軒のお宅に直接しないものから、市を通してということになると思うんですね。自治体を通して支援するというようなことでもあるかなと思いますので、これについては、防災局防災危機管理課啓発グループというところが担当でこの予算をつくったそうですので、これはやっていくべきではないかなというふうに思います。なかなか進まないけれども、市長の思いは、多分やっぱりこれは命を救う第一の鍵になるんじゃないかという思いは持ってみえると思うんです。

ですから、それは市長どうですかね。

来年度の予算、今じゃないんですけど、大分減るという、予算化は100万円という、ことしの予算よりはがくんと減った予算をと。とても使ってもらえないから、最初からもう下げちゃったというのが新年度予算の家具の固定の金具の予算ですけどね、この辺は市長の思いは強いんだけど、なかなかというのは、市長いかがでしょう。

○林市長

南海トラフの地震が発生いたしますと、阪神・淡路大震災のように家具、また家が倒れる、圧死が死亡原因の大きなものを占めるんじゃないかなということで、これからも推進してまいりたいと考えております。

そして、当初予算減らしたんですけれども、当然ながら、ふえれば補正予算でさせていただくわけでありまして。県のそうした予算もしっかりと情報をつかみながらやってまいりたいと考えております。

また、今、自主防災会の中では、非常に前向きにそれぞれ全町挙げて取り組んでくださっているところもございます。また、何でつけれないかなということでフォロー隊を出してフォローをやってくださるところもございまして、そうした動きも自主防災会連絡協議会がございますので、どんどんと情報を出して、ほんとに地域でこの家具の転倒防止をしっかりとやっていただくように平成27年度も進めてまいりたいと考えております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第23号 平成27年度知立市一般会計

予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中野委員

当初予算でございます。まず初めに、この予算の概要の件から、概要の2ページの中あたりで、当初予算編成基本姿勢という中で、今年度の予算編成の方針としましては、モットイナイ大作戦の継続やメリットシステム、庁内シェアリングの実施を図るとありまして、このメリットシステムというこういった言葉でできておるんですが、この内容を御説明ください。

○企画政策課長

今年度新たにメリットシステムということで、予算編成におきましてこういった制度を設けました。具体的にこのシステムどういったものかということになりますと、スクラップ・アンド・ビルドの考え方をということで、実施計画の中で、やはり厳しい予算の中で、各課においては、やりたい事業はたくさんありますと。そういった中で、やはり限られた予算の中で実施計画のほうも査定をしていくというような中身がありまして、今回このメリットシステムでは、既存の事業の見直しをしていただくことによって削減額、見直しやら廃止やら、そういったことを検討していただいて、削減をしていただいたものに対して、逆にその課の中で、どうしてもやりたい事業、こういったものを取り入れていくという方法でございます。

今回の例でいきますと、例えば都市計画課におきましては、花園八橋線整備事業におきまして、豊田市との負担割合の関係なんですけども、本来、橋の負担50%、50%というものが示されておりました。都市計画課としては、これを面積でやるとどうなるんだと、こういったもので豊田市と協議をしまして、50%、50%を47対53という形で3%を知立市の負担を軽くしたという実際のメリットシステムを使ったもので、効果額として690万円ほどこの3%で生まれたということになります。

それに対しまして、メリットシステムで都市計画課のほうは進めていきたい事業ということで、屋外彫刻プロムナードの事業、こちらにつきまし

て、例年1体分ぐらいの予算がついてるんですけども、15周年に当たるということで、どうしてもその上乘せがほしいということで、平成26年度は1基で85万円だったものを、2基相当額ぐらいがほしいなということで、プラス61万3,000円のこのメリットシステムを使って要求があったという内容が1つでございます。

あわせて、もう一つ御紹介しますと、協働推進課におきましては、防犯灯設置等事業補助金ということで、先日今議会の中にもありましたLED化、こういったものによりまして事業費が721万9,000円浮くということで、協働推進課におきましては多文化共生センターの拡張工事及び男女共同参画社会づくり推進事業ということで、この浮いた分でこの事業をやりたいということで実際に実施計画のほうではメリットシステムを採用して認めておるという状況でございます。

○中野委員

いわゆる行財政改革のインセンティブというか、努力したところはつけるよということで、ある意味予算が大きい部署というのは非常に有利な制度ということで、一概に手放しでいいかという、なかなか難しいところもありますけども、こういう1つの取り組みとして、こういった行財政改革のひとつとどんどん推進していただきたいな、そのように考えております。

続きまして、予算の概要3ページでございます一番下の段に、知立市マスコットキャラクターちりゅっぴの活用を活かしたシティプロモーション事業ということでございます。

このシティプロモーションということなんですけども、さきの定例会においてでも総合計画の中でシティプロモーション事業という新しい考えを取り入れて、知立市さまざまな事業を推進していくという企画部長の答弁あったかと思えます。今年度において、こういった考え、どのような事業に活かされておるのか、御答弁お願いいたします。

○企画政策課長

今、この3ページの下段の部分のマスコットキャラクターちりゅっぴを活用してのシティプロモ

ーションということの御質問だと思いますけども、ちりゅっぴを1つの起爆剤としてシティプロモーションを行っていきたいということで、現在、人口減少が騒がれている中、やはり市としては人口を減らさないような形で市を売り込まないかんという中で1つの方法としてこのちりゅっぴを活用していきたいということで、こういった文面にさせていただいております。

○中野委員

そもそもシティプロモーションという定義というか、これについてどうお考えでしょうか。

○企画政策課長

シティプロモーション、知立市を売り込むという形ですねというふうに考えております。

○中野委員

具体的なというより、ちりゅっぴを活かすよということをおっしゃるということですね。わかりました。

続きまして、予算の概要の主要事業が掲載されておるということでございます。主要事業一覧ということで、32ページからこちらのほう、さまざまな事業が掲載されております。ちょっと用紙さま変わり昨年度より変わりました、実施計画事業ですかね、実計の一覧表と連動しておるといふ形がとられておって、非常にわかりやすいということで、一方、この課が所属ごとが別々になっちゃったので、一方でちょっと見にくくなったところもあるんですけども、実計と連動しておるといふところで評価できるものだと思います。

ただ、この主要事業が一覧表になっておるんですが、こちらの掲載基準というか、どういった基準、どういった事業を選定しておるのか、この辺のお考えをお聞かせください。

○企画政策課長

こちらの概要につきましては、来年度新規事業及び主要事業について各課のほうからこういった概要ということでまとめていただいております。

○中野委員

その主要の定義というか、どういったことを主要として捉えておるのか、よろしく申し上げます。

○企画政策課長

別に金額が多いものという捉え方ではなくて、今、事業課として主に取り組んでいる内容を特にまた市民の方に知っていただきたい、こういった内容を計上していただくような形でお願いをさせていただいております。

○中野委員

市民の方に知っていただきたい事業を、この主要事業一覧ということで掲載しておるということでした。

こちら、例えば補助金とか市民が交付を受けるというそういった事業でございますが、結構、駐車場防犯カメラとか、物品購入費補助金とかそういった結構載ってない事業あるんですよ。補助金に関して、ちょっと所管違いますが太陽光とかも載ってないとか、そういったことございます。

この補助金というのは、市の政策、こういった推奨するものに対して補助金を出していくということで、市は常にアピールしていかなければいけない、そういった事業だと思うんですよ、補助金交付事業というのは。そういったものは、金額とかにかかわらず載せていくべきだと思うんですけども、そこら辺が載せてないというのは何かお考えあるんでしょうか。

○企画政策課長

基本的に先ほど今御披瀝のあった補助金等については、継続事業ということになりますと、新規事業のときには恐らくこの概要のほうでPRと言うんですかね、お知らせをさせていただいたと思うんですけども、総事業全部挙げますと概要、相当な数になりまして、基本的に新規事業を目的に、あと、先ほど言いました市民にPRしたい主な事業ということで各課のほうがまとめておるということで、新規事業については一度は恐らくこの概要の中でその内容の制度のお知らせはさせていただいているものというふうに思っております。

○中野委員

もう市民の方に対してアピールするということであれば、この補助金なんかはこの予算の概要で一覧すべきじゃないかと私、思うんですよ。

例えば、駐車場防犯カメラの設置費補助金とか防犯対策物品購入費等補助金とか、太陽光とかも、どんどん補助の交付者数と言うんでしょうかね、減っているという状況の中で、こういう補助金でも市がやるべきだとそういう訴えておる政策であると思いますので、ぜひこういう一覧になったものというのが今、多分ないと思うんですよ。そういったものを一括的に概要を見れば補助金一覧だよとか、そういったアピールの機会として掲載していくべきだと私は考えるんですけども、その点どのようにお考えになられるでしょうか。企画部長お願いします。

○企画部長

中野委員のおっしゃることはよくわかります。市民の方が、市にはこんな補助金があるんだと知らないで終わってしまうというようなことがあっては、ほんとに片や知っておる方、片や全然知らなかった人と差がついてもいけませんので、いろんな形でPRをせないかんとします。

今回この当初予算においての中身としては、こういった予算の概要の中に全てをうたっておりますが、担当部署がさまざまな補助金を用意した際、今後広報等、ホームページ、そういったもので各部署がそれぞれPRのほうはしておるかと思えます。市民全体にかかわるような補助金を一括しての一覧表ということ、今非常にいい御意見いただいたものですから、一遍市役所内でそのあたりがどういった補助金交付金対象になるかということを一覧よく検討させてもらって、そういった一覧表が出せれば、市民の方にとってもわかりやすいと思えますので、一度よく研究させていただきます。

○中野委員

前向きな御回答いただきました。この行政の方々の皆さんも、例えばこの国の補助金交付金とか、ある団体の助成一覧とか非常に活用しておると思うんですよ。市民も同じことだと思います。やはり補助金ですね、行政のほうは政策推進したいと。市民のほうも何かあれば活用したいと考えておるので、ぜひ一覧表というのは作成していた

だきたい、そのように強くお願いいたします。

続きまして、衣浦東部広域連合ですね、こちらの予算説明書の225ページ、9款1項の常備消防費003事業の衣浦東部広域連合消防分担金繰出事業ということで、単独経費についてですけれども、こちら3,497万7,000円とありますが、昨年と比べてこちらのほう、金額どのようになっておるでしょうか。

○安心安全課長

今まで人数とかいろんな係数を掛けまして払っております、いわゆる私どもが衣東にお払いする額としては3,397万7,000円を予定しております。

それから、前回御協議いただいて認めていただきました機能別団員の報酬、これを一応100万円を計上しております。

○中野委員

この増額分は、ほぼ機能別分団員に対する報酬、または費用弁償ということでございました。こちらにもこの予算の概要載ってないんですけども、機能別分団、非常に目玉だと思うんですね。普通団員と機能別ということで、そういった載ってない中で、またいよいよこの4月からこの制度が施行というか、実施されるという中で、現在加入予定者状況とかこういったもの、現在の状況をお聞かせください。

○安心安全課長

現在のところの私どもが機能別分団について地域に説明をしておる状況をお知らせいたします。

まず、3個班に分けるということでお話しておりましたので、市の職員を対象とした1個班につきましては、2月16日から5回ほど説明会をしまして、18人ほど話を聞きに来ていただきました。

それから、消防団OBにつきましては、団長会、消友会等、消防団の各分団のOBにもお願いにまいりまして、都合26人の代表の方に5日に分けて説明をさせていただきました。それから消防団のOB会にもまた各分団ごとに4日かけてOBの会長に説明しまして、何とか希望的観測ではありますが、30名の確保をできればと考えております。

○中野委員

こちらの私も消防団員OBということで、いろいろ相談というか、話を聞くんですけども、動き出しが非常に遅い。先月やっと団長会とかそういったOB、話があったと言って、今さら入退団式の1カ月ぐらい前ですよ。こんなときに言われても、ちょっと頼みにくいぞというですね、そういったことで伺っております。

また、団員においても加入する気持ちがあっても、やっぱり災害時等は出動していく、また、相互応援協定結んでおるまちに、例えば、鯖江市とか何かあったら真っ先に駆けつけなければいけない。仕事持っておる中で、仕事を犠牲にして駆けつけていかなければいけないという、非常に重責を判断するあれなんですよ。もうやるかやらないか。とりあえずやろうじゃなくて加入した以上、覚悟を決めて自分を犠牲にしてボランティア精神ということで、取り組んではいけないという状況なわけでございます、こういう加入するって。それを1カ月前というのは、もうほんとに遅いというか、先が思いやられるというところがあるんですよ。

やっぱりこれもちょっと私のうがった見方かもしれないですけど、まずこの助成金いただいて、車両を購入するということがあって、その購入して満足しちゃったのかなという、そんなふうにも見えるわけなんですよ。今さら終わってしまったことを言っても仕方がないんですけども、この4月から始まるそんな中で、しっかり運用していく、機能させていただきたい、そのように強く申し上げます。

今まで事務管理なんですけども、総務部長、今までどういった進行で2月になってしまった何か理由でもございますでしょうか。

○総務部長

御指摘の件、ほんとによくわかるわけで、言いわけじみた形になる部分については、余りしゃべっても、それは単なる言いわけになりますので、その辺に関しましては置かせていただいて、率直におわびする次第です。

本来であれば、もっといろいろな事務がある中で、

少なくとも総合防災訓練、それが1つの区切りですね。防災訓練、あと年末の警戒、その辺が1つの区切りで、それが区切りがいたらそこからスタートダッシュで全て関係する方に御説明をしながら御協力を仰ぐというのが趣旨であります。それがこのような時期になったということは、率直におわびする次第でございます。

○中野委員

もうこれ先時間ないので、これからしっかりと取り組んでいただく、そういったことをお願いしたいと思います。

また、今少し申し上げましたけど、やはり消防団員、普通団員も機能別団員も少なくなりましたけど自営業の方とかサラリーマンの方とか、そういった学生の方いろいろおるかと思えます。

そんな中、やっぱり派遣されるといった場合に、今この費用弁償ということございますけども、今、2,000円ですよ。こちらの来年度のほう、費用弁償の額というのは何らかお考えあるでしょうか。

○安心安全課長

前回の議論の中で出まして、費用については消防団の強化法が示されまして、私どものほうも、鋭意予算等に要求をしておるところです。

しかしながら、まだ12月の末に消防団強化法ができて、示される指標がもう少ししっかりしないということで、要望としては私どもが出しておりますけれども、ほかにも機能の強化とかいろいろありますので、そこら辺を見きわめて実施の要求をしていくつもりであります。

○中野委員

今、ちょっと少しわからなかったんですけども、12月に充実強化法ができて、何か改正されたんでしょうかね。平成25年の12月、平成26年の12月どちら。平成26年。その充実強化法、平成26年度施行の分、少し御紹介ください。

○安心安全課長

失礼しました。平成25年の12月です。

その議員立法でできましたその消防団強化法の指針とか、どの程度が果たして強化になるかというところが具体的な数値、県の補助事業の対応も

まだ旧態になっておりまして、それに対応できるような形にいま少し時間がかかるかなと、そこを見きわめて、まず装備についてはあげていきたいと。

それから、おっしゃった費用弁償の件ですけれども、前回7,000円というお話、数字がじかに出ましたので、私どもはそれに近づくような要求を努力していきたいと思っております。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時58分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○安心安全課長

先ほど中島委員からお尋ねされました家具転倒防止の金具の在庫をお知らせいたします。

L型金具につきましては、5種類で634個残っております。それから、ベルト式につきましては9個、チェーン式の転倒防止については7個、伸縮ポールは4種類ありますが、それが合わせて6本残っております。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中野委員

先ほど、充実強化法、平成25年12月ということでもよろしかったですよ。この1年以上いろいろ検討される機会があったということで、いろいろ内部で検討されておるかと思えます。

県からのという言葉がありましたけども、消防団というのは地域防災力の中核ということで、県もいろんな助成金、県支出金あれば活用すればいいと思いますが、まずは本市どうしていくか、そういう地域の政策、大事だと思っております。

この充実強化法の第8条に、消防団というのは地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在ということ、しっかりうたわれております。これに対して、知立市はどのように考えておられるか、市長、よろしく願いいたします。

○林市長

知立市にとっても、その法律の言ってること、私そのとおりだなというふうに考えております。

○中野委員

代替性のない存在ということ、災害時は自分たちの身は自分で守るというそういった趣旨から機能別分団というのもできたか、そういった1つの理由でもあるかと思えます。

やはりその中で、団員の募集少なくなってきて、やっていた方が少なくなってきたその1つの原因として、やはり費用弁償の問題あるかと思えます。これまた近隣市では上げるというところちらほら耳に入っておるところでございますね。

また、国が言っておるのは、地方交付税措置を、団員1人当たり7,000円としているということでございます。7,000円だからといって一気に7,000円という、これは10万人とかいろいろあるので何とも言えないですが、この中核として捉えて、代替性のない貴重な存在でございます。そんな中で、団員が集まらない、そんな現状があったら、やはりこれは費用弁償とかそういったところで処遇を少しでも完全していく必要がある、そんなように思うのですが、総務部長、どのようにお考えですか。

○総務部長

国は、やたら交付税の算定基準が1人当たり7,000円ということを強調しますが、ただ、その7,000円がそのまま市に交付税として入ってきておるわけじゃない。あくまでも算定の基礎額ということですので、それはそのまま入ってきておるわけじゃないというのが1つ。

ただ、そういう事実があるということは重く受けとめる必要があるのと、それと消防団については、例えば例を挙げますと、名古屋市の場合は今までほとんどのボランティア精神でやってきたと。だから名古屋市も費用弁償は出すようになりましてたけども、その中でも随分議論があったと。いわゆるもらうべきではないと。あくまでも消防団は崇高なボランティア精神でやってるんだから、金目的ではないと。そこでたとえ1円でももらうこと

になると我々の精神がというそういう議論があって、それをせめぎ合いの中で、しかし、時代の趨勢の中で交付税の算定もあるし、少しは受けていこうということで、わずかながら受けて行くという形に名古屋市もなったということで、ただ、県内でもまだ受けてないところもあるというふうに聞いておりますし、ただ、私どもとして、中野委員おっしゃられるように、確かに2,000円という金額が果たして適当なのか、妥当なのかどうかというのは議論が分かれるところですので、地域に根差していくことを考えますと、通常の消防、常備消防については衣浦の5市でやっております。各その5市の中の消防団はそれぞれの市町ということになってますので、その消防の全体を考えますと、やっぱり衣浦東部の5市間のバランスということも考えます。5市の中で、今御紹介があったように、少しのまちでは若干新年度に向かって処遇改善をしていこうということで具体的な動きもあるやには聞いております。

しかし、だからその辺の周辺の5市の中のまちの動きも見ながら我々も改善はしていきたいと。日常業務、お仕事がある中で、いざというときにはせ参じていただけるかという方々のお気持ちに応えるためには、処遇改善はこれは喫緊の課題であると思っております。ですから、平成27年度の中で、この処遇改善については中心的な課題であるということで取り組みたいというふうに思っております。

○中野委員

今、名古屋市の例を挙げていただきました。ただ、この消防団というのは、各地域地域、独特の歴史というかそういった経緯ございます。やはり知立市は、ほんと若い世代ですよ。ほかのまちとかいきますと名誉職的な退職された方とか高齢の方とかいろいろあるそんな中で、知立市の状況どうなんだと。今現実、上の団員の方見ても、50代の方って、そういないと思います、今まででもね。主力で分団長クラスが35歳ぐらいというそういった非常に若い世代がボランティア活動を行っておるという中で、かつサラリーマンがふえてき

たと、そういう中で、30代という子育て世代とか家も大変だし、仕事もちょうど脂が乗ってきて忙しい時期だと、そんなときに処遇も知立市の今までの状況鑑みて、かつ市として、あなたたち、代替性のない貴重な存在なんだよというアピール、そういったことも必要だと思うんですね。金額が7,000円とか5,000円とかそういう問題じゃありません。今の2,000円が適正なのか、そこをまずしっかり検証していただいて、その次に近隣との差もありますので、知立市だけ1万円とかそういうわけには多分いかないでしょうから、しっかり今後考えていきたいと思っております。市長、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○林市長

2,000円というのは、ほんとに20年というか、非常に前から2,000円であります。消費税が上がるかと何しようと、ずっと2,000円ということでありまして、私もいろんな分団長経験の方、団員の方お話をさせていただく中で、必ずしも費用弁償の額を上げたからといって、すぐに団員がくると、そういうことは1つの手段ではあるのかというふうに思いますけれど、それにしてもちょっと目を向けていかないかんとというのは、これは私も共通認識でおります。

総務部長申し上げましたように、平成27年度中にしっかりと議論して、平成28年度からは遅くとも改善をしてスタートしたい。早ければ平成27年度中にもやりたいなと思います。

それで、考え方として今あるのは、今、費用弁償、例えば訓練のときもそうですし、災害時において夜間のときも1回2,000円とか、もう一律なんです。ですけども、ほかの自治体とか見ると、そうじゃなくて、もう夜間のときには例えば五、六千円とか、普通の訓練のときには2,000円とか差をつけているところもあるわけでございます。また、個人に幾ら、団に幾らというそれを分けているところもあるわけでありまして、どの形が一番今の知立市消防団にとってなじむのかというのは、やはりこれは現役の消防団員、また、OBの方々と交えて、いざ決めるときはしっかりと

コンセンサスを得て一定の方向性を決めて額も決定していきたいと今考えております。

○中野委員

この2,000円が20年続いてきたという事実でございます。やはりここで一旦、知立市の消防団のあり方というのをしっかり考えていただいて、その上でこの費用弁償と、またその装備ですね、どんなものが必要なのかとしっかり考えて、真剣に考えていただきたい、そのことをお願いして、平成27年度の課題としてひとつお願いしたい、そのようにお願いいたします。

もう一つ、機能別分団員いよいよこれスタートするわけでございます。さきの委員会でも私、言いましたけれども、例えば災害があったと。相互応援協定を結んでおるまちに向かうときに、ベストと運動靴とアポロキャップ、何しに来たんですかと言われかねないような格好じゃいけないんじゃないかと。せめて装備としてヘルメット、安全靴、そういったものが必要じゃないか、そのように提案したわけですが、来年度の予算の中にそういったもの、必要最低限の装備、そういったこと、取りそろえるようなこと御検討されておるのでしょうか、お願いします。

○安心安全課長

委員会の御指摘も受けまして、ヘルメットは全員、ベストについては普通のビブスのようなペラペラじゃなくて、もうちょっといいやつを予定しております。それから、靴につきましては、現地に赴きますので、長靴というか安全靴で中に踏み抜き防止の入ったものを車両に装備というふうで一応計上させていただいております。

○中野委員

やはり必要最低限の装備というのは、派遣を命じられる者としても丸裸じゃいけないということでございますので、しっかりそこら辺を対応していただきまして、どうもありがとうございます。また今後も上手にやっていただきたいと思っております。

また、機能別分団ですけども、非常時の指揮体制というか体系と言うんでしょうかね、通常は

団長の下にあるかと思うんですけども、そういった非常時の場合の指揮体制というのはどのようになっているのでしょうか。

○安心安全課長

前回は議論させていただきました、災害対策本部付きになりますので、市長が命令の権者になりまして、班長を1人予定しております。それは市の第1班に予定しまして、各班へ指示をしまして、それぞれの所属の地域に後詰めとして守っていただくというふうな考え方をしております。

○中野委員

ということは、非常時というのは団長から市長に権限を移譲するというか、そういったことでよろしかったのでしょうか。

○安心安全課長

基本的には消火ではなくて、地域の自主防災会の偵察とか情報集め、それから、各避難所へ物資の配給とか、至っていないところのものをくみ上げていくという今機能がどこの部署も持ってませんので、それを担っていただければと思っております。

○中野委員

ちょっとずれちゃいましたけど、それは市長がそういうふうに命ずるということによるのでしょうか。

○安心安全課長

そのとおりです。

○中野委員

災害時には市の災害対策本部ということで、市長の命を受けて行動、活動を行うということでございますね。

今までこの消防団のさまざまな質問させていただきましたが、やはり充実強化法の第8条ございますように、中核の存在、地域防災力であって、また代替性のないということで、そこら辺しっかり鑑みていただいて、また今後とも機能別分団、今ちょっとおくれますけれども、4月からしっかり機能できるような、そんな分団にしていきたいと強く申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田滋彦委員

今、機能別消防団の話がありましたが、1つだけ確認させてください。

4月からその組織が体制が整うという話ですが、ほんとにこの話、全部まとまったのでしょうか。

というのは、お声をかけていただいた方から私が聞いたんですが、1人2人は聞いているんですけど全体のその話が全く他へ伝わってないんじゃないかということを知りました。なぜそんなに遅くなったのかということが1つと、その体制をつくるのにどこへ話を持っていったのかというのが大変疑問でありまして、知ってる人のところへ話を持っていっただけで説明したと言いましたけど、説明を受けてないという人もいましたので、そこら辺はいかがですか。

ちょっとこれ、責めるわけじゃなくて、どうしてこんなに切羽詰まってからこんなことになったのか、それが知りたかったんですね。

○安心安全課長

先ほど時間的に細部がタイトになったのは、先ほど総務部長が申し上げたことも事実でございます。その辺は踏まえまして、私ども、市議会に説明を9月の時点でさせていただきました。事前説明を3つのカテゴリーで消防団、市議会、市というふうに分けてありまして、それぞれを時系列はちょっと前後しますけれども、例えば、市でいいますと庁議、例規審査会、実施計画で認めなければならないとか、市議会につきましては議長初めそういう根回し的な説明もありました。

それから、消防団、今お尋ねの件につきましては、まずは団長会、消友会、消防団の分団長会議で説明をさせていただきました。そのリアクションを踏まえまして、衣東の本部、知立消防署というところまで行って9月の議会まで至りました。それからほとんどは団員募集をかけようかと思っただけですけども、先ほど中野委員も言われましたけど、なかなか若い子が集まらないということで分団長会議でまた諮りました。その中で、12月い

っばいはそういう若い子がそっちに入るなら消防団へという意見も出ましたので、ちょっと自粛して1月というところが2月になっちゃったのは、もう先ほど御指摘のとおりで、1カ月どうしても中休みになっちゃいましたが、それから今に至ったということで、基本的には筋目を御説明していくのに時間がかかってしまったということで御理解いただければ。

聞いていないというのがちょっとよくわからないんですけど、分団長には何度か説明会を開いてやっておりますので、そこら辺は御理解をいただければと思います。

○池田滋彦委員

しっかりまた説明はしていただきたいのと、体制を整えるときには中に入る人全てが同じ状況で共有しなければ隊にはならないと思うんですね。それをしっかりやっていただきたいと思います。

これ以上、追及はしませんが、ただ、もう一つ聞きたいのが、今度の消防団の入退団式がありますよね。そこでお披露目はされるんですか。

○安心安全課長

団自体は条例等も変えましたので4月1日以降になりますので、それで初めてお披露目となります。

車両につきましては、前回御説明して、税金等所掌の費用もありますので、この3月26日になるかと思いますが、そこで公開ができればという段取りをしております。

○池田滋彦委員

私は、入退団式でやられるんですかということを知りませんでした。

○安心安全課長

その中で、改めてお披露目をさせていただければと思っております。

○池田滋彦委員

では、質問を変えます。ページが予算の説明の中の271ページの野外センターの施設修繕事業についてお伺いしたいと思いますが、今回200万4,000円予算がついておりまして、保守事業としてその中の127万円ついていますが、この修繕事

業をちょっと教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

127万5,000円の内訳でございますが、ウッドデッキ修繕、これは管理棟の正面入り口入って突き当たった窓の外でございますが、これが35万1,000円、テントの架台すのこ修繕、テントを乗せる架台の板の修繕になりますになります、これが43万2,000円、あとは杵予算として何にでも使えるような形で48万7,764円いただいております。

以上です。

○池田滋彦委員

野外センターについては、前にも議論されたと思います。これ、できてからもう大分なりますが、センターそのもののおおむねの建物は大変丈夫でいいかなと思います、それ以外の建物、例えば、ケビンとテントの架台、これかなり古くなってきている部分がありまして、今後またこれをどのぐらいの架台、直すのかわかりませんが、大変順次、毎年毎年手を入れなければならないような感じになってきていると思います。

金の管理におよそ1,500万円年間使ってますし、今回も200万円修繕費載せてあります。おおよそ1,700万円、そういったもろもろと大体1,900万円ぐらいかかっているんじゃないかと私は踏んでるんですが、これだけの金をかけて今後維持していくというのは、市としてはずっとそのまましていく方針でしょうか。それもちょうとお聞きしたいと思いますが。

○生涯学習スポーツ課長

現在、知立市全体で施設の統廃合の検討というものがされております。そういった中で、テーブルに上がっておりますので、そういった中で検討させていただいておるところでございます。

○池田滋彦委員

ちょうとお伺いしますが、年間の利用者と収入はどのぐらいあるんですか。それを教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

平成26年度につきましては、利用者数が大きな

団体の御利用をお断りした関係で1,200名、昨年度は2,306名ということで、人数につきましては半減をいたしております。

使用料収入につきましては96万9,000円が平成26年度の実績でございます。維持費に占める利用割合としましては6.28%ということでございます。

○池田滋彦委員

お聞きしたとおり、利用者が大分減ってるのと、収入はほとんどこれは管理費のほとんど1割にも満たないという形だと、ほとんど遊んでおる状態になりますよね。今後これを維持していくということになると、お金をつぎ込むばかりになっていくという計算になりますが、これは前も議論ありましたけど、やはり大きく改善するか手放すか、でないと市税をつぎ込むばかりになってしまいますけども、そういう検討というのはなされないんですか。

○教育部長

こちらのほうの野外センターの設置のほうが小・中学生の方の山の学習にも使っていただくということから設置されたかと思います。現在それにも利用していただいておりますので、営利目的とかそういうことではございません。

ただし、やっぱり維持管理にかなり1,500万円程度はかかっておりますし、施設も古くなっていることは現実のことでございます。

現在、来年度以降、公共施設のあり方の検討会もございますので、そちらの中で一度検討していただけるといいなということで、ちょっと期待をしております。

○池田滋彦委員

子供たちのためにつくったという、それはわかりますが、今まで児童からのその利用した後の感想とか意見とかというのは聞いたことございますか。私は、多少聞いてますけども、教育関係のほうでは、どういうふうに捉えているんでしょうか。大変喜ばしいということで喜んでもらっているのか、それとも、もう少し何とかならないのかとか、そういう方針は子供たちの間でも話があると思うんですけども、そこら辺はいかがですか。

○学校教育課長

いい御意見、悪い御意見あります。ああいう施設が知立市にできたということで喜んでいっている、そっちのほうは多少はいいかな、負担が実はないものですから、なければ学校はどこか探して民間のところ、あるいは公営のところもあるかもしれないんですけど、お金を払って宿泊しなければならないということ。

それから、いろいろな要望を伝えやすいというか、市の生涯学習のほうは管理しておるものから、そういうことです。

子供たちにとっては、場所的にもすごく環境がよくて、場所としてはすごく喜ばれていますが、ただ、今度デメリットの面ですけど、中学校も小学校も同じところへ行くというそういうことで、中学生もほかにもいろいろところでスポーツ会等でクラブ等でもちょっと活用されたりして、僕3回目だよとか、家族で行ったり、4回目だよというようなところもあるので、新鮮味みたいなのも、2回同じ、小学校の5年と中学校の2年で行くということで、そういった面で、新しいほうがいいなとかいう意見もあります。負担面で非常に助かっているけれど、そういった新鮮味とかいうところ。

あと、川がないものですから、もうちょっと川があるところがいいな。もちろん、大田切川という大きな川があつて、そこまでバスで行かなければならないというようなところで、でも、どこの学校もそういった活動はしています。

以上です。

○池田滋彦委員

お話がありました、子供たちにも賛否両論分かります。それと、もう一つ、私どもが南スポーツクラブで行ったときには、親が、こんな場所で野外学習をやったんだという感想をいただきました。ただ、そのときにも話がありましたけど、あの斜面でテントを張ってテントを使う、あれの危険かどうかというよりも、土台が余りにも危ないんじゃないかという意見をたくさんいただきました。学校として存続するならば、私は、大なたを振るっ

たほうがいいと思うんですよね。大改造をして野外でテントをやると言うんなら、もっと造成しないと、あれは大変危険だと思います。

それと、もう一つは、今言われたように、川がありません。グラウンドがありません。子供たち遊ぼうと思っても、あの斜面とちょこっとした広場しかないんですね。でしたら、やっぱりグラウンドみたいな広場が遠くへ行けばありますけど、あの建物のそばにはないはずなんですよね。そういうのを考えて維持費が大変かかるんじゃないかという私は発想なんですけども、これはなくしてしまうとまた父兄に負担がかかるという話なら、それだったらもう一度あの建物を再検討して、きちっとした学習できるような形で手を入れたほうがいいんじゃないかと思います。それでなかったら、お金払ってでも補助金出してでも別のところへ行ってもらって、あれは管理に1,500万円毎年毎年払うということは、10年たったら1億5,000万円あるんですから建てかえはできる話です。そういうふうには考えられないのかなと私は思うんですが、いかがですか、私の発想は違ってるんならあれですが、だったら、その1,500万円の中から生徒に補助金出して、ほかの施設を使ってもらっても、よそを使ってもらっても構わないという発想にもなりかねないんですね。

だから、せっかくなかった施設だからというのはわかります。それをどういうふうに活用するかというのは、やっぱり子供たちが喜ぶような施設にしてもらわないと意味がないと思うんですけども、いかがですか。

○教育部長

やはり施設も古くなってまいっておりますので、検討の時期になってきてるとは考えております。今の使い方、コスト面、両面からあわせて検討をしてみたいと思います。

○池田滋彦委員

副市長は、今の件、いかがですか。ちょっと意見ををお願いします。

○清水副市長

野外センターについては、できるだけ子供たち

が山の学習で小学校、中学校、これは毎年使っておってくれるわけですけども、市民の皆さんにももっと大いに使っていただきたいということで使用料の見直しも2年ぐらい前ですかね、させていただいて、市民の皆さんには少し安く気軽に使っていただきたいというようなことで、いろんな施策をやってきてるわけですが、なかなか思うようには市民の皆さんの御利用もないなど、伸びていかないという現実もあるわけでございます。

ですけども、やはり子供たちの山の学習の場としては非常に重要な施設だろうというふうに思いますけども、今、池田滋彦委員おっしゃるようなそういう議論も確かにございます。いろんな方のいろんなお立場での御意見がありますので、先ほど教育部長が申しましたように、いろんな角度から今後の施設のあり方、ほかの施設も含めてということもありますけども、山の野外センターの今後のあり方ですね、これもやはり一度整理をする必要があるかなと。

特に、今後それを存続するという事になれば、相当な経費をかけないと一定の水準が保てないということもございますので、それは一度そういういろんな方の御意見を聞きながら、また、実際に主な活用であります学校関係にもいろいろ今後のことも含めていろいろ意見を聴いて、市としての考え方を整理する必要があるだろうなというふうには思います。

○池田滋彦委員

ぜひとも検討していただきたい。無駄な金を使って存続するというのも大変無駄なような気がしますし、どうせやるんだったら、もっとしっかりしたものというよりも危険のないような、子供たちが喜ばれるような発想も少しもう一度検討して考えていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、もう一つお伺ひしたいと思います。

予算の概要の49ページですが、自主防犯活動奨励金についてお伺ひしたいと思います。ここに奨励金の内訳が書いてあります。ボランティアとして101回以上活動したら4万円という補助金が

出ておりますが、この4万円の補助金もらう団体ってどのくらいあるんでしょうか。

○総務部長

自主防犯活動をやっておる登録団体45団体ございますけども、実際に補助金を受けている団体は38団体でございます。

○池田滋彦委員

大変細かいことで申しわけないんですが、青色回転灯の車を持ってやっているとところは市内では市と1カ所しか町内ありません。これは皆さん御存じのとおりだと思いますが、これも将来的には何台かふやしてという話もありましたが、現実的にはふえることはなくて、徒歩とか自転車ですべてみえるところがほとんどだと思います。

この1カ所やっておるところが私どもの防犯パトロールですが、8年経過しました。実績8年で年間約200回以上はやっております。これっていうのは、ほとんど毎日やっておるような感じですけど、土日だけ休みという形ですが、この活動についてどのように評価していただけるのか、ちょっとお聞かせください。

○安心安全課長

まず先に、4万円を受けておる団体は、平成25年度の実績しか持っておりませんが、ゼロでございます。2万円をいただいておりますところは9団体ございます。先ほど総務部長が言いました38団体のうちでございます。

今、御質問の評価につきまして、まことに口はばったいんですが、先ほどの消防団と同じで、ボランティアと報奨というところが境目がしっかりしてなくて、回数を上げてお金を上げていかどうかという議論がちょっとまだできておりませんので、なかなか御返事ができないところであります。

○池田滋彦委員

ということは、101回以上で4万円というのは、うちはもらってないということですか。

というのは、2万円しかもらってないという話になると、うちはそれクリアしていてももらえないという話という考えですか。ちょっとそれはこ

の報奨とは違うような気がしますけど。

○総務部長

今、安心安全課長が申し上げた数字ですけど、訂正をさせていただきます。

いわゆる200回以上活動実績があるところは、かなりございます。でも報奨金の支給しておるところは4万円を支給しておる団体は1団体ございます。そのほか、活動の内容もございまして、あと2万円を受け取っておる団体、ちょっと数が多いものですから何団体かございまして、10近くございますけれども、そんな内容で、いわゆる活動をしていただいておりますのは日夜活動していただいております、これは大変頭が下がる内容でございます。

ですから、私どもとしましては、市が委託で出しておるパトロールはありますけれども、それだけでは、到底市内全域をカバーすることはなかなか無理なので、各地域でこうやって活動していただいているのは大変頭が下がりますし、今後ぜひ御協力をいただきたい、お願いを申し上げたいということと、先ほど言った額ですけれども、これはいろいろ議論があるんです。私がこの職について一番最初に課の人にお話したのが、まさにこの問題でありまして、余にも回数と額との乖離が大き過ぎると。だから最低何回で幾ら、あと、何回増すごとに、例えば5回ごとに加算額で幾らとすれば、もうちょっと活動していただいている方々のお気持ちも、意識が高まるではないかというお話もしたんですけど、やっぱり安心安全課長が申し上げたように、お金じゃないと、志でやってくるから、そのお金で釣るようなことはしてほしくないというそういった御意見があるということでこういう形になっているので、これはまた今後、活動しておる皆さん方の御意見が変わってくれば、それに応じて市のほうでも対応ができる部分で対応していきたいということですので、当面はこういう形をお願いできればなというふうに思っております。

○池田滋彦委員

説明いただきましたので、それはわかりました。

始まりはボランティアですから、お金を要求するというのは筋違いかも知れませんが、ただ、こういう考え方もありまして、せっかく車をつくってやってるんですから、その年月が1年や2年なら何も言いませんが、8年もやって、ぼちぼち役目を終えたんじゃないかという意見も出ております、正直申し上げます。

それは違うよという話をしてるんですが、ならば、はっきり申し上げますけど、車は持っているんですけど町内で管理してますけど、せめて自動車の税金だけ免除してくださいよと。それぐらいやってくれないんじゃないかっていう。やってる行為は確かにボランティアです。ですけど、そういう物を持って活動しておるのは、うちしかないんで、それに対しても目を開けていただく部分というのはあるんじゃないかという話も出ておりました。私、自分がやってないので言いたくはなかったんですけど、これはやはり歴史を重ねてまだ一緒にやっていくんなら、そういうことも検討してもらってもいいんじゃないかという発想で申し上げますんですが、いかがですか。

○安心安全課長

その前に、先ほど字が小さくて、4万円は谷田のほうで1件、見過ごしました。あと、2万円が9団体です。

今のお話なんですけども、労力については先ほど消防団の事例も出しましたが、消防団の車両については私どもが面倒見ておることもあって、ちょっと内部で今議論が、総務部長も言いましたとおり、始めるきっかけにもなりますので、一度内部でそういうのもしていただければと思いますので、そこら辺でよろしく願います。

○池田滋彦委員

市長、いかがですか。私の言っていることは筋違いでしょうか。というよりも、隊員のほうからそういう話が出たので申し上げますが、御意見いただきたいと思います。

○林市長

まずは、8年続けていただいております。ありがとうございます。

ほんとに谷田町の見守り隊は歴史もあって、しっかりとやっていただいている。私も管理簿と申しますか、見させていただいております、ほんとにしっかりとやってくださっているなど感じております。

車両の維持費という考え方でありませけれども、理想は自助、共助、公助息づくまちって繰り返して申し上げるんですけれども、ほんとに車両もそうですし、全てのものを住民の皆様方のパワー、志でやっていただくというのがやはり理想かなというふうに思っております。それはほんとに目指して、今まちづくりやっているわけでありまして、今、安心安全課長が申し上げました検討というのは、やはりその過程の中でいろいろ意見交換をさせていただきながら着地点を見つけていくというということかなというふうに考えております。

○池田滋彦委員

これは今回だけにしますが、ぜひともパトロールの幅を広げていただきたい。我々だけが一生懸命やっても、ほかの地域が全くという形にならないようにしていただきたいと思いますが、ボランティアの団体が大変パトロールはふえてきておると思います。

やってることもそれぞれ違うと思いますので、そこら辺は行政側もしっかりと見て応援していただけるのが一番じゃないかと思います。安城知立防犯協会というのもあります。毎年それについての表彰を受けておるところもありますし、それについても市はどこが表彰を受けておるかというのはわかってると思いますので、やはり連絡協議会があるんですから、その中でまた議論していただければいいかと思いますし、もっともっと車もふやしていただけるような方法でやっていただけるとありがたいと思いますが、最後に、総務部長、願います。

○総務部長

今後も、とうとい活動をぜひとも継続していただくことをお願いするとともに、それにどのようなか私どもがお答えできるのか、どのようなことが御支援としてできるのかということは、今後もし

ろんな議論の中で考えていきたいというふうに思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○明石委員

それでは、予算概要の37ページ、自主防災活動化事業についてお聞きいたします。

事業概要のリーダーの研修とありますが、具体的にどのような研修をされるのでしょうか、内容を説明をお願いします。

○安心安全課長

リーダーというのは、防災上いざとなったときに皆さんを指導して窮地を逃れる、もしくは避難所での秩序を保っていただけるような者をリーダーというふうに考えております。

自主防災会連絡協議会もできて、昨年暮れなんですけれども、県のほうにお願いしまして、自主防災会のリーダー研修を2日間行いました。その内容で御説明させていただくと、名大のほうの防災の先生の後援会、そのあとワークショップといいましてNPOで課題を出しまして、グループで討議をして、よりよい方法は何だということを考えてもらったり、ハグゲームといいまして、実際にシミュレーションをしたらどうなるというカードがどんどん出てきて、それを各自で解決方法を見出していくというようなことでグループワーキングをさせていただきますので、そういうものをリーダーの研修と考えております。

○明石委員

もちろんリーダーに対してというよりは、リーダーを養成するというふうに考えてよろしいですか。

○安心安全課長

はい。それで結構でございます。

○明石委員

予算のほうで173万4,000円ですね、人数的には何名のリーダーを養成されてるのか、また、それに伴って先ほど言った研修の費用ですね、もちろんハグゲームもあります。いろんなそういう予算的なもの、金額的なものはどのぐらい占めてるん

でしょうか。

○安心安全課長

これは私どもがもくろんでおところの内容では、まずは基礎講習といいまして、やっぱりヒアリングから始めて、それからそういう講師になるような方からお話を聞いて、そのあと私どもが進めていく被害想定に合わせまして各まちにマップがたしかあったと思いますので、あれを参考のテキストにして、まち歩きをしていただきたいなど。市が避難路を指定するというのではなくて、何かあったら自分で地域を知るということを目的としたいと思っています。それをできましたところで各連絡協議会等で発表していくというのが一応考えております。

その中身の具体的な定量的なものでいいますと、31団体あるんですが、例年温度差があるということは御説明してありますので、できましたら、我こそはという去年からヒアリングしておりますので、というところを幾つか見つけて、それを事例にして、うちもやってというところが共助の下からボトムアップできることだと思っておりますので、そういうふうなものでやっていきたいと思っています。

それとあと、マップづくりもありますので、それができましたら印刷をして各町内で地域で考えた避難路ということで、そのマップを今あるものをもっと充実させていければと、その2点で今、考えています。

○明石委員

そのときの養成するリーダーの数はどのぐらいを今計画しているのかということと、研修費用はどれぐらいの予算をあてがうのか、お願いします。

○安心安全課長

その養成講座につきまして、まず人数ですけど、31団体ございます。自主防災会の会長以下で31人はまずお話をさせていただいて、その中で、先ほど言ったように、我こそはというところが5団体でも6団体でもあれば、まずはそこをやりたいと。額につきましては、経費を入れますと65万円から70万円ぐらいを今、考えております。

○明石委員

大体一人頭2万円ぐらいですかね、個人にいきますと。わかりました。

どうですかね、こういう人たち、研修を受けた後、私はリーダー研修を受けたというような何か誇れるものと言ってはおかしいですけど、何かありますか。

○安心安全課長

終わった後に、いろいろアンケートも毎回私どもはイベントがあるごとにとるようにして、この前のときには、今現実の認識、自分たちで自分たちを守らないかんというところはかなりわかったと。その辺、いろんなイベント、もしくは訓練でやっても、まず皆さんが自分だけは助かるとか、自分は何とかというところを地域性を考えていただけるように少しはなったかなというふうに受けとめています。

○明石委員

もちろん自分が助からなきゃいけないし、自分の家族をまず助けられないんですけども、防災士という研修センターがあるんですが、1人大体6万1,000円、テストも含めましてトータルが6万1,000円ぐらいかかりますけども、もちろんこれを受けるためには、まずはAEDの操作から救急の人工呼吸、いろいろこれは無料で衣東のほうでやっていただけるんですけども、それを受けた上でこの防災士の研修を受けるわけですが、こういったことに補助金を出しながらこれをやるというそういうことは検討はされないのでしょうか。

○安心安全課長

防災士の試験、おっしゃったとおりで、足代を含めて名古屋市で開かれると六万五、六千円はかかるんですが、例えばアンケートとかそういう地域の協議会の会合の中で、そういう防災士を取って基礎的な防災を学ぶというのは大変効果があるというのはわかっておりますので、そういう話が出てくれば、当然その補助というか、その協議会の中でどういうふうに対応して、年間何人出せるかあるので、やっぱり熱意のあるところからやっていたらと考えています。

○明石委員

ぜひ防災士のほうも検討、よろしく願いいたします。

続きまして、予算書の231ページをお願いします。

10款1項1目の教育委員会委員報酬4人分ということなんですが、これが196万8,000円、この4人分、来年度の教育委員会の委員数だと思いますが、当分の間これは変動はないと私は思うんですけども、このほどの地方教育行政の改革によりまして、委員の数を5名以上とすることも積極的に考慮されるべきことというふうに書いておるんですが、この辺はどのように考えてますでしょうか、見解をお聞きいたします。

○川合教育長

今回の改正で、これまで教育長も含めて5名の委員が4名になり、別に教育長を置くような形になりました。合わせて4名ということなんですけども、それ以上を置くことも可能なわけでありませぬ。知立市のこのまちの規模、面積、地域の差が山があり、海ありということじゃなくて、大体同じような環境の中にいるこの知立市において、教育委員をさらにふやしていく必要があるかということについては、今のところ検討しておりませぬ。

○明石委員

先ほどの私、教育長に一般質問の中で、強いて言えばという課題を述べていただきました。その中で、教育委員会の中に地域の中の意見を聞くあれが少なかったというようなこともありまして、ぜひともこういう地域の例えば区長だとか、PTAの会長だとか、そういう地域の方の声を代表するような方も私はいてもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○川合教育長

どういう方に委員をお願いするかということについては、とにかくやっぱりいろいろな立場の御意見がいただけるようなことを考えていかなきゃいけないと思います。

今現在は、それなりにそれぞれこれまでの経歴も今の立場も違う方をお願いしているので、それ

はいかなと思いますけれども、それ以外のものと違った視点でということも確かに意味のあることかなということも思います。それが教育委員として一緒に加わって意見交換ができるというそういうこともいいんですけども、それ以外にいろんな場でPTAの方の御意見を聞く、あるいは区長、地元の方の御意見を聞くということをこれまで以上にやっていきたいと思っておりますけれども、そういう方を必ずしも委員に入れなければ御意見が聞けないかということ、そうでもないのかなということですので、そういったこれからの活動、もっと市民の声が聞けるようなことをこれまで以上にやっていきたいと、そんなふうに考えています。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時50分

---

再開 午後2時58分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○明石委員

次に、教育委員会行政評価委託料21万6,000円についてと外部評価委託料についてお聞きます。

この教育委員会行政評価委託料なんですが、3人でやられているという、これは先日いただいた評価資料によりますと3人でやられているんですね。プラン・ドゥ・チェック・アクションでPDCAが載っておるんですが、その中で、特に1次評価と2次評価のA評価、D評価、非常にギャップがあるということで2つほどあるということで、全部やっていると大変ですのでお聞きしてはいますが、図書館まつり事業ということでAからDになるんですけど、これは今現在、これに対してアクションか何か考えていますでしょうか。

○文化課長

教育委員会評価でございますが、まず、そのギャップについてなんですが、1次評価にあっては担当者が自分のやってる仕事をどういう位置にあるか、どのようなレベルなのかというものをまず評価します。それを我々上司がそれに対して、課

長の目から見てどんな進捗か、どんな計画かというのを判断するという結果でそういう差が出てきます。

その評価の差が出たものをフィードバックとして面接をしまして、あなたはこういう評価ですけど、私はこう思ってますというようなことを伝えて、それに対して平成27年度どうしていくかというようなことを出していくと。その方向性の具体的な案については、これからまた面接等を行って話し合っていきたいと。

一番辛口な評価だったんですけど、そうした原因というのは、やはり今まで予算がなかなかつぎづらいつつというような中で、マンネリ化といひましようか、前年と同じような予算の中で、同じような時期、同じような事業、同じ先生というようなそんなようなことが見受けられましたので、そこは少しほかの館の様子だとか、そういったものを調べた上で、より図書館に訪れるお客さんがふえるように、来た方が満足できるようにと、そんなような目標で取り組んでいくと、そういう予定をしております。

○明石委員

内容はわかりました。この予算が21万6,000円、これを委託というところは、市の職員じゃないですよ。1次評価、2次評価をされるのは市の職員であって、委託するという仕事は、例えばこの報告書の中でいくと、どの部分が委託をした結果の評価になるのでしょうか。

○教育庶務課長

まず、外部評価の方については、その3万円掛ける3人の方にお支払いします。その委託のほうになりますと、評価全体ですね、この報告書を作成するに当たっての指導等受けるような委託をお願いする形でございます。

○明石委員

というのは、外部評価委員が最後にここに総評があるんですけども、それを終わったときの時点での全ての1次、2次の評価をチェックをするというような格好、見るというそういうことですね。要は、目を通すということですよ。

そのときの来年度からのという話がアクションのほうありましたけども、例えば、このD評価になっている図書館運営事業の中で、図書購入先の再考などの経費節減がやらなければいけないというような評価がD評価があります。それと、この外部評価委員の中からは、図書館まつり事業について、これ全部読んでいると、講師の招聘等を検討する余地があるとかありますけど、その辺はどのようなふうに進んでいるんでしょうか。進んでいるというか、見解をお持ちでしょうか。

○文化課長

具体的にどなたをというような協議は、まだ行っておりません。今回これで予算をお認めいただいた上で、4月以降、早速係長、担当者を交えて曜日とか開く時期も含めて、よりよいものを考えていきたいというふうに思っています。

○明石委員

続きまして、267ページの10款5項6目、荒新切遺跡保存用地整備委員会委員報奨金16万8,000円等々ありますが、これは昨年もことしもなんですけど、一般質問でも同僚議員がいろいろと荒新切遺跡の用地についていろいろ質問されております。

私も先日、この荒新切遺跡整備委員会の傍聴をさせていただきまして、実は驚いたんですけど、もう既に、これは案なんですけども、青写真がもうできておるわけですね。この青写真の案という今段階なんですけども、これは私ども議員のほうには、まとめて公表というのはされないんでしょうか。

○文化課長

今年度は整備委員会4回行いまして、9月の補正でもって基本計画の策定委託事業をお認めいただいたということで民間のコンサルも入れて協議をしまいいりました。

基本的にこの要旨というのが、保存を主たる目的として平成5年に都市開発公社が取得したということでございますので、その基本的な観点に立ちまして、どのように利活用していくかと、上部利用をしていくかということを検討してきました。

明石委員おっしゃるように、先日の第3回目の

3月にあった委員会では、今年度として最終的な案を協議させてもらいまして、その基本は今言ったような保存を基本とした緑と申しましょうか、芝生広場とか弥生時代、古墳時代の遺跡がございますのでその両時代の城宮跡の復元をしようというような大ざっぱな青写真はできております。

ただ、まだ今の城宮跡の復元におきまして、どの程度のどのレベルのものをするかとか、細かい部分がまだ煮詰まっております。これは今後、基本設計、実施設計をしていく中で決まってくるわけでございます。

この平成27年度でございますが、そういった委託事業等は予算として計上させていただいておりませんので、主に啓蒙といいましょうか、啓発といいましょうか、この3月にできた基本計画の青写真をもとに、地元西中町でありますとか、そういったところに案をおろして御意見をお伺いしていくと。徐々に具体的なものに少しでも進めていくというのがこの事業の中身です。

したがって、当然、議会におかれましては、どこかのタイミングで皆さんにお示しをして、それについての御意見をお伺いする機会は設けるといような予定はしております。

○明石委員

今、平成27年度の予算を計上していないということなんですけど、例えば、株式会社オオバだと思いますが、144万円プラス8%消費税ということで、これ、平成27年は株式会社オオバのところは予算がないということは、どのようになるんですか。144万円というのは平成26年度の入札のときの金額です。

○文化課長

平成26年度にあつては、今御指摘のとおり、株式会社オオバが落札をされまして、今年度2回目の検討委員会から参加していただきまして、都合3回出てもらって、最初に御指摘のありました基本計画の図面作成まではやっていただきました。

○明石委員

その後の、例えば先日の宿題がありましたね。駐車場をどうするだとか、道をどこまでつけるだ

とか、そういう修正が入ると思うんですけども、当然それは平成27年度にならないですか。

○文化課長

平成27年度は、我々が希望した状況としましては、現地測量、境界画定を初めとしました基本設計を予算計上をさせていただきます。

しかしながら、財政の状況の中でお認めをいただけませんでしたので、その部分については民間コンサルに委託して進めていくということは、今の状況では不可能になりました。

ただ、かといって足踏みするわけにはいきませんので、先ほど申しました、お金のかからない啓発事業を少しでも具体的な計画をつくっていくための仕事をやっていきたいと、平成27年度はそんな予定です。

○明石委員

もう一点、用地管理委託料が33万3,000円ですが、平成27年度より新たに計上されておるんですけども、これはどういった内容でしょうか。

○文化課長

昨年まで現地の維持管理は草刈りをお願いしておったわけなんですけど、いよいよ上を整備していくという中で、保存用地の南東のほうになるんですかね、松の木が自生をしている部分がございます、こちら側の落ち葉が、松の葉が落ちまして、周囲の住宅の雨どいとか敷地の中にずっと入り込んだということがございまして、この方から強くどうしたこうしたということはなかったわけなんですけど、現場を見ると、そういったことが御迷惑をかけたということは事実でございましたので。

ただ、この松を残す、残さないという問題もありましたので、差し当たり一番民家に影響のありそうな部分だけ、今回伐採とか剪定を考えました。その委託の費用でございます。

○明石委員

草刈りも含めて樹木の管理ということらしいんですけども、その上の段の草刈りなんですけど、平成26年度60万7,000円、今回70万円でちょっとふえておるんですけど、これは特に面積も変更ないわけですので、これはどういうわけでふえておるん

でしょうか。

○文化課長

平成26年度が60万円ですね、平成27年度が約70万円でございます。これにあつては、ずっとシルバーに委託をしておったんですが、その労務単価と申しましょか、賃金のほうが上がったということでの値上げでございます。

○明石委員

続きまして、最後ですが、277ページ、10款6項の3目、体育館の管理運営事業についてお聞きします。

この体育館の中には、例えば、トレーニングジムの機材ですね、これが壊れたときに、壊れたというか、ちょっとした部品の交換が必要になったときに、中には一月、二月かかるような、部品が入ってくるまでというので、非常にその間、機材が使えなくて不便を感じているという声が市民の方からありました。これに対して、何か対策というのはないでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

修繕で大変御迷惑をかけるものがございます。それは、既製のものを取り寄せれるものはすぐ取り寄せて設置というか、交換ができるんですけど、発注になるものがございます。特殊なものは、壊れたという時点で業者に発注してそこから部品をつくる、そういった場合に1カ月程度かかるものもございます。

大変御不便をかけますが、既製品がないということで発注時間がかかるということでこういう形になるので、何とぞ御理解いただきたいと思えます。

○明石委員

これは、いつもこの部品はよく壊れるから、前もって在庫として持っておきたいとか、そういうようなことは考えられませんか。いつも壊れるところはもう全然一定じゃなくて、あちこち多岐にわたるといふ、そういうふうでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

常にこれが壊れると限っておるものでなく、あちこちいろんなものが当然壊れるので、これをス

トックしておくという考えは私どもはなく、壊れた時点で発注ということをさせていただいております。

○明石委員

この機材も長寿命化でありますけども、これは修理しながらまだ使っていく。ランニングコストから考えても、まだまだ新規なものに変えてとかというようなことは検討はされてないですか。

○生涯学習スポーツ課長

今、ランニングマシン3台ございますが、その1台については実施計画で来年度お願いをしておるところでございますが、真ん中にあるユニットのもので、これは大変高価な機器になっておりますので、現状はちょっと全部を取りかえということは考えておりません。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○久田委員

予算の関係で、一、二点だけ質問してまいりたいと思います。

この予算書を見ますと、アベノミクスのせいで大胆な金融政策だとか、あるいは機動的な財政指数をと、そういうようなことが功を奏しまして市税も着実に伸びておるし、地方財政計画の中で、臨時財政対策債を圧縮するというところで臨財債のほうも2億円圧縮されておると、そういうことと、大きな伸びとして地方消費税剰余金ですか、これが私の記憶によりますと5%のときは1%が地方のほうに回して8%になったということで、今まで知立市には0.5%いただいておったのが0.75%をもらったということで、この剰余金のほうが3億6,500万円伸びておると、こういう面で、そこら辺からして、平成26年度には中央子育て支援センターが3億3,100万円でしたかね、これを歳入しておって、にもかかわらず地方消費税のほうが3億6,500万円ふえておると。民生費のほうを見ますと3億3,100万円減になっておるんですけど、ここら辺を消費税が増税になった分がどのように民生費のほうに反映されておるのか、どんなことを思いながら予算を組んだのか、そこら辺をお聞

きしたいと思うんですが。

○企画政策課長

久田委員の言われるように、地方消費税交付金のほうは消費税が5%から8%になったことによりまして、その8%のうち国に6.3%が回りまして、残りの1.7%につきましては県と市がそれぞれ半分ずつということになりますので、過去の5%のときには0.5%のものが0.85%というふうになりまして、そういった影響で地方消費税交付金のほうも上がってきております。

地方消費税交付金の内訳の中で、この増税分の3%上がった部分につきましては、引き上げ分につきましては社会保障部分に充てるということで、当市におきましては、平成27年度予算におきましては総額11億1,500万円のうち、社会保障分にあてがうものの部分としまして4億5,911万8,000円ほどになります。この部分については3事業、福祉、保健、衛生、こちらのほうにあてがうべきものの財源ということで、平成27年度の予算の中でも福祉、保健、衛生事業にあてがいをさせていただいている次第でございます。

○久田委員

そうすると、消費税を上げるときに税と社会保障の一体改革ということで5%から8%になって、その増税分はきっちりこの予算の中で歳出されておるといふうで確認しました。

それと、もう一点ですけど、確かに平成26年度の予算では市債が24億9,000万円ぐらいで圧縮してきて、恐らくこの予算書でいきますと20億円ちょっと、4億9,000万円ぐらいが圧縮されておって、非常にいいふうにプライマリーバランスのほうもいくと思うんですが、逆に、交付税の見直しということで900億円が交付税の特別会計の中でふえておるんですけど、当市の場合は、交付税が横並びになっておるんですけど、確かに財政計画では臨財債は圧縮しなさいということで2億円圧縮されておると。交付税においてはスライドしてるんですけど、ここら辺の見方はちょっと甘いんじゃないかなというふうでお聞きしたいと思うんですが。

○企画政策課長

交付税につきましては、当市の市税のほうも収入が上がったということで、基準財政収入額と需要額、この関係で交付税が決まってくるんですけども、市税の伸びがあったということで、平成27年度においては平成26年度の同等の1億5,000万円という形で組まさせていただきます。

○久田委員

それと、時間があつたら知立市補正予算及び予算説明の3月補正のほうで聞けばいいことなんですけど、ここのほうで、これで質問するんじゃないかと、こっちいったときに関連で聞こうかなとは思っておるんですが、例えば、地方創生やった場合に、言っていいいことか言っちゃいかんことかわからんけども、平成27年度から5カ年かけて地方版の総合戦略立てていくわけですよ。その中で、例えば、策定の委託料というのかな、策定調査委託料とかね、そういうものに関しては、恐らく交付税措置がされてくると思うんですよ。策定料については、国からの4,200億円の中からのものは使っちゃいかんと思うんだけど、そういうことが基準財政需要額にカウントされるようなそういう交付税に優位になるような科目が私、ふえとるんじゃないかなと思うんだけど、基準財政需要額にカウントしてもいいようなものが、この平成27年度でふえてくるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺、何かありますでしょうかね。

○企画政策課長

今回、地方創生の先行型で当市におきましては地方版の総合戦略の策定に当たりましては、基本的に委託をしております。こちらの交付金につきましても、独自で基本的につくりなさいということで、交付金の対象には委託を出した場合にもならないということになっておりますので、当市においては独自でつくっていくという方向性で今、進めております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○神谷委員

それでは、質問させていただきます。

予算の概要の154ページなんですけれども、公共施設のあり方検討事業ということで、これ、一般質問でも少し触れさせていただきました。今年度、平成26年度は公共施設の白書の作成ということで、平成27年度、来年度、公共施設のあり方計画の作成ということで320万円予算がついております。コンサルか何かに委託するのかなというふうに思ってみて予算書を見ました。予算書の83ページなんですけども、その真ん中ぐらいの009、ここに詳細が載っておったんですけども、公共施設のあり方共同調査研究負担金ということで320万円ついております。具体的に、これ、共同研究ということなんですけども、どのような研究なのか御説明をいただきたいと思います。

○企画政策課長

今年度の公共施設白書作成につきましても、地方自治機構と共同研究ということで、こちらにつきましては募集がありまして、私ども昨年度もこういった公共施設の白書をつくりたいということで要望しましたところ、たまたまそれが認められてということで、今年度、白書につきましても機構と一緒に共同研究を進めております。

来年度につきましても、同じように引き続きやり方をしていきたいということで、なかなか2年続けて機構が採択をしていただくということはないような形なんですけども、来年度につきましても採択をされたということで、こちらの機構とつくっていくと何がいかということになりますと、大変経験豊富な方もおるといふことと、費用的な面でいきますと、総額の6割は機構の負担で4割が市の負担と、こういった形で費用的にも大変メリットがあるということで来年度も一緒に進めていく予定をしております。

正式名は一般財団法人地方自治研究機構というところになります。こちらと共同研究ということで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○神谷委員

4割負担でやっていけるといふとかなりお得な

ので、3年続けてという難しいのかもしれないですけど、またぜひこういうお得なのがあれば使って、公共施設のあり方を研究して財政を余りお金をかけないでやっていくということなので、こういう予算もなるべくお金をかけないでやっていただくとうれしいなというふうに思います。

続きまして、予算の概要の40ページなんですけれども、南海トラフ巨大地震対策事業ということで新規事業でございます。40ページに当初予算2,500万4,000円ということなんですけれども、平成27年度は事業概要として41ページに被害予測調査ということで1,305万8,000円ということについております。

先日3月12日に中日新聞の朝刊でございますけれども、岡崎市が建物全壊時などを推計、地震被害想定を見直すということで新聞記事が載っておりました。

ちょっと読ませていただきますと、岡崎市の地域防災計画の中の地震被害想定を見直した。県が昨年5月に出した南海トラフ地震の被害想定を踏まえて新たにまた被害想定を見直すということがあります。ことしの知立市の被害予定調査ということでありますけれども、昨年5月に県から出された被害想定を踏まえてやられるのかどうか、その辺を教えていただきたいと思っております。

#### ○安心安全課長

お尋ねの自治体によってそれぞれ被災する内容が多少違う、例えば海洋というか、海辺のところでは津波ということがあるんですが、私どものほうにつきましては想定をされる大きな被害は震度による建物倒壊、液状化が主なものとなっております。

ただ、県の最悪の条件でいきますと、4,300棟が倒壊、200名がお亡くなりになるというシミュレーションがされております。県の被害想定が発表されたのが昨年だったと思うんですけども、それを踏まえまして各自治体におきましても地域防災計画を充実させるために被害想定をというふうで言われて、今回、多少早いところでありましたら近隣では碧南市とか刈谷市がやっております

ますが、やっぱり県の被害想定が出るまで私どもとしては待っておりました。

岡崎市の件も存じておりますが、住宅の集合地域が焼けるかどうかというところでは、知立市でもそういう密集地というところがございます。今の県のやつでいきますと、昭和56年以前に築造された木造建築で4,000棟以上が課税台帳で見るとありますので、そのままただ上げてあるだけで、その後の経過を踏まえて、どの辺が崩壊、もしくは火災についてはまだその先ですので、崩壊するか、それから、液状化については近隣の安城市、刈谷市、知立市が当然地質調査等されておりますので、その近辺の4キロメートル四方ですと、やっぱり整合性がないといけないということで、それも踏まえまして計画を立てたいと思っております。

#### ○神谷委員

ちょっと岡崎市の資料だけで申しわけないんですけども、岡崎市では1707年の宝永地震、マグニチュード8.8以降の100年から150年周期で県内を襲った地震を参考に試算をしているということなんですけれども、知立市はこういうような試算をされるのかどうか、県からきたやつでそのまましておくのか、その辺、どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

#### ○安心安全課長

同じ西三河でございます、9市1町防災協定で仲よくふだんからさせていただいておるんですが、その中で、同じ比較できるようなものについては、なるべくそれに近づける考え方をしたいと。

ただ、先ほど申しましたように、海辺と内陸型とは被害が違いますので、岡崎市に至りましては大河川がございまして、ちょっとその辺が知立市とは違うところかなと思っておりますので、その辺ももちろん踏まえさせていただきたいと思っております。

#### ○神谷委員

大地震の想定ですので、近隣のものも、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思っております。

予算の概要の122ページなんですけれども、グ

ランド整備事業、来年度2,376万円かけて猿渡小学校のグラウンドを準天候型舗装のグラウンドにさせていただくということで、ありがとうございます。これ、工事時期なんかはいつごろを想定しておられるのでしょうか。

事業目的の中に、児童や地域住民の方に快適な環境をと書いてあるんですけども、毎年弘法町では、このグラウンドを使わせていただいて盆踊りなんかをやらせていただくんですけども、大体こういう工事というと学校のお休みの時期のときに工事をされるということが多いと思うんですけども、夏休みにかかるという支障が出るものですから、その辺の工事時期をお聞きをしたいと思っております。

#### ○教育庶務課長

まだ正確にいつだということでの話はまだ進めてないんですけども、予定といたしますという考え方といたしましては、夏の行事、運動会等々でございます。それが終わって11月、12月よりも前の11月か12月前後から2月、3月にかけて、大体2カ月半から3カ月かかるものですから、その時期を予定したいんですけど、まだ正確な時期としてはお知らせはしてございません。

#### ○神谷委員

ちゃんと考えていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、予算の概要の152ページでございます。市史編さん事業でございますけれども、知立市史を編さんしていただいて、これは文化財を今この時点にしっかり記録をしていただいて資料編を出していただくということ、非常にありがたいというふうに思います。非常にいい事業だと思いますけれども、先日の広報ちりゅうの3月16日号、先ほども、どなたかが市教委だよりということで、コラムのほうのお話をされておりましたけれども、この中に、市史編さんについてということで載っております。

第2回配本となる資料編、原始・古代・中世をいよいよ刊行しますというふうに書いてありました。それで、この市史編さん事業の153ページの

平成27年度の事業の中の真ん中よりちょっと下ぐらいに、平成26年度には資料編、原始・古代・中世が刊行されたというふうに書いておるんですけども、相反するような感じにみえるんですけども、この辺どうなのか、教えていただきたいと思っております。

#### ○文化課長

平成26年度の市史のことでございます。確かに広報ちりゅうには刊行しますとありまして、153ページではされたというふうに書いてあります。刊行が定義がなんですけど、いずれにしても、統一されてないというのが、こちらの表現がまずかったかなというふうに反省をすることでございますが、現状説明させてもらいますと、今全て原稿は投了、入っております、校正を重ねて、もう間もなく3月20日までは納品がある予定でございます。

したがって、それをもって刊行というふうに判断すれば、この広報ちりゅうのほうが正しくて予算の概要のほうが少しフライングしたということでございます。申しわけございませんでした。

#### ○神谷委員

もう一点なんですけども、いよいよ刊行しますというふうに広報ちりゅうに書いてあると言いましたけど、3月20日に納品があるということだったら、いつごろから販売をされるのか。考古学ファンとか歴史ファンの方、ずっと心待ちにしていた事業だと思うので、その辺、発売をされるんだったら待ってみえる方がおられると思うんですけども、何日ぐらいから販売されるのか、その辺、教えてください。

#### ○文化課長

先月パンフレットをつくりまして、市史ができます。それには5月から販売いたします。現在は予約を受けておるという状況でございます。

今申し上げましたように、予定どおり納品があると思われまますので、予定どおり5月から販売ということを考えております。

#### ○神谷委員

続きまして、予算書の267ページ、文化財費の

中の001埋蔵文化財発掘事業ということで251万7,000円なんですけれども、これ、どこの発掘なのかということなんですけれども、その辺、ちょっと教えていただきたいと思います。

○文化課長

埋蔵文化財発掘事業の251万7,000円の場所でございます。これは特に決まりが、どこと決まっておるわけじゃなくて、よく民間開発等で、ここを開発するけどいいですかというような問いかけがあって、ちょっと慎重にやってくれというような場所、要は、包蔵地とかそういうところで仮に物が出てきますと、そこを早速試掘調査をしなきゃいけないというような、それに対しての予算でございます。

○神谷委員

緊急な場合の予備費みたいな感じであげていただいておりますということで承知をいたしました。

その文化財費のちょっと下のほうですね、002の中に松並木保存委託料ということで505万5,000円、割と大きな金額でございますけれども、具体的にどのような方法で、山町の多分松並木のことだと思うんですけれども、保存を考えておられるのか、この辺、御説明をお願いしたいと思います。

○文化課長

松並木の保存の委託でございます。主には、年末から始まるこも巻きとかあいつたものが目立ったことで、年間に数回、清掃をしていただくとか、薬剤の注入とか、山町の御林から牛田にかけての松並木の保存を委託するという事業でございます。

○神谷委員

通常の保存ということで、ありがとうございます。

今のもののちょっと下に、004番、文化財保存支援事業ということなんですけれども79万6,000円、これももしかして予備費なのかもしれませんけれども、どのような内容で何件ぐらい、どんな文化財を保存するのか、わかったら教えていただきたいと思います。

○文化課長

文化財保存事業の補助金でございますね。これは、市内にある文化財の絵馬と花絵馬、阿弥陀如来像を所有している方から、非常にこれらの文化財の老朽化が激しくて、このまま放置しておくとか破損とか文化的な価値がなくなってしまうという申し出がございました。

要綱によりますと、3分の1補助金が出る決まりがございますので、その残については文化財の所有者の方に負担をしてもらわなきゃいけないんですが、それが了解がとれましたので、今回予算化をさせていただいて修理に向けて補助金を出していくという事業でございます。

○神谷委員

文化財というのは非常に大切なものでございます。ほんとに一度失ってしまうと二度と取り戻せないものでございますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

以上でございます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

マイナンバーカードの関係から聞いていきたいなというふうに思います。参考資料は161ページということで載っております。

本会議でも相当議論というか、質問がありまして、それをまとめた形でもう一度確認をしたいなというふうに思うわけなんですけれども、このマイカードを今後どのように、社会保障・税番号制度対応事業ということで事業の名前はこういうふうになっておりますが、法律的に言いますと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律というのが国会で平成25年の5月に通って、これを今から具体的に進めていこうというような国のほうの方針に沿ったというふうに思っております。

この具体的にどのように進めていくのかということについて、もう一度整理して、どんなカードで、いつ番号をつけてとありますけれども、まとめて報告をお願いいたします。

○企画政策課長

それでは、今後のスケジュールというか、どのように取り組んでいくかということで、若干お話をさせていただきます。

本年度の10月にこの番号通知ということで、個々の方に12桁のダブらない重複しない番号の通知を行います。そのときに、この番号の通知とともに個人番号カードの交付の申請書も同封をいたします。10月に送りますので、そちらの申請を受け付けるんですけども、カードの交付自体は平成28年の1月からになります。

実際にこちらの番号法に基づく情報の連携につきましては、国の機関が平成29年の1月、続きまして地方につきましては、そのあと半年後の平成29年7月からの開始という形になります。ということは、最終的には本稼働になるのは平成29年7月ということで、来年度におきましては、市におきましては番号法に基づく条例で必要なものについては条例整備も9月議会までには準備をしていきたいというふうに思っております。

それから、カードの使用でございますけども、個人番号カードの件の中の載っておる情報でございますけども、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載されておまして、カードには本人の顔写真が載ると。それから、機能としてICチップがついているという形のカードになります。

以上です。

○中島委員

ことしの10月には全員の方の付番がされると。生まれた赤ちゃんのものから付番ということになるわけですが、その意味では、赤ちゃんは出生届がされたところから即やられると、こういうことになるのでしょうか。付番をする段階で生まれた赤ちゃんですかね、ちょっときわどい話ですけども、そういう赤ちゃんも含めてということになるんですけども、ちょっと確認をさせてください。

○企画政策課長

全ての国民という形になりますので、カード自体は通知カードを10月に送りますので、カードの交付につきましては申請のあった方だけという形の形態になります。

○中島委員

おぎゃあと生まれて、その段階で市が、市がというか、国なんですかね、これは。12桁をダブらないようにつけなければならないので、赤ちゃんが生まれたらそれを国のほうが一括して整理をしてということなんですか。その辺ももう少しわかればいいかなと思うんですが、番号のつけ方ですね、どこがこれを管理してつけるのかと。赤ちゃんが生まれたら、それも出生届と同時にそのラインに乗っていくということ、一般的にはそういうことなんですか、どこで番号をつけていくんですか。

○企画政策課長

ちょっと番号のどういう、12桁の番号でということなんですけども、ダブらない番号ということですので、どこかで統一してあれなんですけど、ちょっと勉強不足で、どこでどのようにということは現在わかりません。

○中島委員

わからないことがいろいろあつてですが、そういう番号を全部郵便で各家庭に送ってくると。申請書が中に入っている。そして私、ほしいですから交付をお願いいたしますという申請書を書いて返送すると、その方は交付される対象になっていくということになるわけです。

赤ちゃんのこと何かわかったんですか。新たにわかったことありましたら、今のうちにお話ください。

○企画政策課長

今回この通知番号の準備、カードにつきましては、名前が今あれなんですけども、国の機関に委託で出す形になっておりますので、そちらのほうで費用も国が負担金を今回予算にも計上させていただきましたんですけども、国の交付金で歳出として負担金としてその機関に出しまして、そこは取りまとめてやっていただけるということになりますので、地方公共団体情報システム機構、こちらのほうが通知カード、個人番号カード関連の事務を行うということになります。

○中島委員

情報システムの機構ということで、そこがカードも全国同一のものをつくるということになるでしょうから、そこでつくり、そして、番号もそちらでどういうふうにしてつくるかわかりませんが12桁をつけてくると、勝手につけてくるわけですね。

生まれたよという連携があれば即ということになっていくのでしょうか。お願いしますというと、カードは4情報、氏名、住所、性別、生年月日が券の面に書いてあって、これは他の人と間違えてはいけないので写真をつけることが義務づけられると、こういうことのカードがつくられるわけですね。それが平成28年1月、これは申し込んだ人について交付してくると、こういうことになります。

ここは連携、連携というふうにしてその後なるわけですが、国の機関が連携開始が平成29年の1月と、そして平成29年の7月は国の機関も地方自治体、全ての自治体が連携するそういうシステムがスタート、こういう手順になっていくと、こういうことですね。そして、それが平成29年の7月でシステムが全部乗っかるので、そこから本格稼働は平成29年の7月からということになるわけですね、今の御説明で。

これがみんな連携、連携ということになるんですが、こういう便利なメリットはこうだよと本会議での説明はあったんですけども、一般の市民に話すと、何か寒げがするねって。私の情報をそんなに全国のばらまくのという感じが受けられるわけですね、市民の方。このカードに名前、写真は今言った情報全部まずは券面には出るわけですが、そこに含まれるチップですね、ここのチップの中に何が入のかということが一番関心のあるところなんですよね。今の4情報であれば、住基カードとまるきり同じ。情報の中身からすると写真をつけるつけないはありますけれども、チップがあるというところが違う。そのカードにチップが入って全国でその情報が共有できるというふうになっているわけで、そのチップの中に入る情報というのが一番の関心ですよ。何が私の

情報が入るのということになるので、そのあたりについてはちょっと御説明をいただきたいというふうに思います。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時52分

---

再開 午後4時00分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○文化課長

1つ訂正をお願いします。

先ほど荒新切遺跡の草刈り料の委託料の説明の中で、シルバー人材センターというふうに申し上げましたが、実際民間企業でやっていただいておりますが、ただ、値上がった原因は労務単価ということは同じでございますので、その点だけ訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○企画政策課長

先ほどのICチップの部分にどんな情報が入るかということでございますけれども、氏名の情報と住所、生年月日、性別、個人番号、電子証明書ということで認証の関係ですね、そちらの情報です。

それから、ICチップのところに空きの領域がありまして、こちらにつきましては、市町村が条例で定めた事項などを入れるという空きの部分があるということになります。

○中島委員

そうすると、券の表に書いてある情報をもう一回チップの中に入れるということになるわけですね。同じ情報をチップの中に入れると。写真は入らないでしょうけど、4情報が入ると。それプラス市が条例で決めて情報をそこの中に入れるということ。どういうことになるんですか、それは。市の決めた情報というのは。

○企画政策課長

個人カードを利用できるものについては資料をお配りさせていただいたとおり、いろいろたくさんあるんですけども、ここに今掲載してあります

もの以外については、例えば個人カードを使いまして市の図書館のカードに使いたいとか、そういったものについて条例で定めて使っていくということになりますと、そういったもので例えばIC的なものを使いたいということになりますと、そういった情報を載せるという領域が設けてあるということになります。

○中島委員

それは条例で決めるんですけど、図書カードというのは借りて返してというそういう履歴が載るというようなカードということ。どういうことでしょうか。

○企画政策課長

このICカードには、例えば地方税の関係のものとか年金給付だとか、こういったデータが載せられるものではありません。例えば図書カードでこのカードを使っていこうとすると、今の現在使っている図書館での何らかの番号があるとしたらね。それをこのチップに入れるとか、そういった使い方になるかと思います。

ですから、個人的な何を借りただとかそういった情報は、このチップのほうには載せるような形ではないということです。

○中島委員

雑多な情報はここのチップの中には入れない。チップというと相当たくさんの情報が入る容量を持ちますよね。銀行だったら、それこそ自分が入れたり出したりするそういうものも結局それで周りでチェックするのか、中に入ったらちょっとわからないところありますけども、銀行口座のときには使っていくと。それは情報じゃないのかな、ちょっとわからないところあるんですね。そういうカードをつくると。

そのカードは、どういう活用がされるかということが次の問題ですよね。どういう活用がされるのかということで、ここのいただいた中にたくさん項目、さっき言いました番号法、法律の第9条に同法律別表第1において特定個人情報、個人番号を含む個人情報を行政事務において利用することができる機関と事務が細かく定められており

ますということがあって、細かく定められているよということで行政機関がその番号を入れた個人を特定したらこういうような情報をつながっていくことができるということがあります。

これにたくさん書いてあるんですけども、まだまだどういう内容かがちょっと不明ですよ、読んでも。いろんな分野ということだけはわかります。保険があったり、介護があったり、福祉関係があったりというのは漠然たる、災害法があったりとかね、ずっとありますけど、細かく書いてあるほう、右の欄を見ますと、これこれの事務であつてと、一番上で言うと健康保険に関する事務であつての次が主務省令で定めるものと書いてあります。全ての項目であつて主務省令で定めるものところでははっきり表記されていないわけです。まだ後日決めるのか、主務省令がどこで定められるのかわかりませんが、その先がわからないというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○企画政策課長

こちらの今法律のそのまま別表のほうを焼かさせていただいておりますけども、主務省令で定めるものということでございますので、省令で定めてあるものと思います。

○中島委員

この項目でさらにこの主務省令で定めるものはたくさんの項目があると想像されますよね。健康保険に関係すること、災害救助、児童福祉、予防接種、身体障害者福祉法、精神、保健及び云々かんぬん、地方税法、社会福祉法、公営住宅、厚生年金、特別支援学校への就学奨励、学校保健安全法、ほんとにたくさんの法律、全ての法律がその方が全部かわるわけではないわけですが、そういった法律全てを網羅して、その人にヒットするものは、全部カードを利用すれば機関と機関の間では、国の、そして地方自治体の間では、このカードがあれば一目瞭然にぱっとその辺の利用情報がわかると、こういうふうになるということですね。イメージいいでしょうか。

○企画政策課長

今、次の第19条のほうに情報紹介者と情報提供

者ということで、第9条のほうではどういった機関のどういう業務というのが定められておまして、実際のその情報のやりとりができるものということで定められているのは、この第19条の部分になります。

情報紹介者と情報提供者ということで、ここにも書いてありますが、どういったものが提供できるかということになっておるんですけども、これ以外のものは一切このカードを使って情報のやりとりというのはできないんですけども、かといって誰もかれもが自分の事務に必要なものをとるということとはできないです。

1つ今これ機関が市と国だとかという機関がこれに書いてあるんですけども、大きく捉えると、例えば知立市民の方で障がい的一部分の手続をするときに、所得等ずっと知立市におればこういった照会することもないんですけど、市役所の中で全部、税務課のほうでそういった確認がとれるんですけど、結局今回こういった個人カードによって、今それが市役所の中でも情報の税情報というのは、例えば福祉課の手当を受けるときにやりとりをしたりしておりますけども、これは1つ広がった形のものになるという考え方になります。今までは市民の方が直接その前におったところでそういった所得証明なりを取りにいかないかんところが、市の中でもやりとりしておったこの情報が、市外も含んで全国は1個の市みたいなような状態になるというイメージになるかと思えます。

○中島委員

そうやって情報は全て共有するということができるというシステムですよ。カードがありますよね、本人がもし交付すれば。この情報の利用方法というのは本人がカードを持って行って、私はこういう制度を利用したいと言ってカードを提供したときに、速やかにそれが情報が全部見えてくるわけで、それが早くできますよというのはメリットだと。それは本人が何かを申請するという行為にあったときに、それが生じてくるメリットということですよ。これは本人が使わなければ、一切こういう情報が勝手にいくことも全くないと。

何かのサービスを使おうとしたときに、例えば生活保護の場合でもそうですが、いろんな情報を過去のその方の経歴までは入りませんから、そう簡単ではないですね。生い立ちから生活保護でずっと書いてきますからね、生い立ち、兄弟、扶養家族、全部やっていく。それはだめですわ、全然。

だけど一般的に言うと、自分がサービスを受けようというときの申請にこのカードを持っていると楽と。だけど、これが市内であれば共有、ちょっとカードよりは時間かかるかもわからないけども、知立市民が市役所の中でやろうと思えば、それは今までと同じですよ。税を開くとかそういうこともね、結局開かなきゃわからないわけだから、パソコンで今開いて見ますからね。だから市民が今までどおりにサービスを受けようといったときには、カードはさして利便性が向上するというふうには思えないんですけども、いかがですか。

○企画政策課長

このカードを利用することによって、先ほどのいろんな情報が氏名、住所だとか生年月日等々入ると。このカードの使い方によっては、窓口で氏名、住所を毎回書かなくてもいいだとか、そういった面では、この番号カードの使い方を考えれば利便性が出てくるかというふうに思います。

○中島委員

その程度のことで、名前ぐらい自分で書かないとぼけちゃいますよ。それもわからなくなったら、えらいことだ。

市外へ行った場合には、それを持っていくと市外で何かかわるようなものがあるんだろうか。市外でサービス受けるなんてないですよ、ほとんど。年金ですかね。何が一番大きなメリットか、ちょっと見えてこないんですけど。その程度のことですか。全国版で共有する意味というのは、引っ越しをしたときですか。引っ越しをして、また向こうでサービスを受けようとしたときにそれが生きると、こういうことですか。全国で共有できるというもののメリットがどこにあるかということを知っているんですよ。

○企画部長

やはりこのカードを使うのは御本人が使うものであって、行政が使うものではないと。それは間違いないことだと思います。御本人が例えば今、市外に行った場合に、転出先で前の市町村、住んでみえたところの所得証明とか納税証明だとかそういういったものが必要でなると、また前の市役所へ出かけたりだとか、郵送でもって申請したりだとかしなくちゃいけません、この個人の番号でもって前の居住地もわかり、そこでの証明が簡易になるというふうに考えておりますので、今、市民の方が子ども課等で手続をする際、引っ越した方やなんかにとっては、また前のところへ行って取ってくるのということがよくあるかと思いますが、そいつは一切なくなるかなというふうに思います。

○中島委員

その程度かな。よくわかりません。もっと大きなメリットがあるのかどうなのか、カードを持っていることによってどうなのかということ。

住基カードがありますね、今でも。この発行枚数わかりますか。平成12年から始まったわけですよ。この発行枚数、平成25年の段階で2,700枚何ぼ、きのうちちょっと確認をしておいて知ってみるんですけどね、係長が市民課のほうの方が聞いて教えていただいたのでいいですけども、約3,000枚ですよ。平成26年の最終いってませんが、約3,000枚ちょっとです。住基カードのシステムをつくる構築代が幾らだったかということなんです。ぱつと出てきます、おおよそ。

○企画政策課長

平成12年度から導入調査費から始まりまして、現在平成25年度までの合計しか資料持っておりませんですけども、1億4,800万円ほどでございます。

○中島委員

もう一つ、平成25年度までの数字がもう既にあって、1億5,600万円とかという数字が出ております。それを3,000件で割りますと、1件あたりがすごい額ですよ。1枚発行した経費が五十何万円ということになります。

あれの場合には、他市で住民票を取るときに便

利というようなことで言われました。それを他市でそういう住民票等の取得に使った事例はどれだけあるのかということも前に聞きましたよね。どの程度か大体わかりますか。言いますと、390件です。だから3,000枚ぐらい持ってみえる方が、ほんとの意味のカードの利用をしたのは390件ということです。多くの方は何に使われたと思えますか。

○企画部長

よく高齢者の方で運転免許証を返納して身分証がわりというような形、そいつを一番よく耳にしております。

以上です。

○中島委員

そのとおりです。だから写真つきのものが皆さん希望される。自分の写真がないと身分証明にならないので、それをほとんどの方が求めていらっしゃるということです。

林市長も議員のころに、たしか、私つくって、市外の図書館の利用、これは便利ですよって発言していらっしゃったことを思い出しますが、その後どうですか、住基カードというのは便利ですか。

○林市長

その後は使ってないですね。

○中島委員

当初、大いにこれをPRしようという先陣を切ってカードを取得されて、どこへ置いたかわからなくなっちゃってるんじゃないですか。知立市のこういう人間だということがわかって向こうで使える、広域行政ですからねということで、図書館の利用が便利になったような話をされた。ちょっとよくわからないんですけども、そういうことでも余り使われないということなんですよ。

今回は、このマイナンバーカードも今までのシステムを活用したような形でやるんですか。これ独自にシステム開発した金額というのはわかりますか。前のシステムを活用するものなのか、その辺はどうでしょうか。

○企画政策課長

御質問の内容は、市のシステムのことですか。市のシステムについては、今新しいこの番号制度のシステム改修ということで新たに取り組んでおります。

○中島委員

ここに書いてある1億6,018万1,000円と、またここでもかかるわけですよ、このお金が。住基カードはこれで最終発行が間もなくで、平成27年度中に発行を求められれば出しますよと、最終発行はいたしますと。発行したら10年間はそれは使えますと。だから身分証明で持っているということではできるわけ。そのあとはマイカードにしか身分証明の仕事してもらってカードはなくなるので、ここを変えなきゃならなくなってくるということがあります。

そういうことで、今から証明書ということであればマイカードを申請されるかもしれませんね。だけどまたマイカードにしても1億6,000万円の利用せよという人たちがどのぐらいになるかによって、また1枚30万円とか40万円とかという経費で割り算するとそうなったなんていう事業だったら大変なことですね。これは国の支援があるけれども、でも国税も市税もみんな皆さんが出した税金ですからね、そんな大きなお金を使って何をやるのという、そこが一番疑問ですよ。どう思われますか、それは。

○企画部長

やはり住基カードにおいては、発行枚数も少ない、そういった形で利用者も少なかったという反省もあり、きっと今回のマイナンバー制度においては、全ての市民、国民の方がカードを保有するかどうかわかりませんが、番号付与によってその方個人の番号がカードあるなしにかかわらず決まってくる。カードがないにしても、その番号さえわかれば市民課、税務課等の申請にその番号で御本人が話を聞くと、番号だけ持っていってもいかんようです。やっぱり身分証明書で本人確認の免許証か何かと一緒に持って行って、御本人の確認ができれば申請手続等が楽になりますので、そういったことを今後、行政のほうも多くの市民の方

に周知し、国のほうはやっていくと思うんですが、そういった利便性をとにかく利便性ばかりというふうに言われるかもしれませんが、そういったことを行政のほうは市民の方にお伝えし、このマイナンバー制度というのを市民にとって、住民にとっていい利点をどんどん紹介していきたいと。

空き領域の中でもって各市の条例で決めたものを利用できます。さっき企画政策課長が図書館カードと言いましたが、今、住基カードもできますが、それ以外にどんな使い方があるかということは、実はまだちょっと前も御紹介したいんですが、この9市の西三河の担当部長会議の中でも具体的な利用方法がまとまってない市ばかりです。今後その全国でまた各市での先行した情報や何かを得て、こういった形で利用できれば市民の方に当然そういったいい還元ができるのかなとか、そういったことはどんどんこれから私たちの使命だと思いますので、研究してまいりたいというふうに思っています。

○中島委員

そういう意味では、後づけで何に使おうかということを検討するという、そういうものなんですよ、後づけですよ。初めに大きな目標が市の中にあつたわけでもないし、市民にもそういうものをつくってほしいといった大きなものがあつたわけではないと。後づけで、どうやって利用しようかと、せつかくあるから何か使おうかというような感じがするんですよ。

ちょっと便利になるというのはあると思いますよ。だけど、ちょっとその便利のところをもう一回確認したいんですが、何を私は申請したことがあるのかな。余りないな。自分自身が市に何か申請するということがほとんどなかったんで、住民票取ったりするだけですよ。住民票取るのは住基カードでも同じだし、住基カードでなくて何の目的で。例えば、私が直接関係ありませんけども、児童扶養手当を母子家庭なので申請したいと、こういうふうに来た場合、さて、このカードでどういうふうにできるんですか。ちょっと事例で言ってください。

○企画部長

私も手続をしたことないもので詳しくわからないんですが、当然子ども課のほうへ出かけていって、多分その場合に御本人の所得証明が必要になるかと思います。通常ですと市民課もしくは税務課で所得証明を取り、それを手に取り窓口へ行き申請をするかと思うんですが、今後については、あえてこの税務課、市民課等で書類を受け取らずに子ども課の窓口へ行けば、その方の御本人の確認ができれば、情報の提供さえ共有が可能というような形の条例改正等で、法律であるのかもしれませんが、そういったことによって、その窓口に来る前に市民課、税務課等での手続はその方にとってはなくなるというところでは、1つそこでメリットがあるのかなというふうに思います。

○中島委員

ちょっと専門のところじゃないので、違うかなという感じがします。今は子ども課のほうへいっても保育料でもそうですが、向こうで所得は調べちゃいますからね。保育料でもランクを所得によってランクづけありますよね、保育料のランク。あれも向こうが全部やってくれるわけですよ。

○企画部長

私もやったことなくて。であれば、逆にその窓口へみえた方が市外からみえたということになれば、その方の所得を市役所側のほうとしては、前おった住所地のところへ申請用紙を書いてお願いし、郵送で送ってもらうという手続を今やっております。たしかこれはやっておると思います。こいつがなくなるというふうに思います。

○中島委員

だから引っ越してきたり、異動した人に対しては利便性があるかなというぐらいしか今、思い浮かばないんですが、利便性、あとあるんでしょうか。この関係ですと、就学援助もありますかね、所得はそんなに大きな問題ないし、何かありますかね、そういうものがないと手続ができませんよという、これは企画部長の範囲ではないですよ。ないんですよ。福祉とかあつちが多いんですよ、所得証明を出しなさいと。高齢者のひとり暮らし

の方の医療費の非課税であれば無料だよと。あれは向こうでやってもらえるんですよ。

だから、現在住んでいる方からすると、名前を書いて住所書いてという、この行為だけで、あとはほとんど皆さんが今でもサービスの向上ということでやっていただいているんですね。だから、何がそんなに大きな1億6,000万円もかけてやらなきゃいけないかということ疑問がやっぱりこの部分だけで言うと、すごく大きいなというふうに思います。

この間10日に政府が閣議決定をしたと。このマイナンバー制度の法律と個人情報保護法と、この2つを改正するという閣議決定をしたわけですよ。これ、何のためにやったんですか。おわかり。

○企画部長

ちょっと勉強不足で申しわけございません。新聞記事を読んでコピーも持っておったんですけど、中島委員の興味のあるところの個人の口座だとかそういったことまでそこに今後関連づけていくというような、そこまでの新聞記事の内容しかちょっと覚えがないです。

○川合委員長

審査の途中ですが、ここで予算・決算委員会運営要綱第6条第2項及び第3項の規定に基づき、会議時間の延長または予備日での開催についてお諮りします。皆さんの意見をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時30分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

本分科会は時間は延長せず、予備日において開催することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

異議がなければ、議事が午後5時までに終了しないときは時間を延長せず、予備日において開催するというようお願いいたします。

それでは、質疑に戻ります。

#### ○中島委員

私も新聞の記事という範囲で、これも中日、毎日、朝日、みんなこれを一齐に取り上げましたね。預金口座にマイナンバーということで、結局なし崩し的にこのカードを活用した企業のほうのいろんな連携が許可されていってしまうということです。

これは口座の場合ですと、例えば生活保護の人がどういう今、預金状況かということも調べようと思うとマイナンバーでそういう意味では情報が入れると。銀行口座の状況も把握できちゃうと、こういうことに道を開くわけです。でも、これをやると、またさらに違う方向へいく可能性も高いということで、ほんとに大きな批判が出て、そんなばかなという話が出てるんですけども、このマイナンバーの制度で金融機関の預貯金口座に国民番号をつけるということを決めるのは2016年開始予定ということになっております。

そして、これは義務化ということではなくて任意です。そして、2021年をめどに義務化ということの考えがこの中でやられてるということなんです。もう資力調査とか税務調査とか、さまざまところに即活用するよという、あるんです。行政マンからしたら、とても便利というのは当然なんです。しかし、納税も主権者は国民でありまして、納税の主権者というのがあるわけですよね。だけでもそんなことは無視して、上から目線でつかまえてしまうようなものにこれを使おうとしている、使えるように整備をするということが閣議決定をされてしまったんですよ。

個人情報の保護ということはやらなきゃいかんと、いくらなんでもいかんわねということで、その個人情報の保護の改正も行って罰則規定がちょっと強くなるというセットですが、それをやろうとしてるんですよ。銀行口座だけでなく、さらに名前を付さないで、個人の名前が特定できないようにしてあるならば、さまざまな情報を提供してもよいと、企業にということまでここでなっておるわけです。前にベネッセコーポレーションが、

塾が商売に要りますよね、いろんな情報が、そういったもののデータの売買をしちゃうような、こっさりやっちゃうようなことで捕まったわけですけども、そういうことも狙われるということだけは確かなんですね、情報がね。

だから、裏に隠れているいろんな情報がどこでどうなってくるのかさっぱりわからん。4情報だから大丈夫ということだとどまるのかどうなのかね。今のことでいえば銀行口座はずっといくわけだし、税務の関係もいくわけだしということで、どういう情報がどのように守られて流れていく可能性があるのか、これがほんとにわからないんですよ。それが一番不安なんです。そこをどうというふうに思われるのかなということを担当としてはどうですか。一番勉強していらっしゃる方、どうですか。

#### ○企画部長

ほんとにまだ前回の新聞読んで中では、今、義務という話も出たんですが、行政の立場で言わせていただくと、個人の口座、例えば預金残高だとか取り引きだとか、そういったことは行政には全く関係ない内容でありまして、そこまでを行政が求めておるものではございません。今回、国がそこまで考えておるのは、今回のカードを利用し、国民がさらにそこでもまた利便性という言葉使っちゃうんですが、そのカード1つでMTのカード、将来的にはクレジットカードだとか、そういったものにも波及していくんですかね。

ただ、言えるのは、これはあくまでも行政がこれを望んでおるものではございませんので、今の私たちのほうに意見を求められますと、決して行政がそんな利用はしませんと。税情報に関しても、決まっておる内容のものしか利用しない。例えば滞納状況だとかいうところが各市のほうでそういった情報が流れた場合といいますか、そういった流用も共有も可能というふうにならぬように全国的な形でいけば、滞納整理も行政側としては楽になる可能性もあります。ただ、そこまでやっていかどうかということ、まだ私たちもわかりませんので、一遍今後よく研究というか、勉強さ

せてもらいたいと思います。

○中島委員

行政今やっていらっしゃる方はそういうふうな思いだと思うんですよ。だけど、これがこの法律がどのようにひとり歩きしていくのかというのは、皆さんの権限の及ぶところではないんですね。国のほうが、どんどんこういうマイナンバー、国民総背番号制ということを昔よく問題になってましたよね、名前もそういう形でね、そんなふうにして番号で国民を管理しちゃうのかと、一番大きい問題は、そういうことではないかなというふうに思うんですが、そういう情報も今入ってくると、やっぱりこれは目的が一体何なんだろうということが不思議に思います。疑問というか、おかしいです。

国のほうは利用する情報は、何番の方がどんな情報だっけ見ようと思えば見えるわけですよ、番号は振ったほうは向こうなんだから。そういう情報がみんな手に入るということになると、その情報はどこまでもという大変漏えいが怖い、悪用されたら怖い、そういうふう思うんですね。悪用をしっかりとどめるといことが、もちろんセキュリティのプリントもらいましたけど、この範囲のセキュリティでほんとに今言った大きな企業にまで出ていってしまうことを許していくというね、今の情勢からいうと、この範囲がセキュリティで可能かなということをちょっと思いますが、このセキュリティについてのみ見てもよくわからないと思うんですね。皆さんわかりますかね。ちょっとわからないので、いただいた資料ですが、これの説明をしていただいていた方がいいか。

○企画政策課長

こちらの図のほうにつきましては、今、右側の上段にCさんの情報ということで、このCさんという方は個人番号12桁を持っております。A市のほうに一定の手続きで行きまして、そこでA市にない情報、例えば市外から転入してきまして、そこで何らかの手続きするとき、もとにおったところの所得証明が必要ですよ。先ほどの番号法の第19

条に乗っかってる申請の中で申請する場合に、A市はCさんがまずカードによって本人かどうかという確認をした中で、B市のほうにそういった申請を直接するのではなくて、ここの時点で個人番号自体を使いません。ここの中でCさんの照会するときと与えられた個人番号と違う照会用の新たな番号を使います。

ここはなぜこういった番号を使うかということになりますと、この情報のやりとりのときに、Cさんの個人番号は漏えいしてはいけないということで、ここの時点で個人番号とは違う付番を使います。申請するときA市は直接B市にいくんだけど、情報提供ネットワークというそういったネットワークセンターのほうを経由してきますので、A市から出たときには、ここにありますように個人符号ABC12番という形でこの番号のCさんということで照会をかけます。ネットワークセンターのほうでは、今度B市のほうにA市からCさんのこういった情報がほしいという内容をB市に送るときに、またここで付番を変えます。Cさんの下にありますように、個人符号DEF35という形で、ですから、ここのA市から情報ネットワークセンター経由してB市に請求する間に番号が2つ今ここにありますが、一切Cさんの個人番号が出ていかないという、どこかの時点で例えばこの番号が漏れたとしても、これはCさんの個人番号ではないものですから、そこら辺でのセキュリティが守られるという仕組みになっております。

○中島委員

そうすると、情報提供ネットワークセンター、ここはその方のCさんのいろんな情報があるんだと思うんですよ。ここにあるんですよ。これは市町村が提供している情報がここにあってということではないでしょうか、一括して、情報ネットワークセンターがあるということは、違う。

例えば、ここに何か情報がなければB市に送る情報がないわけだから、税金の情報がほしいよといった場合に、ネットワークセンターがCさんの税金はこれだけだよということで回答をしなければならぬということになるわけでしょう、さっ

きの例で言えば。税の情報がここになきゃいけないじゃないですか。

だけど、それを取ろうとするときに、Cさんの照会番号を変えてしまったって言ったら、それは番号が違えば情報がなぜ取れるんですかと、その人の情報が。さっぱりわかりません。

○企画政策課長

今回のこの制度の中では一元管理というそういうところは一切なくて、情報自体はももとの分散管理ということで、個々の市町村でデータ自体を持ってあって、ここにありますネットワークセンターで経由をして、ここに情報が持っているわけじゃなくて、ここから経由した中でB市のほうにA市からの請求のあったものをネットワークセンターを経由してB市のほうにその情報がいくということになります。

ですから、ネットワークセンター自体に一元管理で情報を全て持っているというわけではありません。あくまで全部今までどおりデータに関しては個々のところで管理しているということになります。

○中島委員

そうすると、そのネットワークセンターは何のために通過するのかなということがわからないんですけど、番号を変えて、Cさんだけでも番号をクルクルと変えてB市で税調査が行われて、税の情報をA市にCさんの情報を回答するということですね。何のために回るんですか。大変わかりにくいんですね。余りわかりにくいことばかり聞いていても、わからないみたいだからいいんですけど、ちょっとわかりません。何がセキュリティーか、もう少しわかりやすく言っていただくことはできるんですか。

○企画政策課長

こちらのネットワークセンターのほうには基本情報があって、あと、こちらの番号制度を使いましてマイポータルで自分の情報がどのように流れていったかというのがマイポータルで確認できるんですけども、A市がB市に直接やりますと、そういった情報がつかれないというのがあります。

○中島委員

半分しかわからないですけども、このネットワークセンターを通過しなければマイポータルで確認しようとしたときにはできないわけですね。ここでA市が要求したこんなことがB市にきましたよと。でも、これはどういう情報がいったかということではないですね、そうすると。情報じゃなかったもんね、さっき。ただ番号を経由するだけと言ったでしょう。情報をここから出すわけではないと言った。そしたら保健センターがどうのこうのと、この図がありましたけど、保健所に手続を行う人の事例というのはちょっとあって、それを確認しようとしたときにはマイポータルだよというふうになってますけども、このネットワークセンターにアクセスをすると、保健センターの手続をした場合、今で言う税情報を向こうにもらうよということでやったということが何でわかるんですか。税だったのか、ナンバーだけというふうになってしまうと、何の情報をやりとりしたのかという確認がなぜできるんですか。

○企画政策課長

あくまで情報ネットワークシステム経由していくということで、情報自体は各種団体と言うんですか市町村が持つてる中間サーバーというところに持つてるんですけど、このネットワークシステムに情報自体はあくまで経由して各情報の持ち主のところの中間サーバーにいくということであります。

○中島委員

わからないということがわかりました。ほんとに難しいですよ。セキュリティーが何なのか、情報がどこにもないのに、これで言うとネットワークセンターに何の情報もない、空っぽだと言うんだったら全然意味がないんですよ。

○企画部長

あくまでも情報提供ネットワークセンターというのは、ここにも書いてありますように、付番を変更するだけのところで、例えばA市の方がA市からB市のほうへ12345という個人番号の方を直接照会しちゃいますと、B市にとって個人の

特定がされちゃうわけですね、12345という番号の方が。だけど、そういったところでA市の方がB市のほうへその方の照会を直接すると、その方個人が特定できちゃいますので、このセンターを通して面倒くさい方法かもしれませんが、このCさんの個人番号を特定せんがために、この情報ネットワークセンターへここを通して行きも帰りもA市から情報ネットワークへいくときに、このCさんの番号を別の番号に変え、ネットワークセンターからまたB市へ行って、またその番号も個人の特定番号をわからないように変え、B市にいくと、今度B市のほうにとって初めてこの変わった番号でもってCさんの情報というのがわかるということになるのかな。

#### ○中島委員

世界に1つだけの番号をもらうわけだけど、そんなに換えちゃって、B市はその方がCさんだっということが何で認識できるのかということがわからなくなっちゃいますね、そうなると。そんなに番号を変えてていったら、B市の方は、一体Cさんの何の情報を出して、Cさんって誰とことになっちゃうような気がします。これ以上、いいですね。

それでね、一番最初に言われた、国がまずは連携を始めると言われましたよね、平成29年1月。地方が連携を始める平成29年7月。連携という意味はそういう意味では何なんだと。ただ番号をやりとりするということを始めただけであって、情報などの提供ということも、あなた言われたんだよ、本会議で。それは一体どういうことなんですか。

情報がどこまでどういうふうに収集されて管理されるのかって、これが見えてこないんですね。こんなにいっぱいあるものですから、これらのものについては情報が収集されてなければ、国だって一々市に問い合わせてこなきゃならないということになりますでしょう、番号変えてということ、何を情報を連携するのかということがわからないということが今の段階です。情報の連携という言葉でいいですから、あくまでも市にある情報はそこに隠しておいて、求められたときにぴっと

出すと、こういうことの連携ということでもいいんですか。それも名前を情報センターに変えてやると。大変早いような、面倒くさいような気がしますけども。

#### ○企画部長

1月の国の機関同士の情報連携ということですね。当然今回この参考資料で出させてもらった各省庁等のつながりが一個人に対して各種の法律によって個人の方の各種申請に基づく情報というのがどんな情報が必要になるかということが各省庁の連携が始まるわけですね、1月に。

例えば個人の方が、その方の申請に当たってこの健康保険法が一番上ですと第5条に云々とあって、そこで主務省令で定めるものというのは、この個人の方が、どういった手続にこの健康保険証の中の情報が必要になってくるかということ、そういった厚労省ではそういうふうですよ、ほかの省ではこういった方が個人がどんな申請にはどんな情報が必要になりますということが全て網羅された個人の情報ができますよね。これは国官同士のほうで、うちもその情報だったら使えるから、うちも使いたいとかいうような連携を国のほうがやっていくというふうに解釈してもらえばいいかなと思うんですけど、ちょっとわかりにくいんですね。

#### ○中島委員

時間がきちやいますけども、個人の情報がどこまでいくのかということが一番問題なんですよ。今言ったのは制度上のやりとりというだけの話なら一般論でいいわけですけど、個人の情報、マイナンバーつけるわけだから、この個人の情報を、今この人はこういう手当を受けていますよ、介護保険使ってますよ、年金はこのぐらいありますよ、情報があるわけですよ、それぞれの行政機関には。ナンバーで集めようとしたら、名寄せできるわけですよ。そういうものが国としては、いざというときにはそれがわかるようになっているんだということではないかと私は思うんですよ。頻繁に使うかどうかともかく、情報連携ということは。そして、市町村同士も全部そういったことが、その

情報がすぐにわかるようにするということじゃないかと私は思うんだけどね、それはちょっと番号が間もなく発送される段階で、ここまでわからないというのはほんとに不安なんですけど、だって資料がないでもんね、これ以上の資料が、わからないんですよ。

ひとり歩きして1億6,000万円と、こういうことは国からの管理統制というか、そういう制度だなということをつくづく感じるわけですけどね、そこまで便利にさせていただかなくても私は結構なんですよ、自分のことから言いますと。死亡したら死亡届は家族に出してもらえばいいし、カードでやらなくたって死亡届出せばいいわけだし、何でそんなに大きなメリットがあるのかがやっぱりわからない。でも、これはやらなければならないと。私たちだけ抜けたということできるんですか。知立市抜けたって。できない。じゃあ、中島牧子の情報抜けたってことできるんですか。どうですか、それは。

○企画部長

当然、全国民に番号がつかますので、中島委員だけ番号がないというわけにはいけなくなりますので、そういうわけにはいけないことになりますので。

○中島委員

だから、番号の問題じゃなくて情報管理の対象になるということが問題、嫌なんです。カードを要らないといった場合、自分は不便かもしれないけども、だけど行政は別に困らないよね。何かがあったときはあれかもわからない。そんなにこれはなくちゃ困るということはあるんですか。市民の皆さんがどこまで宣伝、多分全国でばんばんやるんでしょうね、テレビコマーシャルしてね、マイナンバーとやるんだと思います。だけど、自分の情報が勝手に流れるかもしれないということを見ると、こんなに恐ろしい気がするものはないなというふうには私は感じております。もっともこの中身がわからないままにいつちゃいけないので、その辺では、もう少し議会への説明責任という点では研究をしといてもらいたい。国の突然

の動きもこうやって出てくるので、10日だもんね、閣議決定が。しっかり準備させといてから、銀行口座にマイナンバーですなんて言われたら、とんでもないことだというふうには思うんですが、ほとんどの自治体の手をつけてしっかりやってる中で出てくると。ほんとにひどいというふうには思いませんよ。

これは市長、どんなふうな御感想をお持ちでしょうか。

○林市長

ちょっと午後5時を延びちゃうかもしれないですけど、私のマイナンバーに対する見解というか、意見を申し上げたいと思います。

マイナンバー制度でありますけれども、中島委員の御心配というのは、例えばプライバシーがどうのこうのとか、機械が故障したらどうなる、その辺については、知立市役所も電算化をして長くなっております。先ほど企画政策課長が申し上げましたように、マイナンバーというのは1人に1つ番号がつくということでありまして、今でも御案内のように、中島委員には番号がついております。知立市内だけの中島委員の番号でありまして、それが中島委員は知立市の中の番号がついているし、なおかつ、国のほうで例えば管理している所得税とか社会保険の関係のデータについては、また違う番号ついてるんですね。その番号を一緒にするという事なんです。

だから、とにかくAさんなら1つしか番号ないんですね。今までは幾つでもあったんです。県の手持ってるAさん、国の持つておるAさんとか、国の中でも総務省が持つておるAさん、厚労省が持つておるAさん、それぞれ番号がばらばらだったんですね。それを1つにする。だから企画政策課長申し上げましたように、知立市でマイナンバーやってたやつを全国でやるというだけの話であって、全然私は、全然というよりも知立市が電算化したときもこういう議論あったと思うんですよね、当然ながらプライバシーどうのこうのとか、昭和60年前後に電算化したときにあったんですね。やはり心配なんです。データがどこに使われちゃう

かとか、それが全国に広がっただけ、だけと言ってもはいかんですけれども、当然ながら、そのリスク管理はしっかりとやらなければいけないんですね。市と市の間、また、市と県、市と国の間、それはやはりしっかりとしたリスク管理をしていかないかんということで、だからマイナンバーと言っても私はそんな大げさなものじゃなくて、市でやってたやつを全国が知立市になるという話だけだなという私は気がする。

それで、メリットなんですけれども、先ほど企画部長が申し上げたのはメリットなんですけど、大きなメリットは、やはり効率性とか正確性とか便利性なんです。先ほど究極的には、私、その金融情報とか資産情報は義務化されてということが究極のメリットが出てくる。これは例えば生活保護においても正確性がしっかりと担保されるんですね。ほんとに給付しなければいけないところは、しっかりと給付しなければいけないんですね。その歳入をやはり捻出するということですよ。しっかりとした資産管理をすることによって、しっかりとした生活保護制度ができるということでもあります。より一層そういうことが獲得するということでもあります。今はほんとに人海戦術で、時間かけて資産を状況を把握するんですけど、これで一元管理すれば今まで以上に迅速に資産の管理ができ、資産状況を把握できて、しっかりとした生活保護の事務ができるというふうに私は思っております。

またあわせて、失われた年金問題があって、あの問題についても、やはりマイナンバーやれば、ああしたことが絶対ないんですよ。そういった意味でも、私は非常に今回大きなお金がかかるんですけども、長期的には財源的にも返ってくるというふうで私、思っております。だから、これが成功してないとだめなんです。さっきの住基カードもそうなんですけども、中途半端に終わらせるんじゃなくて、しっかりとしたことをこれから義務化するときもかなり国民的な議論があると思うんですよ、資産情報の義務化というのが。あれをしっかりとやり切らないと、これはだめだと思

うんです。途中でへし折っちゃうと無駄な投資しただけで終わっちゃうと思いますから、やり切らないとこれはだめだと思うんです。そういう私の今のところのそういう状況です。よろしくお願いいたします。

○川合委員長

質疑の途中ですが、会議の終了時間を過ぎましたので、本分科会は3月17日火曜日、午後1時から本日に引き続き行います。第1委員会室に御参集ください。

本日は、これで散会いたします。

午後5時02分散会

---



## 平成27年知立市議会 3月定例会予算・決算委員会 市民福祉分科会

1. 招集年月日 平成27年3月16日(月) 市民福祉委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 杉山 千春 | 三宅 守人 | 高木千恵子 | 永田 起也 |
| 稲垣 達雄 | 佐藤 修  | 石川 信生 |       |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長      | 林 郁夫  | 副市長    | 清水 雅美 |
| 福祉子ども部長 | 成瀬 達美 | 福祉課長   | 長谷 嘉之 |
| 子ども課長   | 星野 主税 | 保険健康部長 | 加藤 初  |
| 長寿介護課長  | 中村 明広 | 国保医療課長 | 正木 徹  |
| 健康増進課長  | 清水 弘一 | 市民部長   | 山口 義勝 |
| 市民課長    | 稲垣 利之 | 経済課長   | 早川 晋  |
| 環境課長    | 高木 勝  |        |       |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 島津 博史 | 議事課長 | 横井 宏和 |
| 議事係    | 野々山英里 |      |       |

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

### 事 件 名

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)  
議案第19号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第21号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算  
議案第24号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計予算  
議案第27号 平成27年度知立市介護保険特別会計予算  
議案第28号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)  
議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)

午後2時27分開会

○稲垣委員長

ただいまから予算・決算委員会市民福祉分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は9件、すなわち議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第27号、議案第28号、議案第30号、議案第32号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

補正予算書の53ページ、4款1項2目の予防費の中で、予防接種事業2,389万4,000円が減額となっております。その内容をお聞かせください。

○健康増進課長

今回、予防接種事業のうちの予防接種委託料の総額2億776万8,000円のうちの2,389万4,000円について減額補正をお願いするものです。

その原因ですが、保険健康部長が質疑でも申し上げましたが、6月議会で補正予算として議決いただきました水痘ワクチンの接種数が予算を大幅に下回ったことによりです。

もう少し詳しく述べさせていただきますと、6月補正予算では1、2歳児については2回の接種というのを予定しておりましたが、議会終了後日ですが、県より通知がまいりまして、接種期間を6カ月あけるようにとのこととなりました。そういたしますと、10月の開始からでは2回を受ける人がいなくなりますので、単純に2回打つはずだった人が1回になったということが、まず第1の影響です。

2番目の影響といたしまして、3歳児と4歳児につきましては、今年度につきまして今年度限りですが、特例として1回接種できるということになっておりました。そこでもう既に自分で自費で打ってしまった人、また、既にかかってしまった人を55%ほどを予定しておりましたが、実際には

それが70%ほどあったということが2つ目の影響です。

3つ目の影響といたしまして、定期になりました高い95%程度の接種率を予定しておりましたが、まだ5割に達していない。多分寒いとか、病院に行くといろんなものをもらうということで、今の時期の予防接種を控えているというようなことがあるのかなというふうに考えております。

ということで、水痘ワクチン予算4,265万4,000円を計上いたしました。実績見込みといたしまして2,410万2,000円、不用額1,855万2,000円が発生する予定となっております。

そのほかに、あと子宮頸がんともろもろありまして、今回の減額補正とさせていただきます。

以上です。

○高木委員

大きくは補正予算で出されたこの水ぼうそうのワクチンということで、今お聞きしました。

当初のときに平成26年度予防接種委託料の一覧の中に4種混合というのがありまして、それでちょっとここでお聞きしたいんですが、そのときに3種混合というのは委託料の中には入ってありませんでした。これ、平成26年の3月6日付の資料を私いただきましての話なんですけれども、今回3種ワクチンで期限切れでということで起こったわけなんですけど、その平成26年度の予防接種委託料を見ますと4種混合の人数としては3,019件というふうで挙がっておりました。今回、この3種の方は、一体何人が対象であったのでしょうか。

○健康増進課長

ちょっとその辺、長くなりますが、説明をさせていただきますと、平成24年11月より3種混合ワクチンというのがありまして、こちらのほうはジフテリア、百日ぜき、破傷風の3種混合なんです。それにポリオのほうを入れた4種混合という便利なワクチンができたものですから、だんだんと皆さん、3種混合から新しく生まれてくる赤ちゃんたち、3カ月たつと4種混合のほうに切りかわっていったという事情があります。

ですから、ほとんどその3種混合というのは需要がないんですが、最初に3種混合で始めてしまった人は、その4回接種をずっと3種で終わらなければいけないルールがありますので、もう既に始めてしまった方用に3種混合というワクチンがあります。ということで、平成26年度予算につきましても、7,117円委託料掛ける112件の79万7,104円を予算化しておりました。

平成26年の決算見込みといたしましては、212人の方が打たれて、150万8,804円の委託料が発生しております。

以上です。

○高木委員

去年というか、この平成26年度にいただいた接種委託料の中の4種混合の中に、きっとこの3種の方が含まれていたのかなというふうに今そう思って数字を委託料のほうを見せていただいているんですけども、これはちょっと補正予算のほうで聞かなければと思って聞いているんですけども、事故を起こされた場合の抗体検査はされるんでしょうか、今回のこの期限切れの方に関して。たしか期限切れになってしまったのを打ったら、それは抗体がつくのかつかないのかということの検査はされるのかされないのか、その辺の確認をお願いします。

○健康増進課長

ワクチンの期限が2年間あります。今回30日ほど最大で経過された方がいるということで、通達等を調べてみましたが、期限切れになったからと言って即座にその効果がなくなるものではないということで、特にその追加接種とか抗体検査をやる必要はないというようなことが記載してありましたので、それに沿っていきたいというふうに考えております。

○高木委員

予防接種の委託料の中に、例えばそういう抗体検査とかがあると、やっぱりその予防接種に関するものが含まれてくるということになりますと、この委託料の中から出すのか、ほかのところからそういう抗体検査の費用が出るのか。もしものこ

とですけどね、今回はやらないにしても、もしこういう機会があって、抗体検査をしてくださいというふうに出たら、これは予防接種委託料のほうから出るのか、ほかはまだ特別措置の予算があるのか、その辺のところをお聞かせください。

○健康増進課長

その辺につきましては、予算の組み方ということですかね、委託契約をして、委託の中で組むことも十分可能だと思いますし、助成金というのもおかしいですけど、そのほかの方法でやることも予算の立て方によっては可能なのかなというふうには考えます。

○高木委員

今回の新聞報道の件で、ラジオでもやっておりました。知立市がとって、そうかと思って、ラジオでも取り上げたんだなというふうに思っておりましたけれども、この経緯なんですけれども、保健センターでチェックをされてわかったということなんですけれども、ホームページを見ますと、その接種をした医院とか病院から、こういうことがありましたということで接種を受けた方に報告があったということもあるんですよ。今回は、その医療機関のほうは、全然気がついていなかったんでしょうか。

○健康増進課長

委員の皆様には記者発表に先立ちまして、13日の金曜日にファクスのほうを入れさせていただきました。当然起こしてはいけない事故だということで、委員の皆様、市民の皆様には御心配をおかけしたことに對して、おわび申し上げます。

今回の事件につきましては、まずは習志野市のほうがあったということで、碧南市のほうも調べたらそういうのが出てきたということで、保健センターの職員が、もしかしてということで自主的に調べたら、その中にまぎっておったというのが実情で、発見したのは保健センターということですよ。

○高木委員

そうだとしましても、それを接種した医療機関というのは気がつかなかったんですかということ

を聞きたかったんですけど。

○健康増進課長

気づいていなかったというふうに理解しております。

○高木委員

ここに書いてありますように、事故が起こらないように予診票へ有効期限を転記しますということに、これからこういうふうにしていきますよと書いてあるんですが、ワクチンはロット番号か何かで期限がわかるというふうになっているとその明確に期限というのは書かれているのか、それはちょっと私はですけど、今までこんなことは当たり前のような気がしてたんですけども、やはりこういうことが起こって保健センターが調べられてというふうなんですけれども、今後起こった場合、我々市のほうは委託料というふうにして払ってるんですね。何かペナルティーというか、あなたのところはこんなミスをしたんですよ。大事にならなかったけど、例えばその子が亡くなってたりなんかしてたらということが考えられますよね。そういう場合は、何かこれからそういうことも検討にされていくのか、その辺はどんなふうになってるんでしょうかね。

○健康増進課長

ワクチンの有効期限であります、ロット番号の下にもものすごく小さい字で、ほとんど見えないような字で入っておりますので、ちょっと目の悪い方には見えないかなというふうには思います。

ペナルティーにつきましては、どういうふうにか考えるかですが、今のところペナルティーを科すとかそういうことは考えておりませんが、他市にどのような形で処理をされたのか参考にしつつ、今後検討していきたいと考えております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永田委員

先ほど高木委員の同じ項目から1つ質問させていただきましても、予防費の中の予防接種事業、質疑の中でも少し触れられておったんですが、子宮頸がんワクチンの以前私、一般質問でもやらさ

せていただいたわけなんですけども、ワクチンの副反応のおそれありというのが2人見つかったということで御報告を受けました。

その二方の今の症状、重篤なのかどれぐらいの症状なのかということ、まずお知らせいただきたいというふうに思っております。

○健康増進課長

このケースについては、かなり細かく把握をしておりますが、個人のプライバシーの問題もありますので、ざくっとしたところで御容赦いただきたいかなと思っております。

今、1人の方はかなり重篤で、いろいろな症状が出ており、入院等もされております。もう1名の方はそこまで重篤ではなく、何とか学校へ通うぐらいはできるぐらいですが、やはりいろんな痛みがあり、早退したりとか遅刻をしたりとか、そういうことがあるというふうには伺っております。

○永田委員

2人とも知立市の子だということで、どういった経緯で発覚したのか、ちょっとその辺を詳しくお知らせいただきたいというふうに思います。

○健康増進課長

まず、一番重篤な子の最初は、市内の診療所からお電話をいただきまして、そういう方が出るよということで連絡をいただきました。

ただし、医師としては、これは別に私が副反応ではないというふうを考えてるということではなっております。

その後、保護者の方から保健センターに電話があり、何とかならないかというような話もあり、保健センターに保護者の方が直接おみえになったりもしております。その後、家庭訪問のほうをさせていただいて、症状のほうもこちらのほうも確認はさせていただいております。

以上です。

○永田委員

私が一般質問でやらせていただいたのが平成25年度の12月定例会の一般質問でやらせていただいたんですね。そのときはそういった報告は受けてないということで、ほっと安堵だったんです

けれども、やはりこの時期にきて2人もそういった重い症状の副反応が出たということで、非常に残念だなというふうに思っているわけでございますけれども、この状況を今、平成26年、年明けて3月、昨年3月ですね、厚生労働省の子宮頸がんワクチンの副反応検討部会、そのときには心因性、いわゆる心の病だというようなことを言われてたんですね。これから今1年たって、平成25年4月から定期接種、6月に積極的勧奨の控えということで、そういった流れになってるんですけど、今、厚生労働省の検討部会はどのように報告されているのか、御承知であればお答えいただきたいというふうに思っております。

○健康増進課長

厚生労働省の動きについてですが、平成26年10月29日に第11回の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会というのが開催されております。その中で、平成26年3月末現在で2,475例が副反応として厚生労働省に報告されたということになっておりまして、その後、状況について、今追跡調査を強化しているということで確認をしたというところまでがこちらの情報としては持っております。

○永田委員

これ、こういった事例が副反応の子宮頸がんワクチンの接種でこういった重篤になったというような結論はまだ出てないということですか、厚生労働省で。

○健康増進課長

結論は出しておりません。

○永田委員

副反応もさまざまなものですから、その点、どういった確かなる証拠はまだ見つからないということで今、模索している状況で、追跡調査を強化しているという話も耳にしました。事例が2,457例もあったということで、僕、以前から一度追跡調査をお願いしたいということで要望させていただいたこともあるんですけども、御承知のとおり、名古屋市、碧南市等調査も、名古屋市なんかまたやるということで決まりましたよね。碧南市は大

分前にやっただと。新聞にも載ってましたけども、治療費を給付するための救済制度を設けるといふようなこともやるということ、これに関しては私もびっくりしたんですけども、知立市は今後どのように考えてるのか、碧南市の事例を見てどういふふうに考えているのか、その辺お答えいただきたいというふうに思います。

○健康増進課長

調査につきましては、今回のような事態を勘案しますと、必要があるのではないかなというふうに考えるようにはなっておりません。今後、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

医療費の補償につきましては、実は、今月近隣の10市ぐらいが集まって検討会を開くということになっておりまして、どちらにしてもこういうことは近隣でそろってやれたらいいなという思いは自分の中にはあります。特に最低でも刈谷医師会の仲間である刈谷市と高浜市とそろえてやれたらいいなという思いがありますが、近隣の考え方とかそういうのを勉強させていただいて、今後また検討のほうをさせていただきたいと思っております。

○永田委員

近隣の動きも見てやるのもいいんですけども、ちょっと参考に、近隣市では碧南市とありますけれども、刈谷市、高浜市、安城市でのこういった副反応の事例という報告というのは実際ありますか。

○健康増進課長

刈谷市、高浜市、安城市については、そういうものはないというふうに聞いた記憶があります。

○永田委員

一度前向きに考えていただきたいというふうに思っております。

実際、1年前もそうだったんですけど、昨年、平成25年の12月定例会でも言ったとおりに、まだ事例がない状況で、ここに1年たって実際出てきたということで、まだまだどういった重い副反応が出てくるのかわからないですし、原因もわからず病院にたらい回しになってる方もおるかもわか

りませんので、その点をぜひともお願いしたいなというふうに思います。

実際その2名というのは、まだ年齢で言うと、多分高校生ぐらいだなというふうに思うわけですが、その症状が出る前はほんとに健康で活発で動いて、将来希望のある子だったというふうに思います。でもそういった症状になってしまった以上、何とか治ってほしいなというふうには思ってるわけですが、これが治るのか治らないのかというものははっきりわからないでしょうし、その辺をきちっと市も状況を踏まえながら今後とも見守っていただきたいなというふうにお願ひ申し上げまして、私からの質問を閉じさせていただきます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

57ページの分別地区の集積所整備事業というふうにありますけども、こうした形での減額ですけど、ちょっとこれ御説明ください。

○環境課長

151万2,000円の減額ですが、こちらにつきましては、市の普通財産である新林町の茶野地区の分別の集積所、こちらのほうにつきまして地元のほうがよく検討をされたんですけど、結果的には調整がつかず中止となったということで、取りやめということで減額させていただきました。

○佐藤委員

そうすると、これはたしか419号線沿いのところでしたね。これは地元でも集積所が足りないというふうな中で、ほかのところに周知をするというふうなことから、ここの要望が出されてたけども、結果として調整がつかないと、近隣との調整というのでしょうかねということですが、新林町は集積所は何カ所あるんですか。

○環境課長

2カ所でございます。

○佐藤委員

地区によって集積所の面積やつくりがさまざまだというふうに思いますけど、一般的に集積所と

いうのはどういうものを備えておられるのか、それはどうでしょうか。

○環境課長

ちょっと要綱がないので、詳しいところまではあれなんですけど、まず、立ち番の方が雨がしのげるような屋根、それと壁体、そして、ないところもありますけど、基本形として今、私どもで考えているのは、囲いのフェンス、ないところもございしますが、それとあと照明、これも電柱で街灯、いわゆる防犯灯を兼用しているところもございしますが、一応そういうものと、あと、水道が引ける場所であれば水道ということを一応基本形としております。

○佐藤委員

囲いフェンス、雨がしのげる、例えばプレハブの設置だとか、そういうこともあるんですか。

○環境課長

市で設置したというもののプレハブの建物はございません。

○佐藤委員

設置をしているところはありますか。地元でということでありますけれども、それはどうでしょうか。

○環境課長

中には囲われて子供の勉強部屋みたいな小さな建築場所の事務所みたいな、そんなところの建物みたいなものは市内にはあります。

○佐藤委員

このごみ分別は、雨の日も風の日も、よほどひどくない限りは地元の皆さんが、その地域によってさまざまでありますけども、立ち番をしたりして地域の方々のごみ集積に報償金は出るもの、市のごみ行政に協力をされてるのかなというふうに思います。

それで、華美なものとはかきとして、例えば雨風をしのぐというようなことから、そういうものが必要であるならば市のほうがしっかりと支援をしていく。フェンスや水道、照明ということだけじゃなくて、場所によっては吹きさらしのところもあるだろうし、そうしたものが必要ならば市

のほうが設置をしていくというようなことも必要かなというふうに思いますけども、市は建てたものがないというわけですけども、結果として地域の方が必要だということで、そういうものを規模にかからわず設置をされているような状況もありますよね。そうした対応はできないものかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○環境課長

今、要綱手元にはないんですが、基本形というものを一応つくってあります。というのは、修繕についてどこまで市がやるのか、要は、不公平になってもいけないわけですよ。建築物の修繕というものと単なる工作物というものの修繕ではやはり差がありますので、事例といたしまして、たしか5丁目だと思いますが、町内会としては屋根をもっと大きくしたいと。でも市のほうとしては、こんだけしかできませんということでお答えしたところ、差額は地元で賄うからというそういったことでやられた事例もございます。

○佐藤委員

私は、この市のごみ行政いろんな議論がありましたけれども、集積所方式というような形で推進をしてきたわけです。そして、町内によってはいろんな議論がありながら、立ち番というような形で交代でやる方、専任の方さまざまあるけれども、そうした中で、場合によっては雨風をしのいだりできるようなプレハブだとかそういうものを設置しているところもあるわけですよ。公平、不公平の議論ではなくて、その必要性ということを含め、ごみ行政に協力しているというこのスタンスから見ると、それがどうしても必要であるということの認定があるならば、市としてもそうしたものをきちっと設置をしていくことも必要でないかなというふうに思います。すぐに結論が出るかわかりませんが、その辺どうですか。一度検討してもらえませんか。

○環境課長

いろんな問題が集積所にはございまして、さきの議会で三宅議員のほうから指摘のあった、市のほうにというお話もございます。昭和の中には、

高齢で立ち番ができないというそういう相談もございます。集積所自体が長い間、町内会にお任せしてきたような、言い方は悪いんですが、非常にカスタマイズされた集積所もございます。そういったことがあって、簡単にはこれはやっぱり統一的な対処がなかなか難しいだろうなど。なので、当時三宅議員の質問に対して市民部長が答えたように、個々の町内会の事情をよくお話を聞きながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

個々であってもそうしたことが必要性から設置をされてるという現状を見るならば、当然のことながら、そこはよく検討していただいて支援をしていくということが必要であろうというふうに思いますけど、市民部長、ここにはさまざまな問題が含まれてるんですよ、あえて言いませんけれども。そうしたことから、市が責任を持って、どうしても必要だということところが認定できるならば、市がちゃんと支援をしていくということが必要ではないでしょうか。

○市民部長

ごみ集積所につきまして、佐藤委員言われるように、町内会の役員を初め、いろんな方に役割を担っていただいております。

それと、先ほど環境課長も申しましたように、それぞれ個々の町内会によって集積所の取り扱いといたしましうか、運営の仕方が違うということもありますけれども、現状、我々としては、そのごみの集積所に最低限必要なものは備えさせていただいておりますので、今後、ごみ集積所のあり方を含めて総合的に考えていきたいというふうに思っております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時59分

---

再開 午後3時09分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第19号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第21号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

予算の概要56ページの健康マイレージのこのことについて伺います。

一体これはどのような事業なのか、もう少し詳しく御説明ください。

○健康増進課長

健康マイレージ事業について御説明させていただきます。

健康マイレージ事業ですが、まず、市民の方があらかじめ定められた健康づくりにつながる取り組みですね、運動するでもいいですし、食事に気をつけるとか禁煙とか何でもいいんですが、そういうことを実践していただきましてポイントをためていっていただきます。一定以上のポイントを獲得いたしますと、県内の協力店でさまざまなサービスを受けられる優待カード、愛知県、まいかと呼んでおりますが、交付されて、1年間県内の協力店のサービスが受けられるという事業になっております。

この事業は、県の内容だけではちょっと魅力に欠けますので、各市が達成したところに独自に達成賞を出すとか、そんなような形の実行を県のほうから呼びかけられておりまして、知立市としてもそのような方向でいきたいと考えております。

○高木委員

ちょっと見えないんですけども、ポイントがいただけるということなんですけれども、このポイントというのは具体的に何か通すとここに1点、2点とかわかるのか、どういうものなんでしょうか。

○健康増進課長

ポイントの付与の仕方ですが、実はまだ決まっておらず、実施時期が10月1日を予定しておりますので、いろんな市を見て、その中で知立市に最も見合うものをやっていこうと思っております。

パターンとしては、例えば決められた施設へ行く、判こをもらう、体育館へ行って体育館の判こをもらう、健診へ行って健診の判こをもらう、保健センターの教育事業に行くと判こをもらう、そういう形で点数を点数をためていくという方式もありますし、今もうちょっと一般的なのは、自分で目標を立てて自分でそれをやったと思ったら、それはもう丸ということで、この日は1点という

ような形で日々得点をためていくと。そういう毎日ためる得点のほかにボーナスポイントというのがあって、そのボーナスポイントは、例えば地域のボランティアに日々参加している人はボーナスポイント10点、禁煙を達成しましたというボーナスポイント10点、特定健診を受けましたというボーナスポイント10点というような形で、合計が何点になったらカードをもらえるという方法もありますし、両方の要件を満たして初めてカードがもらえるというようなやり方をしているところもありますので、その辺は今後、一番知立市に合ったやり方を検討していきたいというふうに考えています。

○高木委員

今のお話ですと、何か図書券のようなものを持つてみたいで診察券ですかね、あのようなものを持って、そこに1つずつポイントが、それを押しもらってポイントがたまるといことで、10月という今お話でしたけども、来年度の1月からはマイナンバー制度で皆さんにカードがということで、そういうものをうまく利用して、その入力をする、この方はどれだけポイントがたまったよとか、そういうふうに活用すると間違いがなくて、とても市民の方にも利用しやすい健康づくりとなるので、その辺のところは考えてはもらえませんか。

○健康増進課長

カードの利用方法ですとかデザインについて、例えば、かっきーとちりゅっぴを入れるとか、いろいろ考えたいところではあるんですが、これは県が発行しております、その制約があるので、ちりゅっぴが入ってしまうと何のカードがわからなくなってしまうというのがある、利用が県内どこでも使えるということになっておりますので、その辺ちょっとどういうふうにしたらいいのかなというふうに、一度隅っこのほうに入れてもいいですかと県に相談することは可能かなと思いますので、今後そういうことも考えていきたいと思っています。

また、今考えているのは、シンプルにパソコン

からダウンロードしてもらって使ってもらおうというような形を考えてますけれども、先進市なんかでは、スマホを使ってやっておるところもあります。今のところ、できるだけシンプルに始めたいというふうに考えてまして、うまくいくようになって軌道に乗ったところで、またいろんなステップは考えていきたいなというふうに考えております。

○高木委員

パソコンとかスマホとかになりますと、これってこの当該事業を必要とする背景や経緯のところを見ますと、平成32年度には4人に1人が65歳以上となりますよということなんですけど、このマイレージ事業の対象者は何歳からというふうに、何歳から何歳までというのは、この前の健康知立ともだち21を見ますと、後期高齢者の方たちは、どうも該当してないぐらいの、75歳以上の人に対しては余りなかったようなんですけど、一体これは対象年齢は何歳からなんですか。

○健康増進課長

対象年齢についても、これから詰めていきたいと考えておりますが、今のところ内々でというのは18歳以上がいいかなという話はしておりますので、その線をもとに考えていきたいというふうに考えています。

○高木委員

第2次健康知立ともだち21計画の目玉なのかなというふうに私はそんなに捉えておりましたけど、まだ現実としては非常に取り組みに対して田原市でしたかね、既にやってみるところがあるものですから、どんなふうになっているのかは私自身ももっと勉強しなきゃいけないんだろうなとは思いますが、知立市として10月ぐらいから始めようということで具体化されるわけですが、その前に市民の方に周知されると思うんですけども、どのような形で何月ぐらいにこういうことをコマーシャルされるのかお知らせください。

○健康増進課長

マイレージ事業ですが、これはやり方によって

は健康知立ともだち21の推進エンジンとして十分機能するものだなというふうに考えております。

この案内の仕方なんです、通常の広報とかホームページはもちろんやりますが、この事業の趣旨が社会で支える健康づくりということであるので、商工会とかライオンズとかいろんな団体へも、エメラルドとかお願いに行こうかなというふうには考えておりますし、あとはうちに来ていただいているボランティア団体であるとか、あとは職員が口コミでこれやってよとか、いろんな方策を使ってこの事業を広めていけたらなというふうに考えています。

○高木委員

私も早速というか、もしもありましたら、どんなものなのかポイントを集めてみたいなというふうに思ってますので、よろしくお願いいいたします。

次に、概要の106ページ、農業振興地域整備計画見直し業務事業ということですけれども、予算書ですと、そこで309万9,000円というふうになっております。この事業の内容なんですけれども、ここに経緯が書いてありまして、平成26年度農振法第12条のということで書かれておりまして、5年ごとにこれを改正すると、見直すんだよというようなことが書かれておりますけれども、知立市なんですけれども、知立市の農地振興地域というふうここに書かれているんですけれども、限られた地域ということなんですけど、どこら辺のあたりのことを察してこの農地振興地域というふうになっているのかお知らせください。

○経済課長

昨年、基礎調査ということで、平成26年9月8日から9月30日までの間、農振の見直しの計画の基礎調査を行いました。アンケートをとらせていただきまして、知立地区と上重原地区、来迎寺地区の3地区に分けて調査をさせていただきました。

知立地区につきましては、主に長篠町から山町、弘法町、谷田町、八ツ田町というところの広い地域でございます。上重原地区につきましては、鳥居、上重原町、上重原、東上重原、西中町という

ことでその地区、また、来迎寺地区としては牛田、牛田町、八橋町、来迎寺町というような形で分けさせていただいております。そちらのほうの農振地域があるところにつきましてアンケートをさせていただいております。

以上でございます。

○高木委員

それで、この中の内容を読みますと、今のお話ですと農地があるところなのかというふう思うんですけど、八ツ田にもまだ畑は残っているし、谷田のほうにも畑はあるのかなというふうに思って聞いておりましたけども、あえてこの今3つの3カ所というのは、ことしに限りというか、今年度に限りというのか、5年前にもこの地域であったのか、その辺はどんなふうなんでしょうか。

○経済課長

5年前もやはり調整区域を主にアンケートさせていただいておりますので、このような地区の形でアンケートさせていただいております。

○高木委員

調整区域でないところということで、今、整合するそこで土地利用の地図を製作というふうになっておりますけども、土地利用の地図をつくられるとあるんですけど、それはどんなように活用されているのか、5年ごとに改正して、どんなようにこれを活用していくのかお聞かせください。

○経済課長

今回の見直しにつきましては、昨年行いました基礎調査の結果と愛知県の農業振興地域整備基本方針に基づきまして、今後農業の振興地域の整備計画書及び土地利用計画図等を作成してまいりたいと思っております。

○高木委員

そのような形でやられるということなんですけど、これは審議をされるのは農業委員ですか、どこの方、農業委員会で審議されていくのか、ただこれが見てこんなふうにしていこうというものではないんですか。どのように協議、会議されるんでしょうか。

○経済課長

この農業振興地域整備計画につきましては、先ほども申しましたように、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2で市が整備計画を立てることになっております。

その中で、先ほどの農業振興地域整備に関する法律の施行令、また施行規則で策定に当たりましては、農業協同組合、土地改良区、農業委員会の意見を聞くこととなっておりますので、そちらと調整しながらこちらの計画を策定してまいりたいと思っております。

○高木委員

この業務は委託だけではなく、それを利用して活用して協議会で諮っていった知立市の将来を見据えていくということで、わかりました。

次に、概要の108ページの新商店街推進計画事業の140万円について、これは本議会でも質疑がありましたけれども、この内容なんですけれども、もう一度申しわけありません、具体的にこの6つの商店街というふうに書かれておりましたけれども、これって議会中でもありましたけれども、もう一度ゆっくりお話というか、教えてください。

○経済課長

こちらの新商店街推進計画策定費補助金につきましてですが、駅北の6つの商店街ですね、UFJ銀座通り発展会、知立駅前発展会、新駅通り発展会、本町発展会、知立銀座商店街協同組合、知立中央通り商店街協同組合、これにも一つ、新地通り発展会を加えるかどうか、まだこれから決まっておりますので、一応この新地通り発展会を除いた6つという形で書いておりますが、この内容によりましては、また商工会との打ち合わせの中で新地通り発展会も加えるか、7つになるかもしれません。そういったところの統廃合の再編を行うことによります駅北地区の商店街の体質強化を図りまして、駅北地区の商店街の今後のあり方をまとめたビジョンを、計画書を作成する予定でございます。

以上でございます。

○高木委員

ほんとに今お話聞きますと、本町まで出てきて、

そうだなと思うんですけども、商店がだんだん減ってきて統合という今お話で、発展していただきたいなと思います。

これ、具体的にいつ発足するというので、もうそれはわかってみえるのでしょうか。

○経済課長

こちらのほうにつきましては、まだ商工会と細かな打ち合わせをまだこれからということになりますので、内容につきましては研修、また講師派遣の費用、また会議費用等、調査費用、計画書の取りまとめのコンサルタント業務の委託費など含めておりますが、スケジュールについては、まだこれから商工会と詰めさせていただくと思っております。

○高木委員

この事業概要の中に知立市商業団体等事業費補助金交付要綱に沿ってというふうに書かれております。これ見させていただきまして、今もお話がありましたけれども、一旦はこの商店街の推進計画だけでも、商工会のほうへ一旦はおろすということで今そのようなことをお聞きしたんですけども、それでよろしいでしょうか。

○経済課長

こちらにつきましては、事業報告書をいただいた後、商工会のほうに補助金として給付をさせていただく予定でございます。

○高木委員

それで、この内容の中を見ますと、この補助対象の中にですけども、会議運営費の中の報酬ということが書かれておりますけれども、報酬というのは具体的にメンバーに報酬を払うのか、そうじゃなくて、先ほどおっしゃったように講師のお金で報酬というふうにあえて言っているのか、その辺のところは。

○経済課長

先ほども述べたとおり、講師の派遣に対しての報酬というか報奨になるかと思えます。

○高木委員

もう一つお聞きしたいんですけども、計画はどれを見ましても長いことかかるんですね。単年度

で終わるのか、単年度で一旦区切って、そして知立市のほうに報告等請求対象となる経費をいただくものなのか、2年間とか3年間にわたって1つの計画でいいのか、その辺のほうはどんなふうになっているのでしょうか。

○経済課長

補助金として支給いたしますので、私ども市としては、単年度、平成27年度中に取りまとめをお願いしたいと思っております。

○高木委員

単年度ということで、この要綱を見ますと昭和56年に施行ということで書かれておりますけれども、これまでにこの交付金をいただかれた事業は何件ありましたでしょうか。もしもわかりましたら、これぐらい使われたんですよということで。特に内容としては、電灯料とかそういうのじゃなくて、今回この出された企画ですね、そういうものにはあったのかなかったのかでまた教えてください。

○経済課長

知立市商業団体等事業費補助金につきましては、今現在、商工会のほうに補助金として毎年出させていただいております。そのほかの支給につきましては、若手後継者の育成事業ということで補助金を出したことございますが、今回のように商店街の統廃合の対しての補助金というのは今までなかったかと思いますが。

○高木委員

東北のほうで60歳以上の人は口を出さないということで、まちがすぐ早く復興するというか、いい企画が出るということですので、若い人たちが大いに意見を述べていただける、そんなまちができればいいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、118ページ、保育園保全事業に関してですけれども、これは第6次の総合計画にも実施計画がありまして、8,241万5,000円ということで内容も出ておりました。

上重原保育園が7,627万5,000円と高額になっておりますけれども、中の予算書151ページ、3款2項の3目042のところに載っておりますね。こ

れですけども、私が先年度あったのかなと思うんですけど、設計委託料というのは、これはどうなっておりますでしょうか。

○子ども課長

こちらの上重原保育園の設計委託については、12月補正で予算をいただきまして、現在3月末でございますが、やっておる最中でございます。

○高木委員

大きな修繕ができるということで、新しくなるんですけども、平成28年度には知立保育園、そして平成29年度には八橋保育園というふうで実施計画に載っておりました。

以前ですけれども、保育施設整備計画というものがありまして、平成26年から30年は高根保育園の建てかえとなっておりますけれども、高根保育園はそんな予定はないんですか。どんなふうになっていくんですか。

○子ども課長

高根保育園の建てかえということでございますけれども、今現在、知立市の公共施設に関しては公共施設保全計画、こちらのほうは企画政策課のほうで中心になって進めておるものでございます。

こちらのほうで鉄骨造のものについては60年、鉄筋コンクリート造のものについては80年の耐用年数をもたせるような形で維持していくという考え方でこの計画が策定されております。その中で、必要な改修というものをしていくという考え方でございますので、差し当たって、今、高根保育園の建てかえというものには今現在なっていないような状況でございます。

○高木委員

高根保育園は保育所整備計画のときは平成26年から平成30年には建てかえたけれども、知立市全体の施設保全計画を見たら、まだ少し猶予がありますよというふうなことでもよろしいでしょうか。そういう考え方でいいんですか。

○子ども課長

おっしゃるとおり、今60年というもので考えていきますと、今、知立市の高根保育園に限らず大体40年前後ぐらいのものが非常に多くなっており

ます。そうした中で、そこまでもたせていくというような形のつくり方がされておるといふことでございます。

○高木委員

今、高根保育園で少しだけお聞きしたいんですけども、この予算の中にも反映していると思うんですけども、小・中学校では外国語の指導とか日本語指導の先生たちがおみえになるんですけども、今、高根保育園に関しましては、2月現在では74人の園児ということでお聞きしていますけれども、外国人の方は何人ぐらいおみえになりますでしょうか。

○子ども課長

今、具体的な人数というのは手元に資料持っていないので、ただ、半数を超える子供が外国籍のお子さんであるということです。

○高木委員

小学校におきましても、先回の新聞に載っておりますまして171人が外国で、127人が日本人というような感じで東小学校はなっていたと思うんですけども、またその辺のところも建物の健全化もあわせ、子供たちの育成にも予算を立てていただきたいなというふうに思います。

次に、予算書の134ページの一番下ですね、3款1項10目の臨時福祉給付金についてお伺いします。

総事業費が7,305万円というふうに出ておりますけれども、この内容をどのようにまた進めていけるのかお知らせください。

○福祉課長

今回の臨時福祉給付金ですが、前回は食費の負担増に対する額を支給しております。今回も同じように支給するんですが、支給期間が平成26年度は1年半の支給をして1万円という金額でございました。平成27年は平成27年10月から平成28年9月の1年分で6,000円という形で期間が短くなっております。それをもとに今回、前回平成26年度にやったシステム等を使って予算等の積算をさせていただいております。

以上です。

○高木委員

先年度は1万円それは1年半分で、今年度は6,000円だよということで、対象者はふえるんでしょうかね。申請された方、知立市が把握してみえる方と申請者はどれぐらいでしたでしょうか、平成26年度の。

○福祉課長

申請者は約8,000件だと思います。それで今手元に資料ないんですけども、後ほどまたお答えさせていただきますが、前は平成26年1月1日の住民税の課税状況を用いていますが、今回は平成27年度の住民税の課税状況を用いるということになってまして、それで1年分という支給をします。

以上です。

○高木委員

知立市ですけれども、この申請の時期ですけれども、確認なんですけれども、申請時期は今年度はいつからいつですか。

○福祉課長

平成26年は7月から9月でございます。平成27年度は9月ぐらいからを予定しております。それは課税が明確になるのが大体6月ぐらいということですので、それを受けて余裕を持って9月というふうに考えております。

○高木委員

9月から6,000円なんですけれども、9月から、9月、10月、11月、12月、1月ぐらゐまで申し込みができるようにしていただきたいと思うんですけど、それは無理でしょうか。

○福祉課長

その点については、また碧海5市プラス西尾市6市で臨時福祉給付金の課長会議を進めてまいりました。今後もそれで進めていく予定なんですけど、できれば6市で足並みをそろえるような形で検討にまた入っていきますので、その結果によって判断させていただきたいというふうに思っています。

○高木委員

平成26年度の給付金についての申請に関しましては、7月から1月中旬までぐらゐ実施していた、そういう市もありました。今もお話で、地域の市

町で合わせるということだったものですから、いたし方がありませんけども、うっかりしてたわとか忘れたわという人が意外にいるかもわかりませんので、気がつく人はあつという間に申請するんでしょうけども、忘れてみえる方もいますので、少し猶予ができたらということをお願いしたいと思います。

続きまして、175ページの4款2項1目の下のほうから6の自動車購入費90万1,000円でですけども、これはどういう車が御説明ください。

○環境課長

廃棄物減量推進員の軽トラックです。

○高木委員

廃棄物減量推進員のトラックということで、これは常時は市に置いてあって、これに乗って集められるという、そういうものなんでしょうか。どういふものなんでしょうか。

○環境課長

廃棄物減量推進員は条例設置の推進員なんですけど、各町内の集積所、こちらのほうの立ち番の指導、アドバイス、そういったところをやっていると思います。

○高木委員

これは台数は1台ふやされる。現状今、何台あって1台ふえるということなんでしょうか。

○環境課長

3人いまして、軽トラックも3台ございます。1台は古いので今回交換ということですよ。

○高木委員

私はこれを見させていただいて、何の軽トラックなんだろうなということは想像しました。私たちが粗大ごみですか、大きなものをお借りするのに運搬用の軽が借りられるものですからそれになるのかなということで、それも足されるというか、それは今まで現状どおりの台数でいかれるんでしょうか。

○環境課長

現状、貸し出しトラック2台ございます。現状どおり2台で継続したいと思ってます。

○高木委員

今のこの貸し出し用の車のことで、ちょっとだけ、先回専決処分での市の職員の方が事故を起こされたというのがありましたね、発進するときに後方を見てなかったということで。こういう貸し出しの車に対して事故というか、車がどこかへこんだとか、そういうことはありますでしょうか。

○環境課長

貸し出し中に人身はないんですが、こつんというものはございました。

○高木委員

その場合は対物ということで、それはもしももう少し知立市が貸し出した車で事故があったと。今のところはそんな大した事故ではないけれども、これは私たちお願いするときに、ただ名前を書く、住所を書くぐらいなんですけれども、保険というのはどのようになっているんでしょうか。

○環境課長

同じ廃棄物減量推進事業の中の役務費のほうで自動車損害保険料ということで、一応全ての軽トラック、貸し出し用も含めて入ってございます。

○高木委員

今度、衣東のほうの委員になりまして、今年度衣東のほうでは各車全てにドライブレコーダーをつけるということで、金額的にはそんなに高額なものではありません。軽自動車といえども、ひょっとして貸し出す場合に、特に一般の方がどんな自動車歴と言うんですかね、ドライブ歴がある方かわかりませんので、私は、ぜひとも市民の方に貸し出すものにはドライブレコーダーなんかをつけていただくと、借りる側も十分慎重になるんじゃないかなということを思いますけども、その辺もしもこうやってお願いしたらどんなふうになるか、よろしくお答えください。

○環境課長

今、現状申し込むときには免許証の番号を控えさせていただきます。

それで今、高木委員御提案の件なんですけど、今回の議会でも出ておる案件で、ぜひともそれは私どもとしてはやっていきたいお話なので、財政局のほうと平成27年度にはお願いしていきたいと

思っております。

○高木委員

続きまして、178ページのし尿処理の委託料の中の逢妻衛生処理組合の分担金ですけれども、平成27年3月31日で解散ということなんですけど、これは今回は補正のほうで大分減額もされているんですけど、この金額というのは分担金がこうやって発生するものなのか、お教えてください。

○環境課長

こちらにつきましては、減額補正が、たしか3,000万円ぐらいあったと思うんですが、組合が存在するのが3月31日をもって解散ということで、継続して存在すれば出納閉鎖期間というのがございますが、組合がなくなって、規約を変えて豊田市が承継すると、4月1日からということになっておりますけど、組合としては、もうそこで終わりということで、組合が払うことはできません。なので、例えば施設の運転委託料等、光熱費だとか人件費だとかそういったことも含めて、3月分等の支払いがどうしても豊田市が払うことになります。

それで、平成27年度のし尿処理の事務委託料とは別に、ちょっとわかりやすい表現ということで、財務部局と分担金ということで今までどおりの名前にしといたほうがわかりやすいのではないかとということでですね。

ただ、ちょっと細かいことを言いますと、1点、その部分のお金がほとんどなんですけど、その分担金と、分担金というのは3月分の支払いと組合プロパーの退職手当の相当額、こちらのほうも豊田市が精算後にできれば出納閉鎖期間内に豊田市から請求を受けて支払いたいと思ってお金でございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

先ほど高木委員もお聞きしましたが、概要の107ページの農業振興地域整備計画見直し事業ということについて教えてください。

先ほどの答弁では、5年に一遍という形で農振

地域をどうしていくのかということでアンケートを実施をしましたと。そうした意向を聞きながら今後この区域をどうするかと、ここの説明見ると、農業振興地域からの編入や除外地の精査を行いというようなことありますので、目的は5年に一遍法で定められてるというもの、先ほど言ったアンケートの内容について回答状況についてお知らせください。

○経済課長

先ほども述べましたように、アンケートにつきましては平成26年9月8日から9月30日までの間、行いました。調整区域の中で10アール以上お持ちの方の農家のほうへアンケートをさせていただいております。約753人の方にアンケート調査をさせていただきました。

回収につきましては169人の方から回収させていただきました。回収率62.3%でございます。主な調査項目につきましては、農家の他産業就業状況、営農上の問題点や意見、後継者について、経営の意向、人・農地プランについて、耕作放棄地対策、重視してほしい施策について、貸し付け農地についてということでアンケートをさせていただきました。

調査結果なんですが、何点か幾つか私ども事務局として調査結果を把握させていただきました。まず、農業従事者につきましては、他産業へ就業されている方が多いということで、その中でも常勤の方が多いと。常勤で他産業へ就業されている方、また、就業地域につきましては市外の就業者が多いということでございます。

また、世帯主の主な農業従事者につきましては、やはり70歳以上の方が多いということで、70歳以上の方が41%、60歳以上の方が32%ということで、高齢化率が高いというふうでございます。

また、農業経営につきましては、所得につきましてやはり低いという御意見が25%ということで多くありました。

また、今後の後継者につきましては、後継者がいるという方は比較的多くございましたが、今後、機械などの農業経費が増大につきましては

危惧されている方が多いということでございます。

また、農業経営につきましては、今後も維持したいという方が約56%おまして、一方、農業をやめたいという方も25%いらっしゃるということでございます。

あと、今後の将来的な農業でございます。こちらにつきましては、やはり後継者がなく高齢化が進んでいるということの御意見が47%ということでございます。

今後の知立市の農業につきましては、アンケートの中でやはり農地の利用集積を進めて経営の合理化を図っていくという御意見が36%ということでございます。

また、農用区域につきましてはの考えでございますが、これも個人の生活や権利のことを考えて非農業利用として考えるという回答が26%ということで、そういう御意見ございました。

あとは、農家を拡大したいという方がいらっしゃいますが、先ほど言いましたように、機械化との高率化を考えているものに、やはり経費が高いという御意見もございました。

あと、中間管理機構の関係で貸し出し希望の農地につきまして、やはり貸し出しをしたいという方が70%ということで、そういった部分でも農業に対する不安があるのかなということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

なかなか農業を取り巻く環境が厳しいという状況も反映されているのかなと。平成26年度版の知立市の統計でも今言われたような傾向が一部、全部ではないですけども出てるのかなというふうに思います。

それで、そうしたアンケートに基づいて基礎調査をやられたと。先ほどアンケートがもう一度だけそこだけ教えてもらいたいんですけど、169人から返ってきて総数が幾つですかね、ここだけちょっと。

○経済課長

調査の対象は753人ございまして、そのうち

回収は469人ということでございます。回収率62.3%です。

○佐藤委員

それで、先ほどのお話の中に、この基礎調査とあわせて県の整備計画というものがあるので、その辺を鑑みて土地利用を考えたいということを言われました。

さらにJA、農業に関係するそうしたところと意見を聞いてということですけども、結果的にこれはどんなスケジュールでやられていくのか。その前に県の整備計画というのはどのようなものになっているのか、その辺はどうでしょうか。

○経済課長

愛知県の農業振興地域整備基本方針というのがございます。こちらのほうは平成22年10月に策定されたものでございまして、県内における10年間の確保すべき農用地等の面積の目標とか、農用地等の確保に関する基本的な考え方や、また、農業上の土地利用の基本的な方向、農業振興地域としての指定することを相当する地域の位置及び規模に関する事項、また、県全体の農業の健全な発展のための基本的な方針を定めたものでございます。こちらの中で、西三河地域につきましても書かれておりますので、それに沿いまして私ども、この計画の見直しをしていきたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、7月をめぐりに一度素案を作成しまして、こちらを公告させていただきます。こちらに対する異議申し立て等を受け付けさせていただきます。また同時に、愛知県のほうにも提出させていただきます。それを経た後、11月か2月ぐらいまでに策定をさせていただきます。と思っております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

先ほど高木委員からの質問でございます。臨時福祉給付金の申請件数等でございます。

申請人数は7,489人、支給人数が6,863人でございます。

○佐藤委員

愛知県の平成22年ですので、5年前のやつも包含をされておったかなというふうに思いますけれども、それで、7月に素案をつくりたいと。そして公告をし、そういう手続をとるということですが、JAや土地改良区、農業委員会の意見を聞くということも先ほど答弁があったので、これはどの過程の中で、素案をつくる過程の中で当然のことながらそうしたことになるんだろうというふうに思うんですけど、どういう形をとられるんですか、これは。

○経済課長

土地改良区とJAにつきましては、素案の作成のときにまた御協議をさせていただいて、御意見をいただくということになります。

農業委員会のほうでございますが、素案の際にもお話をさせていただくとともに、また先ほど言いましたように、素案の後、県との事前調整を経た後、公告、縦覧、異議申し立て期間というのがございます。そういった経緯を踏まえながら、また再度農業委員会のほうに諮らさせていただいて決定という形になってまいります。

○佐藤委員

そうした手続を経て11月から12月にこの整備計画、見直し計画を策定をすると。結果はどういうふうになるかわかりませんが、策定の結果、農振用地から市街化への農振地域には組み込まないということがあって、その後、市街化編入という手続がなされるんだろうと。ついこの間、上重原の地区について平成32年だか何年だか、そのときに上重原がそこへ含まれてるかどうかということとはともかくとして、農振地域から外された除外をされた地域については、その時期に市街化編入を図っていくということなんですか。それはいつでしたかね。

○経済課長

市街化編入につきましては、今回のときにもございます。例えば上重原北部地区につきましては、私ども今回の見直しの段階ではまだ調整区域でございますし、また今後、私ども農業振興という部分では大変優良な農地でございます。やはり農地の保全という位置づけの中で、私どもとしてはこちらの市街化編入は考えておりません。

ただ、今後そういったお話が出てきた場合につきましては、その都度また県と協議させていただきまして、市街化編入という形をとる可能性もございます。

ただ、今回の見直しの中では、将来の多用途の土地利用の中で、この上重原北部地区について、将来、企業進出の可能性と土地利用の調整についてというような検討という形でしているという形で明記をさせていただきたいなと思っております。

○佐藤委員

今回の調査は5年ごとで、農業従事者の方たちのアンケートもやり、この県の方針とかみ合わせながら、農業関係団体・機関との意見調整をしながらやっていくと。結果的に農振地域から除外をされるという形の計画になることもあり得るわけですよ。先ほどのアンケートを私は守ってほしいなというふうに思いますけれども、結果的にそういうどのぐらいの規模になるのかわからんけれども、一部にしてもそうですけれども出てくるのかなという感じもします。

そうすると、それは今ですと市街化編入の多用途の活用ということになれば、当然市街化編入して多用途ということでならざるを得ないわけなので、それは次の時期はいつぐらいということなんですか。

○経済課長

先ほど述べましたとおり、多用途の市街化編入につきましては、また今回5年後ごとに見直しをさせていただきますので、次の機会になるかと思いますが、上重原北部につきましては、また県との調整等で途中で編入ということもあり得ますが、今のところ私どもとしては、農業振興、農業地域を守るということですので、立場的には

きるだけ農用地を守っていききたいという立場で見直しを考えております。

○佐藤委員

上重原に限定した話ではなくて、結果としてそういうふうにした場合に、いつぐらいの時期にそれは農振地域として引き続き土地利用するということがあればいいんだけど、結果としてここに書いてあるのは、除外地だとか編入という言葉がここにあるのでね、この計画の結果、除外された区域はどうなっていくのかなど、いつぐらいにどうなっていくのかなどということを私、聞いているんです。

○経済課長

今回の見直しでは、やはり農家の方のアンケートの結果を重視して見直しを行っていきたくております。

ただ、個々の市街化というか土地利用につきましては、市街化編入ではなく、ほかの分家住宅を建てるだとか、そういったことにつきましては、個々に案件が出たときに農業委員会で諮らせていただいて、それも可能かどうかという判断の上、承認をさせていただくという状況でございます。随時行っていくという形になります。

○佐藤委員

もちろん調整地域は、そうした分家だとかそういうことに限定しながら住宅を建てることやそういうことは認められているけど、私が聞いているのはそうじゃなくて、皆さんの計画がそういうように中身に書いているからね、結果として農振地域が縮小されたよと、除外地域が出たよというときにどうしていくのかということについて私はお尋ねをしてるんですよ。

○経済課長

前回は平成21年度、またその前が平成20年度、その前が平成17年度と、おおむね5年といいながらも市街化編入の関係が出たときには農振計画の見直しをさせていただいておりますので、そういった形で、今後もしそういったお話があれば、その都度、農業振興計画のほうの見直しを図っていきたくて思っております。

○佐藤委員

この統計を見ると、田んぼでやってるところ、畑でやってるところ、いろいろ果樹もあつたりもするんですけど、いずれにしても農業従事者、兼業農家はかなり多くてね、だけれどもこの統計上では専業農家はいつとき減ってますけれども、回復して専業だけでも数字の50のところ平成22年という最後のところですけど、そういった形で頑張っておられる農家も実際におみえになるわけですよ。

そうしてくると、そうした農振地域を先ほど言われたように、良好な農地という側面を見ると、農業経営者や兼業農家を含めて、今さまざまJAを中心としながら産直みたいなことをJAでやったりさまざまな取り組みをしながらやっていますけれども、私は農業従事者じゃないので、もっとそういう方たちが、さまざま国の制度もありますけれども、意欲が湧き、なおかつ知立市の農地から知立名物みたいなものがね、今あれをやっていますよね、マコモダケというようなものもチャレンジを果敢にやってる農家もおるわけですよ。それに限らず、やっぱり知立市のまちをどうしていくかということのハードの面ばかりではなくて、そうした分野を含めて、農業振興の中でまちづくりをどう進めていくのかということも大事な観点ではないかなというふうに思うんです。

言うはやすし、やるのはなかなか土地を持つての方々の御苦労あるわけだけど、引き続き農業やりたいという意欲を持つての方もみえられるわけですし、農地の保全、ダムとしての機能もそこで果たしているわけですので、そうした点で、もっと農業者とともに農業振興をどうしていくかということについても、もっと共通の土俵のテーブルで、国が示したメニューで補助していくとかそればかりじゃないような取り組みが必要じゃないかなというふうに思いますけど、今後そういうことを含めて、どのようなお考え持つてるか、ぜひお聞きしたいなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○経済課長

知立市を含みます日本の農業というのは、T P問題だとか農地法の改正、中間管理機構の創設など、また、米の政策の国の見直し等がございます。そういった中で、知立市においても、先ほどのアンケートのとおり兼業農家が増加している、また、農業者の高齢化、農業経営の効率化など、問題があります。

一番問題なのは、やはり先ほど言いましたように、高齢化に伴いまして今後の農業経営を担う担い手の育成が必要かと思っております。そういった部分につきまして、私どもとしても農業の皆さんと手を取り合って知立市の農業を守り、発展させていきたいと思っております。

○佐藤委員

私もいい提案は何もできないんですけども、しかしながら、良好な農地が知立市にはあるわけですので、そうした点で、知立市のまちづくりの大きな点として農業にどう取り組んでいくかということも1つの課題だろうと。確かに大型事業あります。そのことだけでまちはよくなるわけではないので、足元のそうしたところについてもっと力を入れてほしいなど。

メニューを見ますと、国の施策の範囲の中の補助メニューだったりそういうものしかないのが今、実態なんですよね、予算の関係でみると。ですから、そうした点も農業者の皆さんそれぞれの第1種、第2種兼業の農家それぞれ思いが違っておりまして、そうした方を含めて、一度どうしていくかということ、どんな支援が必要なのか、どうした取り組みをしたいのか含めて、知立市も一緒にテーブル並べて農業振興のために話し合う協働のテーブルなんかを持つことも必要じゃないかなと、私はそういうふうに思うんですけど、困難が多いだけに農家のやる気だけに任せておく問題ではないなというふうに思いますけど、市民部長、どうでしょうかね、そうした問題、ぜひ私は取り組んでほしいなと思いますけども。

○市民部長

確かにこの農業政策、今、従来の国が行っている経営所得安定対策事業という形で農家に対して

支援をしておるわけですが、先ほど佐藤委員御披露の特産品、物産品、そういった知立市のそういったものが市外に出て知立市のそういうものがまた有名になってくればということもありますので、我々の使命としましては、農地を守って農家に支援をしていくという目的がございますので、地域の農業関係者の方とそういった中で話をさせていただいて、今後においてどういった農業経営をしたらいいかということをもた御相談させていただきたいと思っております。

○稲垣委員長

ここで予算・決算運営要綱第6条第2項及び第3項の規定に基づき、会議時間の延長または予備日での開催についてお諮りします。皆さんの御意見をお願いいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時24分

再開 午後4時24分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

時間延長はせず、予備日において開催することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

議事が午後5時までに終了しないときは時間延長をせず、予備日において開催することをお願いいたします。

それでは、質疑に戻ります。

○佐藤委員

ぜひそういった形で私は取り組んでほしいと思いますけども、市長、なかなか農業の問題が、知立市は市域が狭いところにそうした農振地域が存在をします。しかし、重要な自然環境を守り担っているのも良好な農地という関係があります。今、市民部長が答弁されましたけど、ぜひ私は、ほかの分野の施策と同様に、こうした皆さんと力を合わせながら高齢化や跡取り問題などを抱えた農業者の皆さんと力を合わせて農業振興に努めてほしいなと思いますけれども、市長の考えいかがでし

ようか。

○林市長

1年に1回、農業経営士たちといろいろな勉強会、懇親会もさせていただいております。非常に農業に対する志の高い方ばかりでありまして、非常に勉強になります。

その中で、例えば御案内のように、イチゴ農園をやられている方、まさしくこの衣浦5市の中でもイチゴ農園をやっている方、ほんとに少ないんですね。その中でやって、非常に力入ってくださっています。

また、せんだってこどもフェスティバルございました。そのときにアグリさん、個人名を言ってあれなんですけど、お米のつかみ取りを子供たちに、また大人の方もやったら非常に人気で、もうすぐつかみ取りが売り切れたと申しますか、また、すごい大きなトラクターをクボタというところから借りてきて試乗をさせたら子供たちは列を並んで、そんな農業に対する子供たちの関心を高めていただくという、そういう取り組みを農業従事者たちの皆様方やっておさっております。また、先ほどおっしゃられたマコモダケも非常に熱意を持って取り組んでいただいております。ほんとに個人個人、しっかりと知恵を働かせて、そしていろんな仲間を呼び寄せて行政がというよりも、ほんとに市民の皆様方がやっております。それに対して私どもは、どういった補助ができるか、支援ができるかということ聞きながら、できる限りのことを私どもやらさせていただきます。そういう状況でございます。

1つ、知立市は交通の便がいい交流の拠点だということで、そういうことも活用しての農業発信、そういうことを知立市の特性を活かしてこれはやれることだなど。これもJAの方も言ってらっしゃいますし、農業の専門の方もおっしゃっておりますので、こういったこともこれからも経済課長申しあげましたように、しっかりと心を寄せて手を取り合って考えていかなければいけないと思っております。

○佐藤委員

やるのは従事されている皆さんが主体でありますので、その方たちと一緒に何ができるのかということも含めて取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それで、概要の108ページで先ほどもありましたけども、新商店街推進計画策定事業という形でここに当該事業を必要とする背景や経緯というのが書かれて、中小企業振興条例に基づく振興会議の中でこうした提案が出てきたということですけども、その辺の経緯を含めてお知らせください。

○経済課長

こちらの概要のほうに書かれているように、平成26年の7月1日の中小企業振興会議の中で知立駅の周辺のにぎわいを維持するための商店街の環境を整備するというお話がありました。

その中で、商工会と市と協力して駅北の6つの商店街の発展をもう一度考え直したらどうだというお話もございまして、今回この予算を計上させていただきます。お返ささせていただきます。

○佐藤委員

ただ、それぞれUFJ銀行前とか銀座、駅前、新駅通り、本町、中央通りなどですかね、ほかにもあったかな、そういう6つのところということですけど、これはそもそもそうした商店街があるわけですけども、その商店街組合なりに構成している商店であっても商工会に入っていないところもあるかもしれません。私よくわかりませんが、そんなことを含めて、それぞれの商店街なのか発展会なのかちょっとわかりませんが、そうした方向で新しい商店街をどうやったら形成していくことができるのかということがそれぞれ合意をされて今回こういうふうに商工会を中心として取り組んでいこうということになったのか、その辺はどうですか。

○経済課長

まだ各商店街のほうにこれからお話をさせていただくことになっております。これも商工会を通させていただいてお話をさせていただくことになってくるかと思っております。

○佐藤委員

そうすると、事業の予算はつけたけれども、これから商工会を通じてやっていくということでもありますけれども、これは提言は、答申は出たということで予算化はされるけれども、実際に新商店街を形成していこうとするそれぞれの商店街、発展会にはこれからのお話だよということなんですよね。

それで、新地通りの発展会ですか、これについては除外しようか除外しまいかというさっきの答弁がありましたけれども、これはいつぐらいにそうした話をしながらまとめていくんでしょうか。現在大変あれですけども、それぞれの商店街で私、1969年に知立市に来ました。一里山の寮に住んでまして、休みの日になると知立の駅にバスなり歩いて来て、それなりににぎわいがあったり、銀座という看板も今、石川委員の店舗ありますけど、知立銀座という看板もあったり、山町の劇場通りがあったりね、それなりにありましたけれども、しかし、今日、歯が抜けるように連たんをし、集積したというような状況は一部あると思いますけれども、全体としてはそんな状況にないわけですよ。これをそれぞれ寄せ集めて規模を大きくはするけれども、それぞれの個店をこっちに持って来たりというそういうことではないというふうに私はこれは思うんですけども、どんなことなのかということとはなかなかイメージが湧かないんですけども。

#### ○経済課長

こちらの商店街、先ほどの新地通り発展会含めまして7つの商店街なんですけど、こちらのほうは全て1つの商店街にするということではなく、皆さんの各商店街の御意見を伺って、例えば2つ、3つだとかこういう形でも分けることも可能でございます。

また、今後の鉄道高架だとか再開発、土地区画整理等に基づくまちづくりは今後行われてくるかと思えます。そちらのほうも視野に入れながら、どういった形での商店街の形成が一番いいのか、こちらのほうも皆さんの6つ、または7つになるかもしれませんが、その商店街の皆さんとのお話

し合いで決めていきたいというふうに思っております。

#### ○佐藤委員

これはそうですけども、今現在、営業をしてる皆さんが、引き続き頑張って営業していくと。まちづくりの中でどこかに行かざるを得ないというようなことになってはいけないわけで、今ある皆さんがまず元気になるということが必要で、その上でどういう商店街をつくっていくのか。商店街というのはこういう商店街にしたからこうなるということなのかどうか、それはよくわかりませんが、いずれにしてもそれぞれの話はこれからだということですので、それぞれの皆さんの状況やそういうことを把握した上で支援をしていくということが一方では必要なのではないかなと。予算がついてこの新商店街だよということでも丁寧な対応が必要なのではないかなと。これはボタンかけ違えると、ちょっと大変なことになるんですよ。その辺は慎重にやるべきではないかなというふうに思いますけれども。

それで、今年度こういう形で実際にこれは商工会が行う推進計画策定ということでもありますけれども、そういう意味でいけば慎重な対応が、市が予算をつけるわけですので、それぞれの商店街のボタンのかけ違いが生じることのないような対応が必要ではないかなと。これでもって補助対象だとかこういうものになってますけれども、これは今年度そういった形でやって、今年度そうした計画を形成していくという、つくっていくということでしょうか。

#### ○経済課長

こちらの策定事業については、計画を今年度策定するということになります。ただ、その計画の中身がどのような形になっていくのかというのは、まだこれから皆さんと協議をしながらということになりますので、これは何年先までの計画を立てるのか、また、そこら辺も先ほども言いましたように、鉄道高架事業とか再開発の問題もございまして、佐藤委員がおっしゃったとおり、ボタンのかけ間違えがないように慎重に検討をしていき

たいと思っております。

○佐藤委員

そういうことだろうというふうに思いますけれどね。

それで、予算書の187ページですけれども、ここに商工振興費という形でずっと載ってるわけです。今言ったところも載ってるんですけども、一方で、皆さんも御承知のとおり、昨年度小規模企業振興基本法が制定をされました。もう既に2013年度補正予算がついたり、2014年度がついたり、結果としてそうした形で小規模は従業員が5人以下の企業は元気になるいと、まちの創生もままならないということを含めて、国がそうした法的な位置づけを明確にしながら中小企業振興を図っていかうということですけど、これについてのどのような見解を持っているのか、直接的にはここに予算が載っているわけではありません。

しかしながら、商工振興という意味でいけば、知立市が直接タッチをしないからどうのこうのというレベルの話ではなくて、文字どおりこれは商工会を窓口としながらやっていく事業になってますので、どう対応していくのか、どういう状況を把握しているのか、この辺はどうでしょうか。

○経済課長

私ども経済課としまして、中小企業の振興策といたしまして、後ほど追加補正でも出てきますが、地域における創業支援体制の整備、これについて取り組んでまいりたいと思っております。

平成26年1月20日に施行されました産業競争力強化法では、地域での創業を促進させるために市と民間が創業支援事業者となりまして、今後、知立市内で創業していただける方の支援をする支援事業計画を策定しまして、これによりまして市内で創業しようとする創業者への有利な事業資金供給などスキームを作成します。これによりまして、今後、知立市への誘致を強化していきたいと思っております。

○佐藤委員

確かにそのとおりだと思うんですけども、ただ、私が言いたいのは、中小企業、小規模事業者

振興基本法が制定をされたわけですよ。その取り扱いについては商工会、商工会議所が窓口になり、従業員5人以下の企業を支援していくということが1つの眼目になってるんですよ。

知立市が窓口となれば、当然のことながら知立市がそこに関与するわけです。しかしながら、知立市の商工振興においては、知立市が直接ということもありますけれども、商工会の取り組みによるところが大きいわけですよ。だとするならば、実際に知立市の皆さんがそうした小規模企業振興基本法に基づいて、そうした国の制度を活かしたような取り組みがどのような状況になっているのか、そういうことも把握することも私は必要ではないかなというふうに思ってるんですけどね。ですから、あえてそのことを聞いてるんです。

平成26年の知立市の統計を見ると、ここに従業員1人から4人と5人以下が平成24年で1,240事業所が知立市ではありますよね。5人から9人となると448事業所があるんですよ。そういうところの関係の支援が強化をされたので、ぜひ商工会と情報交換をしながら、そうした支援を受けながら知立市の小規模事業者が元気になっていくということも中小企業振興基本条例の中で直接知立市がどうのこうのではないけれども、国施策の法律に、その施策に基づいて知立市ではどうなるかなということ把握しないと、知立市の的確なそうした既存の事業者に対する支援はできないのではないかと。だから私は、あえてここには載ってませんけれども、そうしたことを言ってるんですよ。その辺は商工会が窓口でやってることだから把握しないということではいけないじゃないですかということ言ってるんですけど、どうでしょうか。

○経済課長

今現在、小規模企業の経営改善利子補給補助金というものが平成26年度につきましては中断しております。来年度、平成27年度には、もう一度新たにこの補助金を予算化させていただいております。

これの融資の状況を見ますと、やはり小規模の

企業としましては運転資金で使う場合が多ございます。80%近くが運転資金ということで聞いております。そういったところもござますので、この利子補給、また、その創業支援の話になってしましますが、家賃補助、改修補助ということで、そういった支援をさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

確かにそのとおりでと思うんだけど、私が聞いてるのは、そうした今までにない法律が、あえて国が整備をして、そうした支援の体制を整えて知立市の商工会でもやってみえると思うんですよ、それぞれの地域の商工会の温度差はあれどですね。

しかし、そういうことについて、知立市が把握もしないで商工振興というのは、ちょっとずれてるんじゃないかと。ですから私は、商工会とのそうした先ほどの事業についてもやってるわけですので、知立市の実態として小規模企業に対するそうした国補助金を受けて経営改善なり、さまざまなメニューがありますので、そういうことが実態どうなっているのか把握することが必要じゃないですかということを私は言ってるんですよ。

市民部長、どうですかね。これは1月30日の中日新聞の中に、こんな大きい記事で出たんですよ。皆さん読まれたかと思いますが、ここに実際に安城市の事業者がこれを活用している事例だとか、農産物でまちの活性化だとか、そういうことを事例として出たやつの掲載してるんですよ。ですから、私は、ここにあるメニューも大切なメニューではありますが、今実際にそういうことを含めて、国を挙げ、県を挙げ、地域を挙げてそうした小規模事業者の振興をやっていくこと。とりわけ知立市の中小企業振興基本条例の中にもそのことがうたってあるわけですよ。

だとするならば、こうした取り組みが知立市ではどうなっているのかということが把握することが必要じゃないですかという、ただそれだけの話を私、言ってるんです。もうちょっとこの事業についての注目度が高くていいじゃないかなというふうに思いますけども、どうですか。

○市民部長

確かに、この中小企業振興につきましては、今、知立市としてできることをやらさせていただいております。今、小規模企業基本法、これ法整備されて、実際に商工会が小規模事業者の方と連携を図って振興を推進していただいているところなんですけれども、確かにその件につきましては、直接地元のそういった小規模事業者の方々の声が我々のほうに私たちも出向いてない、それから、小規模事業者の方々もということはあるので、今後につきましては、やはり商工会のほうにどのような形でそういう相談だとか悩み事、協議されておるか、そんなことを一度確認をさせていただいて、できることからやっていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

ぜひやっぱりそうしたことも視野に入れて商工振興ということに私は取り組んでもらいたいなど。確かに知立市独自のメニューではないですけども、これは大きな力になるだろうということ言われてるものでありますので、ぜひそうした点で力を入れてほしいなど。

副市長、確かにここのメニューではありません。しかし、この法律の意義は先ほども言ったように、今までは国のほうは技術革新、イノベーションとか成長性のある企業への支援ということを中心にやってきました。

しかしながら、今回はそうした小規模事業者の事業の振興基本法をつくって従業員5人以下のこうした企業が全国で元気にならないと日本は元気にならないんだということからそうした法律がつけられたので、そうしたことについても知立市の商工会を中心とした取り組みがどのような状況になって知立市の小規模事業者がどのようにしていかうとするのか、そうした動向に関心を持つということとはとても必要なことではないかなと思っております。あえてこれお聞きしたんですけども、しかしながら、商工会がやってることだというだけで、余り担当部局が関心がないのかなというようなニュアンスの答弁があったものだから、あえて副市

長、ぜひそうした点、力入れてほしいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○清水副市長

担当経済課、市民部も決してそういったことではない。先ほどの市民部長も答弁申し上げたとおりであります。国の施策が知立市の中小企業の皆さんにどのようにそれが反映されているのか、そういった商工会がさまざまな相談、あるいは支援事業をやる中で、そういった実態はお伺いをしていきたいなと思います。

そういうことの中で、知立市の条例に基づきます振興会議というものがございます。ここでもそういった知立市の商工会の関係の皆さんもこの会議に参加をさせていただいておりますので、そういった実態を踏まえての知立市でのまた新たな支援策、そんな御提言もいただけるものだというふうに思っておりますので、そういった国の施策とのはざままで知立市で独自に考えられるものがあるならば、そういった御提言をもとに、さらに検討していきたいというふうに思います。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいなというふうに思います。

予算書の119ページをお願いしたいんですけども、ここの老人福祉費の中の001で緊急通報システム整備事業というのがありますけれども、これは基本的には、ひとり暮らしの方、その運用拡大で要介護状態のある65歳以上の方などに支給されてる事業だというふうに思いますけれども、それでよろしいですか。

○長寿介護課長

対象者は65歳以上のひとり暮らしの者、65歳以上でその同居者が障がい者等であるなど緊急時の対応が困難な者、身体障がい者のみの世帯に属する者、身体障がい者のみの世帯に準ずる世帯に所属する身体障がい者、介護保険を受けている者で日中または夜間に長時間にわたり独居となる者、その他市長が認めた者というふうに要綱で定めてございます。

○佐藤委員

昨日、知立市昭和で住宅火災全焼でお一人の方

が残念ながら亡くなられたわけです。大変残念な結果ですけれども、そうでした。この方は、この記事を読みますと、63歳の男性とその母親である86歳の方が同居してた。これは火事ということですから、残念ながらそういう形になったんですね。

今、長寿介護課長が言われた要綱で設置の内容について定めてるということでありますけれども、たまたまこの方は外出してるとき火災ということで、出火原因もわかっていない。しかしながら、高齢者の方などが息子と一緒に暮らしておっても、日中、息子が夜勤でいないとか、もしくはそんな状況も幅広くあって、日中独居だとか夜の仕事だとか含めて対象の拡大ということも提案してきたところですが、こうしたものを見ると火災ということでもちょっと違いますけれども、いずれにしても、健康な御家族と一緒に住んでも状況によっては1人で過ごさなければならぬというような方々もみえるので、そうした皆さんもぜひ私は緊急通報装置の対象にしてほしいなというふうに思うんです。この点については、従来からそうした提案をさせてもらいましたけれども、そのような検討はされたと思いますけども、それはできないよという話が今まで多かったんですけど、こうした痛ましい事故が起きると、そうした対応も必要ではないかなと私は思うんですけども、どうですかね、保険健康部長。今まででもそんな提案を何度も繰り返してきたわけですけども、一歩踏み込んだ取り組みを私は、ぜひしていただきたいなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○保険健康部長

昨日の火事は、大変残念な結果ということでございます。原因等は、私、承知しておりませんが、高齢の方と60歳を超えた方の2人暮らしだったというふうに確認をしています。

そういう方に対して、今までもある程度の方に対しては拡大してきたわけでございますので、今回その方がその対象であったかどうかというのはまだ確認はしておりませんが、そういうようなこ

とで申請があったとかそういうような確認はしておりませんが、対象ではなかったというようなことは確認しております。

今後、高齢化の進んでいく世帯、老人だけの世帯とかそういうようなことも含めて、今後研究ですかね、そういうような形はしていく必要があるのかなというふうには思っております。

○佐藤委員

ぜひ研究していく必要ということで、私どもは以前から仕事の関係で、要介護状態で65歳以上同士ならば2人暮らしでも緊急通報装置は設置をしていただけてますよね。

しかしながら、そうじゃなくて働いての方が対象者の方は65歳だと。しかし、介護認定は受けてないよと、そういう方でも息子と暮らして夜勤で夜はいないとか、何が起きるかわからないというようなことがあるわけですので、私は、そうした点では一歩踏み込んだ対応をぜひしていただきたいということで、この間、何度もそうした提案をさせていただきましたけれども、こうした事件がこれとはちょっと性格は違いますけれども、極めて類似したそうした方々にも病気や事故やこういうことが起きないとは限らないような状況もありますので、ぜひ私は拡大してほしいというふうに思います。

研究と検討はどこが違うかわかりませんが、研究というのは結論を出していただくということなんでしょうか。検討というのはよくわかりませんが、検討・研究という言葉はよく使われるので、一歩前に踏み出していただけませんか。

○保険健康部長

今回の事件を踏まえて、どういうことができるのかというものは、一度研究したいと思います。お願いします。

○佐藤委員

ぜひ私は、一歩大いにね、緊急通報装置の事業では知立市は他市に比べて、その運用を含めて拡大してこられて大いに頑張ってるというのが私の気持ちですけれども、しかし、先ほど言ったよ

うな例は存在し、その方たちにも必要性はあるので、ぜひこの点では一歩前に進めてほしいと思います。

副市長、ぜひこれは一歩、今までは検討するというようなことも保険健康部長言わなかったんですけど、今回は研究するというのも含めて、ぜひ一歩前に進めてほしいというふうに思いますので、一言答弁をお願いします。

○清水副市長

昨日の火事については、大変残念だと、お悔やみを申し上げたいと存じます。

今の緊急通報システムの件でございますけれども、御質問者もたびたびおっしゃるように、実際に家族があっても、その家族が昼間仕事で高齢者が1人になってしまうとか、夜勤のお話もございましたけれども、いろんな家族構成やいろんなことで実態がいろいろさまざまというふうに思います。

しかしながら、昼間か夜かは別にしても、一定の時間独居というような状態になる方、そういった状況はたくさんあるかと思っておりますので、その辺の一体どんなケースがあるのかも含めて、先ほど保険健康部長が申しました、研究がいつ結論が出るというような話なのかどうかわかりませんが、必要性というものは十分認識をしておりますので、一度その辺のどんなケースで考えられるのかも含めて、一度検討させていただこうというふうに思います。

○稲垣委員長

質疑の途中ですが、会議終了時間となりました。本分科会は3月17日火曜日、午後3時から本日に引き続き行いますので、第1委員会室に御参集ください。

本日は、これで散会します。

午後4時59分散会



## 平成27年知立市議会 3月定例会予算・決算委員会 企画文教分科会

1. 招集年月日 平成27年3月17日(火) 午後1時
2. 招集の場所 第1委員会室
3. 出席委員(7名)

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 明石 博門 | 中野 智基 | 神谷 文明 | 久田 義章 |
| 池田 滋彦 | 川合 正彦 | 中島 牧子 |       |
4. 欠席委員  
なし
5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|             |       |                 |       |
|-------------|-------|-----------------|-------|
| 市 長         | 林 郁夫  | 副 市 長           | 清水 雅美 |
| 企 画 部 長     | 加古 和市 | 協 働 推 進 課 長     | 野村 裕之 |
| 企 画 政 策 課 長 | 堀木田純一 | 総 務 部 長         | 岩瀬 博史 |
| 総 務 課 長     | 水谷 弘喜 | 安 心 安 全 課 長     | 高瀬 季治 |
| 会 計 管 理 者   | 鈴木 健一 | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 平野 康夫 |
| 教 育 長       | 川合 基弘 | 教 育 部 長         | 石川 典枝 |
| 教 育 庶 務 課 長 | 池田 立志 | 学 校 教 育 課 長     | 伊藤 武男 |
| 生涯学習スポーツ課長  | 佐藤 豊  | 文 化 課 長         | 鶴田 常智 |
6. 職務のため出席した者の職氏名

|             |       |         |       |
|-------------|-------|---------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 島津 博史 | 議 事 課 長 | 横井 宏和 |
| 議 事 係 長     | 近藤 克好 |         |       |
7. 会議に付した事件(又は協議事項)

| 事 件 名  |                        |
|--------|------------------------|
| 議案第18号 | 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号) |
| 議案第23号 | 平成27年度知立市一般会計予算        |
| 議案第26号 | 平成27年度知立市土地取得特別会計予算    |
| 議案第30号 | 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号) |
| 議案第32号 | 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号) |

午後0時59分開会

○川合委員長

ただいまから3月13日に引き続き、予算・決算委員会企画文教分科会を開会します。

それでは、議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○企画政策課長

本日は、追加資料のほうを配付させていただきましたので、その関係で御説明を先にさせていただきます。

先日の予算・決算分科会におきまして、個人番号の情報連携のときの符号化についての御質問がありました。その質問につきましては、3月12日提出させていただきました企画文教委員会の資料により説明をさせていただきましたんですけども、何分不明瞭な説明がございましたので、改めて本日資料を追加させていただいて、わかる範囲でまた御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、資料のほうを御参照ください。

初めに、各自治体は情報連携が開始されるまでの間に住基ネットを通じまして住民票コードを地方公共団体情報システム機構にそれを送付します。それによって各個人の個人番号が付番をしていただけということになっております。

その個人番号を付番していただいたときに同時に、その情報システム機構において情報連携時、今回のこの連携をするときに使います符号をそれぞれの個人番号に対しても作成を行います。その符号につきましては、自治体の中間サーバー、この絵にあります、ちょっと黒くなっておりますこの中間サーバーへ送られます。また、その符号自体も送られるんですけども、新たに導入当時は全体を最初に個人番号設定しまして、それぞれの方の符号もつくられるんですけども、活用していく間に新たに転入があった場合、こういった場合にも同様に住民票コードが機構のほうに送付され、その自治体に符号が追加されるという仕組みにな

っております。ですから、この個人番号をつくる时候にも各自治体宛ての符号がつくられると、こういった仕組みになっております。

それでは、実際にほかの機関との特定個人情報を情報連携する場合の例をこの図のほうで御説明をさせていただきます。

今回この図にありますように、B市から転入したCさんの児童手当手続の例で御説明をさせていただきます。Cさんの個人番号は、ここにありますように12345でございます。転入先A市の子ども課で児童手当の手続の申請を行いまして、A市子ども課の担当者は前住所地B市に対して税の所得照会をする例でございます。

まず、連携する紹介元A市では、個人番号は中間サーバーで先ほど言いました改めて与えられています符号に置きかえられます。その符号で情報照会がされるということになります。それが情報提供ネットワークシステムにおいては、A市からのその申請が番号法の第19条第7項で定める、先日の資料に別表2もついておるんですけども、この別表2にある情報ネットワークを通じて特定個人情報の情報照会提供できる機関と事務であれば、それに該当してるということであれば情報提供の照会先B市に使われる符号に付番をつけかえて照会先B市の中間サーバーに送られるということになります。それが送られてきますとB市のほうからA市のほうに所得情報がいくと、こういった内容になっております。

なお、各機関の中間サーバーには情報連携するための統一化されたフォーマットにて各機関における最新の連携情報が格納されているという状況になっております。こういった中身から、情報提供ネットワーク内には個人番号は一切流れないという仕組みになっておりまして、個人番号をキーとしての任意のデータベースを構築することは不可能な構造というふうになっております。

また、連携情報は各機関内の中間サーバー同士で連携をされるため、国や情報提供ネットワークに接続されたほかの機関、これはA市とB市だけのやりとりですので、ほかの機関には流れないと

いうことで名寄せにしてデータベースを構築することもできないというふうになっております。

裏面のほうにつきましては、今回予定されている個人番号カードがどのような形式で予定されているか図式したものを参考に載せさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

先回よりもわかりやすい図をつくっていただきまして、中間サーバーというところへの役割というものが出されたわけであります。

ここで言うCさんの個人番号が1 2 3 4 5と書いてありますが、これは12桁の番号を代替して今1 2 3 4 5と言われたということでいいですね。12桁ですね、ここがね、12桁のCさんの番号をコンピューターのほうで税務を調べようというふうで入っていくと中間サーバーが付番に切りかえると、12桁から符号化にされるということで切りかえたものが流れていって情報をくださいよと言っていくと、地方公共団体情報システム機構に届くと、そこで特定個人情報として使ってもいい情報かどうかということがここでチェックされるということでB市の中間サーバーへ求めにいくと、それが返ってくるというね。あくまでも12桁はここの中では出るほうのA市の中間サーバーの手前でもう12桁は出ていかないよという説明をいただいた。これについてはわかりました。

この地方公共団体情報システム機構というのは、そもそもこれは外郭団体というそういうものかなと思いますが、国との関係ということで言うと、どういう機関になるんでしょうか。ここが大もとでいろいろと動いていくというわけなんです、国のどういう組織にこれはなるんでしょうか。ここが一番キーマンになっていくようなところでもあります。

これは全国版で動いていくわけですよね。例えば北海道のA市とかB市へ求めに入ってもいくわけですから、全国版でこれは動く、一番キーとな

るところですよ。ですから、この安全性みたいなところという意味でいうと、これはどういう機関というふうになるのでしょうか。

ちょっとわかれば後から知らせていただければいいと思うんですね。この個人番号カード、マイカードということでこれが説明がありまして、個人番号とか名前とか住所とかって一応顔も表面に全部書かれます。そして、個人番号カードのICチップというのが裏に四角いいろんなカードに全部ついているような形のチップがここに入っていると。このチップに入るものは何かということですね、もう一つは。このカードの使い方ということにもなっていくわけですが、このチップの中の情報についてたくさんありますが、ちょっと説明していただきたい。

特に公的個人認証APと法例用APということがあります。そのほかのところはどういうふうに書いてあるのか、その辺、4情報は中に入るよということは、表面に書いてある4情報は裏にも入っています。裏というかデータの中にICチップに入る、それ以外に入るものというところの説明をもう一度お願いします。

○企画政策課長

ICチップの構造ということでございますけども、中島委員の言われるように4情報、氏名、住所、生年月日、個人番号等々に加えまして、先ほどありました公的個人認証ということで、こちらにつきましては、例えば今後予定されてますマイポータルですかね、そういったときにも暗証番号、そういったものを使う部分、それから、ここにもありますように3番にありますけども、電子証明書ということで民間が今後そういった活用をするときに暗証番号等そういったものを入れられる部分の領域、それから、空き容量につきましては、こちらの個人番号につきましては市のほうも独自にいろいろ利用ができるということになりますので、そういったところで利用していく場合に使える領域というものが設けられているということになっております。

以上です。

○中島委員

先ほどの例のような場合については、行政的な流れということで、こういうものがなくても4情報がなければならぬわけですね、12桁も入っているから、このカードをやっぱりカードリーダーみたいなもので当局がやるんですかね。それで認証して相手の市のほうへ情報を求めに行くということですが、今言われた公的認証でその1つは暗証番号等も入るということですね。自分の情報がどう流れたかを確認するためのマイポータルに入っていくためにもこの暗証番号が要ると。この暗証番号、市のほうにまずは先ほどの子ども手当をもらおうとしたときに使うよといった場合の暗証番号も本人のカードをカードリーダーに入れ、なおかつ本人に暗証番号を入れていただくという、こういう行為をもって情報を求めに行くというスタートになるんでしょうか。

○企画政策課長

先ほどの情報連携に関しては、このカードを直接入れたりとかいうことじゃなくて、この個人番号のほうを12桁の番号を利用して、本人確認というのは、あくまで写真がついておりますので申請時にそのカードを利用できるかどうかは写真等で確認させていただいて、このカードを機械なんかを入れてやるという意味合いではなくて番号を使うという、こういった手続になるかと思えます。

○中島委員

そうすると、その段階ではICチップは活用する目的ではないということですね。番号だけあって確認できればいいと。そうすると、このICチップをどういふときに使っていくのかということですね、多目的な利用がその行政側はそれは要らないということですよ。それはどういふふうな想定でしょうか。

○企画政策課長

先ほども説明の中では、例えば将来2年後ですかね、平成29年からですけどもマイポータルが予定されておりまして、そのときには、そのカードだけでマイポータルで情報を見れるという形にな

りますと、例えば誰でも使えてしまうということになりますので、そのときにそういった暗証番号ですね、パスワードを利用するというのでこういった機能をここに設けさせていただいているかと思えます。

あわせて、先ほどの空き領域につきましては、市独自の条例でいろんなサービスを使うときにそういった領域が設けられているということで、この空き領域が資料によると5割ぐらいはこういった空き領域を持っているということがちょっと資料の中には書いてありました。

○中島委員

マイポータルで見ようとしたときには、家のパソコンでカードリーダーに入れて暗証番号を入れると自分の情報がどこからどういふふう流れたということがわかるというね、そのために使うということですが、もう一つ空き領域をつくったらいろんな条例に基づいたいろんな使用目的がいろいろ入った場合にも、その個人認証としてカードをカードリーダーで読み取って行くと。ただし、例えば図書館へ行った場合に、そんなものはなくても貸してもらえますよね。だから、どういふ場合かなというのがちょっと公的に条例でやろうかなと思ってるサービスで、この認証が必要なものというのはどうなんだろうということとはちょっとわかりかねます。余り想定ができないなど。市民であればということが今ちょっと思いました。

あとは、例えば口座番号、銀行口座、金融機関の口座番号、これが新聞などによると、もう2018年からは連携するあなたの番号は何番ですかと金融機関からも求められるぐらいのことが新聞報道で書いてありましたよね。利用者は2018年というのはスタートする段階ですが、金融機関からマイナンバーを聞かれるようになる。口座と番号をつなぐというのは税務調査で資産もつかみやすくする狙いがあるためだがというようなことも書いてある。銀行などに教える法的義務は当面はないというふうに書いてありますね。この空き容量のところ空き容量のほうは条例のものなので関係ありませんが、先ほどの公的認証のほうで民間のと

というような説明をされましたよね。これも銀行との関係のことを言っているんですか、いま一つは、先ほど言われた。銀行、その他、どんなものがほんとにいろいろなところでこれを狙われているという感じなんです、銀行口座との関係で言うと、こちらですか。

○企画政策課長

民間活用につきましては、私も新聞の程度しかわからないということが現実なんですけども、ここに書いてありますように、電子証明書の欄にイメージということで金融機関におけるインターネットバンキングだとかインターネットショッピング、こういったところでも当然買い物だとかそういったことをするには暗証番号等登録番号を使うということで、そういった領域がこの公的認証欄に設けられているという内容かとも思います。

○中島委員

具体的になってくると、ほんとにちょっと心配な面が出てくるわけですが、NECなどでは、それこそホームページで出てたんですけれども、このマイナンバー制度を活用するための準備室ができた、番号利用推進室というのを立ち上げたということです。銀行ではない普通の民間のところ、もう既に立ち上げていると、こういったものをどうやって使うのかという推進室が立ち上がったと、こういうことなんです。

ですから、行政として行政の効率化ということを非常に強調されているわけですが、それ以上の大きな活用をもくろむものが今もう動き出しているというようなことがあって、閣議決定で民間の活用もできるというようなことを現にやってみるわけで、大変その点では、市長が言われた、効率よくやれるんだからいいですよという範囲を超えたものが大変あるということだけは確実にはないかなと、こういうふうに思うんですね。

こういったものをやってみる先進の国もありますけれども、こういった総背番号制をかえって全国の一斉のこういうネットワークから切り離してやろうというふうに逆に戻ってくるという国もあると。これもちょっとやめましょうということで、

少し逆戻りして少し小さい範囲にしましょうというふうな国の動きもあるようなことがありまして、大変便利だ、効率的だというふうにだけ受けとめていては危機感がなさ過ぎるということを私は感じますね。その点では、市長もそういった認識はきちんと持っておみえになりますか。

○林市長

私の勉強する限りですと、3つメリットが言われております。先ほどから出ております行政の効率化、2つ目が国民の利便性の向上、そして一番大きなのが公平公正な社会の実現ということです。

この件書いたのをコピーしましたが、所得や他の行政サービスの需給状況が把握しやすくなるため負担を不当に免れること、例えば消えた年金などや給付を不正に受けること、例えば生活保護などを防止するとともに、ほんとに困っている方にきめ細かな支援を行えるようになる、これが先ほど税務署の税情報等も言われたんですけど、脱税防止とか、公平公正な社会の実現という面では非常に大きなメリットが出てくるのではないかなと期待しております。

もう一つ、一方で、リスク管理でありますけれども、先ほど企画政策課長が申し上げたのは、システム面の保護措置ということであります。個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理しますと。また、行政機関間で情報のやりとりをするときもマイナンバーを直接使わないようにしたり、先ほど申し上げましたように、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行う、先ほどの例ですね、暗号化をしているという。

もう一つのリスク管理として、制度面の保護措置というのがあるわけでありまして。法律に規定があるものを除いてマイナンバーを含む個人情報を収集したり保管したりすることを禁止している、また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視監督を行う。さらに法律に反した場合に罰則も従来

よりかなり重くなっているということでありまして、リスク管理はシステム面、制度面両方から保護措置をやっていくということでもあります。

いずれにしましても、今までと全くこの情報の中央集権化ということでもありますので、そうした視点では今までと違った形であるわけでありまして、前回申し上げたんですけども、中途半端にしちゃうとそのリスク管理も中途半端になっていくわけでありまして、しっかりと公平公正な社会の実現をしていくんだというそういう視点で心構えでやっていくということが大事なことかなと考えております。

またあわせて、先ほど機械上のシステム上のリスク管理申し上げたんですけど、やはり人がやることでありまして、人の道徳性、倫理性というものもしっかりと言っていかなければいけない、訴えていかなければいけないというふうに考えております。

○中島委員

民間活用という点では全く触れられていませんね、今、行政的なところでのメリットということでは、ただ、年金の把握がまずかったというこれに対しては、確かに把握できるようになって、消えた年金という問題が起きなくなるというそういう面はあろうかなというふうに思います。それも今までもできないわけじゃないけど、さぼってたということのやっぱり人間的な問題だったわけですよ。できないわけなのに勝手に消してしまったようなところがあったので、それは非常に人為的な問題であって、機械的な問題ではなかったというふうに私は思っております。

それにすりかえて、だから今度は大丈夫というふうな言い方はやっぱりちょっとまだ問題があるなという感じはしますが、そして公平公正という点で、よくネットでも不正受給がなくなる、生保のことで特に出てくるというようなことですが、所得を把握するということはこれでは確実にはできません。税金はどうだったかはわかります。それから、銀行とつないでしまえば口座の残金が幾らかはわかります。だけど、その方がアルバイト

して幾ら稼いだかとかそういう所得については、これでは全くだめです。そういう意味で言うと、今問題にしているような不正受給はどうだろうかという問題は、これは解決できません。税払っていないからね、ほとんど。ですから、何でこれが不正受給を免れて、ただ、児童扶養手当の所得制限を執行あるので、それを確認するということではできますけども、生活保護が何回も出てくるんですね、このネット。だけでも、それはできないんですよという私は認識を持っていますが、市長、その辺どうですか、ちょっと認識おかしくないですか。

○林市長

私も生活保護の事務を間違っていたら御無礼なんですけれども、生活保護事務、この人が対象者かどうかというときには金融資産等の資産の状況を把握するわけでありまして、先ほど中島委員御紹介されたように、金融番号と個人番号を統一、くっつけるということによって、この個人番号によって金融資産の名寄せができるということが私は想像するわけでありまして、そうした中では、今まで人海戦術で。

○中島委員

所得がわからない。

○林市長

所得はあれなんです。金融資産がわかるんじゃないかなというふうに思って、所得についてはどうかというのは、私今のところわからないですけども。

○中島委員

わからないんですよ、所得はね。金融機関は現在でも全部手間がかかるかもわからないけど、本人に金融を全部調べさせていただきます、いいですかという同意書を取ります。ですから、その方の金融は全部調べます。それは絶対にやってるんですよ。当然困ってくる方はないんですけども、金融は空っぽなんです。あとどれだけ残ってるということはわかりますけれども、10万円が3万円になるまでは当然待ってくださいというようなことはしますけども、それは今でもちゃんとやっ

てるんです。不正というのはどうなるかという、全く違う問題なので、これで解決できるというものではないということを私は言っておきます。何回も私は立ち会ってきましたので、常に所得報告をしなければ、収入報告を毎月やらなきゃいけないと、そのところでごまかさないかということは市は見抜けないという問題はあります。だけど、このマイナンバー制では見えません、それは。ですから、大きなメリットと言われている問題が市の段階では余り見えてこない。ただ効率的にやれるという面だけ。本人にとってどうか、本人がどれだけ恩恵をこうむるかというメリット、そのところが非常に少ない。メリットが出るというのは、どういうときだというふうに思いますか、企画政策課長、本人ですよ。知立市に住んでる本人がマイカードであるから何のメリットがあるのかという点を銀行口座を持つとか、そういうのはやめてくださいよ。ただ、行政的な問題としてはどうですか。

#### ○企画政策課長

個人番号カードにつきましては、市民の方の一番メリットといいますと、転入転出、そういった手続のときが一番最大限のメリット、要は、いろんな手続でほかのところからの情報が必要となるということになりますと、例えばずっと知立市に住んでいる方でいきますと所得は当然知立市で把握できます、住基情報も把握できますということになりますので、そういった移動等があったときにはメリットになるかと思えます。

それから、番号を使いますと今まで市の事務というの、ある程度いろんな事務でいろんな番号を使っていたものが、これからは個人番号で統一できるということのメリットは、これは行政側になってしまいますけども、あります。

それから、先ほどの御質問の中で、地方公共団体情報システム機構はどういった団体かということの御質問、大変遅くなりまして申しわけありません。

こちらの団体につきましては、総務省が所管します団体でございまして、地方公共団体が主体と

なって業務運営を行う法人ということで、総務省の所管の団体でございます。

#### ○中島委員

個人にとってのメリットは転出入の際の元情報を取り寄せるのに、先ほど図にありましたような元情報を他市から取り寄せるのにカードが使われると便利と。これは本人も便利かもしれないけど行政の皆さんもさっとそこで処理ができるという両方のメリットという、これがあるわけですが、転出入時のみと言っても過言ではないというところがあります。この今の段階ではね。あれもこれもやろう、あれもこれもやればいいのか、どんどん条例でふやして行って、それが便利だというふうになる可能性もちろんありますけども、どんどんふやせば、またプライバシーの問題もくっついてきますので、両面くっついてきますので、余りそれははっきり言ってメリットというふうには言いたくないという感じを私はしております。

サーバー情報というのは何年間ぐらい保存できるのかという点ではどんな、番号は一生なんですね。サーバーのいろんな情報が積み重ねられていきます。知立市にずっといたとしても年々変わっていくわけですが、このサーバーの情報は何年で更新するとか何かルールがあるんでしょうか。

#### ○企画政策課長

中間サーバーのことだと思うんですけども、まだ仕様ははっきりはしていないということです。こちらのほうも今いろいろシステム改修等を委託をしております、そういったところで情報も聞いておるんですけど、まだはっきりしていないということで、業務によって保管期間が変わるのではないか。例えば税情報は何年、何々情報は何年という形で変わるんじゃないかということの情報しか今のところありません。

#### ○中島委員

それもまだはっきりしていないということですね。まだ施行されるのがこれからなんですけど、その前に法律の改正案が行われたというように、非常に未熟な法律をつくって、もうスタート前から改正をして、これは個人情報保護条例もやっ

かないかんなどということで、それも改正されてというそういう代物だということですね、この制度そのものがね。これからどうなるのかという、まだわからない部分がいっぱいあるという中でスタートということで、日弁連なんかでもこれは大反対しております。この制度そのものが、そんなものじゃいけないということで、はっきり表明をしているわけです。

ただ、そんな中で、費用対効果がほんとにそれでどうなんだということが問題になります。メリットが非常に市民的に国民的には少ない中で費用対効果というものはどうなんだということが問題になっております。それこそ日弁連の中でもこれは巨大なIT箱物だというふうに言われております。

その点では、当市で言うと、この住基のほうのお金の試算は紹介したりしてまいりましたけれども、今回の場合のシステムで総額はここに1億6,000万円何ぼ出ておりますけど、維持経費等もスタートした段階から始まってまいります。その点ではどのようにお考えでしょうか。

#### ○企画政策課長

今後の維持経費という御質問ですけども、今回このシステムに変わりまして、今までの住基サーバーの関連の費用ですね、こちらのほうは個人番号を取得するときにこのサーバーはずっと使い続けていかないかんということになりますので、ことしの住基サーバーの保守料と借上げ料でいきますと約750万円ほどあります。それに加えて、今回スタートするに当たりまして、各市のいろいろな税システムやら住基システム、こういったものの改修費用がかかっております。こちら予算の概要にも載せさせていただきましたんですけども、平成26年から平成28年にそういったシステム改修類が総額で約1億6,000万円余の予定をさせていただいております。

ただ、こちらのシステム改修等につきましては、国の補助金がつくということで、総務省と厚労省の補助金対象ということになっております。

あと、今回この番号制度に伴いまして中間サー

バーというものが新たにできましたので、こちらのものについてですけども、こちらの改修費につきましては平成26年度に負担金として98万1,000円、平成27年度予算では653万6,000円を予定しております。こちらの中間サーバーの2つのお金につきましても国の補助金があてがわれるということになっております。

平成28年度につきましては、中間サーバーの改修補修等につきましては129万2,600円を予定しておりますけども、今のところの情報でいきますと、平成28年度は交付税措置になるのではないかとこの情報が入っております。

ただ、その後につきましては、この中間サーバー、補助金がずっともらえるのか、交付税措置はされるのかということは今の段階ではわかってないという状況でございます。

以上です。

#### ○中島委員

ITの箱物だというふうに日弁連が言ってるように、これからも国庫補助がつくよということですが、平成27年度でも負担金が653万円というのはこれは中間サーバーの負担金ですね。これは多分各市がこれからもずっと払っていかなきやならないというように思います。

住基のほうも750万円ことし出るわけですが、これも必要経費としてこれからもいくと。住基の上にもまた中間サーバーのお金が出るというようなことで、大変お金がこれからもかかっていく。国の補助があるというものの、はっきりしたものはないと。対象経費はかかったお金よりも低かったりするので補助するよと言った率そのものがもらえるわけではない。そしてまた、交付税換算に切りかえていくとなったら、これもまた幾ら入ってくるのかがわからないと。交付税の国の地方財政計画の中の枠の範囲と、こうなってくると、これも減ってくるということが予想されます。そういう意味で言うと、ほんとに費用対効果というものが見られないというふうに思います。

住基カードはこの間ちょっとはっきりした数字が示せなかったんですが、平成26年の段階で

3,052枚、スタート段階からね。平成25年末で2,799枚、平成26年は3月11日現在までで253枚ということで3,052枚の発行が行われて、全体としては大変少ないと。徹底しなければ意味がないと市長が何回もおっしゃっていますけれども、マイカードもそういった意味では費用対効果というものが大変大きな心配があるということだけは申し上げなきゃならないし、国のお金だからいいんだというわけにはいかない。国民の税金ですからね、国が持ってくれるからいいんだとばかりは言えない面もありますので、これについては大変大きな問題があるということは何回も主張させていただいておりますが、言いたいなというふうに思います。

この運用方法については、まだまだマイカードの認知度というものも国民の中では総務省のほうは58%ぐらいの方がマイカードということについて、ちらっと聞いたことがあるかなという認識だと、まだその程度だと。ほんとにみんながちゃんと真剣に受けとめるかどうか、危機管理の問題でもほんとにそれでよしとするのかどうかか、これは今後の大きな問題だというふうにも言われておりますので、そういう危機感をしっかりと当局にも持ってもらいたいなというふうに言っております。

次の問題を聞かせてください。平和行政のことなんです、今回は95ページと99ページに少し予算が載っております。平和の首長会のほうが95ページ、平和首長会議メンバーシップ負担金2,000円、あともう一つ載っているのが99ページの総合式典の上にある平和祈念式事業ということで12万円、合わせて12万2,000円かと思いますが、それでよろしいですか。ほかにも予算を特別に取ったものがありますか。

○協働推進課長

平成27年度の予算につきましては、今、中島委員がおっしゃられましたメンバーシップの負担金と平和祈念式典の予算というふうになっております。

○中島委員

このメンバーシップ負担金というのは、どういふものですか。

○協働推進課長

知立市は平和首長会議のほうのメンバーになっております。本年度までは加入しておっても負担金は求められていなかったんですけども、平成27年度から負担金を拠出してほしいという事務局からの話がありましたので、今回予算計上させていただきました。

○中島委員

それはどうしてなのかなというのはわからないですけど、今お話がなかったんですが、全体でも12万2,000円という大変ささやかな予算であります。戦後70年という1つの大きな今節目ということで、さまざまな企画も行われております。愛知県も70年のための予算というものを取っておりますが、その辺は御存じでしょうか、平和の70周年ということで。わからないですか。

○協働推進課長

戦後70周年ということで、例年行っております平和祈念式典、こしは今現在まだ決定はしておりますけれども、式典にプラスして何かしらのイベント、戦争体験を聞く話とかそういったものを考えております。

愛知県の記念事業については、ちょっと把握はしていません。申しわけないです。

○中島委員

市の取り組みは何かしようとしているということをおっしゃったのか、またじっくり聞かせてください。

愛知県のほうは、県のほうの終戦70年の夏ということで、7月から戦争に関する資料の常設展示を始めます。県庁大津橋分室の1階、ここが常設展示場になるそうです。1,179万1,000円という予算を県は出しました。計上しております。

やはり70周年の節目、当時の方たちが亡くなってしまふというようなことで、そういったことの思いでこれをやって皆さんからいろんな資料も集めるということも含めてやられるということなんです。私は、何か70周年に当たって取り組みが

あってもいいのではないかというふうに思っておりますが、これは資料館のほうでやるということですか。先ほど何か言われ始めましたので、その取り組み、知立市のことで何か言われ始めましたよね、先ほど。お知らせください。

○文化課長

3月でしたかね、広報ちりゅうとかでも募集をかけておりましたが、そういう戦争体験をお話していただける方いらっしゃいませんかというようなことを募集しております。

まだ具体的なものは私、今ちょっと把握してないんですが、70周年記念事業ということで協働推進課とできる場所があれば手をつなぎながら、資料館においては昨年もありましたけど、昨年3人の方の戦争体験者の方に来ていただきまして、図書館の視聴覚室でもって戦争体験を語る会というのをやりました。今回もそういったことをお話していただける方、それから、戦争にまつわる品々というものを集めて資料館で70周年にちなんだ催しをやるという予定はしております。

○中島委員

資料館ではそういった企画を考えていこうとしているということですね。

教育委員会のほうは何かありますか、ほかに学校の関係では。

○学校教育課長

まだ通知のほうは来てないんですけど、多分その70周年ということで市教委、県教委通しているような啓発を子供たちにしてほしいということが多分年度変わってからじゃないかなと思いますけど、今あえて特にやるという計画はないです。それにあわせて考えていきたいなと思ってます。

○中島委員

県の常設展示ができるんだったら、一度子供たちをそこへ連れて行って見せてあげるというのもいいですね。相当大規模に収集されるだろうと思います、県でやるんですからね、大津橋ですけれどね。そういったものも企画の中に取り入れて、余り独自の目玉的なものは特に感じられないなど

いうふうに私は思います。平和なんて空気のようなものだという、ちょっと話がありましてね、前に市長から。そうなんですけども、やはり意識しなければ空気もなくなっていってしまうということもありますので、平和70周年ということ意識して今からでもさまざまな部署で企画、そういう視点を持った取り組みをしていただきたいなというふうに思います。改めて予算を取らなくても、この中でやろうとかということやるということですよ。

それから、8月にいつも原爆の展示会をやりますけども、ああいうときにも市庁舎の中でも戦争のいろんな資料が集まったところでは、それも展示するとかね、資料館までどうぞお行きくださいということとあわせて市庁舎の中でもそういったものをやるということも私は、ぜひ取り組んでいただきたいなと、これがちょっともう少し前に出てもいいんじゃないかなというふうに思いました。

市長のこの議会の最初の施政方針の中では、そういった70周年だということについての思いは1つも触れられなかったということについては、ちょっと私は残念だなというふうに思っておりましたので申し上げます。

それから、多文化共生センターを今回615万6,000円ということで改修、拡大というふうにしていただく予算が計上されました。ほんとにこれはうれしいなと思っております。これがどのような工程で行われるのか。今使っているものが使えなくなるかなということも含めて、その辺の工事の進捗、どのように進めるのかということが気になりますのでお知らせください。

○協働推進課長

多文化共生センターについては、今、商店街の3号室を賃貸で借りて、そこで行っておるんですけども、今隣室の4号室が空き店舗ということで、こちらのほうを賃借し、内外装工事などを行って、可能であれば中で行き来ができるようにしていきたいというふうに考えております。

今の予定ですけども、今回これで予算をお認めいただけましたらURのほうに対して書面で賃

貸について要請をしていくというふうになっております。

ただ、現在その隣室4号室が賃借できるかどうかは、ちょっとURのほうでも今検討中ということですので、何月からということとはちょっと今この時期では答弁できないかなと思っております。

以上です。

○中島委員

すぐに始まるというような状況ではないということですね。予算を計上されたということは見通しがあって貸していただけるという話し合いにこぎつけというふうには私は受けとめておりますけれども、またどのようなスケジュールになるのかということについてはわかったところで教えていただきたいなというふうに思います。予定は予定ということで、この予算が予定なんですけれども、それで今回臨時職員賃金ですとか、講師報奨金とか、通訳報奨金とか、わずかながらもついていますね。何をどのような事業をしようとしているのか。

○協働推進課長

今年度行っている事業に加えまして、来年度からは週に1回決まった曜日、決まった時間に臨時職員、あるいは通訳を置いていくというふうに計画をしております。

これは隣室4号室が借りれる借りれないにかかわらず、今ある3号室で実施をしていく予定でおります。

以上です。

○中島委員

週に1回通訳も配置して臨時の方と2人の体制でということですね。週に1回相談事業をやるんですか、どんなことをやるんですか。

○協働推進課長

具体的に相談事業として配置するのではなくて、決まったときに臨時職員、これは通訳もできる方という形で、具体的には今、市民課で通訳を行っている方たちを交代でそこに配置をしようというふうに思っていますけれども、相談事業として置く

のではなくて、そこを管理を兼ねて置くという考えでおります。

○中島委員

通訳のできる方ということで、これは臨時職員、講師、通訳とばらばらに予算があるんですね。これは同じ方に行くということもあるということですか。

○協働推進課長

同じ方というか、臨時職員として雇用するわけですので、決まった方ということなんですけれども、1人だと対応が難しいのですので、交代になるかと思えます。

○中島委員

だけど、通訳は通訳で予算がついてますよね。臨職は臨職についてますよね。だったら通訳と臨職とセットかなと思うじゃないですか。これは同一人物で、片や賃金もらいながら通訳の報奨金はプラスアルファしてもらおうというも想定したものかなと、あなたの話からするとそういうことかなという、誤解ですか、これは。どういうイメージかちょっとわからないので、通訳と臨職の関係は。

○協働推進課長

今現在の考え方としてはそうなんですけれども、当初は行政になれた、今市のほうで外国人相談やってみえる方という具体的なことまで詰めてなかったものですから、日本人の方の臨時職員とその通訳というふうに考えてはおりました。

具体的に最近になって市のほうで今やってみえる方がやっていたらという大体的話をいただいておりますので、それであれば、あえて日本人の臨時職員は置かなくてもいいのかなというふうに思っています。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時50分

---

再開 午後1時59分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○協働推進課長

先ほどの多文化共生センターへの臨時職員の配置なんですけれども、現在考えておりますのは、毎週土曜日午前10時から午後3時、お昼の時間を除く時間を今のところは考えております。

以上です。

○中島委員

一歩前進ということで、常設的に市の職員がいてほしいというのがあって、それがうまく活用できるかどうか、またいろいろボランティアとしても私ども協力をしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

どんどん集まってくるようなことになればセンター祭りやってもいいし、多文化共生センター祭りと、全市的な大きなのじゃなくてもセンターのちょっとしたイベントをやってもいいですし、発展的にそんなふうには交流が盛んになることを私は期待をしております。

それから、日本語指導教員ということで今回この中には出てきません。県のほうの予算で教員がつかます。多文化共生の並びでちょっと聞かせていただきますが、7人が加配されるという、こういう報告がかつてございました。小学校が4人、中学校が3人加配されるというこういう内容だというふうに思いますけれども、改めて確認をさせていただきます。

○学校教育課長

小学校のほうは4人ですね、それから、中学校のほうは3人です。今まで全体で10人、これが17人になったということです。

内訳としては、東小学校に5名いましたが、これを8名にしております。それから、知立西小学校が1名だけだったんですけど、ことしから2名にしました。知立南中学校は4名のところを7名にしました。学校の人数で割り当てられます。本来なら東小学校のほうは4名ついたわけなんですけれど、市の考え方として、1校だけじゃなくて新たな日本語教育のシステムの構築をしていく学校を必要というふうに考えて、西小学校のほうにそういうところを持っていきたいなという配慮が

あります。

○中島委員

南中のほうについては4名のところ、今度3名プラスして7名になるということになりましたね。中学校の場合は、その基準よりオーバーした部分を10人に対して1人、基準がということの説明を前に受けました。基準よりも30名多かったということですか。その範囲でしたかね。もう少しほんとは生徒の人数がいるのではないかと。ちょっと人数の確認をさせていただきます。

○学校教育課長

今、まず東小学校170を超える人数がおります。県のほうの基準があるんですけど、171人以上で8人というような基準表があります。そこがもう一番最高のところで、それ以上の基準がありません。

小学校のほうをもう一回言います。今まで91人以上在籍する学校に5名、これが限界だったんです。それに追加されて111人以上6人、131人以上7人、151人以上8人、171人以上9人、ここまで範囲を伸ばしたと。

それから、中学校のほうは、今まで41人以上4人、ここからさらに追加項目で51人以上5人、61人以上6人、71人以上7人、81人以上8人という範囲をつくったということです。

東小学校のほうは170を超えてますので、こうなったと思います。それから、南中学校のほう、まだ流動的でわからないんですけど、80人ちょっといくか、80人ちょうどぐらいか79人ぐらいかという試算で出していましたので、そうになりました。

以上です。

○中島委員

配置をされている範囲で何とかぎりぎり、ちょっと足が出たかなどうかというこんな感じで、ぎりぎり配置はされたということになりますね。ただし、東小学校の場合は1人は西小学校へ回しましょうということで少し穴が開きますけども、経験も長くなってきてる取り組みということであります。

社会科のところにも手を伸ばして厚く教育がで

きるというようなことも校長先生からも伺ってまいりましたし、各学年に1人ずつ配置するというようなことも言っておみえになりました。大分大きな前進を見ることができて、これについてはその成果を期待をしたいなというふうに思っております。

次に、自主防災活動の活性化事業というのがあります。これは防災リーダーの養成とかいろいろなことが書かれております。実は、この間、昭和3丁目で火災がありまして、お亡くなりになったということでありました。地震防災ということに非常に力を入れているさなかに火災で亡くなってしまったというようなことで、防災という場合には火災も1つ念頭にしっかり置かなきゃいけないと、一般建物火災にも力を入れなきゃいけないと、このことを私は強く感じたところなんです。

火災報知機というものが一応法律で全国に義務づけられると、罰則はないと、強制力はないよということの範囲ではありますが、一応義務化されたこと、こういう状況にはあります。火災報知機が作動したかどうか、これについても消防署の広域連合にいろいろ話を聞きましたけど、まだそれがわからないと、全く原因もわからないという今の状況でありますけれども、それを火災もほんとに予防していくという防災の1つの大きな内容にしなければいかんということをおもって、そういった意味では、この火災についてどのように何かお考えがあったら聞かせていただきたいなというふうに思いますが、予算ではこういうことでリーダーですけども、どういう活動を今後していくのかというその幅についてどんなふうにお感じになったか。

#### ○安心安全課長

ただいまのお尋ねで、総合的に防災として含めたらどうだということでお考え方を述べよと言われておりますけれども、火災は基本的には消防で受け持ちではなっておるんですけども、その中で、消防団の活動を私たちは今回も4分団、4個班みんな出てくればまして消火活動もかなり深夜に及んだと思っております。装備、その他の面も含めまして、

防災のいわゆる南トラとか何かで火事とかということは別に、通常の業務においては142名が今かわってもらっておいて、年末年始、警戒、各自の地域での活動といろいろ一生懸命やっておりますので、今回消防団の強化も出ましたので、あわせて消防団の強化ということで地域に根づいたことをやっていたらと思っております。

#### ○中島委員

ですから、例えば火災報知機がついてたかと。皆さんつけましょうねというのを防災の消防団の役割かどうか、それはわかりませんよ。私は、もう少し予防的なところでそういったものについてもちょっと取り組まなければいけないということをおもっていますよ。彼女は86歳、息子さんが63歳でした。息子さんは毎日夜勤という仕事をしていらっやして、夜は全く1人なんです。その夜の火災ということになってしまって、2人暮らしなので、旦那さん亡くなって息子さんは一緒に住む2人暮らしなので、ひとり暮らしの高齢者には無料で火災報知機をつけてあげるという制度があるんですね、福祉のほうで。あとは自分でやってくださいということになってるので、法律的には。前、広域消防のほうからも、皆さんつけてくださいというのがありましたけども、そういった高齢者の方がいる家庭でつけているかどうかというのをチェック項目に入れてPRするというような自主防災のいろんな活動の中の項目として1つ追加しなければいけないということをおもっているというふうなことで、この気持ちわかりますでしょう。大震災、南海トラフが起きたわけじゃないのに火災で死んじゃったなんてことは何か予防できなかったかなということをおもわなければならないですか。

だから、そういったところにも少し目を向けた防災活動をやりましょうということをおもいます。そういうことなんです。答弁はいいですわ。私、もうすぐやめてしまうしというふうにおもわれると困っちゃいますけども、総務部長いかがですか。防災というと、どうしても地震というふうに言っちゃうんですよ。地震、雷、

火事、おやじと、こっちへ全部防災しなきゃいけないと思うんですよね、どうですか。

○総務部長

一言で防災というと中島委員おっしゃることも入ると思いますけれども、ただ、役割分担がそれぞれございます。火災は第一義的には消防署のほうでということで、私どもがやっておる防災というのは大規模な防災、水害だとかそういったものを中心にやっているので、今おっしゃるようなことはいざやるとなると、やはり消防署を中心に我々も協力するというそんなようなイメージでやっていくのかなというふうには思いますけど、決しておぎなりにしていいことではないというふうには思っています。火災というのは常日ごろは大規模災害、地震よりは風水害と火災というのが我々の身近な災害であると、その点について異論はございません。

○中島委員

広域連合ということで、ちょっときめ細かなところにまでそういう意味では住民の顔の見えるところでの活動というのは、ちょっと遠くなった気がするんですよ。まだ一緒になっているところには、そういうお宅には消防署のほうから出向いて行って、ひとり暮らしのお宅のところへ、安全対策ということをやったんですよ、知立消防が。今それなくなっちゃったもんですからね、そういったことが向こうでやってくだされればいいですけども、でも私が今言ってるのは、防災リーダーつくっていくけども地域の防災という面はもう少しそういうところもプラスアルファしてもいいんじゃないかということをお願いしておく、ということなんです。絶対だめということじゃないと思うんですよね、今の範囲でも。要援護者をいろいろとつかみましようというときにありますからね、そういう問題も。ぜひそれは1つの教訓として私はあったらいいかなというふうに思います。

それから、地域創生の地方版の戦略というものをつくっていくということが国から言われておりますよね。1年ぐらいかけてつくるのかなということが本会議の中だったか、どこかで言われまし

たかね。地方版総合戦略ですか、これはどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、もう一度その辺を御説明ください。

○企画政策課長

国のほうが国の長期ビジョンをあわせて総合戦略をつくりまして、地方、県及び市町村に対しては策定の努力をしてくださいということで、来年度平成27年度に当市におきましても総合戦略のほうを作成していきたいというふうに思っております。

国のほうが国の総合戦略を示しておりますので、それを参酌して地方に見合ったような、その地域地域に合ったような戦略を立てなさいということになっておりまして、国のほうの戦略の内容で知立市に合ったような形を考えていきたいというふうに思っております。

○中島委員

地方分権ですから、何か余り縛られた形もどうかと思うんですが、きのうも国会の質問を聞いていましてね、これに関係していたと思うんですが、今、国が一番大きな問題は何かという質問を蓮舫議員がしてみえたね。安倍首相が人口減少だというふうに言って、こういう話をされるわけですね。

私も読むとね、やはり人口減少を解決する、もちこたえていく、そのためにということが随所出てくるわけで、ほんとにそこのところが担保できるのかなということを私はずっと思ってるんですが、市長は、この戦略の受けとめ方、安倍首相は人口をふやそうということが大きな狙いというふうに言ってますが、市長はどんなふうに受けとめていらっしゃいますか。

○林市長

まち・ひと・しごと創生法というのは、まさしく人口減少に向けてどういうふうな取り組みをやっていくかということだと思いますけれども、今申し上げましたように、まち・ひと・しごとですので、まちづくり、人づくり、仕事づくりということかなというふうに考えております。

知立市として、昨日の市民福祉委員会でも話題

になった1つとして、小規模企業振興基本法ができました。これは、まさしく今までの中小企業法と名前は似てるけど全く違う概念でつくられてるということは認識しないかんのかなと。

1つは、今までは経産省の補助金というのは拡大再生産をする企業に対して補助金を出していく、そういう方向に向けていくものに対する補助だったんですけども、あの法律というのはレベルで持続可能であればいいよというそういう形の補助金ということで、私、勉強させていただいた限りにおいては、非常に哲学を変えるという、今までと哲学違うんだよということを教えていただいたんですけども、ということで、何が言いたいかと申しますと、小規模企業の方々というのは、まさしく消防団に入ったり、PTAやられたり、お祭りやったりという地域のコミュニティをつくっていらっしゃる、そうした方々に対するところに光を当てるというそういう側面があるということが1つと、あと、小規模企業者というのは目に見えない財産を持っている。例えば、隣近所の人たちはどういうものを欲しているか、どういうサービスをすればいいのか、かゆいところに手が届くようなそういう無形のノウハウとか資産を持っている、それをしっかりと継承していく、相続をしていく、そこをやらないかんよということを言っているわけでありまして、まさしくこれからの創生というのは、やはりそこに視点を当てていくということは1つのポイントかな。そうすることで人が育ち、仕事が生まれ、いい形で日本的な成長が生まれていく、そうするところに希望が出てくるんじゃないかな。それは小規模企業振興基本法、教えていただいた中で。

1つやり方として、知立市で言うと商工会の方と一緒に取組んでいくということが大事なことかなと、そういうふうな考えで思っておりますけれども。

○中島委員

ほんとに小規模な5人でやってるような小さな企業も含めて大事にしていこうというね、それは大事なところであります。

人口の問題をもう少し聞きますね。知立市の出生率はどれだけですか。市長は御存じでしょうか。余り認識されてないなということですね。担当は知ってみえますよね、前に調べていただいたね。出てこないですか。

皆さん余り人口ふやそうと言っている割には、知立市の出生率を知らない。頭に入っていない。いけないじゃないね、そんなことでは。私は、まちづくりとか人づくりとか仕事づくりとか、それやらなきゃいけないんですけど、出発点である知立市の人口はどれだけ、そして出生率はどれだけというのを頭に入れといて、それはどこまで伸ばそうかというようなイメージをやっぱり持ってもらうないと、一番大きな問題が人口減少だと言って安倍首相も言ってるんですけど、やってることは人口を離れちゃうんですよ。大きな企業を応援してみたり、中小企業は知立市でもやろうと言ってますけどね、出生率は1.79です。全国平均は1.43ですからね、全国平均よりは高いということです。市長そういうことですよ、1.79。これはこの地域全体に高いのではありますけれども、一番高いところは東海市が1.82、みよし市が1.81というのに次いで大体この辺もという数字になっております。2.07ぐらいだったら人口が維持できるよということでもありますけれども、やはり出産というものについての支援というものも大きな視野に入れて、中小企業、まちづくりとか仕事興しとかという問題ももちろん大事なので、それはそれでやっていただくことと、意識していただきたいのは、やはり出産とか、ここの戦略の中にもしっかりとありますよね、女性が結婚、出産、子育てをしっかりと支援していくというのは戦略が一本の柱で出てくるわけですよ、若い世代の結婚、出産を支えると、ここの部分が意外とまちづくりよりも少し今、停滞感だなという感じがするんですよ。

私は、この戦略をつくる上では、知立市は出生率をどのぐらいまで引き上げようというぐらいの気持ちは持ってほしいというふうに思うんです。2.07そう遠くないというね、知立市はということなんです。それ意識してやっていただきたい。

そうしたらもう少しいろんな施策も大事なというふうに見えてくるんじゃないかなと思うんですが、市長、そういう実態なんですよ、いかがですか。

○林市長

今、中島委員おっしゃられましたように、出生率をしっかりとつかんで、それを上げていくというそうした考え方、やはり持っていかなければいけない。反省をいたしております。

あわせて、今住んでいらっしゃる子育て世代の方々が、もっともっと子育てがしやすい、そうしたことが中・長期的には知立市で子供を産みたい、知立市でもう一人、もう二人産みたいという、そういう雰囲気というか空気ができてくるんじゃないかなと確信をいたしておりますので、そこについても当然ながら今まで以上にさらに進めてまいりたいと考えております。

○中島委員

目標を持って進めていくというのいいんじゃないかなと思うんですね。この出生率の目標って難しいと思うんですけどね、でも、もう一人産みたい、この地域ならもう一人産んでも大丈夫だなというような安心感、この間の市民福祉委員会の撤回条例がありまして、第3子の無料のところについての表記が誤っていたために無料にならないというものになってたので撤回されて、再提出をされるというような方向が代表者会の中で決まりました。ほんとに第3子は無料ですよと。第3子については、例えば給食費も無料にしますよとかね、そういった第3子ということにもう少し力点を置いてみるとか、そういった直接的な支援というものももう少し考えてもいいんじゃないかなというふうに私は思います。

今回、給食費を値上げされますけれども、そういった視点で、第3子は無料にしましょうと。私は一般質問でもほんとはもう少し踏み込んでいきたくはあったんですけども、時間の都合で中途半端に終わってしまいましたけど、やはり若い人たちの支援をしっかりと。学校給食についても今回消費税が上がったりいろんな栄養価が少し見直さ

れて足りなくなったとか、いろんな説明はありましたけれども、やはり第3子は無料にしていこうかという、こういう流れも検討してもいいのではないかなというふうに思うんですが、もう一度この点、どんなふうなお考えなのか、お考え聞きたいというふうに思います。

○教育部長

一般質問でもいただいたかと思いますが、現在のところ愛知県内を見ましても、まだまだ第3子無料化行っているところもほんとにわずかで、1つの施策ということだと思いますけども、現在のところは担当としては考えておりません。

○中島委員

そういう事務的なお答えをいただいたんですが、総合戦略をつくっていくんだよというときのスタンスをもう一つ押し出してほしいということなんです。総合戦略をつくるよ、人口をふやしてくよということなんです。もうあと100年たったら5,000万人になっちゃうようなことでは、ほんとにさびれてしまうという日本ですね、それじゃあいけないということで取り組むことが今、国から号令がかけられている。号令かけられなくてもやらなきゃいけない少子化対策ですけども、やはりその辺は国の参酌ということをよく言われますけれども、知立市が独自に人口アップさせるためにここに力点を置くというような特徴を私はつくってもらいたい。その点だけちょっと伺っておきたいと思うんですが、副市長いかがですかね、基本目標なんか若い世代の結婚、出産、子育て、1つの大きな柱としてあるわけですから、その辺を重視して、このまちは大きな企業があるまちではない、子育てしやすい住宅環境のいいまちなんだという、こういうアピールがあってもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○清水副市長

今回の第6次の総合計画の1つの基本的な考え方として知立市の定住人口をふやすということと、もう一つは、知立市の魅力を高めて、知立市で、ぜひ、ついの住みかかにしていただく、そういった方たちをふやしたい。市内、県外からの転入者を

迎え入れて、その方たちは生涯を通じて知立市で、そういう方たちをふやしたいというのが1つの考え方でございますので、今、御質問者おっしゃるように、知立市で子育てをするためにいろいろな条件が整理されている、これも大事なことでですけども、そこにやはりそういった適齢の皆さんが知立市に移り住んでいただく、いわゆる社会増をもたらす、そういった施策も非常に大事なことだなというふうに思います。それがあいまえば知立市も今後どんどん人口はこれから伸びるということとはなかなか難しいわけですけども、今の水準を維持するというのと、できるだけ平均年齢の若い都市とすると、そういうようなことも1つの目標かなというふうに考えております。

○中島委員

だから、総合戦略の中で知立市の独自のそういったイメージをきちっと打ち出すような内容のものをつくってもらいたいなというふうに私は提案したいと思います。

国の一律的な参酌でいきますと、どこの市もみんな同じようなものになってしまうということが心配されますので、そういった点では、知立市はほんとに子育てがしやすい便利なまちだからたくさん集まってくる。輸入した人口ばかりふやすのが目的ではないですけども、それは出ていかないということにもつながりますので、その点では私も同じ気持ちです。

ですから、そういったところをうんと押し出して、新しい仕事づくりももちろんそうなんですけど、そんなにこの知立市内で大きな仕事づくりの場所はないわけですので、大きな大きな期待はできないというところがありますので、やはり住みよいという住環境をとすることは一番のメインがそうじゃないかなというふうに思います。市民の皆さんも、この知立市はそういった面では住みよいよねとことはよく言われます。ですから、よい特徴をアピールできるような戦略をさらにつくってもらいたいなというふうに思いますので、その人口という点にもきちっと軸足を置いて意識してやってもらいたいということを申し述べておきます。

1つだけ、給食センターは今回は調理業務の委託の切りかえの時期ですか。

○教育庶務課長

今回、今の契約が平成27年7月31日まででございますので、来年度契約の切りかえという時期にはまいります。

○中島委員

切りかえに関して、何かお考えがありますでしょうか。何か特別にこういった条件をつけて、こういうことをもっと力入れたいとか、そういう何か条件的なものを考えていらっしゃるかどうか。

○教育庶務課長

特に重点的ということは、まだ今あれなんですけども、安心・安全ということはもちろんのこと、2回目から3回目の委託の時期にもなってます。前回もこの時期と言うんですか、年度明けますと、すぐまた業務委託の研究委員会、こういったものをまた立ち上げてまいりますので、その中でしっかりと契約に関して基本方針ですとか、そういった仕様等をまた検討させていただきながら研究させていただきたいと思います。

○中島委員

ぜひ研究はしていただかなきゃいけないと思いますが、よく社会的な問題になるとアレルギーの問題で違った何かで重篤な事件になってしまったとかね、ちょっと間違えて配ぜんしちゃったとかいうことも含めてなんですけど、事件になったこともあります。

それから、配食が遅くなって冷たくなっちゃったとかね、うちの場合は近いので、よほどそういうことないと思いますけども、そういった何か見直しの問題とか留意点とかね、そういった点での議論も今あれば聞かせていただきたいと思います。

○教育庶務課長

アレルギー問題、よく新聞でも出ております異物の混入ですとか、そういったのというのがすごく話題にはなってるかと思えます。そういったことを未然に防ぐ、これが一番大事だということは常日ごろからセンターのほうでも考えております

ので、今のところ大きな事件、事故に至るようなことはないかと思っております。

○中島委員

そういった安全対策をしっかりと日常的にやっていけるような人員体制といいますかね、そういうものもきちっと目を配っていただきたい。パートばかりじゃここでも問題があるなどというようなことやね、正規の方がしっかりと推進できるような職場環境をとこういうところも大事なかなと思います。その辺もしっかり精査してもらいたいなど。

また、今どんなふうな正規とパートかということについても、また機会があれば資料をいただきたいなというふうに思いますが。それから、市のところから向こうに移った方たちが残っているかどうかわかりませんが、労務単価的なところについてもしっかりと見ていただいて、今回総務部のほうで出していただいた資料がありました。労務単価の実態出していただきました。今回も予算でいっぱい労務単価の問題が出てきておりますけれども、そういったチェックもきちんとしていくかどうかですね、その辺はどうですか。

○教育部長

給食センターの委託の更新の際にも入札に参加していただく意思があるかどうかの確認の際に、以前に知立市で働いてみえた方たちのそういう賃金が確保できるかということを経営条件にしておりました。そういったことで確保できているのではないかと考えますが、雇用された後で市の方がそういったことを確認するということは労基法上ではそれは問題があるということですので、この更新の切りかえの際にもそういった以前行いました切りかえのときの手法とかそういったものをもう一度研究して進めてまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

公共工事の設計労務単価比較表というのをつくっていただきまして、労務単価が1日当たり幾らというふうに決まりが数字が出てくるんですけども、それに対して低いところは42%、現場まで行った

ら42%しか賃金が払われてなかったというようなこと、これは総合評価方式の場合だけこれができるよということで、それを対象に調査してもらったんですね。大変低いところもあるということが実態としてはわかったわけですよ、現場へ行くと。

今言われたみたいに委託契約でやる場合には、後追いは法的にはできないというふうにおっしゃったわけですね。総合評価方式ならばできるけど一般的な委託だとできないと、その辺、法的に説明していただいていいですか。

○総務課長

総合評価落札方式に係る調査の内面としまして、契約後、労働環境チェックシートというものを提出していただいております。その中で下請含めた労務者の単価を確認しておるということでございます。

○中島委員

ああいうのはできないということですね。

○総務課長

総合評価落札方式に係る契約についてということでやらせていただいております。

以上です。

○中島委員

研究テーマですけども、そのほかについてはチェックできないよと、チェックシートというのは対象になってないのでね。公契約条例という問題をつくって、もう少し幅広くこういうものが見えるようにしたらどうだというのは何回もやってきて第一歩としてチェックシートがあるわけですけども、そういった意味では、公契約条例ももう少し幅広くそういった皆さんがどういった実態でやってみえるのかということ把握できるように検討すべきではないかと。予算では労務単価引き上がりましたというのは補正でも出ましたよね。出ましたけども、末端いったら1つも上がっていないということもあるわけですよ。もらってないよと、そんなものはということも出てくるんですよ。

ですから、そういった大きなテーマというものも引き続き給食センターでも手が出ないとおっしゃる。更新の時期だけはこういう契約ですよとい

うことをやりますので、その後どうなるかはチェックできないと、こういうことなんですよ。大きな仕事をやってもらうんですけども、そういった点の解決方法を少しはお願いしておきたいなと思います。最後です。ちょっと方向性をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

今のお話につきましても今後の検討課題ということにはなるかと思いますが、公契約条例に関する各検討の状況というのは、愛知県におかれましてもさまざまな角度から検討がされておりまして、現状においては実現されていないということもございます。

そういった状況も踏まえまして、いろんな角度から引き続き検討はしていきたいというふうに思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第26号 平成27年度知立市土地取得特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第30号 平成26年度知立市一般会計

補正予算(第7号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中野委員

平成26年度の一般会計の追加補正でございます。こちら予算書及び予算説明書の17ページ、2款1項の3目広報費の003事業と言うんでしょうか、広報広聴運営事業のホームページシステム開発委託料について少しお聞きします。

こちらのほう、実施計画によると2年後、平成29年に行うというそういった計画でございましたが、今回国庫を活用するという事で地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金地方創生先行型ですね、こちらを活用するという事で2年前倒してホームページシステム改修ということで実施することになりました。

まず、この活用する交付金、地方創生先行型ですね、こちらの目標、対象となる事業、また、その目的、こういったものが対象となっておるのか、そういったものを個々に説明していただければと思います。

○企画政策課長

今回の地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで、こちら二本立てになっておりまして、地方消費型生活支援型という交付金と今回該当します地方創生先行型ということで二本立てになっております。

今回このホームページの改修につきましては、地方創生先行型ということで、こちらの交付金の目的としましては、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対して支援をするという交付金の事業でございます。

今回ホームページの改修につきましては、その事業の概要、目的としましては、子育てしやすいまち、住みやすいまちであることを地域内外の若者にPRするために市のホームページをリニューアルをしまして、ソーシャルネットワーキングサービスとの連携やスマートフォンの対応環境を整備するという形で、そういったPRページの作成、周知等を実施するという中身でこの交付金事業に

該当するということで申請をさせていただいておる内容でございます。

○中野委員

今回この地方創生先行型の中で、このホームページシステムの申請した目的という子育て支援、定住促進ですかね、そういったものを目的として今回2,700万円の事業を行うというそういったことでございました。

こちら、このホームページシステム開発に当たって、何か現在検討しておられる概略みたいなものの、披露できるものがございますでしょうか。

○協働推進課長

現在予定しておりますリニューアルの内容ですが、まずはウェブアクセシビリティの対応ということで、文字フォントや色、画像の配置など年齢や身体的特徴などにかかわらず、いろんな人がアクセスしやすいウェブサイトデザインを変更していく。それから、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワークサービスを通じた情報発信。それから最近復旧が進んでおりますスマートフォンへの対応、こんなところを現在のところ予定しております。

○中野委員

いわゆる障がい者の方、誰でもユニバーサルな形でホームページをつくる、スマートフォン対応、そういったこと、あと、ソーシャルネットワークサービスの連携ということでございました。

今回、特にこの子育て、定住促進、流入人口増加ということを考えたときに、誰が対象になるか。当然子育てとかそういったことになると、20代、40代、比較的若い世代が対象になるのかなと考えるところでございます。

そういった方というのは、やはり特に主婦の方とか、家でパソコンを開くということしないんですね。スマートフォン今かなり高機能になっておって、スマートフォンで用を済ませてしまう。逆に言うと、スマートフォンで見れないと、いいやと諦めてしまうというんですね。ある調査によりますと、例えば飲食店とかで自分のお店のホームページをつくるときに、やっぱりスマートフォン

対応のページがないと見てくれないとか、来てくれないと、そういったあからさまな結果が出ておるところでございます。ぜひともスマートフォン、非常に大切に考えていただいて、そういったものを進めていただきたい。そしてまた、今までどおりパソコンで見られる方にとっても高齢の方、字が小さいと見れないとか、障がいのある方にもどうやったら見やすいホームページをつくれるか、そういうところをしっかりと研究していただきたい、そのように思います。

また今、SNSに取り組んでいくということでしたが、主なものと言うとフェイスブック、ツイッター等ございますが、どのような連携、それぞれ特性が違うと思うんですね、フェイスブック、ツイッター。今何かお考えとかあるのでございましょうか。

○協働推進課長

SNSとの連携については、まだ細かいところまでは詰めてはおりませんが、現在の考えですと、ホームページに掲載した同じ内容のものをソーシャルネットワークサービスを通じて情報発信していくと。現在のところ双方向通信はまだ予定はしていません。

以上です。

○中野委員

双方向となると、またなかなかいろいろ議論が出てくると思います。このフェイスブック、ツイッターというのは、ほんとに性格が違うとか、やってみないとわからない面があると思うんですけども、非常に特性が違う。だから普通のホームページと同じようなことをやっておっても収拾つかなくなってしまうとか、何をやってるのか自分たちがわけわからなくなってしまうということになりかねないと思うんですね。ただフェイスブック連携してみましたでは費用対効果見えてこない、そういったものもあると思うんです。やはり今回開発取り組むに当たって、フェイスブックやツイッター、しっかりと特性も研究していただいて、どのような効果をどのように発信していくのが一番効果的かということをしっかり研究して

いただきたいと思います。

やってみただけだめなんですよ。やはり目的は市民にとって非常に役立つものであるとか、知立市のシティプロモーション、それを考えたときに、非常に効用のある、そういった使い方、ぜひ研究してこの1年間取り組んでいただきたい、そのように強く申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○久田委員

時間がないので短くやります。

この補正予算書の27ページ、今話が出ましたホームページシステム開発委託料2,700万円、総合戦略策定が28万1,000円、旅費ですね。それとプレミアム付き商品券発行业務補助金5,100万円、これは地域住民生活等緊急のための交付金ということでした。

それで、本会議でも今後、まち・ひと・しごと創生事業でこの交付金を真剣に取っていくんだと、これを企画部長はそういう答弁でした。この交付金を真剣に取っていくというね、新しい財源を確保していくというような形の上で、真剣に取り組んでいきたいというふうにおっしゃれましたが、平成27年度の予算書に、例えばまち・ひと・しごと創生事業に関する予算が全くありません。この補正予算書のほうには、今言った大きい2つね、地域消費喚起生活型支援と地域創生先行型、この2つの資金については大きな歳出があります。小さい歳出は旅費が28万1,000円ですけど、この28万1,000円が、まち・ひと・しごと創生事業に28万1,000円だけで地方版の総合戦略がつくっていけるのかと、こら辺が非常に心配なんですけど、こら辺はどうでしょう。

○企画政策課長

地方版総合戦略につきましては、国のほうも委託でつくってもらうのではなくて自分たちでいろんな調査をして、自分たちで自分たちの状況に合った戦略をつくりなさいということになっておりまして、今回、久田委員の言われるとおり、補正

予算としては、それにかかる費用としましてはいろんな事務連絡等の旅費と消耗品ということで、職員が総合戦略を全てやっていく予定で現在のところおります。

以上です。

○久田委員

先ほどから議論になっておるように、地方版の総合戦略というのは、恐らく4つの基本目標があると思うんですよ。先ほどから議論になっておるように、中島委員がおっしゃったり、中野委員がおっしゃるとのは、3つ目の基本計画の中の若い世代の結婚だとか出産だとか子育てに対するための自立を図っていきなさいよというそういう目標の中でやっとなと思うんですね。

こういう大事なことが、そんな28万1,000円で私はできるのかなというところが、28万1,000円の歳出でそんな立派な地方版総合戦略ができるのかなというのが1つの疑問と、それと、この知立市でそういう基本目標をつかったときに国のほうで採択していただかないと交付金が出てこないということで、そこら辺の取り組みを間違えてしまうと、せっかく大きな交付金が取れるのに、取れないんじゃないかなという心配があるというふうに私は思うんですけど、そこら辺はどうでしょう。

○企画政策課長

地方版総合戦略につきましては、各自自治体が自分たちの客観的ないろんな分析に基づいて地域の課題を整理して、その上でつくっていきなさいという中身でして、今先ほどもお話させていただきましたように、職員のほうでそういった分析、課題等を求めまして地方版の総合戦略を作成していく現在予定でございます。

○久田委員

時間がないのであれですけど、例えば今回、地方創生先行型で1,700億円、国のほうから出とるわけですね。それで基礎交付で1,400億円の中で知立市においては5,000万円前後がプレミアム商品券でやったんだね。上乗せ交付の300億円があったと思うんですが、そこら辺が私は上手に使えたんじゃないかなというふうに思うんですけど、

時間がないので、それはまた聞くので、よろしく  
お願いします。

以上。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終  
わります。

次に、議案第32号 平成27年度知立市一般会計  
補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終  
わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は  
終了いたしました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長  
報告の文案につきましては、正副委員長に御一任  
いただきたいと思います。御異議はありません  
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会企画文教分科会を閉  
会いたします。

午後2時53分閉会

## 平成27年知立市議会 3月定例会予算・決算委員会 市民福祉分科会

1. 招集年月日 平成27年3月17日(火) 午後3時
2. 招集の場所 第1委員会室
3. 出席委員(7名)

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 杉山 千春 | 三宅 守人 | 高木千恵子 | 永田 起也 |
| 稲垣 達雄 | 佐藤 修  | 石川 信生 |       |
4. 欠席委員  
なし
5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|             |       |             |       |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 市 長         | 林 郁夫  | 副 市 長       | 清水 雅美 |
| 福祉子ども部長     | 成瀬 達美 | 福 祉 課 長     | 長谷 嘉之 |
| 子 ども 課 長    | 星野 主税 | 保 険 健 康 部 長 | 加藤 初  |
| 長 寿 介 護 課 長 | 中村 明宏 | 国 保 医 療 課 長 | 正木 徹  |
| 健 康 増 進 課 長 | 清水 弘一 | 市 民 部 長     | 山口 義勝 |
| 市 民 課 長     | 稲垣 利之 | 経 済 課 長     | 早川 晋  |
| 環 境 課 長     | 高木 勝  |             |       |
6. 職務のため出席した者の職氏名

|             |       |         |       |
|-------------|-------|---------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 島津 博史 | 議 事 課 長 | 横井 宏和 |
| 議 事 係 長     | 近藤 克好 |         |       |
7. 会議に付した事件(又は協議事項)

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 議案第18号 | 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)       |
| 議案第19号 | 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第21号 | 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)   |
| 議案第23号 | 平成27年度知立市一般会計予算              |
| 議案第24号 | 平成27年度知立市国民健康保険特別会計予算        |
| 議案第27号 | 平成27年度知立市介護保険特別会計予算          |
| 議案第28号 | 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計予算       |
| 議案第30号 | 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)       |
| 議案第32号 | 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)       |

午後2時59分再開

○稲垣委員長

ただいまから、3月16日に引き続き予算・決算委員会市民福祉分科会を再開します。

○佐藤委員

昨日は緊急通報装置について伺いをしたところであります。知立団地の火災ということがあって、直接的に火災ということでありましたけれども、緊急通報装置について基本的に65歳以上のひとり暮らしと。さまざま運営の中で拡大はされてきてますけれども、日中独居の方、夜間独居の方、こうしたことも対象にということで、副市長は一度検討したいと、こういう答弁もあったわけであります。

そこで、もう一点お聞きをしたいと思います。

121ページのところに日常生活用具給付事業というものがありますけれども、この中には火災報知機の設置というものもあります。電磁調理器とか自動消火器だとかありますけれども、この火災報知機の設置の状況、義務化されてるということですけども、高齢者の皆さんはどのような状況になってるか把握はしているのでしょうか。

○長寿介護課長

各世帯の火災報知機の設置状況ということになりますと、うちのほうでは把握できておりません。

○佐藤委員

一応これらについては全世帯が対象に設置ということであります。市のほうは市営住宅等は市費でもって全て設置を終わっているわけでありまして。この日常生活用品給付事業の中の火災報知機は低所得、寝たきりなど、ひとり暮らしということがありますけれども、火災ということを鑑みますと、きのうの火災もありますけれども、死亡というような事態、また、けがなども含めてあります。命を奪うという危険が大変あるわけですね。

それと同時に、出火元以外のところに延焼するという危険性がとても高いということを見ると、とても大切な事業かなと思いますけれども、平成25年度の実績はどのようになってますでしょうか。

○長寿介護課長

こちらのほうの制度の中でつけていただいた分は1件です。

○佐藤委員

65歳以上の高齢者の皆さん、これが設置の状況がどうなっているかということも私は把握をぜひしていただきたいなというふうに、なかなか難しいことでもありますけれども、把握をしていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○長寿介護課長

今現在、高齢世帯の調査ということで民生委員に家庭訪問していただいています。その中で、65歳であるからといって訪問しただけで、まだ年寄り扱いはしてくれるなということで拒まれるというような状況で、非常に各世帯の中の状況を世帯状況すら難しいですので、火災報知機ということになると我々のほうでは無理なのかな。もし可能であれば、例えば消防署のほうとかそういう形でやっていただくほうが全世帯統一してやっていただくほうがいいのではないかなと、私はそうやって思います。

○佐藤委員

やり方はともかくとして、そうした火災という命を奪うと、延焼も起こり得るということを見ると、一応これを全世帯義務化というような流れの中で、それだけ推進をされているのか把握することが必要ではないかと。その方法は結構ですけども、これは何も65歳以上に限ったことではありませんけれども、そうしたことも必要ではないかなというふうに思いますけれども、保険健康部長、方法はともかくとして、他の部署、機関と連携をすることも含めて、一度調査をしてもらえませんか。

○保険健康部長

先ほども長寿介護課長が申しましたように、なかなか難しい調査であるかなというふうに思いますので、本来的であるならば消防ですとかそちらのほうに願いますかというふうには私自身は思っておりますので、一度どういう形という

んですかね、一応その調査65歳以上の方に限って  
ということはなかなか難しいと思いますので、一  
度内部で検討できるかどうかということも含めて  
考えたいと思います。

○佐藤委員

それで、この低所得というのはどのレベルなの  
か、これはどうですか。

○長寿介護課長

所得の状況に応じてそれぞれ御負担いただく金  
額が分かれておりまして、ゼロ円でできるのは生  
活保護世帯等のレベルと前年度所得税が非課税の  
世帯まででございます。

○佐藤委員

前年度所得税非課税の世帯と。しかし、火災報  
知機の設置はひとり暮らしというようなことも要  
件に入ってますよね。それはどういうふうですか。  
世帯で例えば非課税世帯、ひとり暮らしが限定な  
のか、非課税世帯なら1人以上であっても可能な  
のか、それはどうですか。

○長寿介護課長

おおむね65歳以上の低所得の寝たきり老人、ひ  
とり暮らし老人等というふうに規定してございま  
す。

○佐藤委員

ひとり暮らし等ということですと、ひとり暮ら  
しに限定はしてないわけですが、その等の範囲  
はどこまででしょうか。

○長寿介護課長

そこまでは規定はございませんので、多分窓口  
の中で必要性を考慮した上で、なるべく安全性に  
かかわるものですので、広く支給できるように対  
応をとっているのではないかなと思っております。

○佐藤委員

そうすると、少なくとも非課税世帯であれば、  
ひとり暮らしに限定しなくても可能だというふう  
に理解してよろしいですか。

○長寿介護課長

そういうふうには思っていないんですけど、必  
要性があるかどうかということを重点に置くべき  
ではないかなと思ってますけども。

○佐藤委員

必要性というのは、どういうニュアンスでしょ  
うか。

○長寿介護課長

ひとり暮らし老人等、その等の範囲のどこまで  
入るのかということだと思うんですけども、お若  
い方がみえて、それについても等ではないかとい  
うふうな解釈ではないよという意味合いです。

○佐藤委員

高齢者という形に限定を今するような等と、若  
い方がおられたらということであります。

しかし、この事業で平成25年度、1件しか申請  
ということがあるにしても設置がされてないとい  
う、この実態については、この火災報知機の設置  
ということはその重要性に鑑みて義務化がされた  
という中で、全て自費でつけられているからこの  
件数になってるという御理解で、これでよろしい  
という認識なのか、それとも調査をしてないわけ  
だから、実態はわからないわけですから、その実  
態のわからない中でこれを推進していこうと思っ  
たら、少なくとも非課税世帯で若かろうと高齢者  
であろうと火災防止と、これは高齢者福祉とい  
うことに入ってますけれども、若い方と一緒に住ん  
でて非課税世帯だと。しかし、その高齢者の命を  
守るということプラスアルファで延焼防止等含め  
たこの重要性ということを見たときに、今日の設  
置件数が1件という、事業としては存在するけど、  
こんな状態になっているということを見ると、私  
は昨日の火災のことなども、あのお宅が火災報知  
機を設置していたのかどうか、ちょっとまだ定か  
ではありませんけれども、そうしたことを見ます  
と、少なくとも住民税が非課税の方については設  
置を認めていくというような方向性をとるべきで  
はないかというふうに思いますけれども、そうし  
た点では、全然考えは及びませんか。

○長寿介護課長

火災報知機というふうに書いてはあるわけですが、  
ちょっと特殊な火災報知機を想定している要  
綱になっております。

どういうことかといいますと、火災を感知した

ときに音や光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るものというものを補助の対象としておるということでございまして、通常ホームセンターとかで売ってる3,000円ぐらいのやつで天井につけるような、ああいうものとは違いますので件数は少ないのかなというふうには思ってます。

○佐藤委員

そうであるならば、なおさら設置を進めていただいて、高齢者の皆さんの命を守るということをして、費用的にはきっと高いんだろうというふうに思いますけども、少なくともその中に製品として幅のあるような取り扱い方をすることが可能なかどうかはわかりませんが、今日の実績が1件ということに鑑みてみると、昨日のああした火災などを見ると、今の現状ではいけないんじゃないかなというふうには私に思うんですね。

ですから、ぜひこの点では、今この場で長寿介護課長がそうしますとは言えないかもしれませんが、そうした重要性から見たら、ぜひ検討していただいて一歩踏み出していきたいなというふうに思いますけども、保険健康部長どうですか。この実績の平成25年度で見ると1件というこういう形では事業として、1件でも普及すれば結構なことだけれども、火災から命を守り延焼を防ぐという、延焼というよりも燃えてしまって延焼になるかもしれませんけれども、少なくとも命を守るというこの施策をそうした点で住民税非課税の世帯にも普及してほしいなと思いますけども、一度検討してもらえませんか。

○保険健康部長

この事業自体が高齢者の方を対象にという形で始まったと思いますので、この日常生活用具、命を守るということは佐藤委員おっしゃるとおりだと思いますが、その対象を高齢者だけではなくて全体を広げてということにつきましては、私どもの範疇からちょっと外れる部分がございますので、一度先ほど申しましたような形で調べさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

今、若い方と住民税非課税だと、高齢者がおっ

て、なおかつ若い方もおるよという点では、今言った趣旨とどうなのかなという疑問は当然湧いてくるわけです。ただ、高齢者の命を守るというこの視点に立てば、それも可能かなと思います。そこは一度検討していただきたいと思います。

しかしながら、高齢者だけの非課税世帯というものもありますよね。これならば高齢者施策として推進していくことは可能ではないでしょうか。そこは検討していただけますか。

○保険健康部長

先ほども長寿介護課長が申しましたように、この用具自体、その制度自体が高齢者の方に対するものに始まっているわけでございますので、一度どういう形でできるかということは、一度調べさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

それが特別な火災報知機だということでありまして、考え方として、今までひとり暮らしということで限定的にやってこられた。しかしながら、実績はこういう形だ、こういうことを見ると、火災の恐ろしさやそういうことを見たときに、その中身がそういうものでなければいけないのかということもありますけれども、考え方としては、住民税非課税世帯であって自費でもってなおさらそのような特殊なものをつけられない高齢者世帯であるならば、費用がかさむということであるならば、そうしたことを対象拡大して進めていくということはとても大切なことではないかなというふうに私は思うんです。

ただ、その事業のこれは市費で単独でやるとするいうふうに思いますけど、お金が入っているかどうかは知りませんが、そうした火災報知機と同時に、一般的な火災報知機もその対象に入れ込んでいただいて、最もふさわしいものが望ましいわけですけども、幅をつけていただいて、そうした世帯にも拡大していくと。それがいいかどうかということは検討してもらわないかんですけど、そうした意味合いにおいて、ぜひ私は検討を進めてほしいなというふうに思うんですけれどね。

副市長、きのうは緊急通報装置について、一度

どのようなケースがあるのか、必要性についての一度検討をしたいというような答弁もありましたけども、この件についてはどのような認識を、今の話の中でどうでしょうか。

○清水副市長

きのう、おとといですか、昭和での火災の話からですけども、こういったことが二度と繰り返されるということはあってはいけないことだという認識では御質問者と一緒でございます。

ということでございますので、少なくとも火災を早期に発見をして大災害を防ぐ、あるいは類焼を防ぐ、そういったようなことで言えば火災報知機というのは法で定められてつけるようになってるわけでございますので、そのことをまずは市民の皆様にも周知をさせていただく。今も消防署を通じて、しっかりやっとならしていただけたらと思いますけども、そんな中で、その必要性の中で設置をする、そのときにいろいろ経済的に難しい、あるいは高齢者おひとり暮らしの方、そういった方については、今の制度の中で私はそれをしっかり活用していただいて設置をしていただくということだろうというふうに思います。

それで、今のひとり暮らしの報知機というのは、少し一般家庭のものとは目的を異にしているのかなということも今の議論の中で感じておりますので、その辺の必要性については、ちょっと私、今ここで昨日の緊急通報装置と似たような目的とかそういうような部分があると思いますので、その範囲を今から拡大していくことについては、もう少し今の制度の周知というか、それをしっかり使って、まずはそれがうまく活用していただいて徹底をしていくということだというふうに思います。

○佐藤委員

今の制度があって、それを周知をしていく。しかし、この間、この火災報知機の設置事業が私、議員になってから相当前からあって、決算を見てもみますと年間に多くても3件とかね、その程度の話で、今まで周知はどうやってきたんだという話になりますよね。新規にやった事業でもって周知はどうだったという話ではなくて、長期にわたっ

てあった事業の中で、こうした実態だということなんですよ。

ですから私は、もちろんそのことは一生懸命やってもらわないかんというふうに思いますけれども、ひとり暮らしということ、低所得ということ、それは自力ではつけることがなかなか困難であり普及が進まないだろうという意味合いにおいて、そうした限定がつけられておるんですよね。

しかし、それは住民税非課税であるならば複数世帯であっても同様のことじゃないですか。そうは思われませんか。論理的にはそのようになるというふうに私は思いますよ。そういうことを見たときに、ぜひ一度これは研究・検討なのかわかりませんが、検討していただきたいなと。検討したけども全然これはふさわしくないという検討結果も出るかもしれません。そうした意味合いも含めて、ぜひ検討をしていただきたいと。これならば保険健康部長、可能じゃないですか。

○保険健康部長

どういう形で、今の制度を周知はその都度その都度やってるというふうに紹介等もしていると私自身は思っておりますので、その制度を周知、ほかの制度ですね、消防のほうの方とかそのほうには火災報知機の必要性の周知等々もしていただくというようなこと、この制度のものについて、先ほどからの繰り返しになりますが、一度その必要性について調べさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

私が言った住民税非課税の複数世帯についての必要性について調べてもらおうと。言葉を言い換えれば、検討するという意味合いでよろしいですよ。

○保険健康部長

一応調べさせていただくということでございます。

○佐藤委員

ぜひ調べていただいて、その必要性があれば設置の方向でかじを切っていただきたいなと。調べた結果について、結果必要性があるということを確認をされたならば、大切な施策だということ

設置のほうにかじを切ってほしいと。よろしいでしょうか。

○保険健康部長

この助成事業の必要性については研究と言うんですかね、調べさせていただいて、その必要性があれば、またそれについて必要性について調べさせていただくということで、よろしく願います。

○佐藤委員

必要性があればということで、つけるんだろうというふうに思いますけれども、そこはなかなかずばりと言えないところで、苦しい矛盾した答弁だったなという感じがありましたけど、ぜひそういう方向で一度調べてください。研究してください。必要性があったら、ぜひ設置の拡大をお願いしたいなというふうに思います。

次に、119ページの外出支援事業についてお聞きしたいんですけど、これはどういう事業でしたかね。

○長寿介護課長

これは高齢者外出支援サービス事業といいまして、特殊と言ったらいいかわかりませんが、例えば普通のタクシーに乗れないようなそういった高齢者の方のタクシーを補助するという制度でございます。

○佐藤委員

これは一般の交通機関、タクシー等に利用が困難な要援護者と、こういう方を対象にして基本的にはリフト付きのタクシーを利用した場合に助成をするというようなものであります。

私に相談がありましたのは、要介護ちょっと高い方でパーキンソン病を患ってるという方なんです。このリフト付きの外出支援サービスを受けることが可能だということを言ってます。事実、刈谷総合病院へ行くのにこれを利用しておるんですね。しかしながら、この利用については、例えば診察を受けられて、もちろん奥さんが一緒についていくわけですよ、1人では困難だからついていくわけです。しかし、全然少しも歩けないということでもないみたいです。ただ、近所で見ると、

歩いたはいいいけども転んでしまって立ち上がれなくて、そこにうずくまってるという状況で、私もその方に手を貸して自宅まで連れていったりとかそういうこともありました。そんな形で、このリフトつきタクシーを利用をされているんです。

その方の言っていることは、とてもありがたいということなんです。ただ、年に刈谷総合病院へ行くのに4回から5回ぐらい、毎月行ってるという状況ではないと。しかし、この利用はありがたいんだけど、診察を終えてまたこのリフトつきタクシーを利用するのに時間的に大変つらいというね。一緒に付き添いに行ってる方も、かなりの高齢、お年を召してるんですよ。つらいということを言われてるんです。その方が市のほうに来たというふうに思いますけれども、確かにリフトつきタクシーでありたいんだけど、帰るぐらいは、タクシーが目の前にあるわけですよ。1回ずつ呼ばなくても目の前にあるもんだから、これを何とか使えないもんだらうかという相談がありました。

私も市の窓口に行って、どうなんだということでお聞きをいたしました。しかし、現在ある知立市のタクシー券の助成については、身体障がい者にかかわるタクシー利用ですよ。そして、身体障がい者の認定を受けなければ利用ができないというような状況にあるんですよ。その方の言い分は、結局要介護は高く、パーキンソン病で歩行がかなり困難だけれども、障がい者認定は、一度お医者さんに行って障がい者認定が可能かどうか相談してくださいと言ったけど、体は不自由だけれども障がい者認定は取れなかったという事例なんです。そうすると、このリフトつきタクシーと障がい者タクシーのはざまの中で困ってるという事例なんですよ。

私、そうした点で、もうちょっとその辺を制度がそれぞれ違うのでね、だけど谷間におられるという方なので、何とかそうしたことができないもんだらうかなというふうに思ってるんですけども、こうした相談は受けられたことはないですか。

○長寿介護課長

多少話はあるかなというふうには思います。また、議会のほうでもよく話題が出てののかなということは承知はしております。

○佐藤委員

これは制度がそれぞれ違うので、その谷間におられる方が、その方の身に立ってみればリフトつきタクシーというのは一般タクシーよりもかなりお金のかかるタクシーですよ。それは利用できるんだけど、そうしたはざまにあるということで、私は何とか制度をどうするかということとはともかくとして、そうした方々が対応できるような措置を何とかとってもらえんかというふうに思ってるんです。

会うたびにお願いしますねと私も言われるんですけど、例としては少ないかもしれませんが、そうした谷間の方がおられるということの認識の中で、リフトつきタクシー、障がい者タクシーありますけども、ぜひ対応を、救済できるような対応をしていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺、今すぐここで回答がぱっと出てくるというふうには私は思いませんけれども、一度検討していただいて対応してもらえないかなというふうに思いますけども、保険健康部長はどうですかね、この点では。私は、制度が違うということで断るんじゃなくて、そうした方もおられるということを認識していただいて、何とか対応してほしいなというふうに思うんです。

○保険健康部長

障がい者の方へのサービスと高齢者の方へのサービスとのはざまということでございますので、一度どういう状況なのか、その方だけではない可能性もありますので、調べさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

林市長、市の制度でリフトつきタクシーの助成を受けていることは大変感謝をされてるんです。しかしながら、使い勝手として、そうした病院が終わってリフトつきタクシーが来るまで要介護の高い方も大変つらいわけですが、一緒に行ってる奥さんも高齢なもんだから、その待ち時間

だけでも大変疲れてしまうというような状況です。制度が違うということで、それぞれ谷間にあるわけですが、そうした点で、そうした方々が一般のタクシーも利用できるような、例えば障がい者タクシーということで障がい者認定ということが必要だということが言われてますけれども、リフトつきタクシーを利用されている方で障がい者認定はないけれども融通の利くような制度に仕組みとか対応を私はずいしていただきたいなというふうに思うんです。保険健康部長も一度調べてみてということを言われましたので、日ごろ市長は家族のような家庭のようなということを、こういうときに真骨頂を發揮してもらいたいなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○林市長

まず、行政としてそうした谷間のサービスをどのようにしていくかというのは、ほんとに難しい。まさしく谷間でございますので、そこは自助、共助の部分に委ねたいなというのが本音の部分でありますけれども、理想形はそういった形なんですけれども、その谷間にいらっしゃる方がどれだけ苦しんでいらっしゃるのかなというのは、まずは自分なりに腹に落とすことが大事かなと思っております。その苦しみぐあいとか、その方だけに限ったことではないかもしれません。そうしたことを自分なりに勉強してみたいと考えております。

○佐藤委員

ぜひ勉強してみたいということですけども、今否定はされませんでした。自助、共助に委ねたいと言いつつも否定はされませんでした。ぜひ担当部長、一度実態を見ていただいて、どのような対応が可能なか御検討願いたいというふうに思いますけど、もう一度だけこの点をお願いします。

○保険健康部長

高齢者のほうのサービスでやるのか、障がい者のサービスでやるのかというような問題もあると思いますので、一度すぐに即答と言うんですかね、できるできないという判断は御返答はできかねますので、一度調べさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

ぜひ調べていただきたいなというふうに思います。前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

それで、もう一点、121ページのところで介護保険利用者負担額軽減助成費というものが計上されておりますけれども、これについて御説明をください。

○長寿介護課長

介護保険を利用してサービスを受けられた方の中で、所得の低い方について、その利用料の一部を負担するという制度でございます。

○佐藤委員

これについては、私、一般質問でもいたしました。従来から私どもは、この利用実績がかなり少ないということ。それから、第6期の介護保険事業計画の中でも助成制度が挙げられておまして、3年間の計画の中で各年度5人ずつの見込みというような形になっておるわけですが、これは要件としてはどのような要件で運営されていますか。

○長寿介護課長

まず、対象者ということによろしかったでしょうか。対象者は市町村民税非課税世帯に属する者で前年の当該世帯全員の収入の合計額が独居で150万円、世帯員が1人増すごとに50万円を加算した金額以下であるということ。また、世帯全員の預貯金の合計が独居で200万円、2人以上の世帯は250万円以下であること。それから、世帯員全ての日常生活に供する資産以外に活用する資産を有していないこと。それから、市町村民税課税者の扶養または援助を受けていないことという条件でございます。

○佐藤委員

この実績は平成25年度では延べで何件ありましたか。

○長寿介護課長

11件でございます。

○佐藤委員

そうした形で、かなり延べで11件ということありますので、人数だけで見ればそれよりもうん

と少なくなるというのが実態だというふうに思うんですね。

私、この前、一般質問の中で拡充、要件緩和を求めたところでありますけれども、そのときに担当部長は、ここに載ってます社会福祉法人の減免制度の要件もあるので検討したい旨の答弁がありましたけど、社会福祉法人減免は社会福祉法人が実施をするサービスであります。

しかし、この今述べた軽減は、社会福祉法人に限らない事業者も含めてやってるサービスも該当するわけですが、社会福祉法人減免の対象はどのようなものになっているのでしょうか。

○長寿介護課長

要件的にはよく似ておるわけですが、読み上げます。

市町村民税非課税世帯に属する者であること。年間収入は単身者で150万円、世帯員が1人ふえるごとに50万円を加算した金額以下であること。それから、この辺が違いますけども、預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人ふえるごとに100万円を加算した額以下であること。日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。それから、負担能力のある親族等に扶養されていないことということで、預金の要件が若干違ってくるということです。

○佐藤委員

預金の要件が違うということであります。これは社会福祉法人の軽減措置は社会福祉法人の負担があるわけですが、これは平成25年実績で何件ですか。

○稲垣委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時38分

再開 午後3時38分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

平成25年決算では延べ28名という形になってる、決算ではなってます。これが社会福祉法人で施設

入所者も対象になるわけですが、先ほどの軽減は在宅でのサービスの対象です。それはありますけども、預金要件が違うということがね、もちろん軽減内容も若干4分の1とか2分の1とかありますけれども、預金要件が違うということですよ。

これについて担当部長は、私の一般質問に、こうした社会福祉法人の軽減措置があるので、この預金要件についての検討したい旨の答弁がありました。これは検討していただけるんですよ。どうでしょうか。

○長寿介護課長

保険健康部長がさきの本会議の中で説明をさせていただきましており、ここの社会福祉法人の軽減制度を基準として、そのあたりでできるかどうかを検討していきたいと。そのあたりの預金額でやっていけるかどうかを検討するということをお答えしたいと思います。

○佐藤委員

そのあたりの預金額でできるかというのは、どういう意味合いでしょうか。

○長寿介護課長

その金額でやった場合に、財源はどのぐらいかかるかとさういったことを検討した上で、可能であれば財政当局と折衝しながら進めていくという意味合いと解釈しました。

○佐藤委員

この予算書を見てもらえばわかるとおり、もちろん理事者側は、たとえ1円でもあろうと、それはその捻出は御苦労されてるということは私も承知しております。

しかし、これ見ていただければわかるとおり、社会福祉法人減免では44万6,000円です。そして下のところも45万6,000円です。同時に、訪問介護利用者負担金助成費というのがあります。これは介護保険が始まる前にホームヘルパーなどを利用していた方々を対象に介護保険制度が始まって1割負担が発生するというのもあって、これらの制度がスタートいたしました。これは平成25年度決算では対象者がいないということでゼロ円に

なっております。

このような状況の中で、この預金要件を拡大することが財政的負担がとて大変で、他の事業に大きな影響を与えて困難になるというような状況では私はないかなというふうに思いますけども、保険健康部長はこの辺はどのようにお考えですか。

○保険健康部長

当然、財政的な負担がふえるわけでございますので、その辺のところも含めて検討させていただくというふうにお答えしたいと思います。

○佐藤委員

財政的な負担が拡大すれば要件に該当する人がふえる可能性はあります。しかしながら、これが1,000万円も2,000万円もなるような状況じゃないということは、この予算計上や今までの決算状況を見れば、そのとおりですよ。そうじゃないですか。

私は、何も1,000万円も2,000万円もここに投入せよという話をしているわけじゃなくて、預金要件を拡大しても、そんなに莫大な費用がかかる、せめてこれの倍になるのかならんのかという範囲の話じゃないですか。これをいろいろ言いながら言われているというのが今の実態ですよ。

いずれにしても、ここで即答はできないということであるならば、ぜひ検討していただいて、私は実施の方向に踏み切っていただきたいなというふうに思いますけども、そうじゃないですか。

もちろん皆さんは、税金を預かり、そうしたものをどこに投入していくのかということも立場にあるわけですから、1円ふえてもこれは大変だという御認識、そのことはそのことで大切なことだと思っておりますけども、私が言ってるのは、少なくともある程度の範囲のことを提案しているにすぎないんですよ。ぜひこれは保険健康部長、もう一度検討してください。どの程度までなら許容できるというふうにお考えですか。

○保険健康部長

まだそのところ、どの辺の対象者の方がいるのかどうかということも含めて、その財政的な面も含めて検討させていただきたいと思っております。

○佐藤委員

検討はそんなに所要の時間がかかるというふうには私は思いませんけれども、次の6月議会ぐらいには検討内容が明らかにはできるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○保険健康部長

その検討の内容にもよりますので、いつまでということを私の今の立場では、ちょっと申し上げられません。

○佐藤委員

すごい膨大な作業がかかって、膨大な費用がかかってできないと。検討に要するのに1年も2年のかかるというレベルの話ではないでしょう。検討することはしていただけるんですよね。検討するということは、今のこのレベルでは今のこの制度では不十分だという認識があるから、拡大はどこまでやっていくかということとはともかく、そういう認識があるから検討するというのを答弁されてるんですよね。ただ、それがどの程度の範囲の中で費用がおさまるのか、その辺の兼ね合いの中で実施するかどうかということは、またそれは別問題です。でも今の制度では不十分だという認識の中で、検討を表明されたんですよね。そういう理解でよろしいですよね。

○保険健康部長

いろいろなこと、その事業実績等も含めて、現在のほかの政策とのバランスも考えて検討するというふうにお答えしましたので、すぐにいつまでにということは、1年、2年ということではないですけども、一度その検討はさせていただきます。

○佐藤委員

早目に検討していただきたいなど。私、言っていることは特別すごい無理なことを今ここで言ってるわけではないので、ぜひそこは検討をしていただきたいなというふうに思います。

副市長、今、保険健康部長はなかなかね、皆さんの答弁は、福祉のささやかな拡大を含めて、前にかじを切るような答弁はこの間ほんとに少ないなというのが私の感想です。でも今、私が提案したのは、ほんとにささやかな拡大をどうなんだと

いうことを提案しているですよ。

ですから、保険健康部長はああいうふうに言われましたけども、速やかな検討をしていただきたいなということで副市長、よろしいでしょうか。6月議会ということは言ってません。速やかな検討と。

○清水副市長

佐藤委員からは、個別に幾つかの点についていろんな改善の御提案をいただいております。一つ一つは財源的に言えばそういうことかもしれません。御質問者のおっしゃるとおりだというふうに思います。

ただ、保険健康部長も申し上げました、いろんな障がい者、あるいは高齢者、いろんないろいろなさまざまな社会的に御苦労されている皆様の全体のバランスの中で今の制度を私たちも運用させていただいているというふうに理解しておりますので、そういった中で、もちろんこれで全てオーケーだというふうには思っておりませんので、そういった検討ということは不断のテーマだというふうに思っております。

○佐藤委員

さまざまなバランスということがありました。しかしながら、この間、そうしたバランスの中で前向きに改善されたものがどうなんだろうかなと見ますと、なかなかこれがというものが皆さん方から御提案されてるといものが、もちろんいろんな国の制度が計画のもとで前進面がないとは私は言っていないし、あるわけですけども、そうした点で、ぜひ私は、前向きな検討を求めておきたいなというふうに思いますけれども、そういうことです。

次に、127ページの福祉手当費、004の心身障がい者手当支給事業という形で、これが7,400万円と、前年度予算に比べるとかなり減額をされてますけど、減額の内容はどのような形なのかお知らせください。

○福祉課長

減額の内容は、4月から4カ月はまだ所得の状況がわかりませんので、平成26年度決算の状況で

お支払いするという形になります。8月から所得区分等の情報が明らかになりますので、それを受けて全体の25%程度が年金等で課税世帯になるだろうという予測のもと、積算をして出した数字でございます。

○佐藤委員

これは、去年の当初予算、決算の数値ではありませんけれども、当初予算では8,133万円というのが当初の予算でした。昨年当初予算を含む段階でも同じような形で積算をされて計上をされたというふうに思います。

しかしながら、昨年の条例改正がありまして、所得制限の導入がありました。同時に、65歳を超えて新たに障がいになった方たちは対象外だよというようなことの中で減額が発生したんだろうと。それと同時に、一方では近隣市並みの拡充をということもやられて、このプラスマイナスの中でどういう状況なのか、これはどうでしょうか。

○福祉課長

平成25年度決算が7,598万4,300円でございます。平成26年度見込みとしましては7,935万4,000円程度を見込んでおります。これで4月から7月を積算しますと、2,645万1,000円程度が支給額になります。8月から3月は単価の見直しをしますので、1,524万8,000円増加するというふうに見込んでおりますので、それに8カ月分のお金と、あと、25%引いた0.75掛けした数字、これが約4,300万円程度ということで積算しております。これを合算した数字が7,416万円程度という形で見込んでおります。

以上です。

○佐藤委員

拡充はありましたけれども、全体としては、そうした所得制限の導入で25%の方たちがそういうことだという点では、大変大きな影響のあった条例改正だったなというふうに私は思っております。

私どもは、そのときに条例改正反対をいたしましたけれども、いずれにしても、そうした影響のある中身だったなというふうに思っております。

それで、そこはそのことを聞いただけであります。

それで、次のページの129ページでありますけれども、後期高齢者福祉医療助成事業と、これについてもちょっと御説明をください。

○国保医療課長

後期高齢者福祉医療ということでございますけれども、対象となる方のいろいろ区分ございますけれども、身障1級、3級の方、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方、自立支援医療受給者証の交付を受けた75歳以上の方もろもろありまして、あと、そのほかにも、ひとり暮らしの高齢者の方、寝たきり高齢者の方というのはそのような対象となる人の中で住民税非課税というのは一定の基準のもとに、本来自己負担になる部分を福祉医療の中で全額支給しているものでございます。

○佐藤委員

その中で、ひとり暮らし対象は1億1,000万円の中でどれぐらいの部分をお占めているのでしょうか。

○国保医療課長

この当初予算の中の部分ではないんですけど、平成25年度で申しますと、ひとり暮らしの対象の方が全部で1,022人中219人の方を対象にこの方を認定させていただいておりますので、数字的なものが今、手元ございませんので。

○佐藤委員

それで、このひとり暮らしの対象者の方について、以前の議会の中で内規について問題点を指摘をさせていただきました。その内規はどうした状態からどのような状態に改善をされたのか、そこはどうでしょうか。

○国保医療課長

こちら、ひとり暮らしの者に関する内規ということでこれまで運用してまいりましたが、前々回でしょうか、委員会の中でいろいろ御提案をいただきまして、その後に私ども内部で随分検討してまいったわけですが、特にあのとき問題になったのが隣地ですとかそういうようなことだったと思います。

一応単身世帯という考え方がなかなかどうい

ところだというようなこともありますけども、一番私どもの中でこのポイントを置いて考えたのは、どうもこの後期高齢者福祉医療の中で、ひとり暮らしの方を医療自己負担を無料にしているのはどういう方を支援したいのかというところを一度整理させていただきました。

これをやっぱり低所得ということで、医療費の支給が困難ということで、日常生活において孤立しがちであるひとり暮らしの方、こういう方が医療機関の受診機会を支援するというところを一番最初の趣旨の中でお配りさせていただいてお思いますけども、趣旨のところにはしっかり載せさせていただいて、そういう人たちが受診がおくれて重度化したり、最悪、孤独死になるようなそういうような事態はあってはならないと。そういうようなところに着目して、そういう方を支援したいというところを考えましたので、ひとり暮らしの判断基準につきましては、原則としてとかという文言を入れたり、単純に住民票ですとか同一敷地内とかということだけで判断するのは、もちろんそれは一定のラインではありますけども、その中で原則としてというところを入れながら、本当にその方が孤立してる方かどうかというところを考えてこの内規のほうを変更させていただいております。

○佐藤委員

そうすると、前回の大きなテーマになったのが、隣接するという点は改善をされて、そうした方も生活扶助を受けてないというような前提において可能となった、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○国保医療課長

隣地ですとか同一敷地内ですとかというところは、ふだん毎日のように行き来している方であれば同一敷地内という判断をさせていただく場合もありますけども、以前の委員会ですと、そこで出たところのような方ですと、行き来のないという判断の中では単身世帯に該当するというふうに考えます。

○佐藤委員

ここで内規の中で、特に以前もこういうふうだ

ったのかちょっとわかりませんが、孤立しがちなひとり暮らしと、現在はひとり暮らしを対象だから、当然そういう文言があるわけですが、ただ、要綱のほうで見ますと、この高齢者の医療の確保に関する法律による医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することというふうになってるんですね。

しかし、内規の中では、あえて日常生活において孤立しがちなという限定をつけたんですよ。ひとり暮らしであっても、この要件だけを見れば孤立しがちな高齢者なのか、近隣のお友達と仲よくしているのか、孤立してない人間関係のある人たち、地域の中で、そういう人は趣旨に反するよと、趣旨だけを見ればですね、要件だけ見れば当然だけれども、趣旨だけ見れば反するよというような書き方ではないですか、これは。

ですから、ひとり暮らしの者ということの限定でやればいいわけですけども、日常生活において孤立しがちなということをあえてつけられた趣旨はどういうことかなというふうに思うんですよ。この対象になっている、先ほど言われた219人ですか、この人たちはみんな孤立しているわけではないというふうに思いますよ。孤立しがちな人たちではなくて、地域の中で人間関係築いたり、お友達との関係があったり、そういう人たちもおるんですね。

そうすると、そういう人は趣旨に反するのかなという、実際問題、趣旨と乖離が出てくるんですよ。そうすると、あえてここで内規といえどもそれをうたうこと自体がちょっとおかしなことになるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、どうですか、その辺は。

○国保医療課長

ひとり暮らし高齢者の方、もちろんいろいろな自分の活動の中でいろいろな人間関係を構築されてますので、それをもって孤立してるかしてないかということはないとは思いますが、あくまで市としてどういう人を救いたいかというところに着目した場合、とにかく受診機会が与えられると

というのが一番よろしくないというところをそういう方に支援したいんだという思いをこの中で表現させていただこうと思いますと、ひとり暮らしを認めて普通の2人世帯、3人世帯を認めてないというようなところの差は何なのかというと、やはり孤立しがちだという表現が一番方向がわかりやすいのかなという考え方で載せさせていただいております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時01分

---

再開 午後4時10分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

今の現状は、ひとり暮らしが対象なので、そういうことだなというふうに思います。市のほうのそれは思いだということでもありますけど、私どもは、かねてからこの高齢者のひとり暮らし、住民税非課税、これを拡大し、複数世帯でも可能なようにということも提案してきたところですよ。そうした中においてですけれども、私は、改めてそれを求めたいというふうに思ってるんですよ。

この135ページの去年の臨時福祉給付金事業というものがありますけれども、去年、消費税の導入という、8%引き上げというような中で、一時的・臨時的にその緩和策としてこれが施策として臨時的に導入されたと思うんですけど、その辺についてどういうことなのか、今年度こういう形でまだついてますけれども、どういうことなのかちょっと御説明いただけてください。

○福祉課長

臨時福祉給付金でございますが、平成26年度においては1万円です。1年半分、食費の負担増に相当する額を支給するというところで行われました。

今回も支給水準は変わっていませんので、平成27年も継続されるということで、平成27年度については平成27年10月から平成28年9月の1年分で6,000円という形で支給されます。その以後につ

いては、また検討するということになっております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、去年は1人当たり1万円、また、それぞれ高齢基礎年金等を含めて条件に合致した人は加算が5,000円あったわけですね。それは当初は1年こっきりというように聞いてましたけど、今回計上されているの1人当たりの額は今6,000円ということを言われましたけれども、それは予算規模としては国の予算規模、また、1人当たりへの支給の規模としては縮小されるけども、事業自体としては継続されると、こういう意味合いですか。

例えば先ほど6,000円というふうに言われましたけれども、去年実施をされた高齢基礎年金、障害者基礎年金等の受給者については1人当たりの加算、先ほど5,000円というふうに言いましたけど、これについては加算はあるんですか。

○福祉課長

1万円と6,000円の違いは、平成26年度は1年半分18カ月でございました。今回は1年分の12カ月というところで4,000円の違いが出ております。

あと、加算についてですが、今回は加算はありません。

以上です。

○佐藤委員

いずれにしても、この消費税の影響緩和というようにあります。それと同時に、介護保険のところでも国による低所得者への介護保険料の軽減措置、これ一部実施、平成29年度への先送りということがありました。これについてなぜかと私は問うたわけですけども、副市長は年金等の削減を含めて高齢者の暮らしが大変になっているのでは旨の答弁があったわけですよ。

いずれにしても、今年度も介護保険料も上がり、消費税も8%になり、年金も削られるというように事態の中、高齢者の皆さんの生活の基盤がかなり苦しくなってるなということはお互い共通の認識だというふうに思うんですよ。

そうしたことを鑑みると、現在ひとり暮らしの後期高齢者に対する先ほどの議論の医療費の助成がありますけれども、私は、そうした複数世帯であっても実施をすべきだと。結果、先ほどのニュアンスは、こういうふうに言ったんですよ。孤立しがちなひとり暮らしの者の医療機関等への受診機会を支援するためと書いてるんですね、内規はそれは複数世帯であっても今日置かれておる状況から見れば、そのような中で孤立してるかしてないかはともかくとして、医療機関への受診機会が厳しい状況になってることは同じことだというふうに私は思うんですよ。この辺の認識は国保医療課長はどうですか。

#### ○国保医療課長

こちらのほうは、もともと要綱がありまして、その要綱の中の1つの対象の方がひとり暮らしであるということでございまして、特にこの部分を抜き出して内規を設けてあるということでございますので、その理由はどういうことかと申しますと、このひとり暮らしの方につきましては市の単独事業となっております、もともとは御案内のとおり県の事業でしたところを県がこの制度を廃止したと。しかしながら、これまでそれをやっておったこの制度を各市町がこれをやっぱり残したほうがいいということで継続して、ほとんどの市町が継続しております。そういうこともありまして、ほんとは取り扱いが各市ばらばらで、聞いてみますと、ひとり暮らしというのは市内に親族がおったらペケにしてるよというような市もあります、厳しいなという思いもあります。

そういうことでありますと、いろいろ各市調査していてもなかなか参考にならない。知立市はどうするんだというところを整理したいなという思いが今回はありました。まずは低所得というのはなかなか市民税非課税というだけで、正直、市民税非課税が低所得かという現実とは少し違うのかなという思いがほんとはあります。遺族年金とか全部所得に入りませんし、先ほどの長寿介護課長のほうにもありましたようなああいうのは全部遺族年金とか預貯金とかそういうところも見てま

すけども、こちらについては、そこまでは低所得に着目してない。低所得というのは、あくまで市民税非課税ということで、比較的それほどほんとに困ってるかどうかというところの部分については、少しここはスルーになってるのかなということあります。ですが、一番市としてどこにポイントを置くかというのがその考え方なんですけども、あくまでこのひとり暮らしで私も経験ありますけど、孤独死とかそういうようなことが起きてますので、そういうことがないように、できるだけ早い機会に、ほんとにちょっと調子悪いなということぐらいで医者に行っていただけということを何とか救いたいなど。そうすると、2人暮らしであればこれはもちろんどなたかがそういうことをお勧めになるわけですから、若干今回のこの内規の部分で知立市が支援する方については、そこに限定したいということでございます。

#### ○佐藤委員

もちろんこの県制度が廃止をされて、自治体によって国保医療課長が言われたように、形態としてはさまざまありますけれども継続をしている、その点は大変皆さんありがたく思ってるところだろうというふうに思います。

しかしながら、先ほど言ったような点で、遺族年金があるとか、もちろん連れ合いがおってひとり暮らしわけだから遺族年金が残るということもありますよ、それは。それは2人で年金もらっててね、片方の方、若干の減額はあるものの遺族年金があるというようなことはあります。しかし、2人で暮らしおっても年金額が極めて少ない方たちもおるわけですよ。だから一概にそのところだけを着目してどうなんだという議論は全てが成り立つわけではないというふうに私は思ってます。

私が先ほど言ったような形の中で高齢者の皆さんの負担が大変重くなってきているような状況に鑑みて、複数世帯も対象にすべきではないかというような提案をこの間ずっとさせてもらってきました。今その考えはないということでもありますけれども、しかし、これらを実施するのに、例えば複

数世帯、夫婦ということに限定した場合は、直近の試算ではないかもしれませんが、かつて試算しましたよね。それはどのぐらいの規模になると考えていますか。

○国保医療課長

ちょっと今、その資料を持ち合わせておりませんので。

○佐藤委員

ぜひまたお示しを願いたいなというふうに思います。

この当初予算最後の質問になりますけれども、167ページのところの自殺対策推進事業ということについてお知らせを願いたいんですね。健康21計画が示されましたけれども、この中で知立市の自殺率というのは県レベルと比べて、また、全国レベルと比べてもかなり高い数値になってたかなと。示された健康21の中の資料では、平成24年度が4.3%、平成23年度が4.9%という形で、試算をしてみますと平成24年度が19人、平成23年度が死因別の合計トータルの中で、この割合でいくと20人という形の自殺率なんです。その状況はさまざまあろうかと思いますが、わかれば年齢別にこの実態を資料として示してもらいたいなというふうに思うんですよ。どうでしょうか。

○健康増進課長

自殺の問題です。今手元に年齢別の資料はございません。自殺の数、平成25年度の集計が生まれて、平成25年度、11人というふうに聞いておまして、一応落ちついたような形になってきておるのかなというふうに考えております。

また、知立市の自殺率が特に高いかというところについては、若いまちですので、死亡する人が少ないという理由もありまして相対的に高くなってしまおうという部分もありますので、それが自殺率が高くていいという理由にはなりません、そういう部分もあるというふうにちょっと考えていただければなということは思っております。

○佐藤委員

それは今、健康増進課長が言われたように、全体的に若くて死亡者の総数が少ないということで

見ればそうなのかなと思いますけど、それにしても、あのグラフ資料から見ると高い割合を示してるわけですよ。かなりの県の数値の平均値と全国レベルの平均値から見ると倍以上を示していると。それは単純に相対的に若いからそうなんだというばかりは言えない数値であるというふうに私は思うんです。その面があったにしても、ですから、私は、これは年代別というか、15歳区切りぐらいずつでその資料を出していただきたいなというふうに思います。どうでしょうか、この間の。

○健康増進課長

この資料、保健所のほうからいただくわけですが、保健所のほうに問い合わせ資料をいただいて、また配付させていただければと思います。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○杉山委員

3点ほど確認と質問をさせていただきます。昨日、高木委員が聞かれてる部分もございまして端的明瞭で。

予算の概要のほうの57ページの健康マイレージ事業について、もう一度お尋ねしたいというふうに思います。

一般質問でも私も要望させていただいた、この健康マイレージ事業、昨年愛知県の方で開始され、それを受けて協働実施市としてずっと挙げられた部分はあります。きのうお話もありましたように、田原市もそうですし、あま市、尾張旭市なんかも、あさひ健康マイスターという形で広げられておりますけど、きのうお話をお伺いした中では、まだ知立市の場合はこれから10月に向けて内容等の検討をされているというお話でございました。ポイントに関しましての換算も含めて、この年度、今回平成27年度から始めてどれぐらいのスパンというか、年度関係はいつまでの事業という形でとられたでしょうか。

○健康増進課長

年度という意味がわからないですけど、毎年度毎年度これは予算をつけてずっとやっていくというふうには考えておりますが。

○杉山委員

市によっては短期的に終わったところと、それから市への独自なものとして継続しているところといろいろ入ってくると思うので、特にこれは健康づくりを中心にして、きのう話あったように、どういうものにポイントをつけるかというところもこれからという話でしたので、やはり短期ではなかなかそういった結果も見られない部分もあるし、年度ごとに予算決めていただくなら継続的に長い期間で、ぜひこの健康マイレージ事業をやっ

ていただきたいというふうに思ってるんですね。ポイント換算もそうなんですけども、きのうも年齢が18歳以上ということでもありましたし、高齢者の方、また、特に若い世代の方も入ってこれるということで、やはりかかり方を企業とか自治会、町内会とかにどんどん広めていっていただきたいというふうに思っております。

今回、愛知県のほうは、まいかというカードで、知立市のほうはちりゅっぴを中心としたカードということで磁気的なカード、また、ペーパー的なものというか、そういう内容のこともまだ全然決められてないですか。

○健康増進課長

カードにつきましては、あくまでも県のまいかというカードを使わせていただきたいと思っております。

ただ、きょうちょっと仲間内でしゃべっておったのは、そのまいかのカードにちりゅっぴとカッキーのシールを張るぐらいは許してもらえるのかなど、そんな感じで使っていけたらいいなこととは思っておりますが、これも確認がとれておる話ではありません。

○杉山委員

田原市のたはら健康マイレージとか、尾張旭市のあさひ健康マイスターもそうなんですけど、せっかくちりゅっぴがあって、まいかのカードがちりゅっぴでは、そのままちりゅっぴカードという形、ちりゅっぴがカードの名前かわかりませんが、ぜひそれはつけていただきたいなって思いますよね。やはりここで顔がまた違ってきますので、

県のカードの顔がね。なので、ぜひそれはそういう形で推進していただきたいというふうに思います。

いろんなポイント制度がある中で、ぜひ推進していただきたいと思いますし、来年度予算もしっかりつけていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目は、157ページの火葬場待合室改修事業に対しまして予算つけていただきまして、ありがとうございました。

本会議の質疑の中でもお話がございましたので内容は少しわかっているわけですが、これは今回この予算がついて工事がそれから取りかかれるということですが、どれぐらいの期間で、どれぐらいの日にちの間隔で予定はされるのでしょうか。

○市民課長

工事の予定の期間なんですけど、約1カ月ぐらいを予定しております。

○杉山委員

その間、今までもこちらの火葬のほうに行かれて、すぐバスで帰られる方も多かったのですが、そこまで工事が入って大変迷惑なるということまではいかないと思うんですけど、それでも1カ月間工事の車が入ったり、若干室内のほうは使えないということですので、そういう点については何か。

○市民課長

今回、待合室の改修工事をするほうは、入って左側のほうの待合室になります。もう一つ待合室が右側にもあります。ちょっと奥まってるんですけど、こちらのほうの入って左側のほうの待合室につきましては、今回洋室化ということで工事するわけなんですけど、入って正面のトイレですとか、あと、右側の待合室につきましてはそのまま使えるような状態になっておりますので、工事車両等で入って危険だというのがあります。その辺、十分注意して工事のほうを進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○杉山委員

以前、私、その待合室と火葬の間のところでお

仕事をされている方が移動するところの屋根のところがなく、ぬれるということで、お仕事されている方が、ここの上もつけてくれたらなどと言う話をされてたんですけど、そのときに、でも上をつけるだけでも地域の方の承認が要るんだというようなお話をされてました。今回こういった大きな改修工事ですけども、あそこに関する地域の方、何か了解とか取ってるわけですか。

#### ○市民課長

今回の工事につきましては、別に面積をふやすですとか、根本的にどこか変えちゃうとかそういうわけではないものですから、あくまでも中の今考えているのは、和室を洋室化するというので、今ある段差を取っ払ってフラット、バリアフリーみたいな形にして、そこを壁だとか天井だとか床を洋室化するために張りかえるというようなことですので、ですから、面積とかそういうのは一切今回ふえるとか減るとかそういうことじゃないものですから、その辺の同意は必要はないと思います。

#### ○杉山委員

以前ちょっとお聞きしたときに、少しさわるだけでも近隣の方が云々なのかなと思ったものですから、今回は特に内装ということで、外をさわるわけではないのでということでございました。

今回、待合室も改装していただくということで、公共施設のあり方と長寿命化ということで、これも使いやすくというお話でもありました。ただ、これからそこだけで終わるわけではないというお話もあり、これからどういう形で浄苑を使っていくかということは、今までも含めてこれからも長くまた検討していかなくちゃいけない課題だというふうに思うんですけども、おとついの新聞ですかね、知立市でそれを行えということでもないし、それは無理かとは思いますが、今葬儀とかそういった墓地に関する考え方が多角的というか、いろんな考え方を持っていていらっしゃる世代も含めて、いろいろと知立市の墓地の話もいろんなところで出ておりますよね。そういうことも含めて、いろんな火葬のあり方の中で墓地の考え方、

そして、墓地もこういった樹木葬とかまた建物の高いところでの、お墓じゃなくて、今だと、ひつの中に置かれるようなことも都心なんかではありますよね。そういうことも含めて、いろんな考え方でこういった火葬場、葬儀の場所、こういった浄苑の考え方であると思うんですけども、これから今までは豊明市との検討会はなくなって、今単独で市として公共施設のあり方の中で考えていらっしゃると思うんですけど、これがどういうスパンで浄苑について考え方の統一的なもの、検討会はどのような形でもっていかれるかについてお聞かせください。

#### ○市民課長

豊明市との関係につきましては、平成25年の2月に今までの経過報告ということで、それぞれそちらのほうの資料を配付させていただいたわけなんですが、その中に明確にこうしますというようなことは書いてなかったと思います。

ですから、これから豊明市とも一応共同でやっていくのかやっついていかないのか、あと、刈谷市とも定住自立圏の中でどうのこうのというのがありましたけど、それもちよとなかなか難しいようなことですので、そうしますと、やっぱり知立市単独でもこれから火葬場について考えていかなくちゃいけないという時期にはきてるかと思えます。

ですから、これからその場所が一番問題になってくるかと思うんですが、果たしてほかの場所での火葬場をつくるだけの土地が確保できるかどうかというのはなかなか難しい面があります。今ある火葬場のところに、例えばの話になるんですが、北側にゲートボール場ですとか公園がありますので、そちらのほうへできるかできないか、ちょっとその辺はわからないんですが、火葬場をストップしてやるというわけにはいかないものですから、稼働しつつまた建物を建てるというふうじゃないとなかなか難しいのかなと思いますので、ですから、その北側にできるかできないかとちょっとわからないんですが、その辺もこれから一応研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○杉山委員

少しそういった内装が変わるだけで市民の方は使い勝手がいいということで喜ばれると思うんですけども、絶対に生のあるものは亡くなるわけで、浄苑という形のものを、墓地ということもこれから考えていかなくちゃいけない大事な施設だと思いますので、そういった点をしっかりまた検討会を持っていただきながら、豊明市というよりは単独での市の形として持っていったらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点だけ、予算説明書の173ページ、先ほど少し環境課長にもお聞きしたので確認がとれたんですけども、公害対策事業の中の003浄化槽の設置整備事業、これは補助金等がふえまして今現在も行われているわけですけども、平成26年度補正予算でも減額になっておりました。先ほど平成24年度からその内容が少し変わって件数が減ってきたということですけど、今回の383万円の予算の件数見込み等を教えてください。

○環境課長

当初予算に出させていただいた補助金につきましては、5人槽が4基、7人槽が1基、10人槽が1基。ちなみに昨年は5人槽が7基、7人槽2基、10人槽は1基ということでございます。

○杉山委員

槽は変わりますが、大体10基の予算を組まれてるというふうに思います。

平成24年度までは新築も含めて開発事業のところのおうちの新築を含めてたくさんの補助金が使われました。平成24年度からそういった改築、新築はなくなって現在のし尿の合併浄化槽の方のみということになったわけですけども、この辺のところでも当然予算が組まれて、その年度がわりの平成24年度を境に減額していくような形の件数だと思うんですけど、平成23年、平成24年は件数は何件ぐらいだったですか。

○環境課長

平成24年度につきましては、合計5基ですね。それで平成25年度が6基、平成23年度は先ほどお話しあった新築を含んでおまして109基と。平成

23年度が109基で平成24年度が5基、平成25年度が6基ということでございます。平成23年度までが新築物件を含んでおったということでございます。

○杉山委員

平成23年度までが新築があったので、特に八橋のところの件数が多かったということでありました。平成23年度はこの辺の前後の本会議のときにも私も質問等をさせていただいた中であったんですけど、これまでこの年数前後のところまでは新築があったということで、この年数の当初の補助金を申請した普通の合併槽で申請された方は、結局補助金がいただけなかった方々が何件か出ました。この辺は苦情処理に当たられた現在の環境課長も御存じだと思うんですけども、新築やそういったことで各市町も当然この段階で含めて新築の浄化槽の補助金は今現在も出ておりません。

やはり今何が一番大事かというのと、この公共対策事業の中にも入っているということも含めて、やはりまちの河川の浄化ということが一番のもっていきたい部分で、それに対する補助金ですので、現在まだそういった浄化槽ができていらない件数と、こういった方々への補助金の目的を含めた法的なことはやってらっしゃるのでしょうか。

○環境課長

最近下水道のほうからいただいたデータで、ちょっと簡単に御紹介させていただきますと、公共下水につきましては、この数字は平成26年3月末現在ということで、見込みという数字ではございますが、公共下水が59%、浄化槽が単独槽を除いたものが23.3%、くみ取りが3%、差し引きすると14.7%が単独処理浄化槽、いわゆるみなし浄化槽というものでございます。

この結果として、先進市は100%近く下水が普及しておるということでございまして、先ほど杉山委員がおっしゃいました八橋のほうの開発もその話の中なんですけど、インフラがあちらの地域が立ちおけている部分はございます。当環境課のほうといたしましては、汚水処理を適正化にするという方針がございまして、実態として、補助金の

実績が上がっていないものですから、今後は対象者に対して直接こういった制度があるので、ぜひ利用してほしいということを一度PRして加速させていきたいというふうに考えております。

○杉山委員

金額もかなりふえましたし、まだこういった金額のことも含めて、制度は御存じだとは思いますが、すけれども、直接自分のうちがということになると、そういったアプローチをかけていただくと、またより一層推進できるのかなというふうに思いますので、ぜひこの点、環境課長が言われたような形で推進していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうは以上です。

○国保医療課長

先ほど1点、佐藤委員の御質問の中で、後期高齢の中で夫婦世帯というところの御質問をいただきました。

子どもの持つておる資料の中で計算したものですけれども、夫婦のみではありませんが、今この福祉医療の対象になってない非課税の後期高齢者、この方全体見ますと、平成25年度の実績で計算したものですけれども、7,800万円の予算措置があれば全ての非課税後期高齢者を対象に無料化できるということになっております。

これには先ほどの夫婦世帯プラス、例えば非課税の息子と同居しているような方も若干含まれますけれども、おおむね夫婦世帯に近い数字なのかなというふうに思います。

以上でございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

議案第24号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高木委員

概要の166ページを見せていただいて、ここの中から質問させていただきます。

予算額61億5,550万円ということで、非常に大きい額です。ここで詳細がいろいろ載っておりますけれども、国民健康保険税を納めてみえる方は納税者何人おみえになりますでしょうか。

そして、それと同時に、ここの主な特定財源の内訳の中に前期高齢者交付金というのもあります。前期高齢者65歳から74歳までの方が何人おみえになるか、その人数をまず教えてください。

○国保医療課長

現在の国民健康保険の被保険者の状況でございますけれども、平成26年度現在9月末時点でございますけど、1万4,518名の被保険者数でございます。平成27年度は1万4,650人を見込んでおります。

それから、前期高齢者ということでございますけれども、こちらのほうは今何人と見込んでいるかという数字が手元にございませんで、また後ほどお願いします。

○高木委員

この数字を見せていただいて、国民健康保険です。ここで前期高齢者交付金のほうが大きく上回っているなということを思いました。ここの中で私がまず一番今回知りたいなというところは、このその他というところが国保税、予算の措置ですね、そここのところで横書きになっておりますね。保険税と国庫支出金、県支出金ということで、その他というところが非常に35億円というような大きな額になっておりますけど、これの内訳はどのようになっているのか、これは予算書のほうの315ページ等々で見れば私自身もわかったわけですが、こういうことが全くこの概要のほうではわかりませんで、少し教えていただきたいなと思ってお聞きしております。

○国保医療課長

国費と県費のほかにその他ということでございますけれども、いろいろございますけれども、交付金という形でいただける療養給付費交付金、前期高齢者交付金、予算書の305ページ、こちらの歳入の総括表に今言いましたこと載っておりますけど、こちらの療養給付費等交付金からその下の部分ですね、こういったところの合計がその他という、そういう形になっております。

○高木委員

この314ページを見ますと共同事業の交付金というのが今年度非常に多くなっております。特に315ページのほうで見ますと、2のほうですね、保険財政共同安定化事業交付金というのが非常に先年度よりも大幅に多くなっておりまして、今後これは知立市ではなく全ての国民健康保険のほうが変わり行く姿の部分で補助が大きくなったということが国保健康組合のほうから出ておりましたけれども、この場合ですけれども、これからどんなふうに知立市が変わっていくのか、国民健康保険全体的に変わっていくのかということと、もう一つ、10月から皆さんに配られますマイナンバーカードに関しましても国民健康保険などの手続ということが大きく挙げられております。この2点についてお聞きして、私の質問を終わります。

○国保医療課長

今言われました共同事業のところでございますけど、こちら保険財政共同安定化事業ということでございまして、これは各市町村の保険者がこれまで平成26年度、今年度まではレセプト1件当たり30万円を超える医療費を対象にそれぞれ各保険者が、一旦市は拠出するわけだけど、それを精算してまた歳入として入ってくるというやり方で歳入歳出でこの数字が載っておりますけれども、平成27年度からは1円以上ということで全てのレセプトを対象に変更になりました。

ということで、金額的にはかなり大きな7億円、歳出も大きくなっておりますけれども、もちろん歳入も大きくなってございますけれども、それによって歳入歳出の若干の差として知立市の場合は、計算

してみますと今までよりももらえる数字がちょっと少なくなったということで、これは一旦拠出したものをまたみんなで精算して出していただくわけですので、ここの部分が一番大きかったということになります。

それで、国のほうが言っております平成30年度から保険者が都道府県になっていくということで、これから国保の保険者が愛知県と市町村という県下共同運営だというようなことも聞いておりますので、そういうところでどのように事務が少しずつ変わっていくのかということもまだはっきりとわかりませんが、あくまで国保の保険料は事業費納付金というような形で県へ納めていくと。今までは分賦金というふうに言っておりましたけども、事業費納付金になるよと。後のいろんな細かい資格管理ですとか、資格喪失保険料徴収、今やっております保険事業、こういうようなことは市町村は引き続き同様に行っていくと。それ以外のことで県があといろいろやっていただくというようなことも一応方針としては示されておるところですが、まだ正式にこうなりましたということではございませんので、今後その辺がもう少しはっきりしてくるだろうと。ことしは平成27年度から平成30年度の4月に向けて、これが進んでいくということでございます。

それから、さっき言ったマイナンバー制でしょうかね、それにつきましては、国保のほうもこれからその番号を使って資格管理をしていくというような話は聞いております。ことしの秋ごろでしたかね、そのまず発送から始まって、年明けには一部運用が始まるということも聞いておりますけれども、実施その事務がどの程度私どものほうでどういうふうになって、どういような運用がされていくのか、ちょっと具体的などころまではまだお示しされていませんので、またこういうことが近々わかってくるんだと思います。

先ほどの前期高齢者数でございますけれども、5,539人です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第27号 平成27年度知立市介護保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第28号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされました案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会市民福祉分科会を閉会します。

午後4時54分閉会



## 平成27年知立市議会 3月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成27年3月19日(木) 午前10時

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員(20名)

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 杉山 千春 | 明石 博門 | 水野 浩  | 中野 智基 |
| 小林 昭弼 | 三宅 守人 | 田中 健  | 神谷 文明 |
| 高木千恵子 | 久田 義章 | 池田 福子 | 池田 滋彦 |
| 川合 正彦 | 永田 起也 | 稲垣 達雄 | 村上 直規 |
| 風間 勝治 | 佐藤 修  | 中島 牧子 | 石川 信生 |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 市 長 林 郁夫      | 副 市 長 清水 雅美      |
| 企 画 部 長 加古 和市 | 総 務 部 長 岩瀬 博史    |
| 福祉子ども部長 成瀬 達美 | 保 険 健 康 部 長 加藤 初 |
| 市 民 部 長 山口 義勝 | 建 設 部 長 塚本 昭夫    |
| 都市整備部長 加藤 達   | 会 計 管 理 者 鈴木 健一  |
| 上下水道部長 鈴木 克人  | 教 育 長 川合 基弘      |
| 教 育 部 長 石川 典枝 | 監査委員事務局長 平野 康夫   |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 議 会 事 務 局 長 島津 博史 | 議 事 課 長 横井 宏和 |
|-------------------|---------------|

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

| 事 件 名                                | 審査結果 |
|--------------------------------------|------|
| 議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)        | 原案可決 |
| 議案第19号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  | 〃    |
| 議案第20号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) | 〃    |
| 議案第21号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)    | 〃    |
| 議案第22号 平成26年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)      | 〃    |
| 議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算               | 〃    |
| 議案第24号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計予算         | 〃    |
| 議案第25号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計予算        | 〃    |
| 議案第26号 平成27年度知立市土地取得特別会計予算           | 〃    |
| 議案第27号 平成27年度知立市介護保険特別会計予算           | 〃    |
| 議案第28号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計予算        | 〃    |
| 議案第29号 平成27年度知立市水道事業会計予算             | 〃    |
| 議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)        | 〃    |
| 議案第31号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) | 〃    |
| 議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第1号)        | 〃    |
| 議案第33号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | 〃    |

午前10時00分再開

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから3月10日に引き続き予算・決算委員会を再開します。

本委員会に付託されました案件は16件、すなわち議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号です。これらの案件を逐次議題とします。

各分科会委員長の報告を求めます。

企画文教分科会委員長 川合委員。

〔企画文教分科会委員長 登壇〕

○企画文教分科会委員長

それでは、ただいまより、予算・決算委員会企画文教分科会の報告をいたします。

本分科会は、平成26年3月13日午後1時10分から、3月17日午後1時から第1委員会室におきまして委員7名全員出席のもと開催されました。

本分科会の所管とされました案件は、議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第6号）、議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算、議案第26号 平成27年度知立市土地取得特別会計予算、議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第7号）、議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第1号）の5件です。

議案第18号、議案第23号、議案第30号におきまして、自由討議はありませんでした。議案第26号、議案第32号におきましては、質疑、自由討議ともありませんでした。

それでは、各案件に対する主な質疑、答弁を報告いたします。

議案第18号では、財政調整基金の残高及び今後の見通しはの問いに、平成26年度末で23億5,653万9,000円、今年度は当初予算に計上した繰入金を全部戻し、さらに積み立てができるものと見込んでいるとの答弁。

大型事業を含めた財政計画の検討と、その発表

時期はの問いに、毎年作成しており、11月に発表しているとの答弁。

中学校保全事業の南中学校仮設校舎借上げ料について、2,142万4,000円の減額補正の理由はの問いに、当初予算は1年間のリースを見込んでいたが、工期の計画の中でリースが9月より始まったための減額。減額補正金額は工事差額も含むとの答弁。

減額補正について12月議会で行うことはできなかったのかの問いに、契約内容の変更について事前に見通しが立てば12月補正で行えたが、リース内容の変更の見通しがおくれ、3月議会の補正となったとの答弁。

家具転倒防止事業の減額内容と在庫状況はの問いに、申請数が少ないため減額となった。在庫数はL型金具634個、ベルト9本、チェーン7本、ポール6本との答弁。

愛知県は家具転倒防止に関する啓発事業を推進する中で、家具の固定推進員を派遣するなどの計画をしているが承知をしているかの問いに、承知はしてないが、県の担当課に確認し、効果的であれば市民に紹介していきたいとの答弁。

防犯対策費235万1,000円の減額理由はの問いに、平成26年度当初防犯対策費830万円であったが、4月1日の入札の結果、594万1,000円で落札したためとの答弁。

議案第23号では、衣浦東部広域連合の単独経費について、昨年と比較してどのような状況かの問いに、昨年に比べ機能別分団員の報酬及び費用弁償で100万円計上したとの答弁。

機能別消防団員の募集状況はの問いに、団長会、消友会、消防団OB会、市の職員を対象に説明会等を実施との答弁。

消防団の入退団式を1カ月後に控え、募集の動きが遅いのではないかの問いに、このような事態となり率直に申しわけないと思うとの答弁。

消防団強化法第8条に、消防団は地域防災に欠くことのできない存在と明記されている。費用弁償等の処遇を改善してでも募集強化をすべきではないかの問いに、費用弁償額7,000円と国は示し

ているので、この額に近づけるよう努力をしたいとの答弁。

機能別消防団の非常時の指揮系統はの問いに、災害本部づけで市長が命令し、自主防災会に支援、避難場所の物資の配給などを行うとの答弁。

自主防災会活性化事業の防災リーダー養成講座の内容はの問いに、昨年度の例としては、2日にわたり講演会、HUG、ワークショップなどを行ったとの答弁。

リーダー養成対象人数及び研修にかかる費用はの問いに、基礎講習を受け、各町内の防災マップに従いまちを歩き、避難路を決めてもらう。31町内会全ての参加を目的とし、費用は約70万円との答弁。

被害予想調査は昨年度県が公表した被害想定を踏まえて行うのかの問いに、県の被害想定では、建物の倒壊率を昭和56年以前の建物を集計しているのみで詳細が不明。液状化に対しては、既に実施している近隣市の被害想定と整合性をとりながら行うとの答弁。

岡崎市は宝永地震マグニチュード8で試算している。知立市の想定はの問いに、三河9市1町で協定をしており、各状況も異なるが、近隣市と比較しながら想定をしていくとの答弁。

先日火災で亡くなられた方がいる。自主防災会の火災への対応はの問いに、火災に関しては衣浦東部広域連合になるが消防団強化は進めていくとの答弁。

火災報知機の普及に関して自主防災活動の中に織り込んでいくべきではの問いに、役割分担があり火災に関しては消防になる。大規模災害以外の通常の防災面では風水害、火災などへの対応の比重は高いと認識している。今後、消防署との活動協力を進めていきたいとの答弁。

ちりゅっぴを活用したシティプロモーションはどのようなものかの問いに、キャラクターを1つの起爆剤として各種施策を展開。知立市の魅力を売り込んでいくとの答弁。

地方交付税交付金の額は平成27年度予算にどのように反映されているかの問いに、増税分につい

ては、社会保障財源分として交付されており、平成27年度は、試算上4億5,911万8,000円となり、社会福祉、社会保険、保健衛生費に充てるとの答弁。

地方交付税額が据え置きとなっているが、根拠はの問いに、市税の伸びはあるが、標準財政需要額も増加すると見込まれるため、前年度と同額としたとの答弁。

公共施設のあり方調査研究負担金320万円の内容はの問いに、一般財団法人地方自治研究機構と共同で調査を進めるもので、平成26年度も採択され、平成27年度も申請の結果採択となった。市が単独で実施するより費用の削減となる。業務の補助もあり2年続けて共同研究を進めることとなったとの答弁。

マイナンバー制度についてどのように進めるかの問いに、平成27年度、12桁の重複をしない個人番号を割り当て、個人番号カード交付申請書を同封した個人番号通知書を送付する。平成28年1月から個人番号カード交付申請のあった方に対し個人番号カードを交付する。平成29年1月から国が情報連携を開始し、7月から地方自治体も情報連携を開始していくものとの答弁。

カードには、住所、氏名、性別、生年月日、顔写真、個人番号が載るが、ICチップは何に使われるのかの問いに、ICチップには、住所、氏名、性別、生年月日、個人番号以外に市が独自で利用できる領域があるので、図書館カードなど自治体が条例で定めて独自で利用することも可能。ただし、プライバシーを侵害するような情報は記載しないとの答弁。

全ての業務を連携できるのかの問いに、番号法に定められているのは、情報提供ネットワークを利用して他の関連機関と情報共有をすることができるとの答弁。

住基カードは無駄だったのではないのか。個人ナンバー制も失敗すれば大きな損害になるのではの問いに、個人番号制度の利便性については、十分にわかっているもの以外に、市民、市政にとってどのようなことができるかを検討していくとの

答弁。

国が個人のデータを管理できてしまうことに悪用の危険性を感じる。セキュリティは万全かの問いに、自治体が個人番号を利用して情報共有をしていく場合は、個人番号を符号化していくので、個人番号がひとり歩きすることはない。搾取や一元化は図れないセキュリティシステムになっているとの答弁。

国は、各関連情報を名寄せして管理することを目的としているのではないかと考える。危険性を重視し個人が制度から抜けることはできないのかの問いに、全ての市民、国民が対象となるので制度からの離脱はできないとの答弁。

自主防犯ボランティアとして年に101回以上活動した場合、4万円の補助が出ているが、対象団体はどのくらいかの問いに、自主防犯ボランティア団体は45団体あり、実際補助を受けている団体は38団体あるとの答弁。

青色防犯パトロールカーを持って活動している団体は谷田町1町内会しかない。8年が経過し、年間200回以上実施しているが、どのように評価されるかの問いに、年間200回以上実施している団体は多数ある。報奨金4万円を支給している団体は1団体。2万円を支給している団体は11団体近くある。日夜活動をしていただき、頭の下がる思いである。市の委託で全市域をカバーすることは難しく、大変ありがたく、感謝をしている。今後とも継続をお願いしたい。パトロールの回数と報奨額との間には乖離があり、今後、活動意識の面も含め検討すべきと考えるとの答弁。

教育委員会の人数は何人になるか、また、地域の意見を取り入れるという点で区長などを教育委員会の委員とする考えはあるかの問いに、今回の改正で委員数は4人になった。また、知立市の規模から増員は考えていない。いろいろな立場の方々の意見を聞くことは重要だが、教育委員に入っていくのではなく、事業として広げていきたいと考えるとの答弁。

教育委員会行政評価について、図書館祭りで一次評価と二次評価で差が生じているがなぜか。一

次評価は担当者、二次評価は課長が評価をしているためだが、そこで生じた差については面談を通じ具体的な方向性について話し合っていくとの答弁。

荒新切遺跡保存用地整備委員会での整備計画案は議会へ報告されるのかの問いに、地元への報告をするタイミングを見て議会にも報告をしていくとの答弁。

文化財保存事業の内容はの問いに、知立市指定文化財絵馬、花絵馬、阿弥陀如来像の修復に対する補助であるとの答弁。

猿渡小学校のグラウンド整備工事の工期はの問いに、はっきりとは決まっていない。他校の場合も11月から行っているので同様の期間からの開始と考えられるとの答弁。

野外教育センターの運営について、収入は1割に満たない。お金をつぎ込み改善するのか、また手放すかの検討はの問いに、小・中学校の山の学習目的で設置した施設でもあり、営利目的ではない。維持管理費に1,500万円、施設も古いので、施設のあり方検討会で検討するとの答弁。

議案第30号では、国の地域住民生活支援等緊急支援事業の活用を図る中、地域創生先行型の対象事業とその目的はの問いに、地方公共団体による地方版総合戦略の早期、かつこれに関する優良施策等に対して補助することを目的とするものであり、知立市においては、子育てしやすいまち、住みやすいまちを地域内外の若者にPRすることを目的に活用する。ホームページシステムの改修費に充てるとの答弁。

ホームページシステム開発に当たり、リニューアルする内容の概略はどのようなものかの問いに、ウェブサクセスアビリティへの対応、文字フォント、画像、色彩などを考慮し、年齢、身体的な特徴を念頭に置き、多くの方々に利用していただけるよう、ソーシャルネットワークサービス、スマートフォン等への対応も検討していくとの答弁。

フェイスブック、ツイッターへの対応、SNSとの連携はの問いに、SNSとの連携の詳細の検討はまだできていない。ホームページの内容はソ

一シャルネットワークで情報発信していくとの答弁。

まち・ひと・しごと創生事業を進める中、国の地域住民生活等緊急支援事業の活用を図ることだが、平成27年度予算に計上がなく、今回の補正において総合事業策定事業費29万1,000円があるが、この程度の予算で総合戦略策定は可能かの問いに、予算的には少額だが、事務費、消耗費、連絡調整のための旅費等の中、地域の特質に合わせた総合戦略を職員でつくり上げていくとの答弁。

以上をもちまして、本分科会の所管とされました議案の審査は全て終了し、平成26年3月17日、午後2時53分に閉会いたしました。

以上をもちまして、予算・決算委員会企画文教分科会の報告を終わります。

〔企画文教分科会委員長 降壇〕

○田中委員長

次に、市民福祉分科会委員長 稲垣委員。

〔市民福祉分科会委員長 登壇〕

○市民福祉分科会委員長

それでは、平成27年度3月議会予算・決算委員会市民福祉分科会の報告をさせていただきます。

本分科会は、平成27年3月16日月曜日、午後2時26分より午後4時59分まで、また、3月17日火曜日、午後3時より、第1委員会室において委員7人全員出席のもと開催されました。

本分科会に付託されました案件は、議案9件であります。主な審議内容について報告させていただきます。

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第6号）では、予防接種事業で2,389万4,000円が減額となっている。その内容はの問いに、予防接種委託料の総額2億776万8,000円のうち、水痘ワクチン4,265万4,000円を計上したが、実績見込みは2,410万2,000円となり、不用額1,855万2,000円が発生、その他、子宮頸がんワクチンの不用額など減額補正となったとの答弁。

三種混合ワクチンで期限切れ接種があったが、期限切れ接種により抗体がつくのかつかないのか、また、検査はの問いに、ワクチンの期限は2年。

最大で32日ほど期限が経過。通達等では期限切れといっても即座に効果がなくなるものではない。追加接種等を行う必要はないと記載もあり、そのように考えていきたいとの答弁。

保健センターのチェックで期限切れが判明したわけだが、接種した医療機関では期限切れに気がついていなかったのか。予診票に有効期限を記載するようにしますと書かれている。接種した子が亡くなってしまうことも考えられる。ペナルティーは科すのかの問いに、医療機関では気がついていなかったと理解している。また、ペナルティーは今のところ考えていないが、他市を参考に検討したいとの答弁。

予防接種の委託が3,019件、三種混合ワクチンは何人が対象かの問いに、平成24年11月より四種混合ワクチンができ、三種混合ワクチンから新しく生まれた赤ちゃんは生後3カ月になると四種混合を接種していく。三種混合から四種混合に変ってきたため、ほとんど需要はないが、三種混合で開始した子は4回の接種を三種混合で接種していく必要があり、既に始まってしまった子のため、平成26年度予算は112件で委託単価7,117円の計79万7,104円を予算化した。平成26年度の決算見込みは、212名で150万8,804円の委託料が発生しているとの答弁。

子宮頸がんワクチンで副反応のおそれがありが2人みえる。現在の症状はの問いに、個人のプライバシーもあり、大まかなところであるが、1名はかなり重篤で、いろんな症状が出ており、入院もされている。あと1名は学校へも行けているが、いろいろな痛みがあり、欠席したり、早退したりしていると聞いているとの答弁。

どのような経緯で発覚したのかの問いに、市内の診療所から、そういう人が出ているとの連絡があった。医師からは、副反応ではないと考えていると聞いている。保護者から、何とかならないかと電話もあり、来所もされた。現在は訪問し、症状の確認をしているとの答弁。

副反応についての厚生労働省の動きはの問いに、平成26年10月29日、第11回厚生科学審議会予防接

種ワクチン分科会副反応検討部会で、平成26年3月末現在2,475件の報告があり、その後の症状について追跡調査を強化していることを確認しているとの答弁。

副反応もさまざまで、確かな証拠もつかめていない。模索している状況。碧南市は調査を行っており、名古屋市も予定している。治療費を給付するための救済制度を設けるなど、知立市として今後どのように見守っていくのかの問いに、調査は前向きに検討していきたい。医療費助成については、近々近隣の10市で会議が行われる。近隣の考え方を勉強し、刈谷医師会の刈谷市、高浜市と方向性を合わせていきたいとの答弁があり、自由討議はありませんでした。

次に、議案第19号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第21号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑、自由討議はありませんでした。

次に、議案第23号 平成27年度一般会計予算について報告させていただきます。

新商店街推進計画策定事業に至った経緯はの問いに、平成26年7月1日に知立市中小企業振興会議から駅周辺のにぎわいを維持するため商工会から駅北の商店街を再編する話があったとの答弁。

新商店街推進計画策定事業について6つの商店街とはどこか、また、知立市商業団体等事業費補助金交付要綱に基づき商工会が実施するということかの問いに、駅北のUFJ銀行通り発展会、駅前発展会、新駅通り発展会、本町発展会、銀座商店街、中央通り商店街6つと新地通り発展会を計画に入れるかどうか、今後商工会で決め、商工会へ補助金を交付し、実施するとの答弁。

商工振興費としてさまざまな予算が計上されている。国では規模企業振興基本法が施行されたが、当市の取り組みと状況はの問いに、平成27年度から中小企業振興として新たに創業支援をしていく予定。国の産業競争力強化法に基づく創業者支援事業計画を策定。関係機関が連携し、創業支援事業者として創業者に対する支援を実施していくと

の答弁。

J Aを中心として農業振興に取り組んでいる中、地域からマコモなど栽培されている。今後、農地の保全と農業振興に取り組む必要があると思うが、市としてどう考えているのかの問いに、担い手不足や高齢化など課題も多い。米の生産等見直しがある中、安定した農業を目指し、後継者の育成を図り発展させていきたいとの答弁。

国の予算しかない。市としてどう取り組むのか、共同のテーブルを持ちたいとの問いに、経営所得安定対策の支援のみであるが、農業経営士との懇親会やイチゴ農園やマコモダケ栽培など特産品づくりに支援を考えたい。また、子たちに農業に関心を持っていただける企画等、今後農家と相談し農業振興に取り組んでいきたいとの答弁。

昨日、63歳、86歳の親子世帯で火災が発生し、1名が亡くなられた。こうしたこともあり、日中独居の方も緊急通報装置の設置対象者に拡大できないかの問いに、要綱では、①おおむね65歳以上のひとり暮らしの者、②65歳以上の者で、その同居者が障がい者であるなど、緊急時の対応が困難な者しかいないもの、③身体障がい者のみの世帯に属する者、④前号に準ずる世帯に属する身体障がい者、⑤要介護認定を受けている者で日中または夜間に長時間にわたり独居となるものと定めているが、高齢化が進んでいる中、今後研究が必要と考えるとの答弁。

心身障害者扶助料支給事業の予算が7,416万円と、前年と比べるとかなり減額されている。その積算内容はどうかの問いに、平成27年4月から7月までは平成26年度決算により支給額を定めており、8月以降は所得制限を課した中での支給となり、25%程度が課税世帯となることを予想し積算したとの答弁。

平成26年度当初予算は8,133万円であったが、条例改正により所得制限や年齢制限を設けた結果、減額が生じた。一方で、支給単価を近隣市並みに引き上げたが、プラスマイナスの中での状況はの問いに、平成25年度決算額は7,598万4,300円、平成26年度見込額は7,935万4,000円程度、このこと

より、平成27年4月から7月までは2,645万1,000円程度、平成27年8月以降は1,524万8,000円増額が見込まれ、減額分25%、4,300万円程度積算している。これらを合算した数値が7,416万円となるとの答弁がありました。

第2次健康知立ともだち21計画が示され、知立市の自殺率は県レベル、また全国レベルでもかなり高い数字になっている。平成24年度4.3%で19人、平成23年度が4.9%で20人となっている。年齢別はどうかの問いに、自殺の年齢別資料は手元にない。自殺者数は、平成25年度は11人となっており、落ちついた形になってきたと考えている。自殺率は、若いまちであり、死亡する人が少ないということで自殺率が高くなってしまう部分もあるが、自殺率が高くていいという理由にはならない。そういうこと、部分もあるということも理解していただきたいとの答弁。

健康マイレージ事業は、昨年、愛知県で開始され協働実施市としてあげられた部分がある。田原市、あま市、尾張旭市なども、あさひ健康マイスターという形で広げられている。当市も10月施行に向け内容等の検閲中と聞くがポイントの換算など平成27年度から始めて、どれくらいのスパンを考え、いつまでの事業としているのかの問いに、毎年度予算をつけ、やっていくものと考えているとの答弁。

短期的に終わったところや市独自のものとして継続しているものいろいろあるが、健康づくりを中心にポイントをつけているということで、短期ではなかなか結果が出ないと思う。対象が18歳以上ということで、高齢者の方から若い世代までかわり方を企業や町内会で広めていただき、県のまいかで、知立市はちりゅっぴ、カッキーなどイメージキャラクターを中心にした磁気的なカードなど、内容は決まっているのかの問いに、カードについては、県のまいかを使いたいと思う。ちりゅっぴやカッキーのシールを張るぐらいの変更はできると思うが、県に確認はとれていないとの答弁。

火葬場待合室改修事業の工期は、また、工事中

は工事車両が出入りし、待合室は使用できないと思うが、どう対応するのかの問いに、約1カ月を予定。入り口から左側の待合室を今回工事する。トイレと右側の待合室は使えるようになっている。工事車両については、危険のないように注意して進めるとの答弁。

中日新聞に日進市の樹木葬の記事が出ていた。火葬場について、豊明市との話し合いがなくなってしまった。今後は知立市単独で火葬場を建設するのか、また、市民墓地建設はどういう形で進めていくのかの問いに、知立市単独でということは、土地を確保するというものが非常に難しい。現在の逢妻浄苑の北側にある公園とゲートボール場に新たな火葬場を建設していくことも考えられる。しかし、火葬場をとめ、建設することはできない。現在の火葬場を稼働しつつ建設できるのか、これから研究したいとの答弁があり、自由討議はありませんでした。

議案第24号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計予算について、主な質疑について報告します。

国民健康保険税の納税者数と前期高齢者の人数はの問いに、現在の被保険者数は9月末現在で1万4,518名で、平成27年度予算では1万4,650人を見込んでいる。前期高齢者数は5,539人との答弁があり、自由討議はありませんでした。

次に、議案第27号 平成27年度知立市介護保険特別会計、議案第28号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計、議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第7号）、議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第1号）につきましては、質疑、自由討議はございませんでした。

以上をもちまして、本分科会に付託されました案件の審査は全て終了し、午後4時54分に閉会いたしました。

これもちまして、予算・決算委員会市民福祉分科会の報告とさせていただきます。

〔市民福祉分科会委員長 降壇〕

○田中委員長

次に、建設水道分科会委員長 池田福子委員。

〔建設水道分科会委員長 登壇〕

○建設水道分科会委員長

予算・決算委員会建設水道分科会の報告をいたします。

本委員会は3月12日、委員会終了後、委員全員出席のもと開催されました。

審査結果を御報告します。

議案第20号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第22号 平成26年度知立市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第25号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計予算、議案第29号 平成27年度知立市水道事業会計予算、議案第31号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第1号）、議案第33号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の7件については、質疑、自由討議はありませんでした。

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第6号）については、公園緑地費、才兼池整備事業、これの総計は幾らか、なぜ減額になったかとの問いに、請負差額で減額となった。3年概算で5,300万円との答弁。

池を1周散策できるとあるが、他のPRはあるのかとの問いに、路面散策、水の循環利用、かきつばたが息できる池を設けたいとPR。また、イチゴ農園との連携も考えたいとの答弁でした。

自由討議はありませんでした。

議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算について、土木課建設企画係の所管として道路維持管理、市道と県道同時期にパイプ等の破損があった。市道はすぐ対処してくれたが県道部分は放置された。道路パトロールはどうなっているかとの問いに、県道は原因者が特定できないとのおけることがある。しかし、緊急の場合は早急に対処している。道路パトロールは公園パトロールと一緒に午前は道路、午後は公園、毎日報告書を作成。内部決裁し、必要とあらば県にも報告しているとの答弁。

道路維持補修事業とはとの問いに、各町内会からの要望工事費で、おおむね100本程度であるとの答弁。

環境保全向上対策事業の多面的機能とは何かとの問いに、平成27年度より法制化、農地、水保全管理支払交付事業からの名称変更である。具体的には西中地区自然を守る会、八ツ田町美化向上隊の2カ所、草刈りや水路施設、農業施設等の維持補修を通じ、地域、子供会、PTA等との意識高揚に役立てている。

まちづくり課の所管として、上重原北部地区土地利用計画調査事業の委託業務とは何かとの問いに、区画整理設計見直し、説明会、個別面談などで実施していると答弁。

当地区は近隣にトヨタ系企業の集約、交通の便もよい。今後の市の考えはとの問いに、大部分は農振農用地であり、農振除外の手続のため、国・県との協議開始を予定している。平成27年度は地元との合意形成を図る重要な時期と考えていると答弁。

民間業者にとっても魅力ある場所、企業誘致、県の構想であるコンベンションセンターなど土地利用計画はあるのかとの問いに、県は、まだ現実化していない。今後の土地利用の1つとして参考にしたいと答弁。

駅周辺北再開発、にぎわい、再開発ビル、知立のランドマーク、産業ゾーンなどのまちづくりのプランニングはあるのかとの問いに、具体的計画はまだであるが、人が集まりやすい便利な空間を考えているとの答弁。

店舗の移転状況はどうかとの問いに、移転は32店舗。そのうち建物所有と商業者が同一なのは3件、1件は再開発ビルで継続、2件は廃業、住宅との複合ビルであり、家賃の問題が大きいと思われると答弁。

駅周辺の経済効果について試算はしたのか、また、再開発ビルも含め、駅前広場、駅前公園、道路の活用など総合的に考える必要があるかどうかとの問いに、試算はしていないが、今後は駅前広場、駅前公園、知立南北線整備など一体的整備が

必要でデザインや利用形態など市民の声を聞く場をつくっていききたいと答弁。

県は新たに企業団地を募るとのことだが、アンケートの結果はあるのかとの問いに、反対は3分の1、迷っているが3分の1、今のままでよいが3分の1、単なる企業団地化は難しいと考えているとの答弁。

都市開発課の所管として、連続立体交差、経済効果、負担軽減、透明性確保、事業費削減など問題が多い。国の直轄事業の見直しという話があるが承知はしているのかとの問いに、直轄事業の見直し動向は把握していないと答弁。

国・県にもっと働きかける必要があるのではないか。待つ姿勢ではだめではないかとの問いに、大切なことだと感じているとの答弁です。

リニアを追い風と考え、三河八橋駅までの複線化をどうするかとの問いに、可能だと思うが負担は未知数、豊田市長からの話はないとの答弁。

市道を県道に格上げする影響はどうかとの問いに、区画整理で施行する南北線については県から4分の1の負担金があるとの答弁。

透明性の確保はどのような効果があると思うかとの問いに、競争性を高め入札効果がある。年に1回、関連団体と国へ要望書を提出しているとの答弁。

都市計画課の所管として、野外彫刻プロムナード事業15周年記念として彫刻6体を松並木に設置とあるが、景観に合わないのではないか。今後、平成38年まで継続する必要があるのかどうか。歴史にかかわるもの、市教委との連携で市主導で要望を明確に前面に出していくべきではないかとの問いに、今後、駅周辺整備に合わせ駅周辺にも広げたい。抽象的作品ではなく知立市ゆかりのある作品を設置したいとの答弁。

花園八橋線整備事業について、逢妻男川橋梁、豊田市との関係はどうかとの問いに、道路幅員豊田市側18メートル、知立市側16メートル、負担割合は豊田市53%、知立市47%、構造上の問題は無いとの答弁。

明治用水緑道の横断部分は地下道かとの問いに、

平面交差で考えているとの答弁。

八橋市民農園はどうかとの問いに、経済課と協議。用地買収で1部は影響するが、完全になくなるわけではないとの答弁。

知立環状線整備事業、平成30年完成とあるが進捗状況はどうかとの問いに、用地買収は平成25年5件、平成26年4件、平成27年5件を予定している。難航が予想されている物件はないとの答弁。

本郷知立線の進捗状況はどうかとの問いに、愛知県が用地交渉をしている20件中5件は済んでいる。平成26年度は5件物件調査を実施している。

自由討議はありませんでした。

以上で、予算・決算委員会建設水道分科会の報告とさせていただきます。

〔建設水道分科会委員長 降壇〕

○田中委員長

これで分科会委員長報告を終わります。

ただいまの企画文教分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの市民福祉分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの建設水道分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから各議案の審査に入ります。

議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号について、挙手により採決します。

議案第18号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第18号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号について、挙手により採決します。

議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第19号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号について、挙手により採決します。

議案第20号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第20号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号について、挙手により採決します。

議案第21号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第21号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 平成26年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号について、挙手により採決します。

議案第22号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第22号 平成

26年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

まず、今回の平成27年度の一般会計予算、第6次総合計画の具体化という予算であります。

しかしながら、平成26年度の追加補正の中で、総合戦略策定ということも言われておるわけで、この追加補正については、この平成27年度予算と一体的なものであるわけですよ。総合計画が策定をされたという中において、これから総合戦略の策定、相反するものではないというふうに私は認識しますけれども、どのような関係の中で位置づけられてこれが策定をされていくのか、その辺についての基本的な考え方をお知らせを願いたいと思います。

○企画部長

総合戦略の策定ということでございます。総合戦略のほうの中では、大きく人口減少を伴う、いかに人口を維持していくかということが大きなポイントとなっております。総合計画においても、やはりそういったことが述べております。共通するというのもございますので、まだ総合戦略については、今後どのような計画を策定していくかということが、まだ今の段階では発表できることはございませんが、十分その共通した認識というものを持って計画策定に当たっていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

地方創生ということが言われるようになりまして、各地方自治体にもその総合戦略ということが言われてるわけです。

とりわけ、国のほうの資料を見ますと、国の長期ビジョンと、2060年この時期においても人口を1億人を維持しようというような内容になっているわけですね。それに基づいて各地方の中で総合戦略を立てようということでありました。そして、

総合計画の中でも人口問題がこの場所でも大変議論をされて、積極的な目標を掲げるべきではないかというようなことも言われたわけです。

しかしながら、その中で、昨日の委員会等では執行部の皆さんは、そうは言いながらも、今、総合計画も文字どおりそういう中身があるんだということを言われましたけれども、知立市における合計特殊出生率、これについて承知をしていないというような内容もあったわけですね。

ですから、そういう点では、総合戦略並びに総合計画ありますけれども、知立市で人口を維持するということになりますと、今議論されている大きな中身は、まず鉄道高架が上がる、その事業効果を上げる。そのための北の再開発もやる。さらには事業効果を上げるために南土地区画整理事業も平成28年度の事業着手をしていきたい。さらに西新地の開発と。まちのにぎわいを取り戻すんだと。さらに事業効果を上げようということが盛んに言われておるわけですが、その発想の中には、知立市に定住する人口をふやそうということ、そのこと自体は私はいいいことだというふうに思いますけれども、ついこの間まで言われていた都市間競争の中で、人口を奪い合うような、とにかく住んでもらおうという中身だけではだめなんだということが地方創生の1つの人口維持の中身であるわけです。

そうしてみると、知立市においても合計特殊出生率をいかに上げていくような施策を打ち出していくのかということが大きなポイントになってくるといふふうに私は思いますけれども、その点はどう認識されているでしょうか。

○企画部長

合計特殊出生率というのが委員会の中でも1.79というのがすぐに出ませんでした。事前には少し勉強はさせてもらったんですが、その場で焦りまして、資料がすぐなかなか出なくて、大変申しわけございません。

この1.79が今後、国のほうが考えております、最低でも1.8程度にまでもっていくということに関しまして、当市においては今現在1.79でござい

ますので、この0.01伸ばすに当たってどのような形の施策とかいうことを考えていく中で、今、佐藤委員のほうで御紹介いただいた駅前の再開発と申しますか、再整備、それに基づく多くの方々がそこにまた住んでいただけるものと。また、開発により知立市のほうのにぎわいの中で、多くの方が魅力を感じていただけるというふうに信じております。当然それまでには随分まだ時間もかかるかと思いますが、私どものほうとしては、この駅前が1つのきっかけとなり出生率のほうも間違いなく上がってくるものではないかなというふうに私は考えております。

○佐藤委員

私は、そのことを否定するものではありません。その可能性は当然あるかというふうに思いますけれども、しかしながら、一般質問の中で中島委員のほうから、こうした問題で、人口を定住人口をふやすために、よそから奪い合うそういうものではないよという指摘もあったわけで、その点では、いかにこの地域の中に住んでもらうということは前提で皆さんと共通してますけれども、いかに合計特殊出生率を上げるようなそうした子育て支援を充実をさせていくのか、それも1つの課題と。私どもは、そのために少なくとも安城市並みに子供たちの医療費のせめて入院無料化、これを850万円ですか、900万円ですか、その程度であればできるということも含めて、知立市はいいところだということを含めて、ただ単に箱物をつくったりすれば人が集まってくるというものではないと。否定はしませんけれども、そうした観点も強く打ち出していくことは私は必要ではないかというふうに思うんですね。

ですから、今までさまざまもちろんこれは国の政策との関係の中であるからね、そう知立市だけがやったからどうかということはありませんけれども、少なくとも知立市において、また、全国の総合戦略を策定していく過程の中で、そこに光が当たっていて、全体として効果を上げていくということがとても大切なことだなというふうに私は思いますけれども、知立市だけがよくなったって、

それは全体としては人口減少はとどまらないという関係の中で、そういう観点であるならば人口を奪い合うという、こういう発想の中でしか視野が大変狭くなるのではないかという点で、私はそう思いますけども、そんな認識はお持ちでしょうか。

○企画部長

私も佐藤委員と全く同感でございます。やはり都市間で人口を奪い合うということになりまして、各市がいろんな施策を考えながら当市のほうへ、当市のほうへと引っ張り合うということになりかねません。やはりそれには国のほうの施策がどこに住んでいても同じような、例えばいろんなものの無償化とか減免等ですね、そういったものを考えると、各市の施策で各市が独自というよりも、国のほうが共通した施策を考えていただく中で、さらにまた知立市の特徴をというようなことを考えるべきかなというふうに思っております。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

そこで先ほど企画部長は、都市間競争というものについてだけではだめなんだと、知立市だけがよくなるとか。全体として底上げをする。そこには国の役割があるということも言われました。そのとおりだなというふうに私も思います。

と同時に、地方が前に出て国を動かすということも必要な側面だなというふうに思います。今、通常国会がやられておりますけれども、全国の中で県レベルでの30人学級などを含めて実施をして自治体もあるわけですね。この前の紹介した山形県とか含めて、各市でそういうものがあります。そうした全体の地方自治体が国がその方向性を1年しかやってないですかね、方向性をしっかりと示さない中でも地方自治体が頑張ると、そのことをもって通常国会の答弁の我が党の質問に、35人

学級の推進について安倍総理は、極めて前向きな答弁をしました。そのことをもって私どもは、さらに運動を強めようということですが、相互の関係だなというふうに私は思います。

しかし、その結果として、全体として底上げなければ人口1億人程度を維持し、地方創生という形にはならないだろうというふうに私は思うんですよね。そのことはお互い共有できると思えますけども、よろしいでしょうか。

○企画部長

私も、ほんとに佐藤委員と同感でございます。

○佐藤委員

そうした点では、大変財政状況が大型事業がめじろ押しというようなこともあって、ともすれば先ほど私どもが提案しているようなことについては優先度が低いのかなということで退けられてしまうような状況もあるわけですが、今度の地方創生、そうした流れを見たときには、その一言でもって退けるということではなくて、真摯に検討することがやっぱり求められているのではないかなというふうに私は思います。

答弁ができるかどうかわかりませんが、単純にそういうことだから退けるということではなくて、こうした地方創生や将来人口の維持、少子化対策、これがクローズアップされてるときにそうした問題もしっかりと視野に入れることは大切なことだというふうに思いますけども、副市長、この点はどうですか。

○清水副市長

限られたといいますか、先ほどのお話で言えば、人を取り合って自治体間競争という、こういうことは全体から言えば、いい結果を招かないだろうということは私も十分認識をするところであります。

ただ、私どもの第6次の総合計画にいたしましても、やはり知立市の継続的な安定的な発展といいますかね、そういうものを見据えたときには、やっぱり一定の安定的な人口を確保していくということの中で、そのためには御質問者も御指摘の子育て環境をしっかりと整えていく、そういったこ

とも十分やっていかななくてはいけないということだと思います。

そういったことを進めていけば、これは一定のそういった施策を横並びにすれば、各市の施策の優位性とかそういったものはおのずと出てくるのではないかなというふうに思うわけです。この本会議の中のいろんな議論の中にも、やはり横並びはいいとはいいませんけども、一定のそういう水準を確保するにはそういうことだろうというふうに思います。また、そういう少人数学級35人学級については国が全国のことでの教育レベルだとかいろんな学校教育のそういう安定的なところを目指しての一律というか一定の施策をとられるのは、これはまたそれで別のことだというふうに思います。

いずれにいたしましても、私どものほうとしては、先ほど申し上げましたように、知立市のこれからの継続的な安定的なものを目指すには、やはりそういった人口の確保、とりわけ今言われておりますのは、29歳から30歳代、出産、そういったことを考えられる、そういうことが期待される若い人たちの魅力、そういったものをしっかり備えたそういうまちづくりも考えていかななくてはいけないのではないかなというふうに思います。

○佐藤委員

私、そのことを否定してるわけではないです。しかしながら、新たにそうした策定も求められるという中で、優先度が低いというだけで、それを歯牙にもかけないということは改めてほしいなことだけは言っておきたいというふうに思います。

それと同時に、やはりこの地域における経済の問題でも地域間の中で循環型の経済を全てできるわけではないですけども、そうしたものをどうして構築していくかというようなことも当然必要だろうと。市の公共調達の面において、私も以前紹介しましたが、前橋市の公契約基本条例の中では法的に義務づけることはできませんけれども受注したところが前橋市の市内企業から原材料も調達するような仕組みを構築しながらそうい

うこともやってるんですね、地域経済を活性化させようということもやられてるんです。

ですから、知立市がそれをやっただけではかわない話だけれども、少なくとも知立市で生み出された富は知立市で消費されて知立市に還元されていく、そうした仕組みをとるためにも、そうしたことが必要ではないかなと、そうした基本的な考え方として皆さんもその努力はされてるんだろうと思いますけれども、そうした点での言及は今までなかったわけで、そうした取り組みをぜひ私はやってほしいなというふうに思ってるんです。どうでしょうか。

○総務部長

公契約というところまでいくと一足飛びにいくということはなかなか難しい。今後も検討の課題ということは認識しておりますけれども、地域経済という観点でいきますと、やはり経済の規模等がありますので、知立市だけの規模というのは非常に小そうございます。ですから、知立市の経済そのものがどういう形で支えられておるかというのは、この西三河一体の経済基盤の中で支えられていると、そういう観点の中で知立市が知立市としてどうやって経済を維持して発展できるかということを考えていく必要があるのかなと。

そういった意味でいくと、やはりできるだけ自治経済内で調達できるものは自治経済内で調達すると。知立市内で調達できるものについては調達する。これは基本的には賛成でありますし、今後もそういったことは進めていきたいし、総合評価の中では本年度実施した中では、1つ紹介いたしますと、下請には知立市内の事業者を入れていただきたいと。入れていただいた場合についてはポイントをあげると、そんなようなことも努力をしております。それについては、今後とも知立市の中でできるだけ成り立っていくような、これについては契約含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

○佐藤委員

それで、今、東日本を含めて東京オリンピックというようなことから建設に携わる労働者が今ま

でどんどん公共単価もずっと下がりぎみの中で、やっと少し上げようという国はなりました。

しかし、これは必ずしも入札の結果の中で、それが保障されているものではないという中で、建設労働者がどんどん激減をしていく、そんな中で、東日本でも被害が生じたと、復興だと、東京オリンピックだというような中で、建設労働者が足りないということを含めて、大きな問題と課題になる中で、公共労務単価について国は上げる努力を各企業にも自治体にも求めているとおりですね。

しかし、求めているも知立市はここまで総合方式ということで私ども求めてきて明らかにされるわけですけど、しかしながら、この公共工事の設計労務単価と入札の関係で見ると、全てじゃないですけども、業種によっては、職種によっては50%台というようなものもあるんですよ。総じて70%台とか80%台というような中であります。

昨今、トヨタを初めとした大手の自動車会社などは賃上げだと、ボーナスも6.8カ月ですかね、大変大きい額が提示されたわけですけども、しかし、これが中小だとか組合があればなっていくわけです。

しかし、建設労働者の場合は単純にそういきません。1人親方だとかそういうことで構成される場合が非常に多いわけです。そうしてみると、少なくとも賃上げにかわるものが国が示しているのが公共工事の労務単価なんですよ。しかし、これは入札の過程の中で大きく切り下げられるという関係にあるんですよ。これをいかに担保していくかということも1つの課題だというふうに私は思っております。そういう意味でいけば、それを総合評価ということの中で、ちゃんともっと担保できるような仕組みを私どもは公契約条例ということは言ってますけれども、すぐにはそれはかなわないよというようなことも言われています。しかし、それは踏み出していくべき1つの課題だなというふうに思うんです。九州の直方市でしたかね、市役所が民間活力の活用ということで委託だとかそういうことがどんどん大きくなっていく。しかし、その中でちゃんとするためには、公契約

条例をつくらないかと。劣悪なサービスや劣悪な労働条件にしてはいけないと。市はコスト削減のために下におろすわけですよ。しかし、その結果、劣悪になってはいけないなということから、例えば知立市でいけば給食センターで働く皆さん、当初は知立市の時給を担保したけども今どうなってるかわからないというような状況もありますよね。

ですから、やっぱりそういう形で、私どもはほとんど全て民間に置きかえていくということには反対でありますけども、しかし、結果としてそういうことになった場合は、きちっとそういうものをつくって最低ラインを示していくような検討は少なくともしていくことが必要ではないかなと。それは知立市だけではなくて、ほかにも呼びかけながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。  
○総務部長

何でもかんでもいわゆる外部委託ということがいいわけではないということは認識しております。

ただ、一方で、外部委託ということは、委託で民間に出すことによって地域経済が活性化するという側面もございます。ですから、できるだけ地域の仕事をふやしていくためには我々も委託ということ、ある面ではふやす必要が、これは逆の面であります。ただ、何でもかんでも出せばいいというものではない。

それと、今おっしゃったような中で、今回公共工事の労務単価の中で、チェックシートで記載していただいた中では5割程度の単価もあったと、労賃もあったということですけども、これは公共工事の設計労務単価というのは、それぞれの工種の標準的な賃金を示しておるんであって、ただ現場というのは、職方が経験豊富な職人、中堅どころ、若い見習いの人、そういったいろんな工種の方が実際現場で働いておる中で、今回たまたま若い職人もおったというようなことで、一部はそういった5割程度ということもあったんですけど、それはそこに従事する方の経験年数ですとかキャリア、それによって若干違うということはございますので今回こういった結果になったということ

で御理解いただきたい。

ただ、最低賃金を下回るようなことは一切なかったということと、内容については他と比較しても適正であったなというふうには私は認識しております。その他、設計工事の労務単価についても国の見直しに対して私ども速やかに対応しておるということで、今後もこれについては適正なものが現場に反映できるように努力をしまいたいということで御理解をお願いしたい。

○佐藤委員

見習いもおったということで、そういう方たちがおった、最低賃金を下回ることがなかった、これによしというのが今の総務部長の評価ですけども、しかしながら、公共労務単価というのは少なくともそうしたレベルに近づけていくということが大きな眼目の1つで示されているものです、そういう意味でいけば全国どこであっても、ですから、そうした努力を私は求めておきたいなというふうに思うんです。

それと同時に、中小企業振興条例ができて、今回振興会議のほうから商店街の新商店街というものも出されております。しかしながら、一方では、商工会が把握しているだろうと思いますけれども、市役所としてもこの予算の中身を見ると、もちろん頑張っておられると思いますけれども、国施策や県の施策によるものが大変多くて、知立市独自のものというものはなかなか姿が見えてこないというのが私の実感です。

そういう意味でいけば、やはりこれがふさわしいかどうかということは別ですよ、商店やそういうことを含めて市内企業における、例えば知立市が市内企業のある中で下請業者ばかりになってるのか、それとも独自製品を持って特許を持つてる会社があるだとか、すぐれてるものがあるだとか、そういうことの分析や調査もしていただいて、やっぱり伸ばすところは大いに伸ばしながらやっていくというようなことも必要だと思うんですよ。全国でB級グルメだとかいろいろ言われてますよね。例えばそれを市民の方だとか、商店街の方だとか、市役所の方だとか、そういうプロジェクト

をつくってやるとか、いろんなやり方を提案を私どもしていきたいというふうに思いますけども、そういうことは必要な時期にきているんじゃないですか、地域創生ということを見ますと。そんなことを、ぜひ私は求めておきたいなというふうに思います。認識だけ。

○清水副市長

今、御質問者の御提案、そのとおりだというふうに思います。私どももいろんなシティプロモーション等々のそういったことで、今後もしっかり知立市を盛り立てていくということを思っています。

いろんなちりゅっぴのこともそうですけども、知立市の独自のそういったものも商工会等々事業者の皆さんとも相談しながら、そういったものもつくり出していくと、そういうことはこれからもいろんな形で連携をして考えていきたいというふうに思っております。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

○風間委員

1点だけお願いします。

予算書の113、114、115ページに記載があります。監査委員の予算に関して、これは例年どおりの予算編成でよろしいですかね、まず確認させてください。

○監査委員事務局長

平成27年度の当初予算ですけども、例年の予算とほとんど変わっておりません。ただ、1つ財政援助団体の監査に関しましては外部委託で実施していく予定になっております。

以上です。

○風間委員

よりの確な監査ということで外部制度を導入したということで、的確な監査推進に向けて引き続き努力していただければと思っております。

この制度は、地方自治制度においては非常に重要な制度でありまして、法律的には第180条の5の第1項に必置義務として4つの委員会、すなわち教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、人

事委員会が設置してないところの一般市町村は公平委員会、そして4項目に監査委員という形で規定がある制度であります。それで、第195条には地方公共団体の首長が民間選出の人格を別に事務に精通した代表監査を1人、議会から1人選ぶという、こういう規定になっております。それで、その次の条には議会の議員の選出と任期規定が規定されているという状況でありまして、また、第12条を見ますと、この住民監査請求が50分の1以上で請求できるという、大変住民の皆様方にとりましても直接制度の一翼を担っているという大変重要な制度でありまして、これはほんとに的確な監査というのは、毎年毎年、必ず行財政運営に関係して適切、的確、厳格に進めていただかなければならない制度だと思っております。

それで、1つ参考までに、ここ最近、住民監査請求というのはありましたでしょうか。

○監査委員事務局長

住民監査請求というのは、最近ありません。

以上です。

○風間委員

それでは、そこまではいかにしても、市民からの監査請求、あるいは情報開示請求に基づく監査状況の開示の要求等はありましたでしょうか。

○監査委員事務局長

市民から監査に関しての監査請求に関するような照会等はありませんけども、そういうことが起こっている他市町村の事例等は参考にさせていただいております。

以上です。

○風間委員

起こらないほうが安定的に当市の行財政運営は行われているということで、結構なことでありまして、今後も引き続き安定的な行財政運営をしっかりと市民の皆様方に満足の高い行財政運営を望んでおきたいと思えます。

それで、今回この案件で最後ですけど質問したかったのは、今回監査請求する監査事務局の場所が変更になりますよね。その辺の経緯と最終の帰着の状況をちょっと教えていただければと思うん

です。

○監査委員事務局長

今回、平成27年度の4月から4階から2階に移るということになりました。4階から2階へ移る理由というのは、今度財務課と企画課のほうが2つに分かれまして、場所的に4階のほうに移りたいということがありました。監査委員事務局といたしましては、場所の提供という意味で2階においていくことになりました。

以上です。

○風間委員

その事情は理解をさせてもらうつもりなんですが、この監査というのは非常にデリケートな部分も持ち合わせておるわけですよね。だから、的確に監査をしやすい場所選定というのが重要になってくると思うんですよ。

その機構改革の御都合によって非常に人が出入りするようなね、そういうところに配置するというのは、いささか監査の王道から見ますと、少々その辺の確認をしたくなるというのは当たり前の話でありまして、その辺は全体の機構改革のほうから見て、その辺の見解をちょっとお伺いしておかなければならないと思うんですね。いかがでしょうか。

○企画部長

今回、監査委員事務局長が申しあげましたように、機構改革により企画政策課と財務課ができ、現状の企画政策課のところへなかなか配置が難しいということで監査のほうにお願いし、2階のほうへパーテーション等でしっかり囲んだ部屋を設置し、現状4階にある監査委員事務局の部屋がそのまま4階から2階へおりにいくというような形で、周りの全く壁がないとか、通常の私どものほうが行っております、隣の課と何の隔たりもないということではなく、一応パーテーションで仕切って、また、定例の監査に使われます会議室といたしますか、そういったものの確保もしております。

○風間委員

当然配慮をしておいて的確に監査事務ができる体制づくりの上での2階の移行というふうで理解させて

いただきましたので、ほんとに民主主義の原点でありますし、住民参加の直接請求制度の1つに数えられております監査制度でございますので、引き続き的確で安定的で市民に信頼される監査体制に向けて全力投球で当たっていただければと思っておりますし、我々議会の法律で議選で1人という規定になっておる以上は、我々もその責任の一翼を担っておりますし、これは合議制の機関ではなく独任制ですから一人一人が監査委員というのは責任を持たされている現状もありますので、その辺は我々全員が1年交代でなれる可能性というのを有しております監査委員制度でありますから、そういう部分では我々も肝に銘じてしっかりとした体制に臨んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号について、挙手により採決します。

議案第23号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第23号 平成27年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号について、挙手により採決します。

議案第24号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第24号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号について、挙手により採決します。

議案第25号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第25号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成27年度知立市土地取得特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号について、挙手により採決します。

議案第26号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第26号 平成27年度知立市土地取得特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成27年度知立市介護保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号について、挙手により採決します。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第27号 平成27年度知立市介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号について、挙手により採決します。

議案第28号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第28号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 平成27年度知立市水道事業会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号について、挙手により採決します。

議案第29号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第29号 平成27年度知立市水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号について、挙手により採決します。

議案第30号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第30号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第7号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号について、挙手により採決します。

議案第31号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第31号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号について、挙手により採決します。

議案第32号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第32号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号について、挙手により採決します。

議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第33号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

これで予算・決算委員会を閉会します。

午前11時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 27年 8月 5日

知立市議会予算・決算委員会

委員長 田中 健